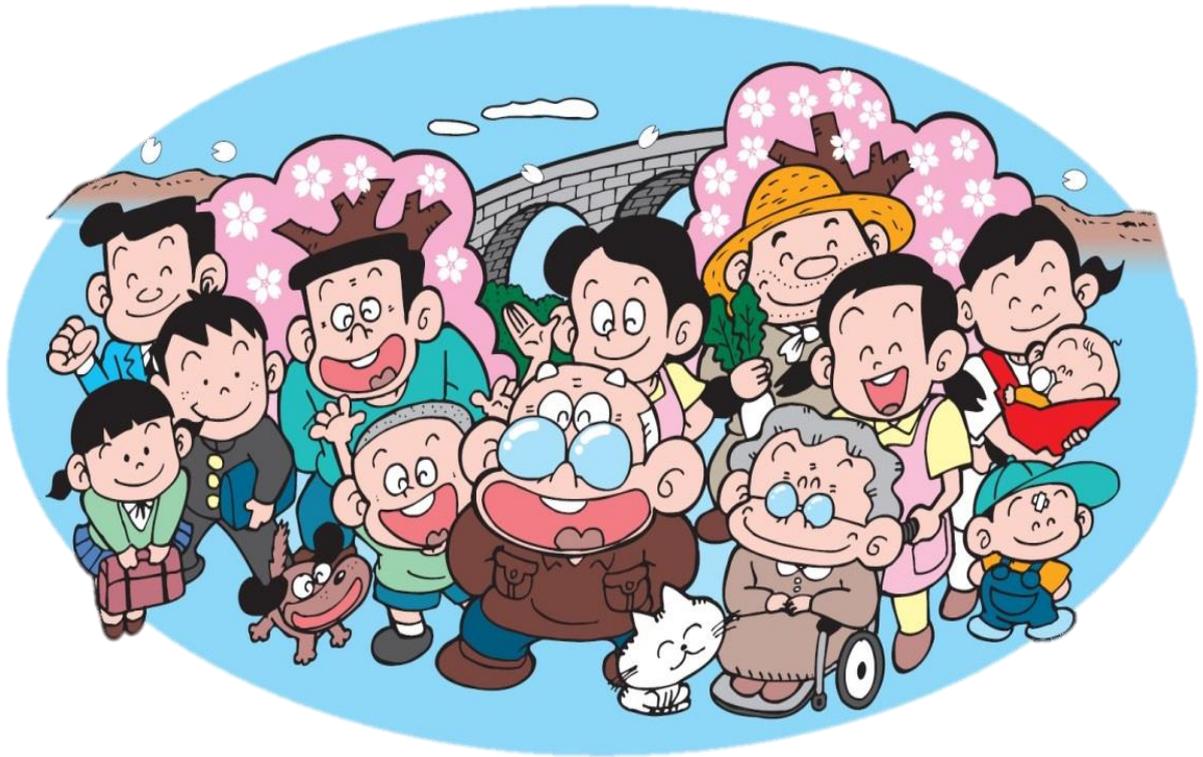


三股町総合福祉計画



令和 6 年 3 月

宮崎県 三股町

ごあいさつ

平素から皆様には本町の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

近年、超少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの変化等により、住民同士のつながりや地域の連帯感が希薄になっています。また、ヤングケアラーや育児と介護が重なるダブルケア、孤立死等の社会問題が顕在化するなど、今まで以上に介護・子育て・貧困・孤立など、地域で発生する福祉的な課題が深刻化していると言われておりますが、本町においても例外ではありません。さまざまな要因が絡み合い複雑化・複合化した課題や制度のはざまでの対応が求められています。



このような社会環境の変化を踏まえ、本町では、平成31年3月に策定した「三股町総合福祉計画」の取組を継承するとともに、新たな課題にも対応していくため、令和6年度から5年間を計画期間とする新たな「三股町総合福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「第4期地域福祉計画」、「第4次障害者基本計画」、「第3期自殺対策行動計画」、「第1期成年後見制度利用促進基本計画」、「第1期再犯防止推進計画」、「第1期重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しており、6つの各計画を整合し連携を図りながら福祉施策を進めてまいります。

また、本町の最上位計画である「第6次三股町総合計画」において目指す将来像「自立と協働が織りなす 元気あふれるまち 三股」の実現に向けて「やさしさとぬくもりにあふれ、みんなが支え合う生涯健康・福祉のまちづくり」を基本方針とし、各施策に取り組んでまいります。

計画の推進にあたっては、「支える側」と「支えられる側」の区別なく、地域住民が役割を持ち支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成します。そして、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら地域で暮らすことのできる地域共生社会を実現できるよう取り組んでまいります。町民の皆様には今後一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ、関係団体や事業所の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました三股町総合福祉計画審議会委員の方々から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

三股町長 木佐貫 辰生

～ 目 次 ～

第1部 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定方法	2
5 「障がい」の表記について	4

第2部 地域福祉計画

第1章 計画策定に関する事項..... 5

1 計画策定の背景	5
2 計画の根拠	5
3 「地域福祉」とは	6
4 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向	7
5 宮崎県地域福祉支援計画 第4期計画	8

第2章 地域福祉に係る本町の状況..... 9

1 人口の状況	9
2 世帯の状況	11
3 要介護（要支援）認定者の推移	13
4 障害者手帳所持者の推移	13
5 園児数の推移	14
6 児童・生徒数の推移	14
7 町民アンケート調査結果にみる本町の状況	15
8 中学生アンケート調査結果からみる本町の状況	27
9 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況	32
10 公民館長アンケート調査結果からみる本町の状況	35
11 児童福祉等に関するヒアリング調査結果	37
12 重層的支援体制整備事業に関するヒアリング調査	37

第3章 第3期計画の実施状況.....38

1 みんなでつながり、支え合う地域づくり	38
2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり	38
3 安心・安全に暮らせる地域づくり	39

第4章 基本理念等.....40

- 1 基本理念..... 40
- 2 基本目標..... 40
- 3 施策の体系..... 41

第5章 施策の展開.....42

- 基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進 42
 - 1 多様な主体が参画する福祉活動の推進 42
 - 2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進 43
 - 3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり 44
- 基本目標2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実 48
 - 1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進 48
 - 2 多様な福祉サービスの充実と利用促進 49
 - 3 孤立させない相談支援体制づくり 51
- 基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり 55
 - 1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止 55
 - 2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備..... 56

第3部 障害者基本計画

第1章 計画策定に関する事項.....59

- 1 計画策定の背景..... 59
- 2 計画の根拠..... 59
- 3 近年の国の動向..... 60
- 4 第4次宮崎県障がい者計画及び宮崎県発達障がい者支援計画 61

第2章 障がい者を取り巻く状況.....62

- 1 障害者手帳所持者数及び総人口に占める手帳所持者割合の推移 62
- 2 身体障害者手帳所持者の状況 62
- 3 療育手帳所持者の状況 64
- 4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 65
- 5 自立支援医療*受給者数の推移 66
- 6 障害児通所支援受給者証*所持者数の推移..... 66
- 7 保育所等の障がい児受入れ人数の推移 66
- 8 特別支援学級数及び児童・生徒数の推移..... 66
- 9 障害者手帳所持者アンケート調査結果からみる本町の状況 67
- 10 障がい児保護者アンケート調査結果からみる本町の状況 84
- 11 町民アンケート調査結果からみる本町の状況 91

1 2 障害福祉サービス事業所アンケート調査結果からみる本町の状況.....	94
第3章 第3次計画の実施状況.....	101
1 生活環境の整備.....	101
2 情報・コミュニケーション.....	101
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	101
4 生活支援.....	102
5 保健・医療.....	102
6 教育・育成.....	102
7 雇用・就業、経済的自立の支援.....	102
8 行政サービス等における配慮.....	102
第4章 基本理念等.....	103
1 基本理念.....	103
2 基本的視点.....	103
3 施策の体系.....	105
第5章 施策の展開.....	106
基本目標 1 生活環境の整備.....	106
1 人にやさしい福祉のまちづくり.....	106
2 防災・防犯対策等の充実.....	108
基本目標 2 情報・コミュニケーション.....	110
1 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実.....	110
2 意思疎通支援の充実.....	111
基本目標 3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	112
1 権利擁護の推進、虐待の防止.....	112
2 障がいと理由とする差別の解消の推進.....	113
基本目標 4 生活支援.....	114
1 意思決定支援の推進.....	114
2 相談支援体制の充実.....	115
3 福祉サービスの充実.....	115
4 社会参加の促進.....	117
5 スポーツ・文化活動への参加促進.....	117
6 人材の育成、ボランティア活動の推進.....	118
基本目標 5 保健・医療.....	119
1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療.....	119
2 医療体制の充実.....	119
3 福祉・保健・介護・医療の連携.....	120
基本目標 6 教育・育成.....	121

1 小学校就学前児童への支援	121
2 学校教育の充実	122
3 切れ目のない支援体制の整備	123
基本目標 7 雇用・就業、経済的自立の支援	124
1 一般就労支援施策の充実	124
2 一般就労が困難な障がい者への就労支援	124
3 経済的自立の支援	125
基本目標 8 行政サービス等における配慮	126
1 障がい及び障がい者への理解の促進	126
2 選挙等における配慮	126

第4部 自殺対策行動計画

第1章 計画策定に関する事項	127
1 計画策定の背景	127
2 計画の根拠	127
3 第4次自殺総合対策大綱の概要	128
4 宮崎県自殺対策行動計画（第4期計画）	128
5 孤独・孤立対策の重点計画	129
6 計画の数値目標	129
第2章 本町の自殺に関する状況	130
1 統計データからみる本町の状況	130
2 町民アンケート調査結果からみる本町の状況	134
3 本町の自殺の特徴・傾向	139
第3章 第2期計画の実施状況	141
1 地域におけるネットワークの強化	141
2 自殺対策を支える人材の育成	142
3 住民への啓発と周知	142
4 生きることの促進要因への支援	143
5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育	144
6 高齢者	145
7 生活困窮者	145
第4章 基本理念等	147
1 基本理念	147
2 基本施策・重点施策	147
3 施策の体系	148

第5章 いのちを支える自殺対策における取組149

第1節 基本施策.....	149
1 地域におけるネットワークの強化	149
2 自殺対策を支える人材の育成	150
3 住民への啓発と周知.....	151
4 生きることの促進要因への支援.....	154
5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	156
第2節 重点施策.....	157
1 高齢者	157
2 生活困窮者	158
3 就業環境.....	160

第6章 生きる支援関連施策161

第5部 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景.....	171
2 計画の位置付け	171
3 町民アンケート調査結果にみる本町の状況	171
4 本町の課題	172
5 目標.....	172
6 基本的な考え方及び実施方針	173
7 成年後見町長申立てと利用助成の実施	174

第6部 再犯防止推進計画

1 計画策定に向けた基本的な考え方	175
2 計画の位置付け	175
3 調査結果にみる本町の状況	176
4 基本方針.....	180
5 施策方針.....	180

第7部 重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について183

1 重層的支援体制整備事業の概要.....	183
2 重層的支援体制整備事業の目的.....	184
3 重層的支援体制整備事業の全体像	184

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定185

1 計画の位置付け	185
-----------------	-----

第3章 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像.....186

1 重層的支援体制整備事業の実施体制.....	186
2 「支援会議」と「重層的支援会議」	190
3 関係機関との連携強化や多分野協働.....	191

第8部 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	193
2 計画の点検評価.....	195

資料編

1 用語解説.....	197
2 三股町総合福祉計画審議会設置要綱.....	209
3 三股町総合福祉計画審議会委員名簿.....	210
4 自殺対策行動計画ワーキングチーム名簿.....	211

【用語解説について】

この計画書の中で、〇〇〇※となっている部分は 197～208 頁に用語解説を掲載しています。ご活用ください。

第1部 総論



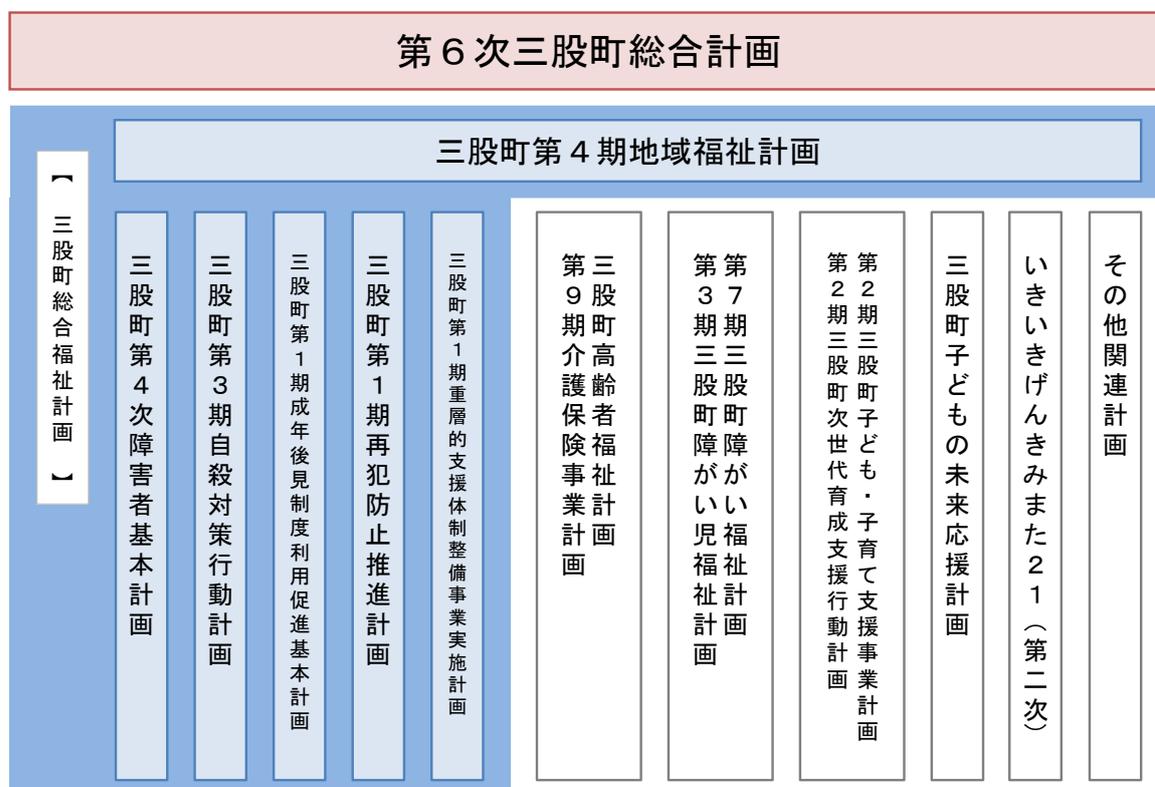
1 計画策定の趣旨

この計画は本町における福祉の施策を明らかにするとともに、その実現に向けた具体的な施策の方向を示すものとして、平成31年3月に策定した「三股町総合福祉計画」の改定計画（以下、「本計画」という。）となるものです。

2 計画の位置付け

本計画は、上位計画の「第6次三股町総合計画」の基本理念や基本方針、施策目標を踏まえ、地域における福祉施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

なお、本計画は、社会福祉法*に基づく「市町村地域福祉計画」として、また、障害者基本法*に基づく「市町村障害者計画」、自殺対策基本法*に基づく「市町村自殺対策計画」、成年後見制度利用促進法*に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律*に基づく「市町村再犯防止推進計画」、重層的支援体制整備事業*を適切かつ効果的に実施するため社会福祉法に基づく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、保健福祉関連の分野別計画やその他関連計画と整合・連携を図りながら推進していくものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、三股町重層的支援体制整備事業実施計画を除き、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

三股町重層的支援体制整備事業実施計画は令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
三股町総合福祉計画	三股町地域福祉計画	第3期計画	第4期計画					第5期計画
	三股町障害者基本計画	第3次計画	第4次計画					第5次計画
	三股町自殺対策行動計画	第2期計画	第3期計画					第4期計画
	三股町成年後見制度利用促進基本計画		第1期計画					第2期計画
	三股町再犯防止推進計画		第1期計画					第2期計画
	三股町重層的支援体制整備事業実施計画		第1期計画					第2期計画

4 計画の策定方法

(1) 三股町総合福祉計画審議会

本計画を検討するため、三股町総合福祉計画審議会を設置し、3回の審議会を開催し検討を行いました。

回	期 日	協議内容
第1回	令和5年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> 三股町総合福祉計画策定について 6計画について 次期計画骨子案、施策体系案について 重層的支援体制整備事業計画（案）について 計画策定経過と今後のスケジュールについて
第2回	令和5年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案について
第3回	令和6年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント※実施状況について 計画最終案について

(2) 町民アンケート調査

町民の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、令和5年7月から8月まで町民に対してアンケート調査を実施しました。

配布数	有効回答数	有効回答率
1,866 件	685 件	36.7%

(3) 障害者手帳所持者アンケート調査

三股町在住の障害者手帳所持者の実態や意向等を踏まえた計画としていくために、令和5年7月から8月まで障害者手帳所持者に対して、アンケート調査を実施しました。

種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	706 件	315 件	44.6%
療育手帳所持者	110 件	41 件	37.3%
精神障害者保健福祉手帳所持者	106 件	33 件	31.1%
合計	922 件	389 件	42.2%

(4) 障がい児保護者アンケート調査

三股町在住で児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用している子どもの保護者を対象に、令和5年7月から8月までアンケート調査を実施しました。

配布数	有効回答数	有効回答率
195 件	82 件	42.1%

(5) 障害福祉サービス事業所アンケート調査

三股町第4次障害者基本計画策定の基礎資料とするために、令和5年9月から10月まで三股町在住の障がい者が利用している事業所に対してアンケート調査を実施し、78 事業所から回答がありました。

(6) 民生委員・児童委員、主任児童委員アンケート調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、令和5年8月に民生委員・児童委員、主任児童委員に対してアンケート調査を実施し、42 人から回答がありました。

(7) 公民館長アンケート調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、令和5年9月に公民館長に対してアンケート調査を実施し、23人から回答がありました。

(8) 保護司*アンケート調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、令和5年8月に保護司に対してアンケート調査を実施し、8人から回答がありました。

(9) 中学生調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、令和5年9月から10月まで中学生に対してアンケート調査を実施し、447人から回答がありました。

(10) 児童福祉関係者ヒアリング調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、令和5年7月及び8月に主任児童委員3人、母子保健推進員*4人の合計7人に対してヒアリング調査を実施しました。

(11) 重層的支援体制整備事業実施関係者ヒアリング調査

三股町総合福祉計画策定の基礎資料とするために、令和5年8月に重層的支援体制整備事業実施関係者に対してヒアリング調査を実施しました。

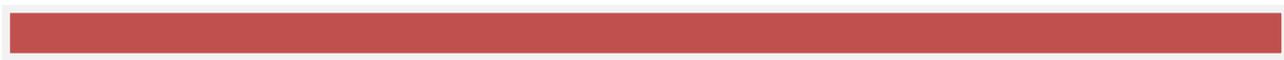
(12) パブリックコメントの実施

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和5年12月25日から令和6年1月15日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

5 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記しています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2部 地域福祉計画



第1章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

全国的に人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化、災害や感染症リスクの高まりなど、地域福祉を取り巻く環境が変化する中、地域福祉を支える担い手が減少し、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域で支え合う力が低下してきているほか、個人や世帯を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化（8050問題※、ダブルケア※、社会的孤立※など）しています。

このような中、近年、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を推進しており、その実現に向けては、福祉の領域だけではなく、まちづくりや産業、防犯・防災、環境、教育等との連携が不可欠とされています。

このようなことを踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けて、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「三股町第4期地域福祉計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」として、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向性を定めるものです。

社会福祉法（第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

3 「地域福祉」とは

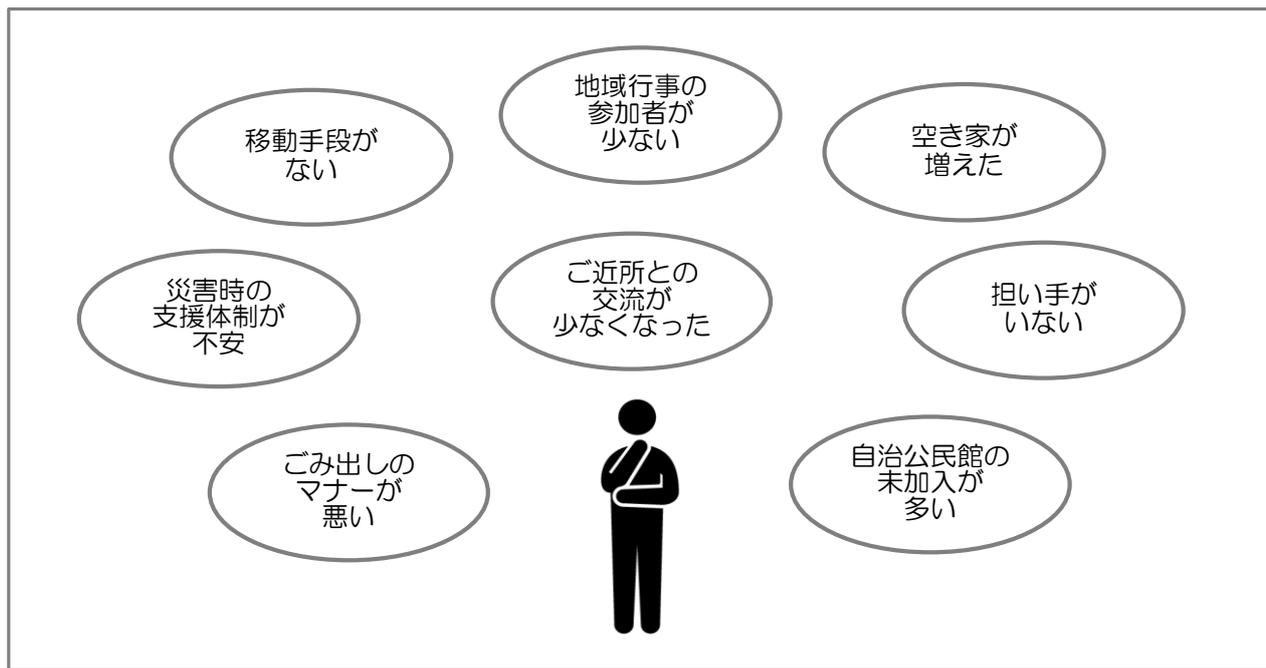
福祉を考えると、私たちは、高齢者、障がい者、子どもなど対象者ごとに分けてとらえがちです。それは、今まで対象者ごとに法律や制度が作られ、必要な福祉サービスが提供されてきた背景によるところが大きいと考えられます。

しかし、地域の課題の中には、1つの法律や福祉制度では対応できない複合的な課題や、公的なサービスの対象にはならないものの生活する上での困りごとなど、既存の公的サービスの枠組みに当てはまらないことが多くあります。

地域福祉とは、地域の「ひと」のつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人一人の地域の課題を解決し、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

【「地域福祉」のイメージ】

地域には、様々な生活課題があります。



このような困りごとに対し、地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むこと、それが「**地域福祉**」です。

4 「地域共生社会」の実現に向けた国の動向

(1) ニッポン一億総活躍プラン*の閣議決定

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。」とされました。

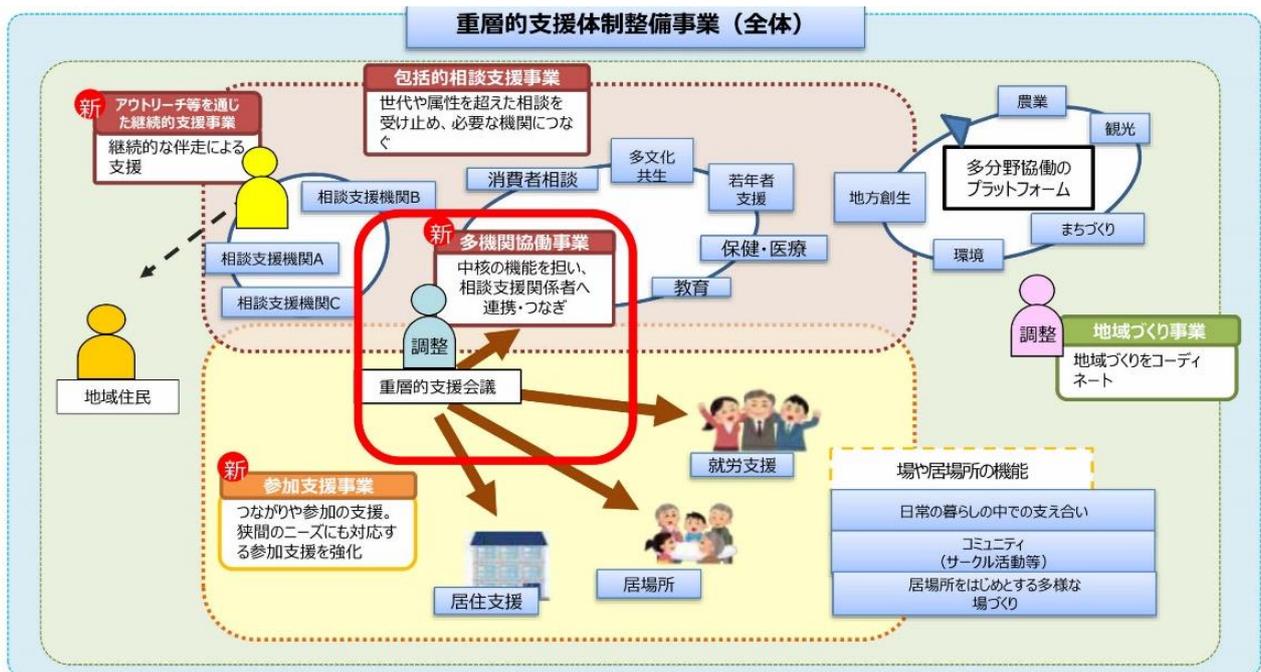
このことを受け、厚生労働省では『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月、厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を公表し、その具体化に向けた改革を進めてきました。

(2) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年と令和3年に施行されました。

平成30年4月の改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。また、この理念を実現するため市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。



5 宮崎県地域福祉支援計画 第4期計画

宮崎県では令和3年3月に、「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」を基本理念とする「宮崎県地域福祉支援計画 第4期計画」が策定されています。

【宮崎県地域福祉支援計画 第4期の概要】

【基本理念】

「ともに支え合い、自分らしく活躍できる 地域共生社会の実現」

【基本目標】

1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

- (1) 地域共生社会の意識醸成
- (2) 包括的な支援体制の整備
- (3) 住民参加で支える地域福祉活動の推進
- (4) 市町村地域福祉計画の推進支援

2 地域共生社会を支える多様な担い手づくり

- (1) 地域共生社会を支える人材の確保と資質の向上
- (2) 地域共生社会を支える担い手の育成

3 とともに支え合い、助け合う地域づくり

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 災害時における福祉的支援の充実
- (3) 利用者本位の福祉サービスの充実

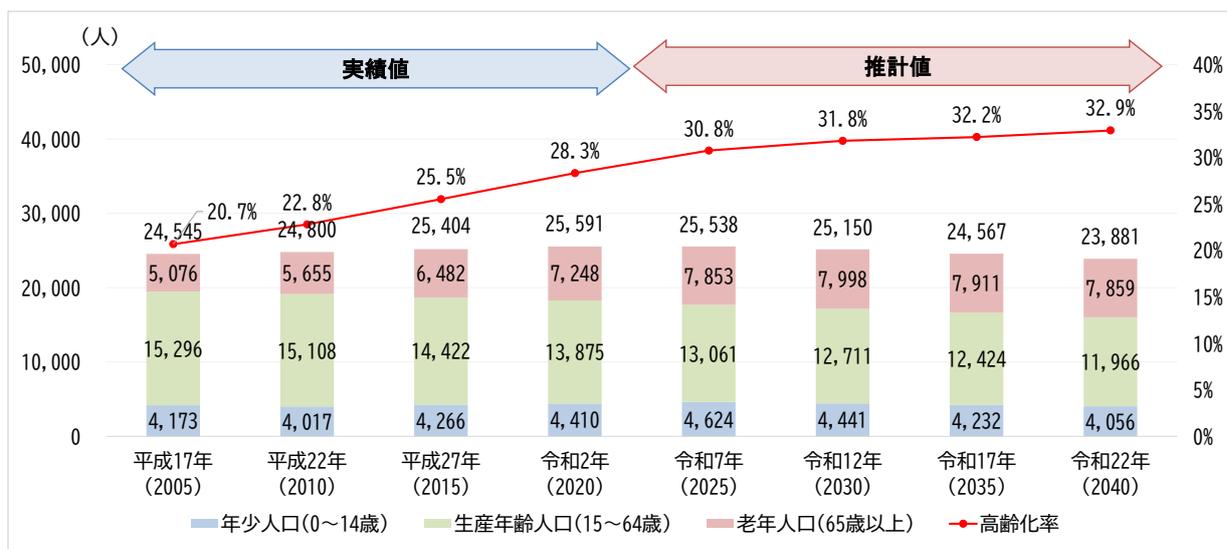
第2章 地域福祉に係る本町の状況

1 人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移及び推計

本町の総人口は令和2年で25,591人となっており、65歳以上の老年人口は7,248人、総人口に占める割合は28.3%となっています。

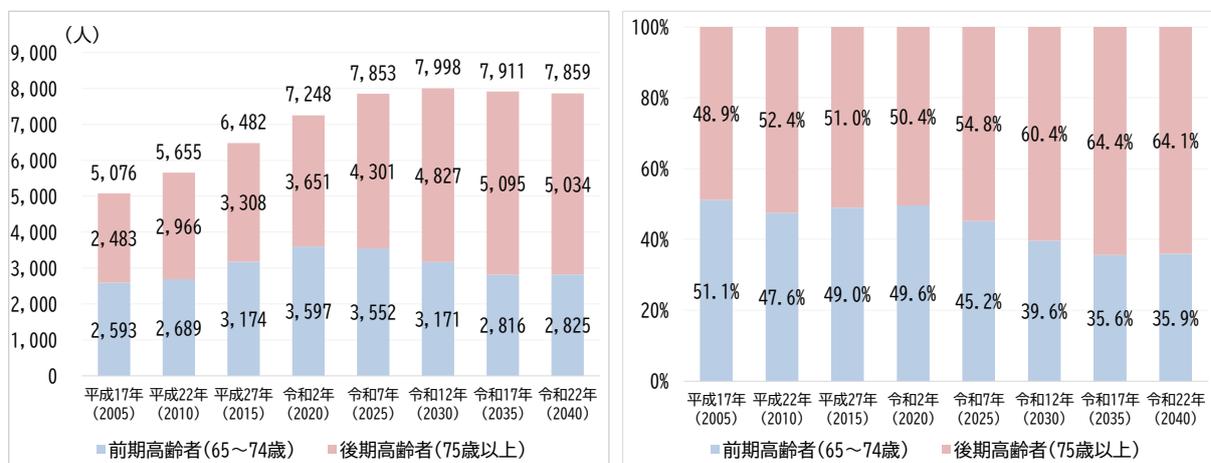
今後、少子高齢化の進展により総人口は減少し続け、令和22年には総人口23,881人、高齢化率32.9%となることが予測されています。



出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

(2) 高齢者年齢2区分別人口、構成の推移及び推計

75歳以上の後期高齢者人口の構成割合が上昇していく推計となっており、令和22年の後期高齢者人口は5,034人、構成割合は64.1%となることが予測されています。

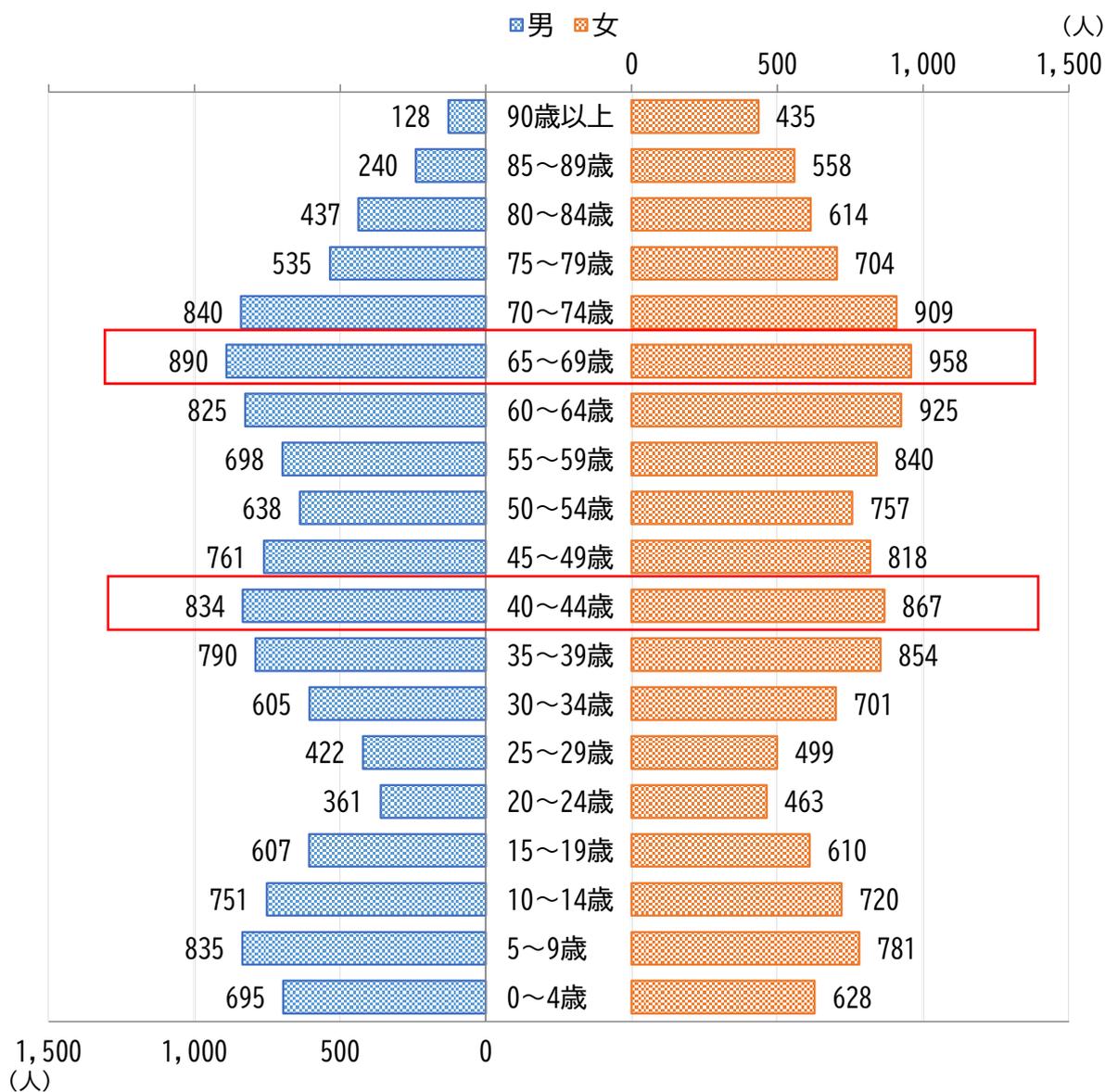


出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

(3) 5歳階級別人口構成

本町の令和2年の人口構成を5歳階級別でみると、団塊の世代*が属する65～69歳と団塊ジュニア世代*等が属する40～44歳に山がみられます。

本町においても団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年が近づく中で、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けた中長期的な地域づくりが重要となっています。

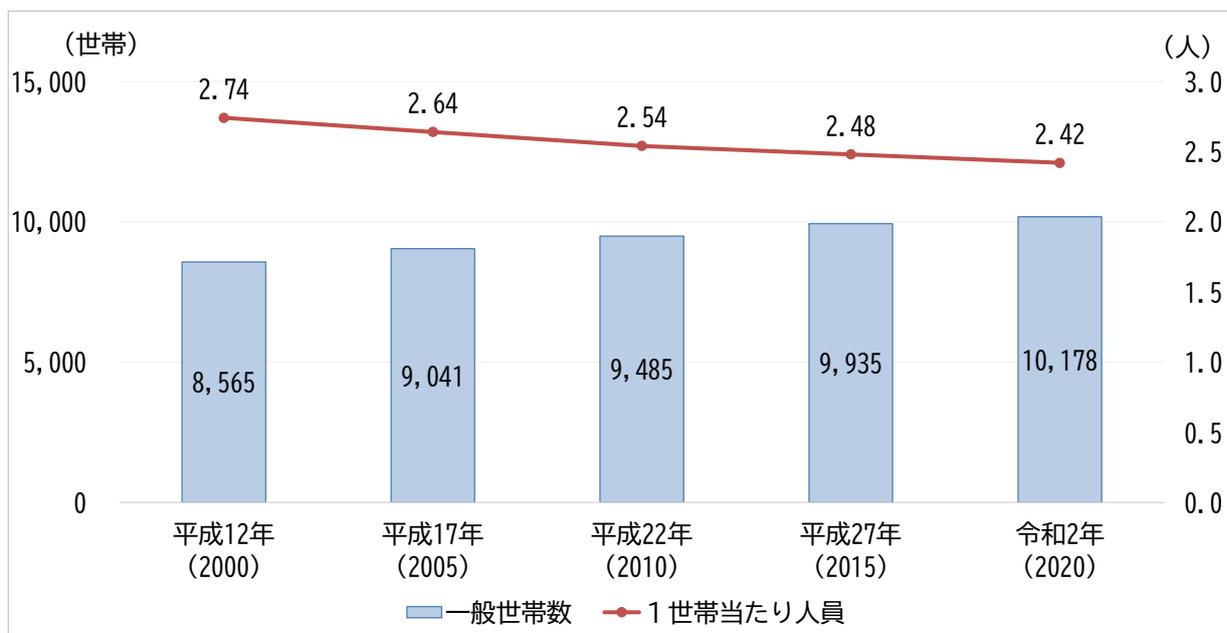


出典：国勢調査（令和2年）

2 世帯の状況

(1) 一般世帯数・1世帯当たり人員数の推移

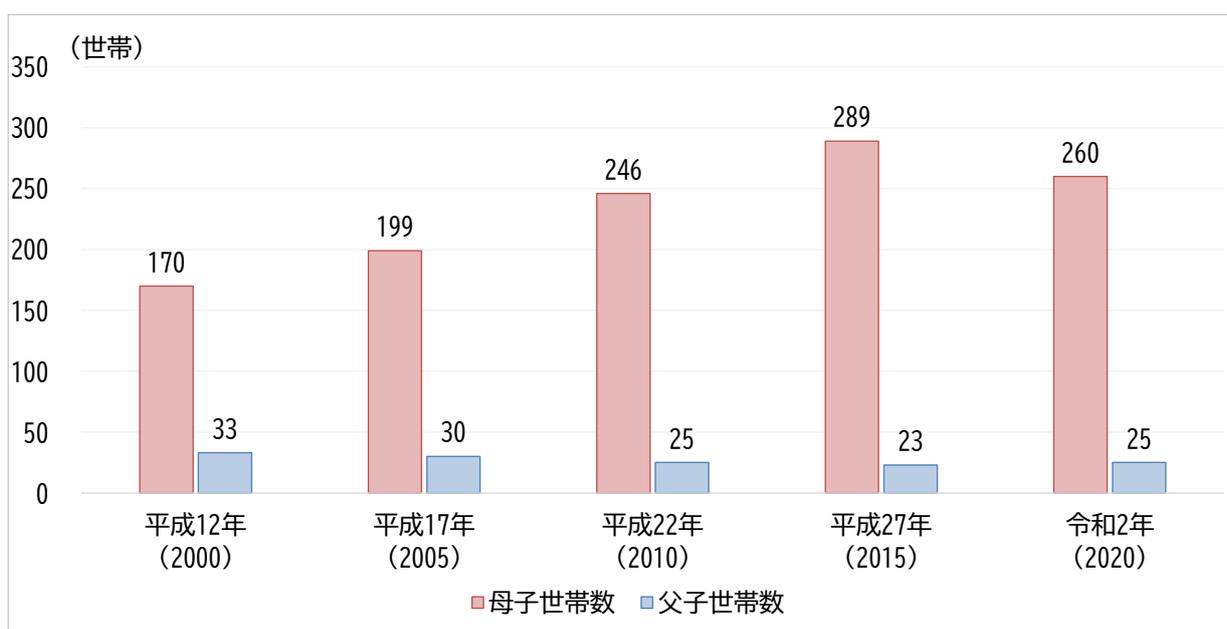
令和2年の一般世帯数は10,178世帯、1世帯当たり人員数は2.42人となっています。核家族化の進展により一般世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たり人員数は減少傾向にあります。



出典：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

令和2年の母子世帯数は260世帯、父子世帯数は25世帯となっています。



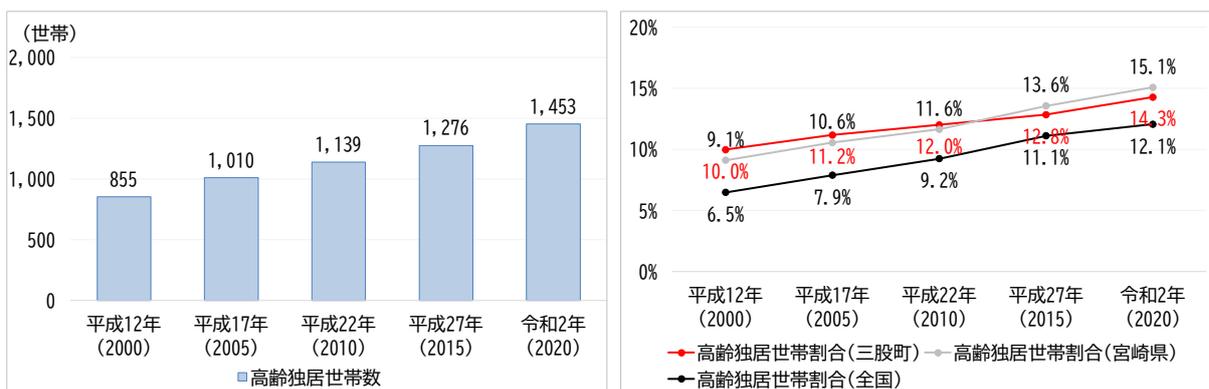
出典：国勢調査

(3) 高齢者世帯の推移

① 高齢独居世帯の状況

本町の高齢独居世帯数は令和2年で 1,453 世帯となっています。

高齢独居世帯割合は令和2年で 14.3%となっており、上昇傾向となっています。また、全国平均と比較し高くなっています。

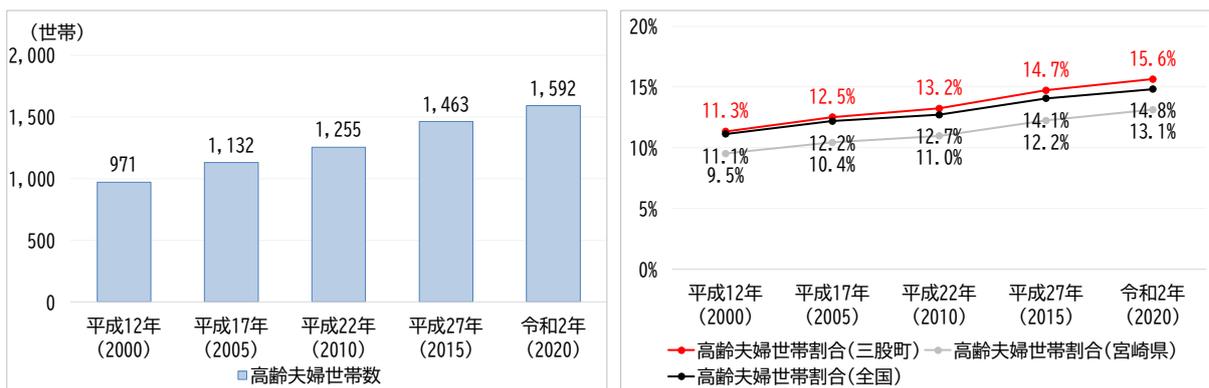


出典：国勢調査

② 高齢者夫婦世帯の推移

本町の高齢夫婦世帯数（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯数）は令和2年で 1,592 世帯となっています。

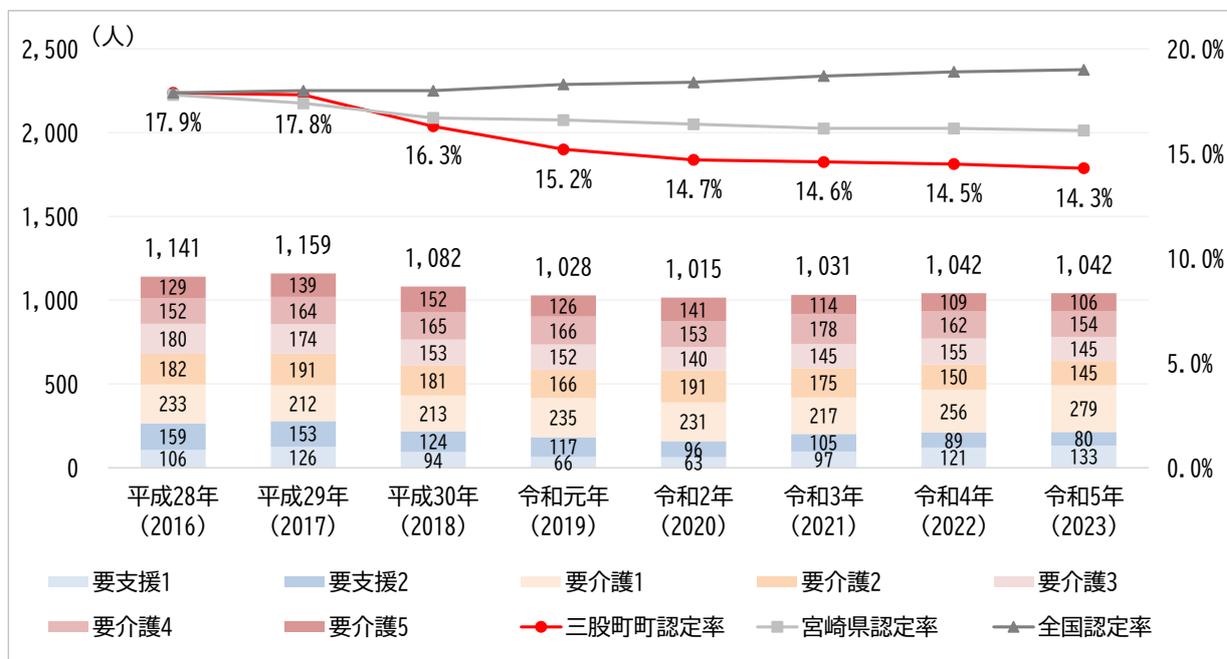
高齢夫婦世帯割合は令和2年で 15.6%となっており、上昇傾向となっています。また、全国、宮崎県平均と比較し高くなっています。



出典：国勢調査

3 要介護（要支援）認定者の推移

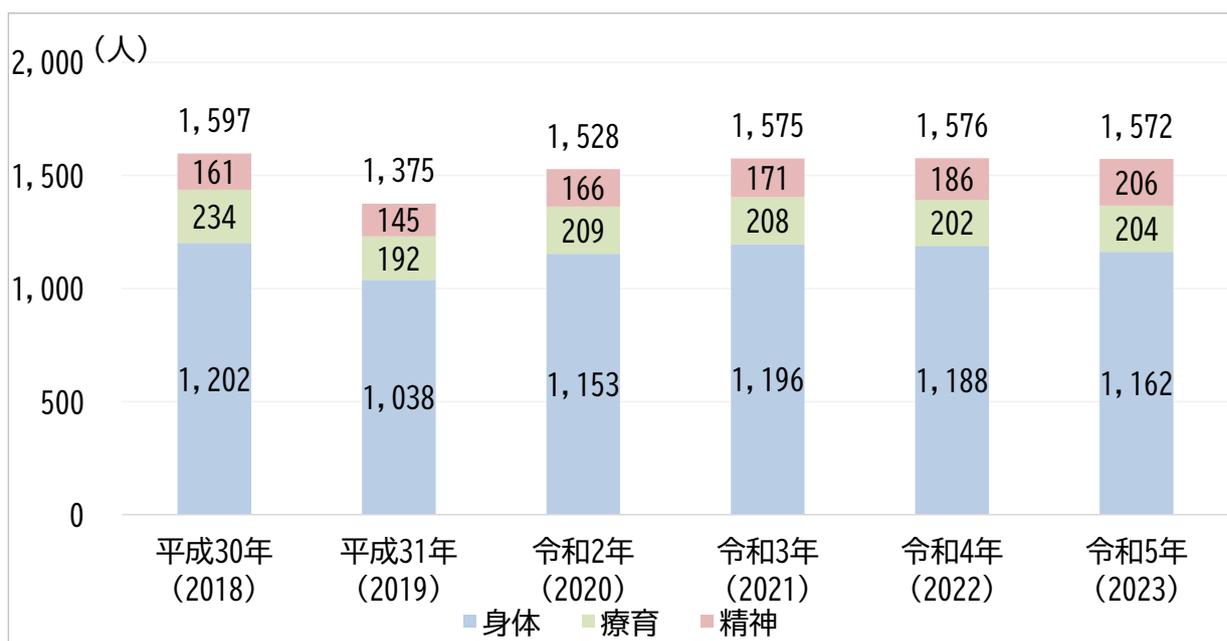
令和5年3月時点での本町の要介護（要支援）認定者は 1,042 人となっています。また、第1号被保険者※に占める要介護認定率は 14.3%で全国、宮崎県平均を下回っています。



出典：介護保険事業状況報告月報（各年3月末現在）

4 障害者手帳所持者の推移

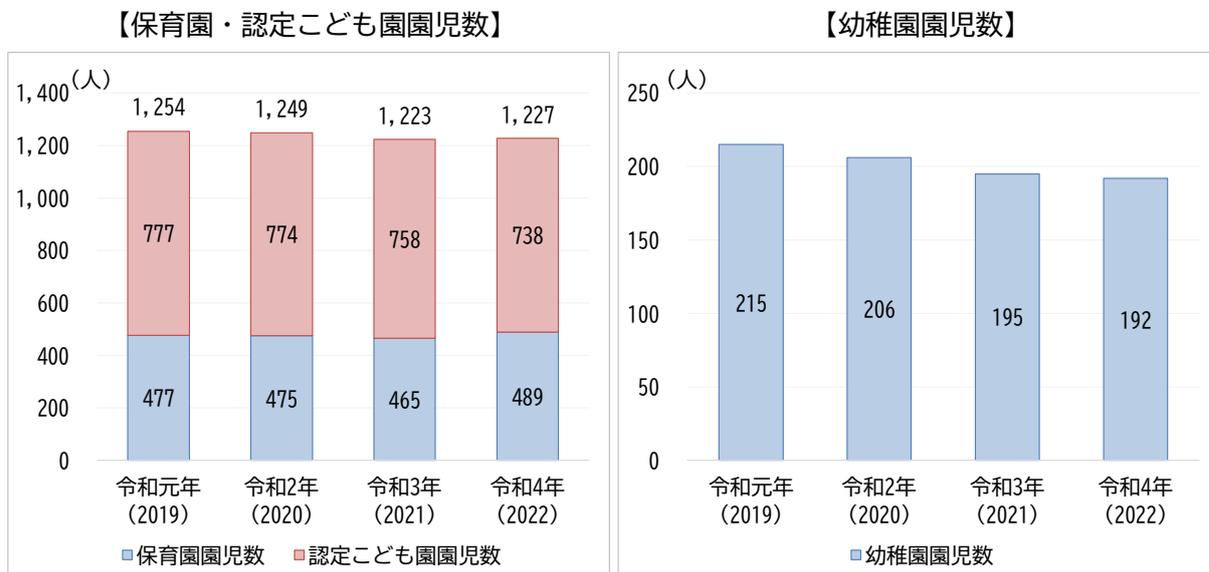
令和5年の障害者手帳所持者数は 1,572 人（うち身体 1,162 人、療育 204 人、精神 206 人）で、近年ほぼ同水準で推移しています。



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

5 園児数の推移

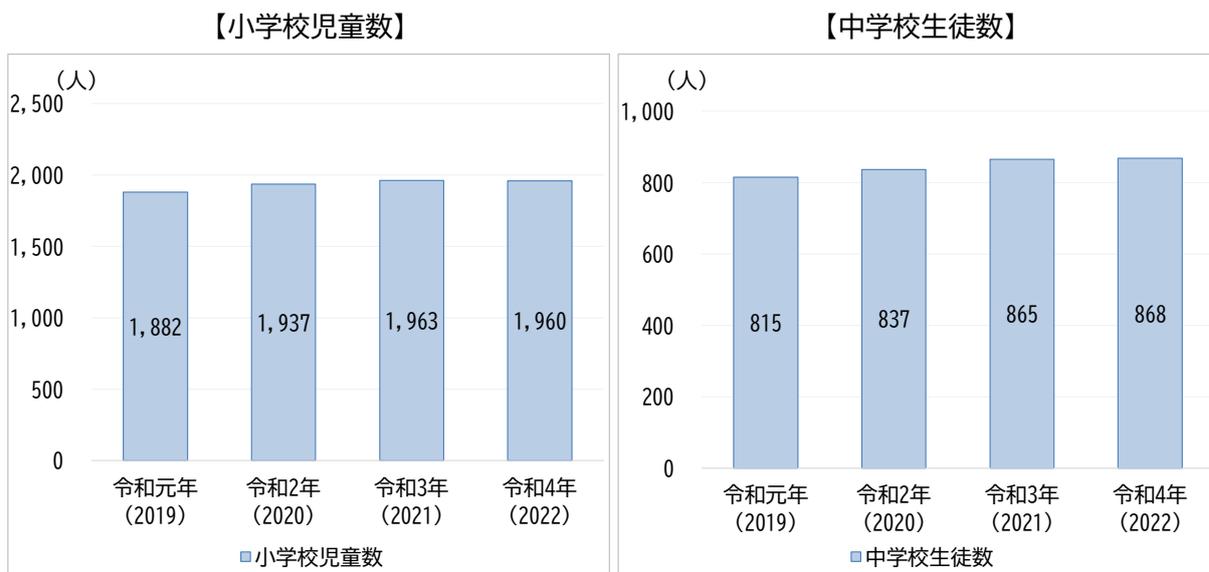
令和4年の保育園・認定こども園の園児数は1,227人、幼稚園園児数は192人となっています。



出典：数字で見る三股町（令和5年）

6 児童・生徒数の推移

令和4年の小学校児童数は1,960人、中学校生徒数は868人となっています。



出典：数字で見る三股町（令和5年）

7 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

※単一回答における構成比(%)は、百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計は100%と一致しない場合があります。

※構成比(%)は、回答人数を分母として算出しています。

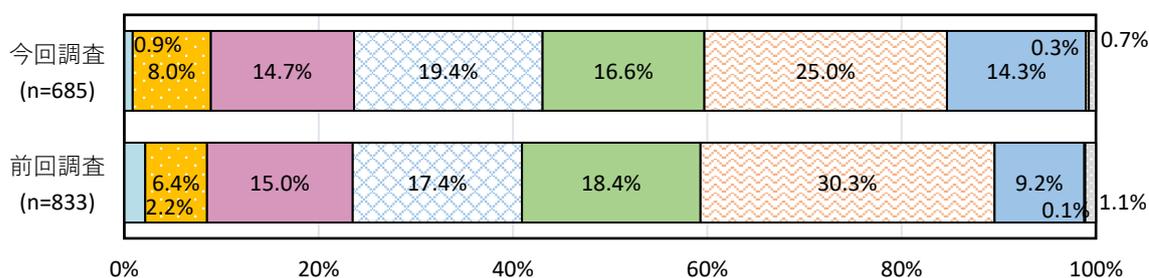
※表記中のnは、回答者数を表しています。

※前回調査はH30実施分になります。

(1) あなた自身のことについて

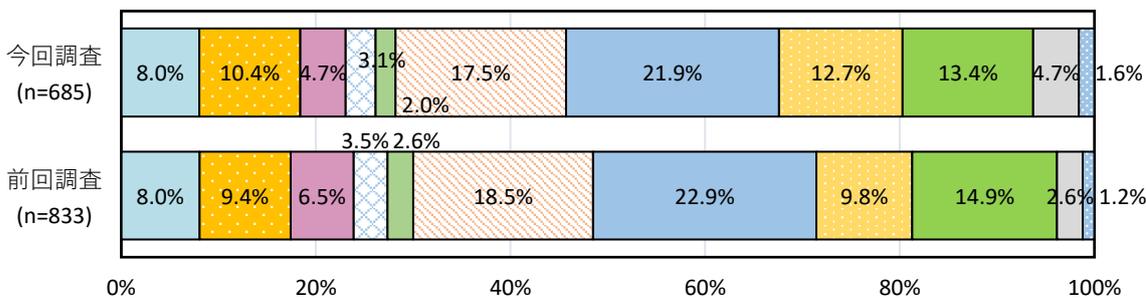
① 年齢(令和5年6月1日現在)

■18～19歳 ■20～29歳 ■30～39歳 ■40～49歳 ■50～59歳 ■60～69歳 ■70～79歳 ■80歳以上 ■無回答



② 居住地

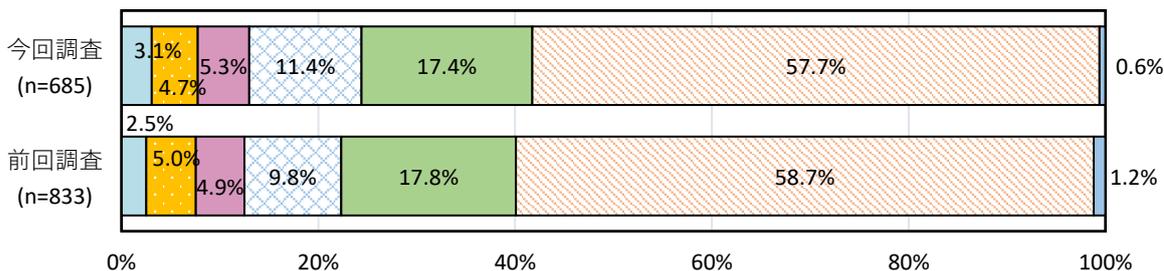
■山王原・仲町 ■上米・中米・榎田・谷 ■小鷺巣・寺柱・大鷺巣・高畑
 ■田上・梶山 ■轟木・仮屋・大野・大八重 ■勝岡・前目・蓼池・餅原・三原
 ■上新・下新・今市・中原・花見原 ■東原・稗田 ■東植木・西植木
 ■その他の地域 ■無回答



③ 居住期間

「20年以上」が57.7%で最も高くなっています。

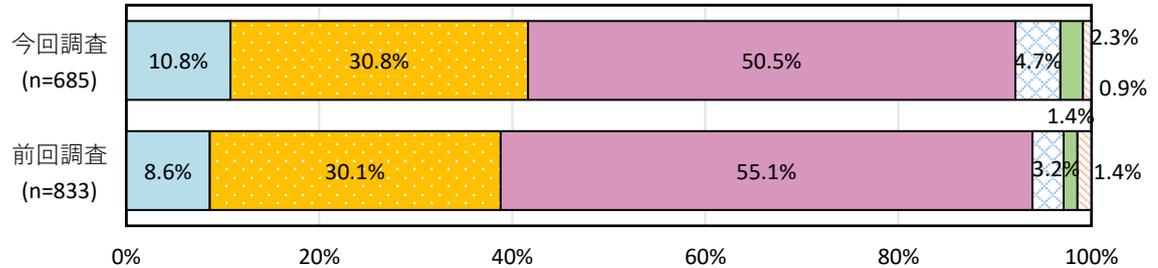
■1年未満 ■1年以上3年未満 ■3年以上5年未満 ■5年以上10年未満
 ■10年以上20年未満 ■20年以上 ■無回答



④ 家族構成

「二世代世帯（親と子）」が50.5%で最も高く、次いで、「夫婦のみ」30.8%、「ひとり暮らし」10.8%となっています。

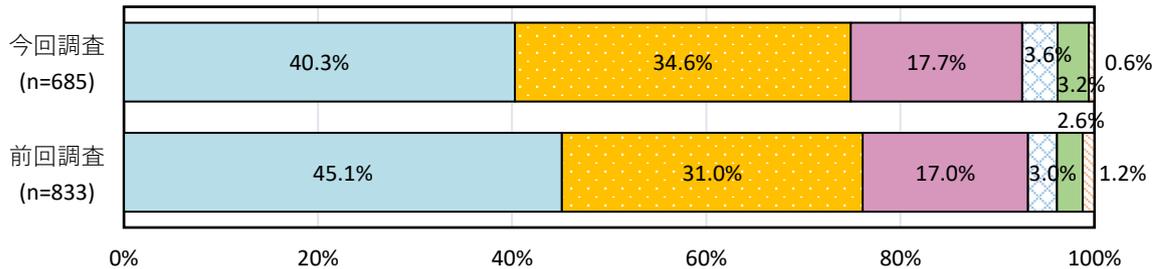
□ひとり暮らし □夫婦のみ □二世代世帯（親と子） □三世代世帯（親と子と孫） □その他 □無回答



⑤ 地域に愛着を持っているか

「感じている」（「とても感じている」40.3%と「少し感じている」34.6%の合計）が74.9%となっています。

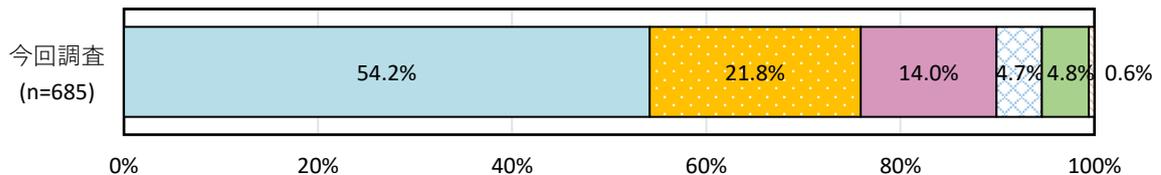
□とても感じている □少し感じている □どちらともいえない □全く感じていない □わからない □無回答



⑥ 今後も住んでいる地域に住み続けたいか

「住み続けたい」（「住み続けたい」54.2%と「どちらかといえば住み続けたい」21.8%の合計）が76.0%となっています。

□住み続けたい □どちらかといえば住み続けたい □どちらかといえば住み続けたくない □わからない □無回答



⑦ 福祉に関心があるか

「関心がある」（「とても関心がある」22.5%と「ある程度関心がある」59.4%の合計）が81.9%となっています。

■とても関心がある ■ある程度の関心がある ■あまり関心がない ■全く関心がない ■無回答

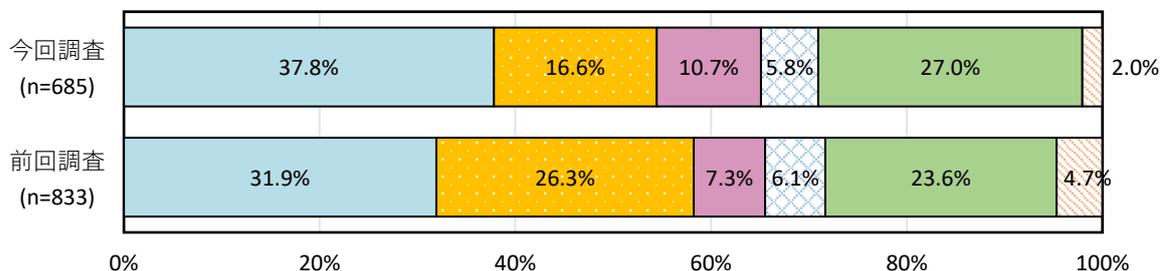


(2) 地域との関わりや福祉施策について

① 助け合いや支える「地域」の範囲

「隣近所」が37.8%で最も高く、次いで、「三股町全体」27.0%、「支部」16.6%となっています。

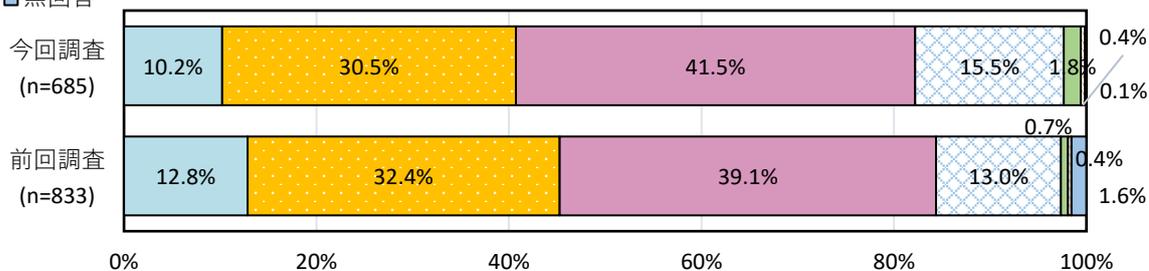
■隣近所 ■支部 ■自治公民館 ■小学校区 ■三股町全体 ■無回答



② 町内の人とどの程度付き合いをしているか

「ほとんど付き合いはない」が15.5%となっています。

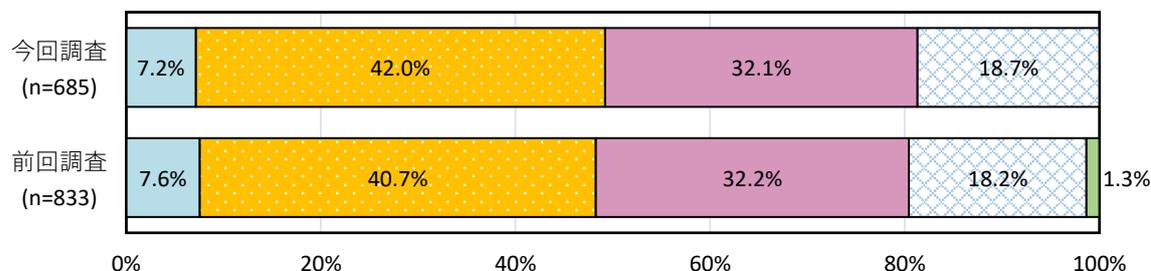
■誰とでも親しく付き合っている ■特定の人とは親しくしている ■たまに挨拶や立ち話をする程度
 ■ほとんど付き合いはない ■付き合いの必要性を感じない ■その他
 ■無回答



③ 町内の行事や活動に参加しているか

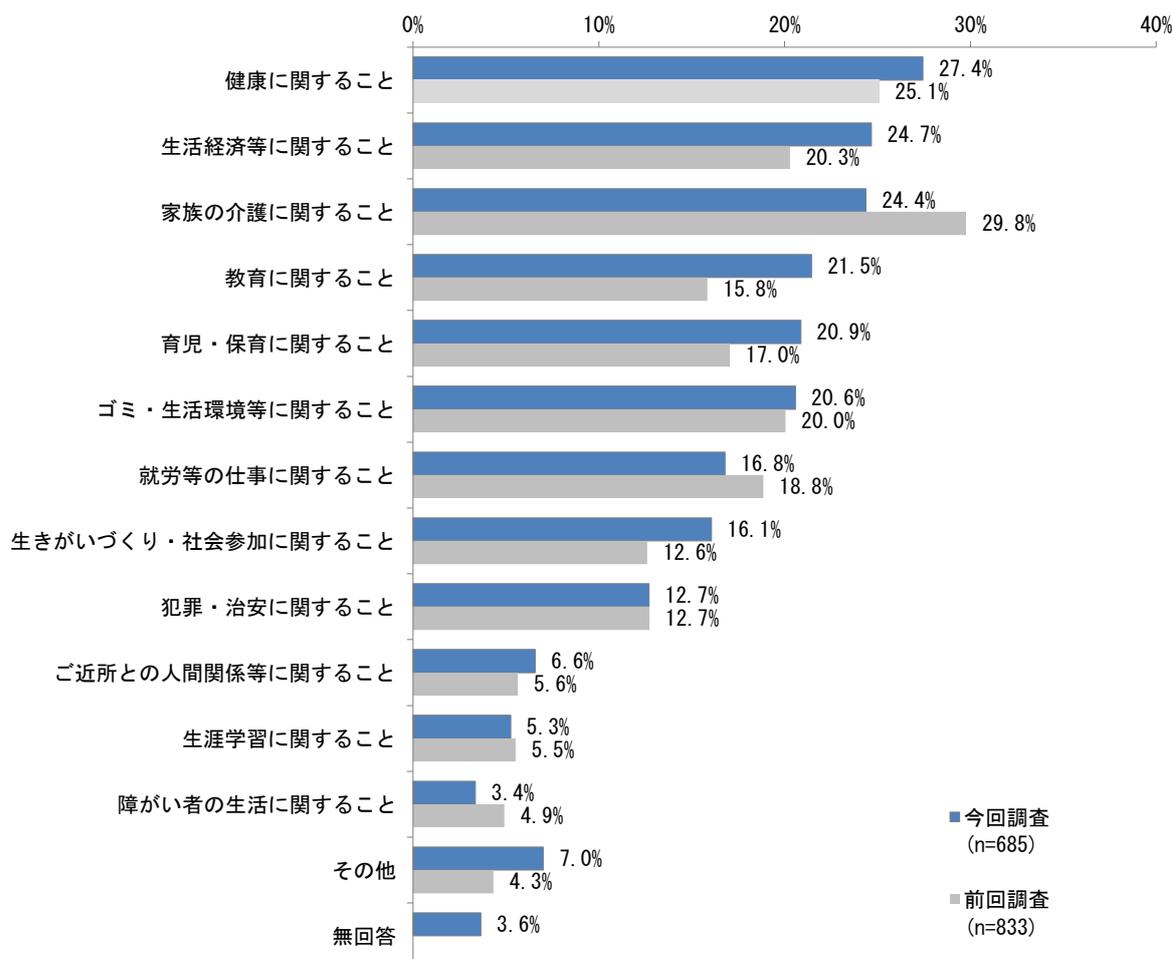
「参加している」（「積極的に参加している」7.2%と「できるだけ参加している」42.0%の合計）が49.2%となっています。

■積極的に参加している ■できるだけ参加している ■ほとんど参加していない □参加していない ■無回答



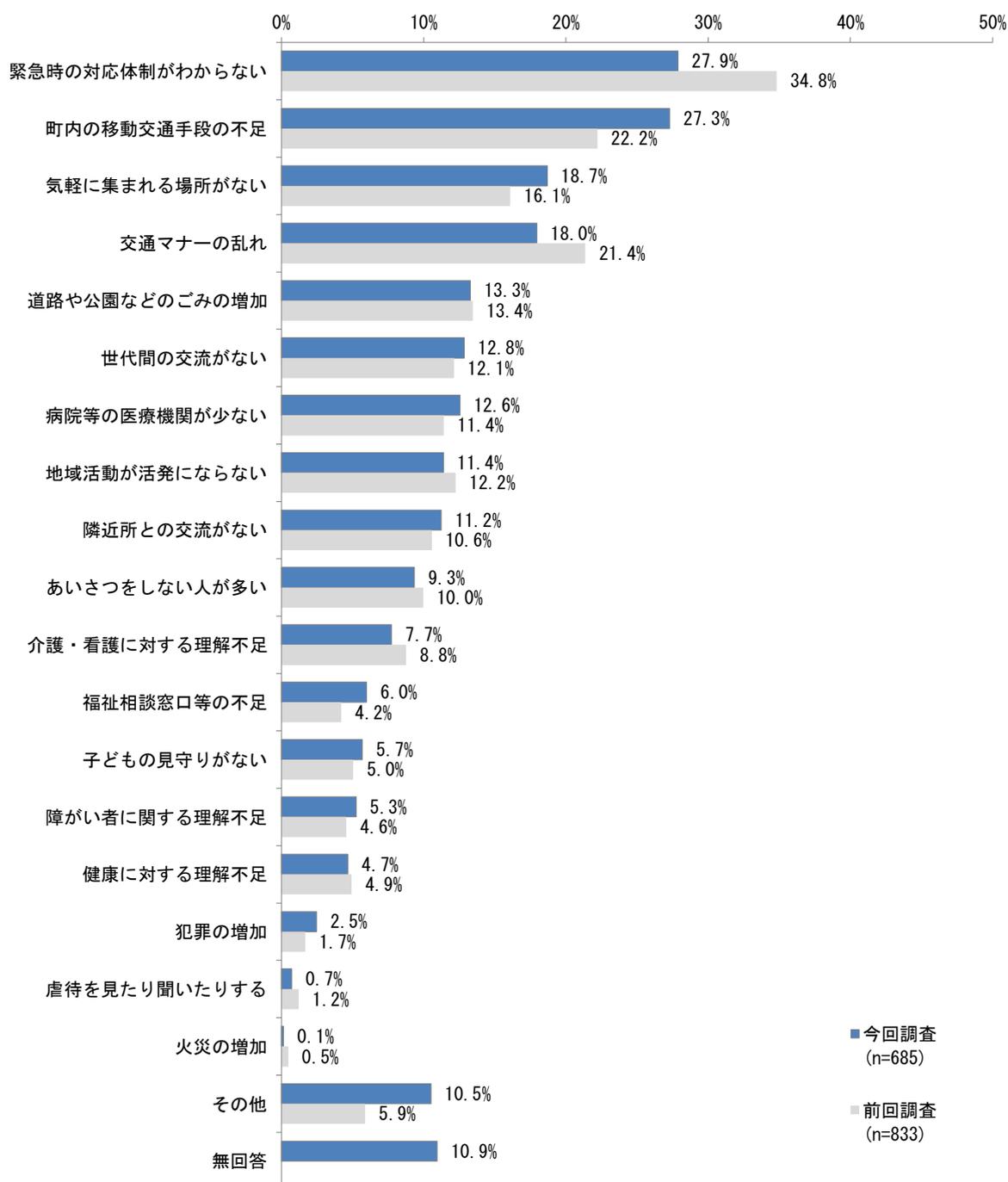
④ 日々の暮らしの中で、解決してほしいこと（複数回答）

「健康に関すること」が27.4%で最も高く、次いで、「生活経済等に関すること」24.7%、「家族の介護に関すること」24.4%となっています。



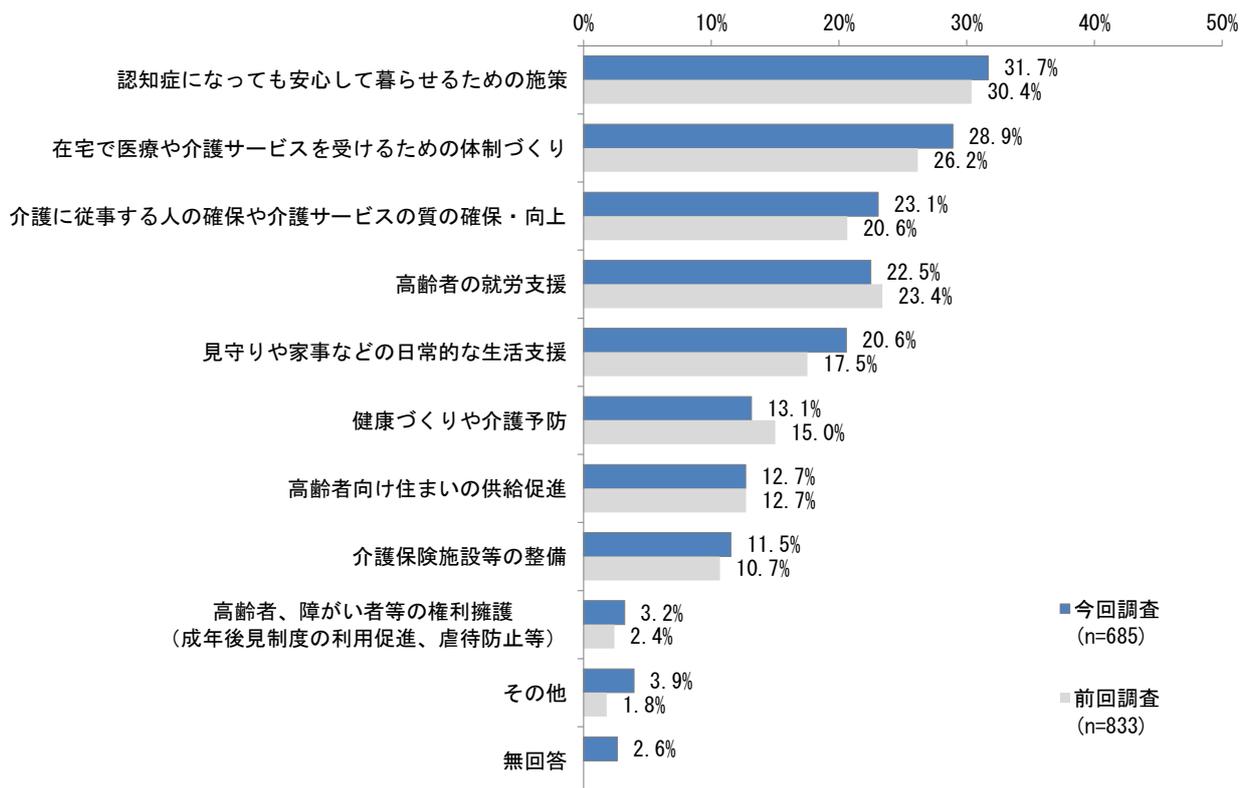
⑤ 地域の問題点や不足していると思うもの（複数回答）

「緊急時の対応体制がわからない」が27.9%で最も高く、次いで、「町内の移動交通手段の不足」27.3%、「気軽に集まれる場所がない」18.7%となっています。



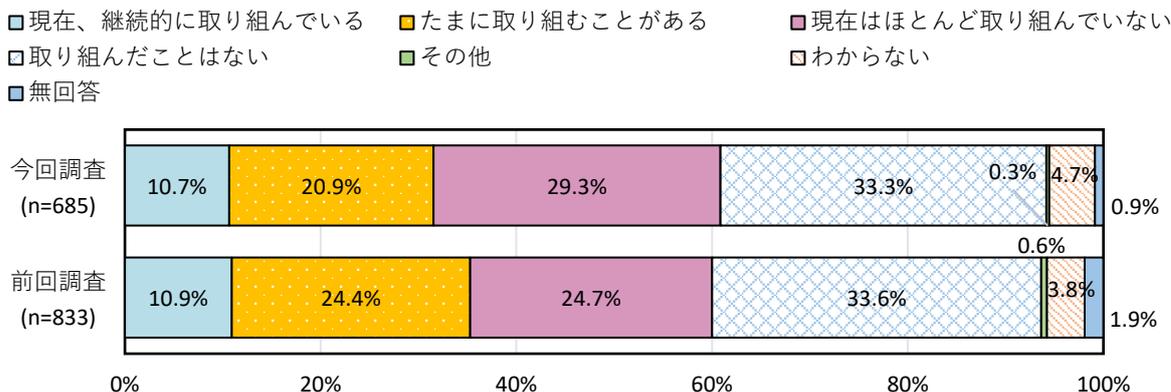
⑥ 住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現するために不足していること（複数回答）

「認知症になっても安心して暮らせるための施策」が31.7%で最も高く、次いで、「在宅で医療や介護サービスを受けるための体制づくり」28.9%、「介護に従事する人の確保や介護サービスの質の確保・向上」23.1%となっています。



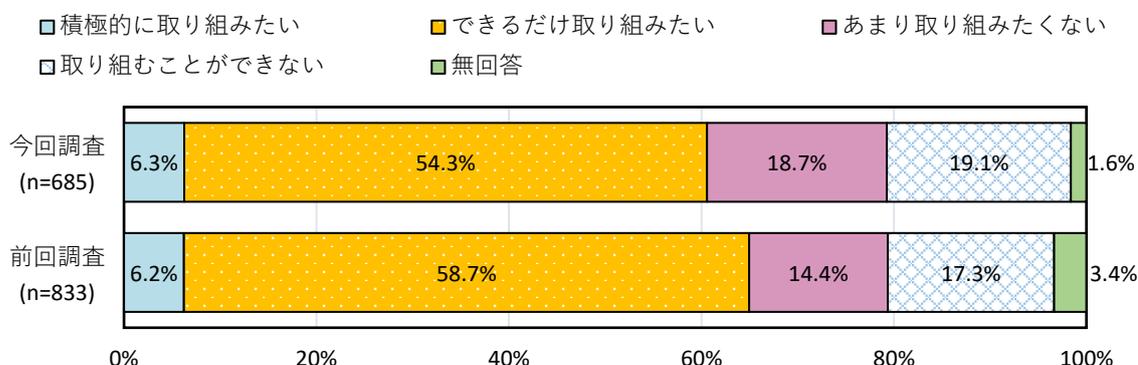
⑦ 地域活動やボランティアに取り組んでいるか

「取り組んでいる」（「現在、継続的に取り組んでいる」10.7%と「たまに取り組むことがある」20.9%の合計）が31.6%となっています。



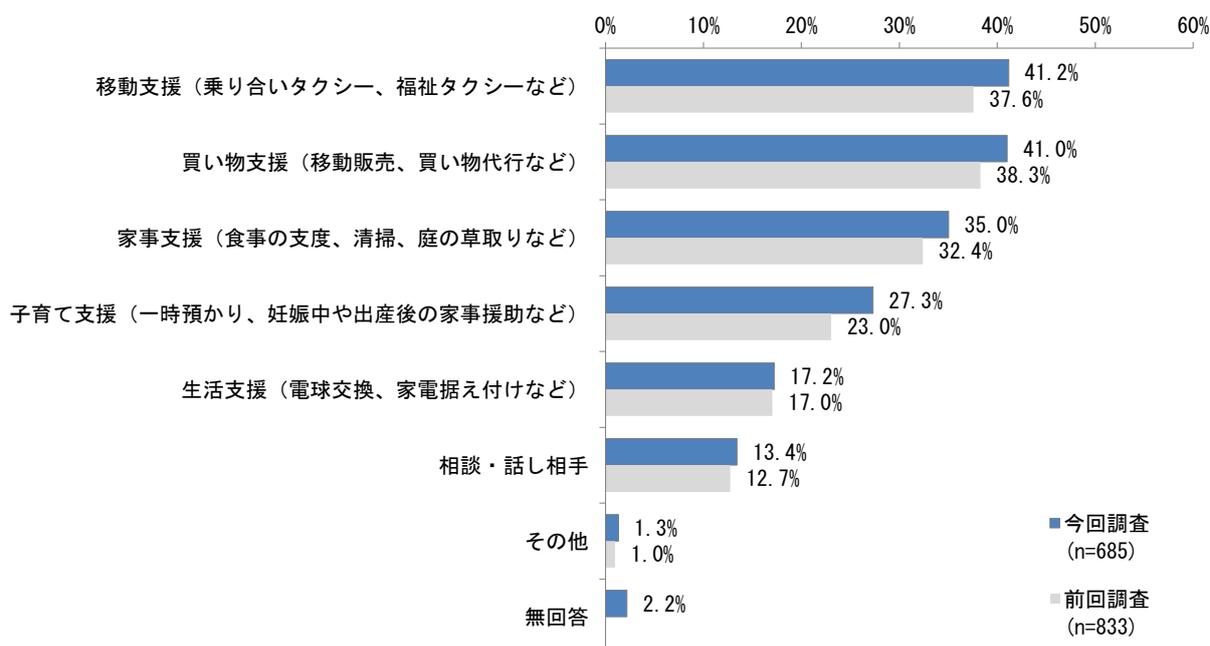
⑧ 地域活動やボランティア活動に取り組んでいきたいか

「取り組みたい」（「積極的に取り組みたい」6.3%と「できるだけ取り組みたい」54.3%の合計）が60.6%となっています。



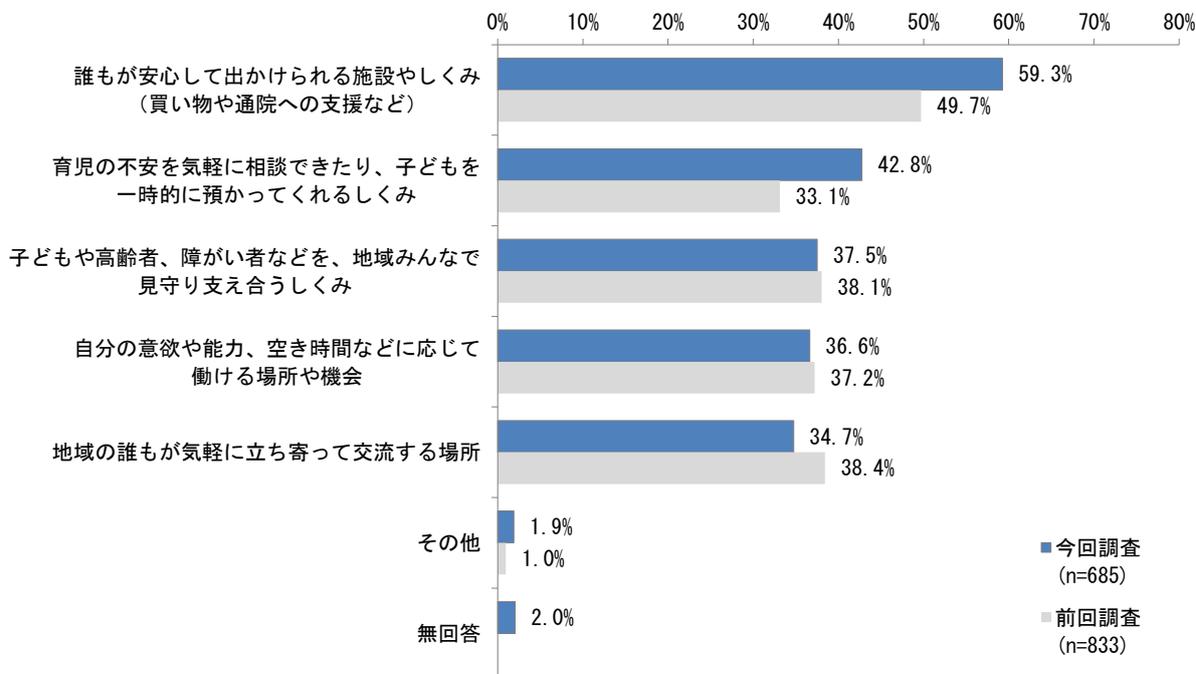
⑨ 利用できればよいと思う生活支援サービス（複数回答）

「移動支援」が41.2%で最も高く、次いで、「買い物支援」41.0%、「家事支援」35.0%となっています。



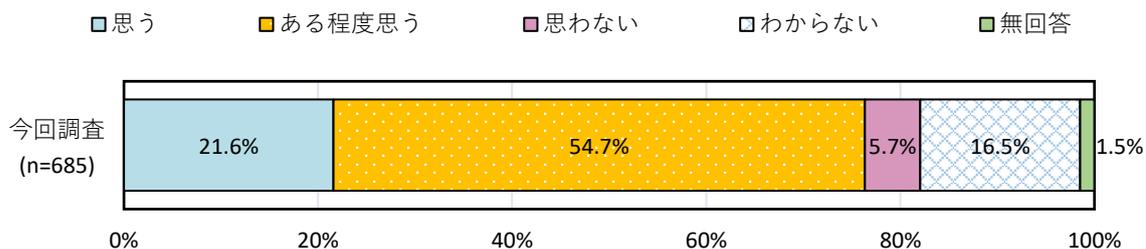
⑩ 身近な地域に「あったらいいな」と思うもの（複数回答）

「誰もが安心して出かけられる施設やしきみ」59.3%が最も高く、次いで、「育児の不安を気軽に相談できたり、子どもを一時的に預かってくれるしきみ」42.8%などとなっています。



⑪ 本町は安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しみと感じられる町と思うか

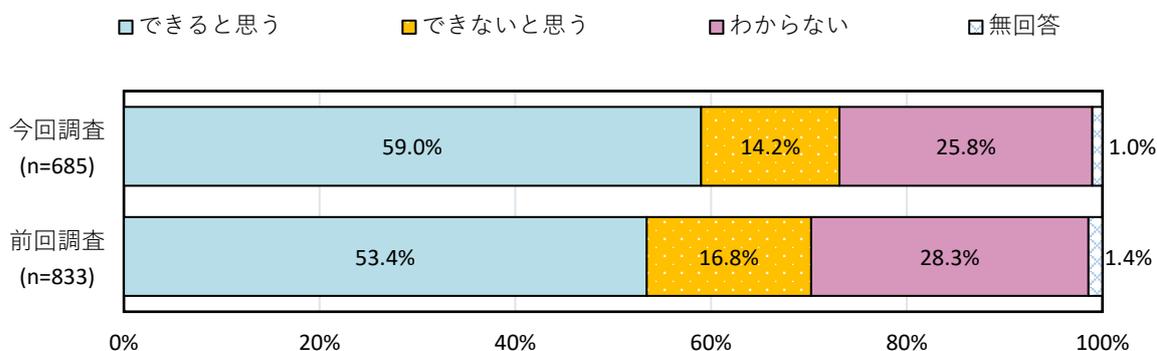
「思う」（「思う」21.6%と「ある程度思う」54.7%の合計）が76.3%となっています。



(3) 災害時の対応等について

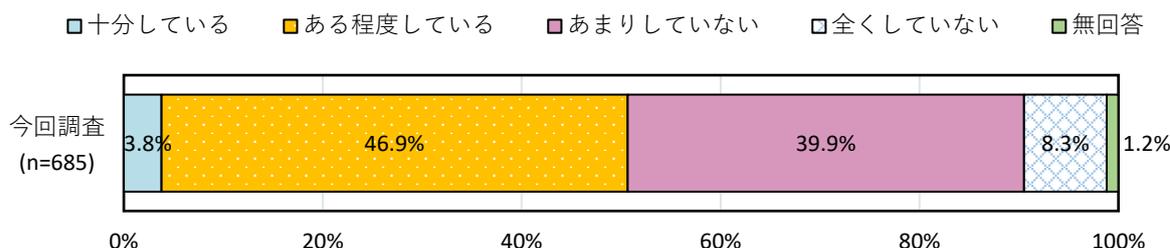
① 災害発生時に一人で避難することができると思うか

「できると思う」が59.0%、「できないと思う」が14.2%、「わからない」が25.8%となっています。



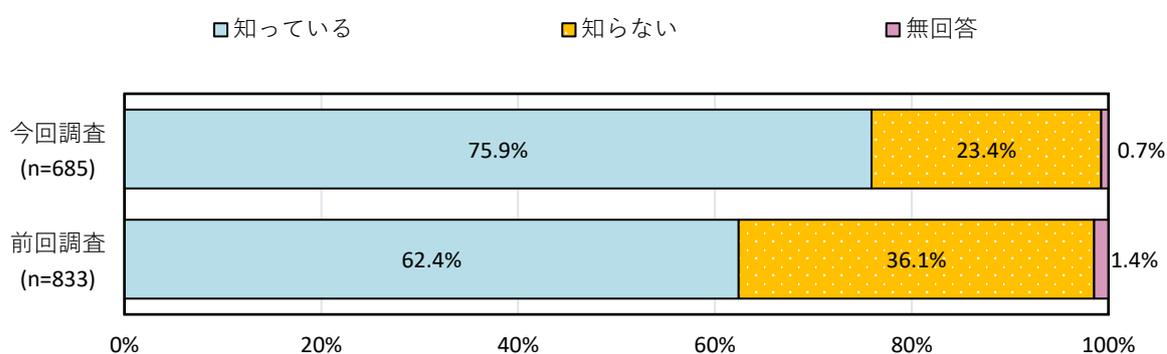
② 災害に対する備えをしているか

「している」(「十分している」3.8%と「ある程度している」46.9%の合計)が50.7%となっています。



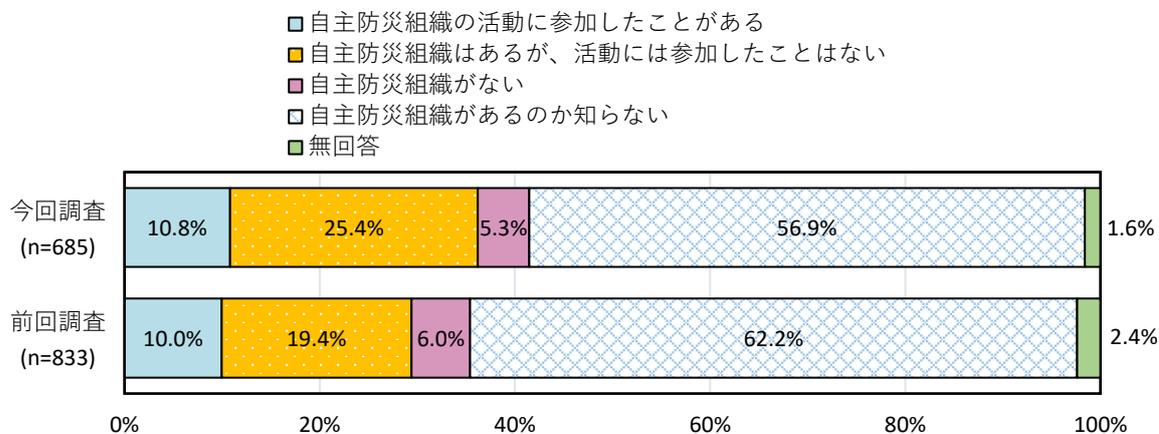
③ 災害時の避難場所を知っているか

「知っている」が75.9%、「知らない」が23.4%となっています。



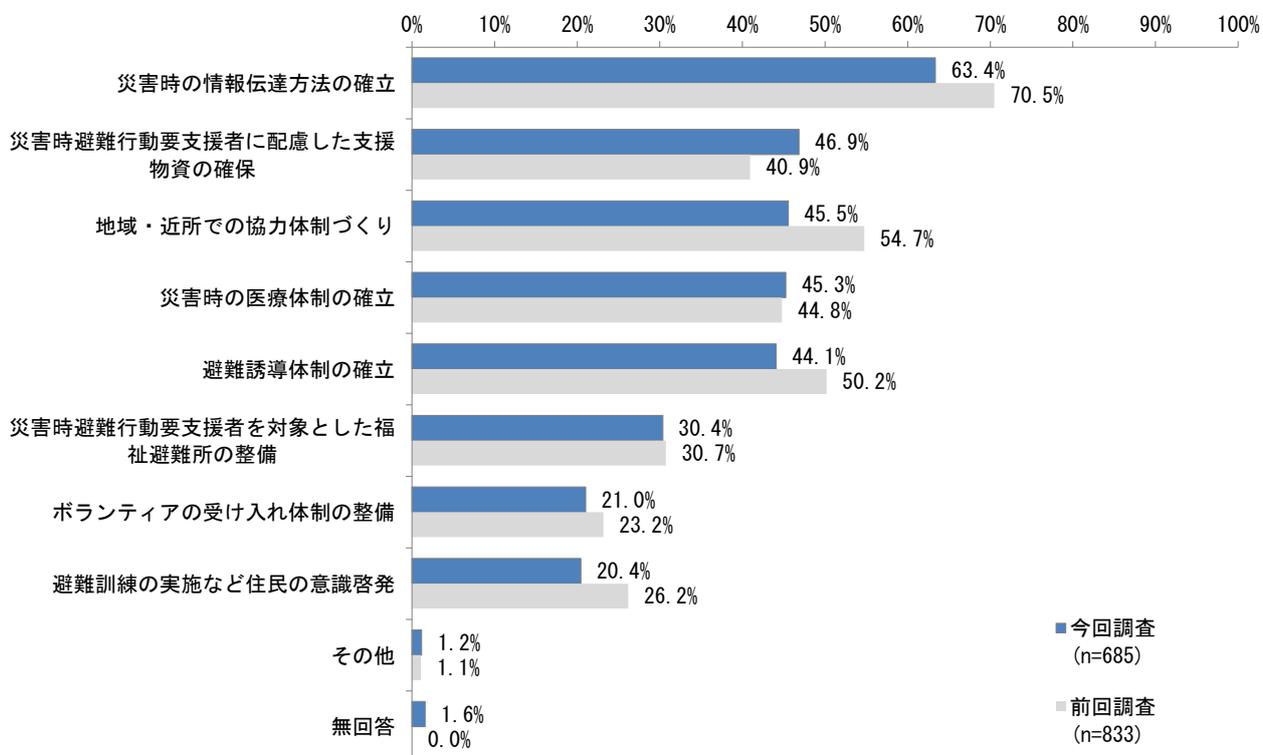
④ 防災訓練などに参加したことがあるか

「自主防災組織※があるのか知らない」が56.9%となっています。



⑤ 災害発生時に備えて、地域や行政が取り組むべきこと（複数回答）

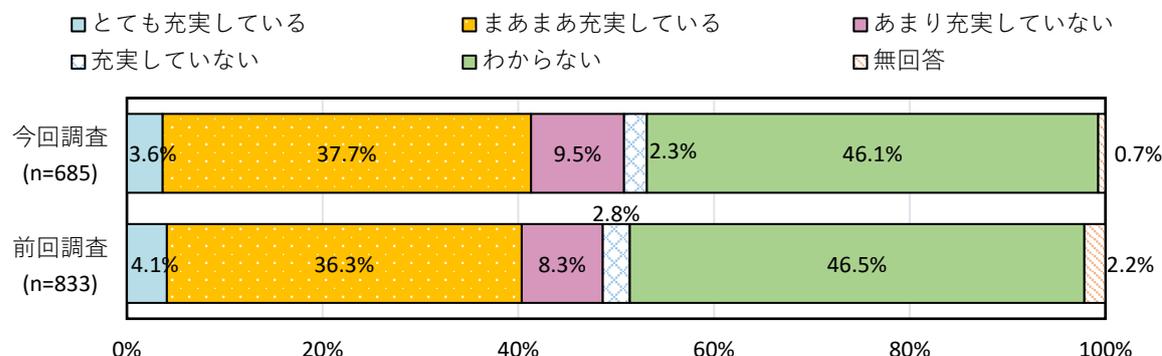
「災害時の情報伝達方法の確立」が63.4%で最も高く、次いで、「災害時避難行動要支援者に配慮した支援物資の確保」46.9%、「地域・近所での協力体制づくり」45.5%となっています。



(4) 三股町が取り組むべきことなど

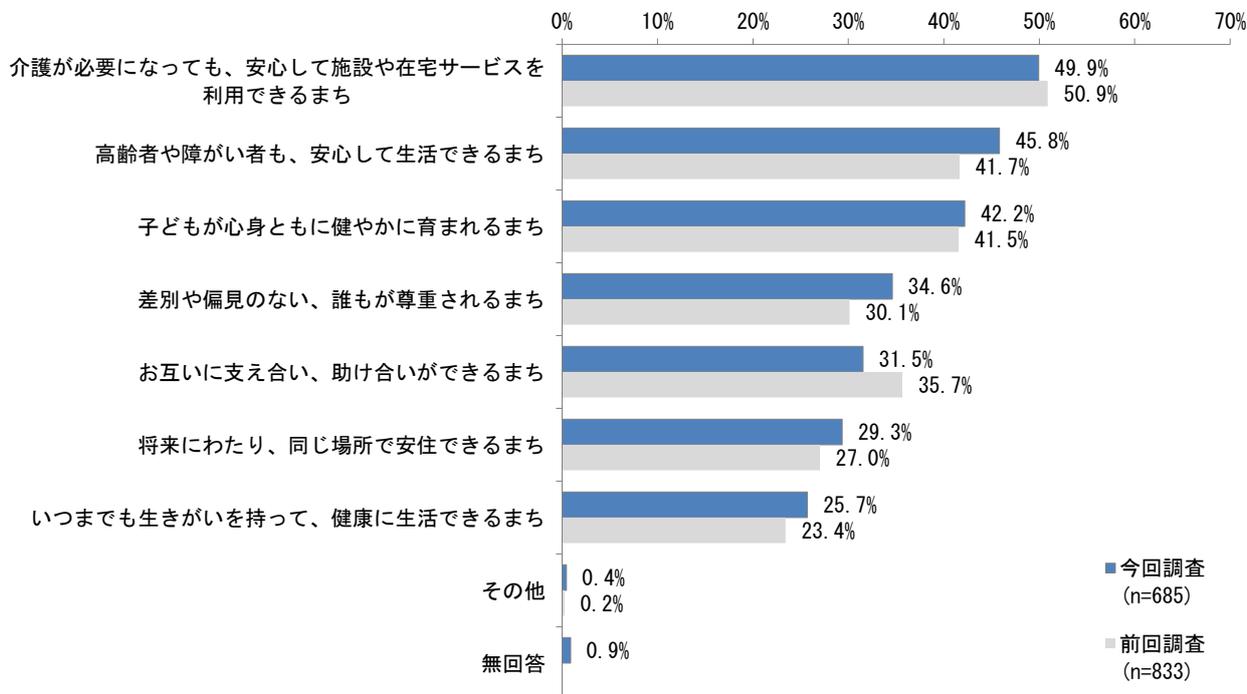
① 三股町の福祉施策についてどのように感じているか

「充実している」（「とても充実している」3.6%と「まあまあ充実している」37.7%の合計）が41.3%となっています。



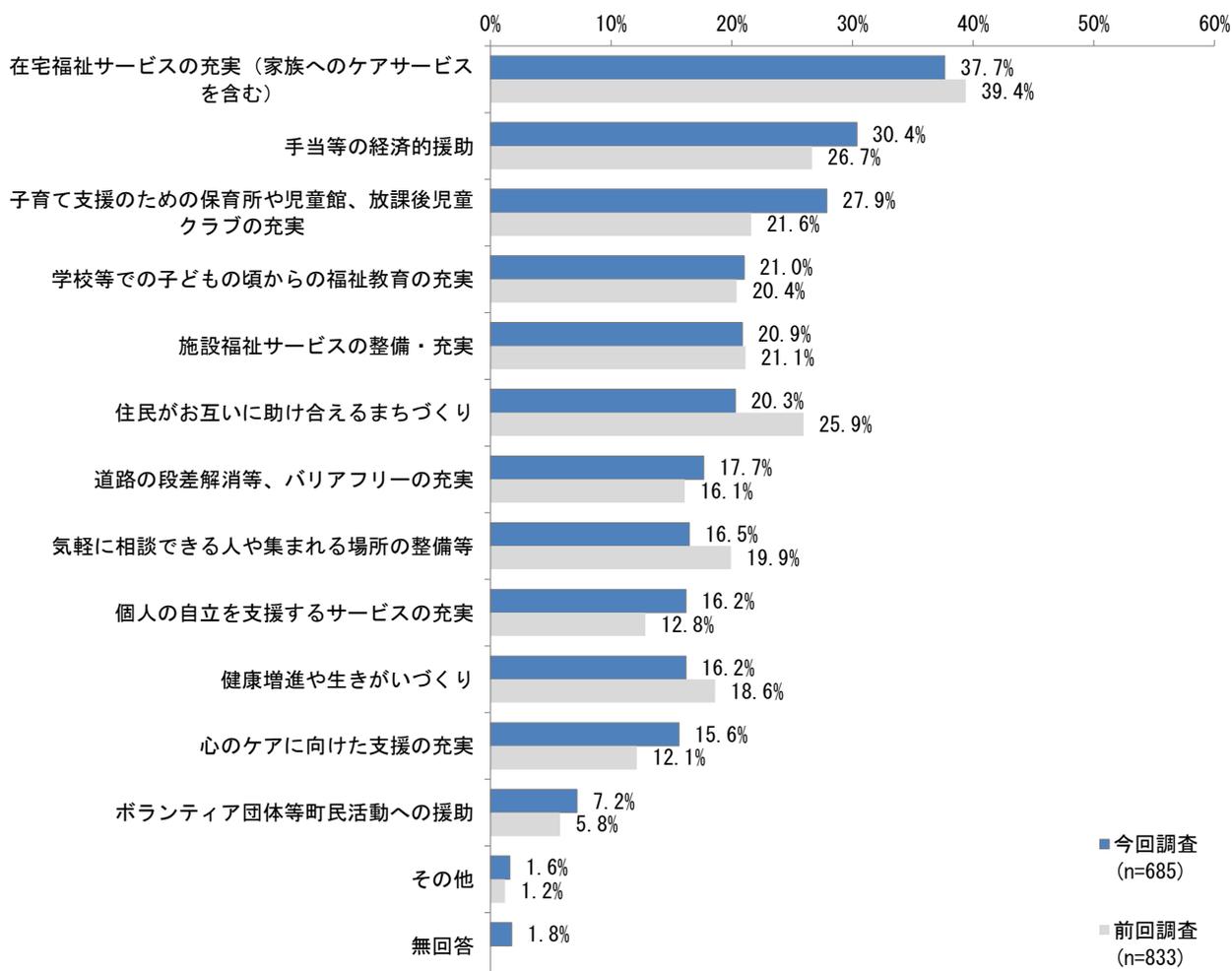
② 三股町をどのような「福祉のまち」にしたいと思うか（複数回答）

「介護が必要になっても、安心して施設や在宅サービスを利用できるまち」が49.9%で最も高く、次いで、「高齢者や障がい者も、安心して生活できるまち」45.8%、「子どもが心身ともに健やかに育まれるまち」42.2%となっています。



③ 三股町の福祉は何を重点にすべきか（複数回答）

「在宅福祉サービスの充実」が37.7%で最も高く、次いで、「手当等の経済的援助」30.4%、「子育て支援のための保育所や児童館、放課後児童クラブの充実」27.9%となっています。



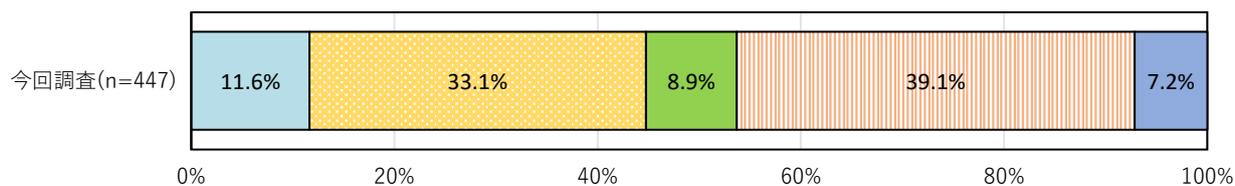
8 中学生アンケート調査結果からみる本町の状況

(1) 普段の生活について

① 近所の大人とどれくらい話をするか

「あいさつ程度はする」が39.1%で最も高く。次いで、「たまに話をする」33.1%、「よく話をする」11.6%となっています。

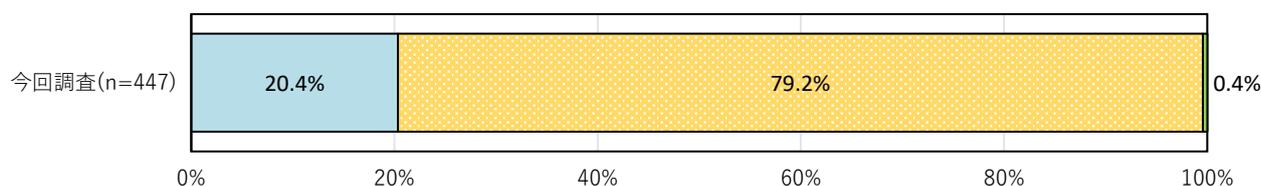
□よく話をする □たまに話をする □あまり話をしない □あいさつ程度はする □まったく話をしない □無回答



② 家族や身近な人に、障がいのある人や手助けの必要なお年寄りがいるか

「いる」が20.4%、「いない」が79.2%となっています。

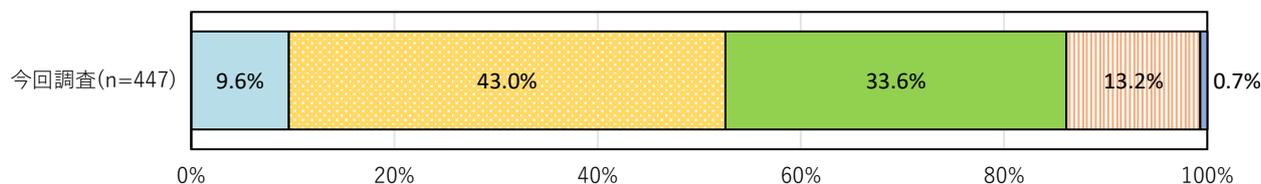
□いる □いない □無回答



③ 福祉に関心があるか

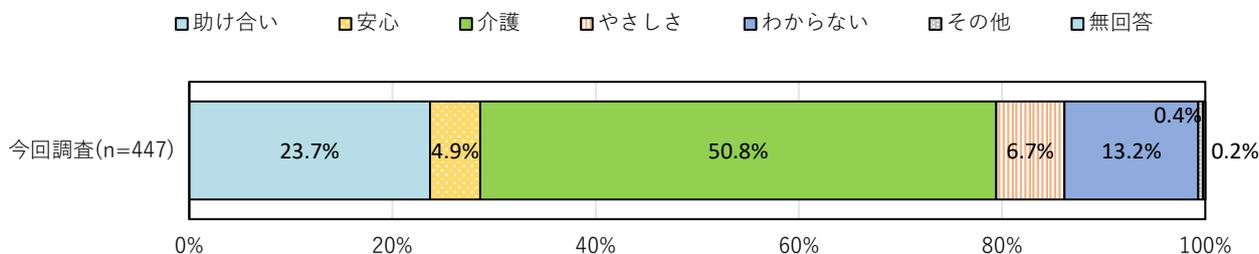
「関心がある」（「とても関心がある」9.6%と「まあまあ関心がある」43.0%の合計）が52.6%となっています。

□とても関心がある □まあまあ関心がある □あまり関心がない □まったく関心がない □無回答



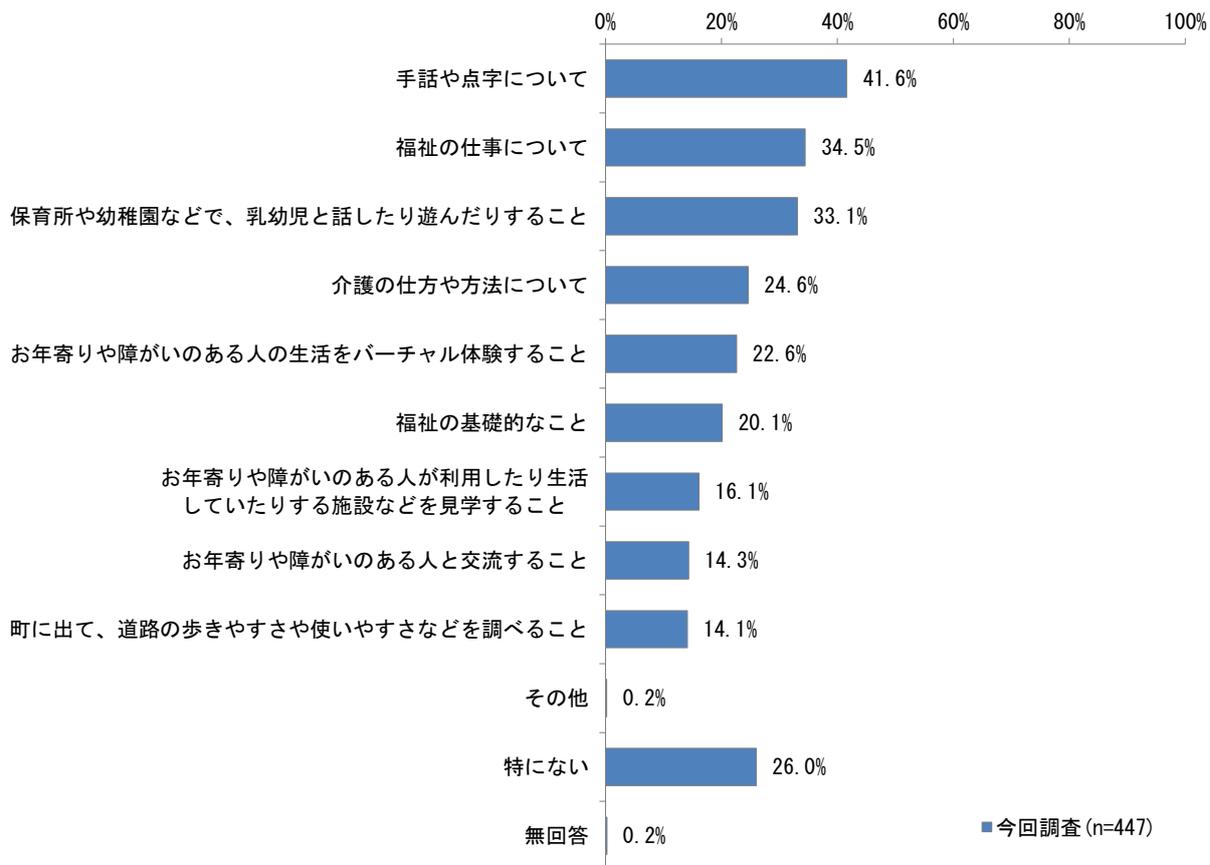
④ 「福祉」という言葉からどのようなことを思い浮かべるか

「介護」が50.8%で最も高く、次いで、「助け合い」23.7%、「わからない」13.2%となっています。



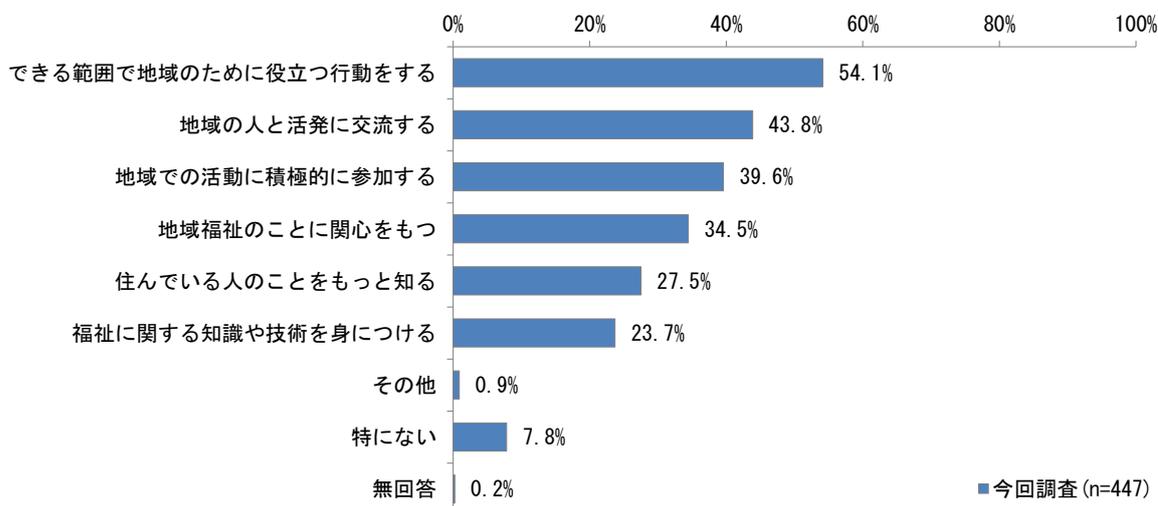
⑤ 「福祉」について知りたいこと、経験したいこと（複数回答）

「手話や点字について」が41.6%で最も高く、次いで、「福祉の仕事について」34.5%、「保育所や幼稚園などで、乳幼児と話したり遊んだりすること」33.1%となっています。



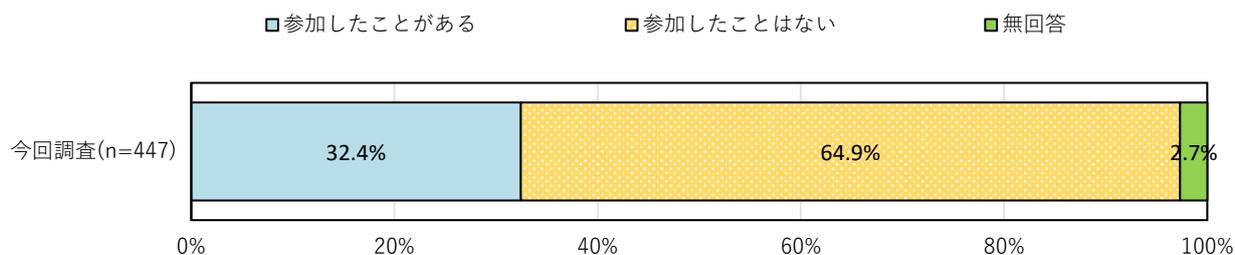
⑥ 暮らしやすいまちにするために、あなた自身ができる行動

「できる範囲で地域のために役立つ行動をする」が54.1%で最も高く、次いで、「地域の人と活発に交流する」43.8%、「地域での活動に積極的に参加する」39.6%となっています。



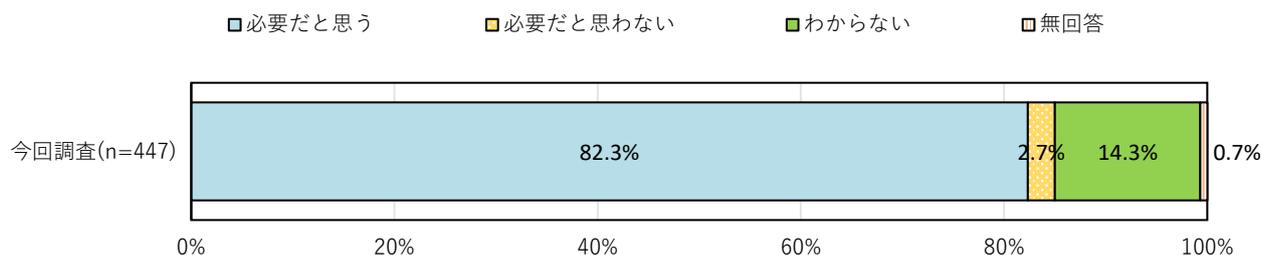
⑦ 学校以外のボランティア活動に参加したことがあるか

「参加したことがある」が32.4%、「参加したことはない」が64.9%となっています。



⑧ ご近所による支え合い、助け合いは必要だと思うか

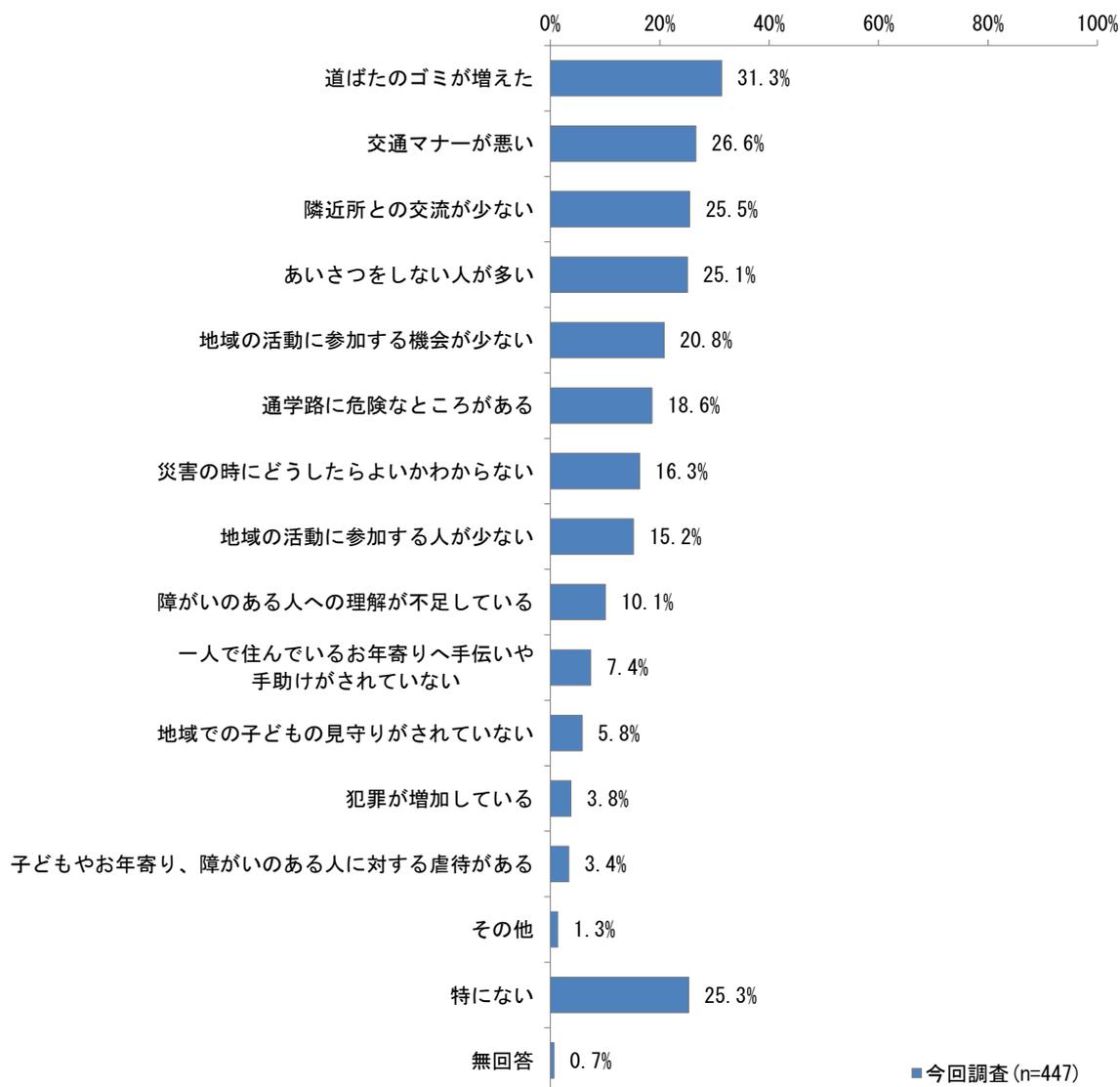
「必要だと思う」が82.3%となっています。



(2) 地域のことについて

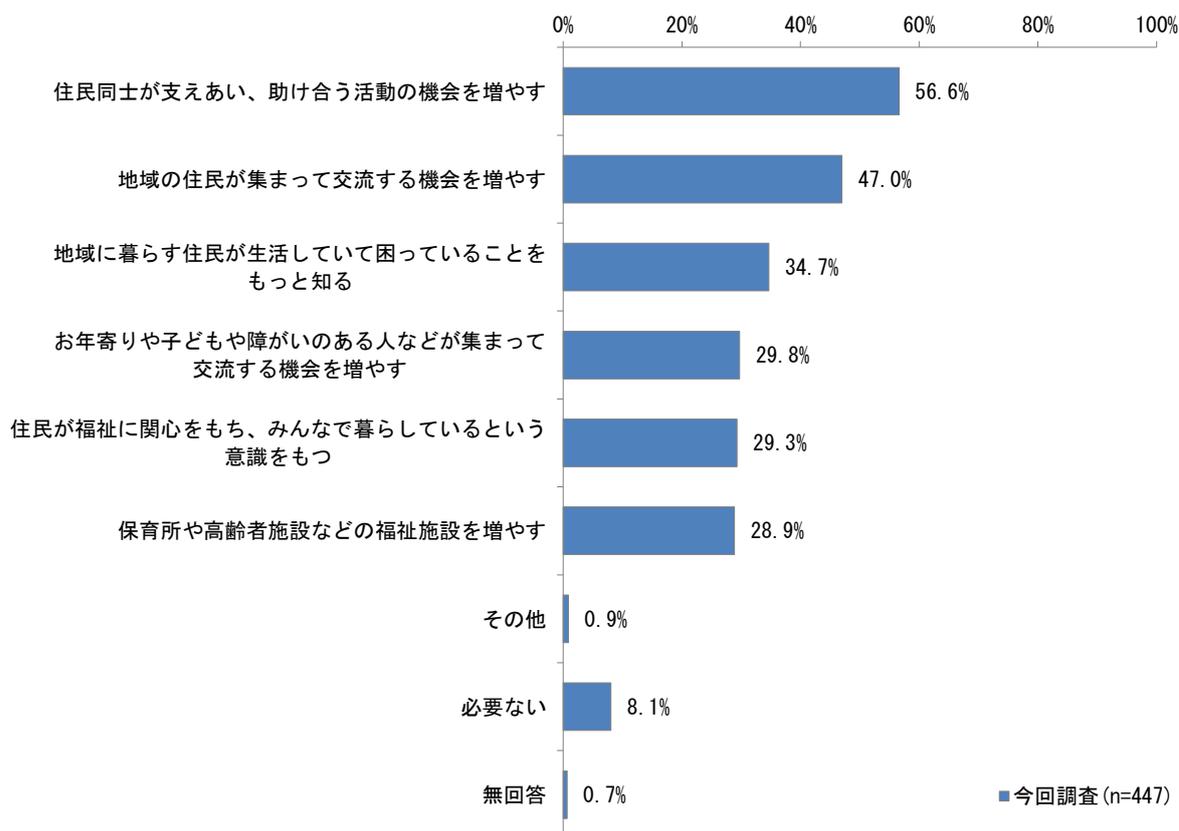
① 住んでいる地域の中で、どのような課題があると思うか（複数回答）

「道ばたのゴミが増えた」が31.3%で最も高く、次いで、「交通マナーが悪い」26.6%、「隣近所との交流が少ない」25.5%となっています。



② 住民みんなが幸せに暮らすために、どのようなことが必要か（複数回答）

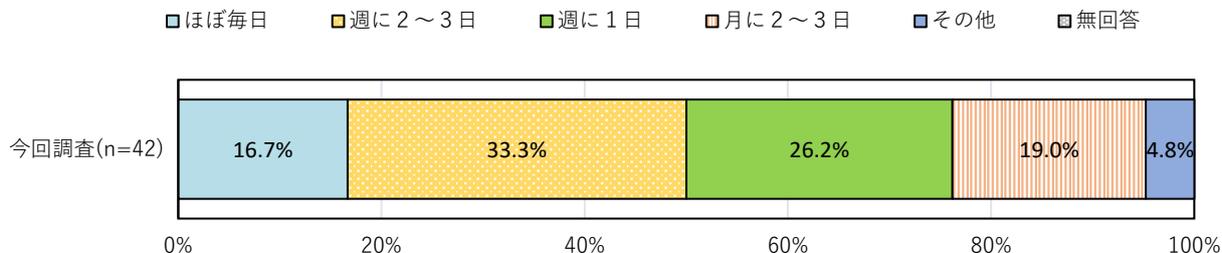
「住民同士が支えあい、助け合う活動の機会を増やす」が56.6%で最も高く、次いで、「地域の住民が集まって交流する機会を増やす」47.0%、「地域に暮らす住民が生活していて困っていることをもっと知る」34.7%となっています。



9 民生委員等アンケート調査結果からみる本町の状況

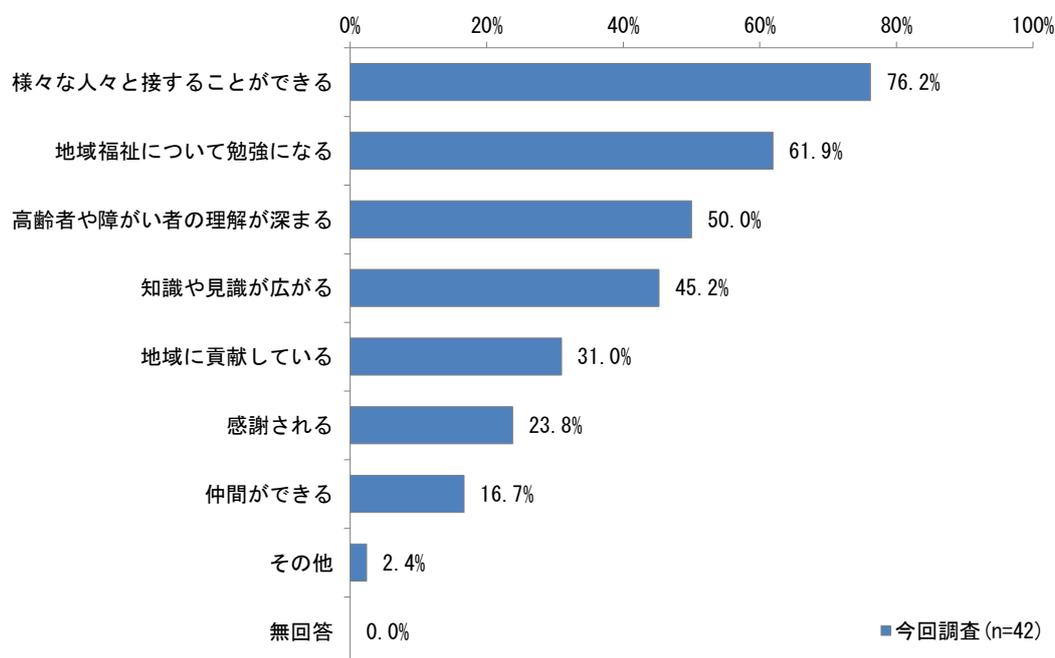
(1) 1か月のおよその活動日数

「週に2～3日」が33.3%で最も高く、次いで、「週に1回」26.2%、「月に2～3日」19.0%となっています。



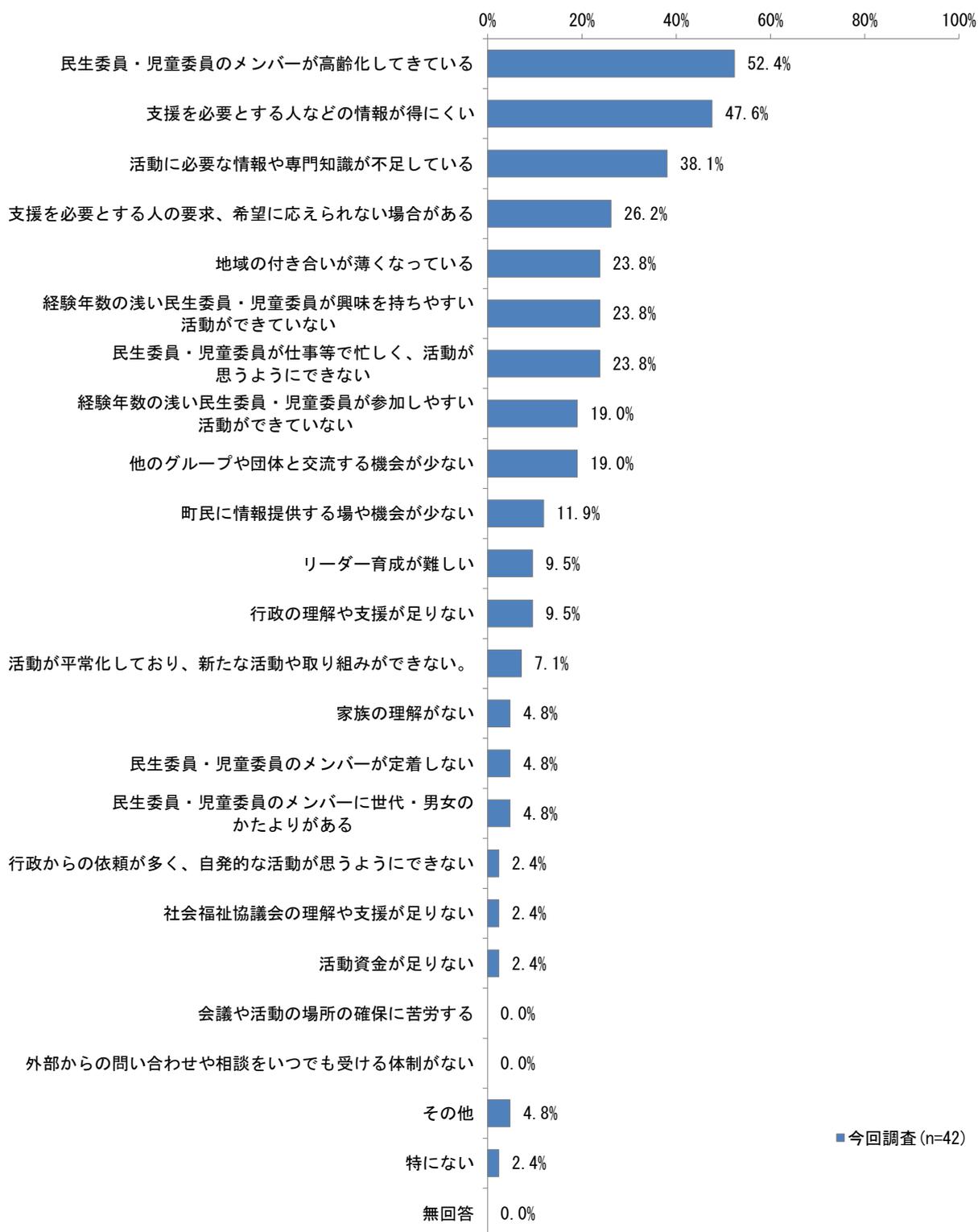
(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を通じて良かったこと（複数回答）

「様々な人々と接することができる」が76.2%で最も高く、次いで、「地域福祉について勉強になる」61.9%、「高齢者や障がい者の理解が深まる」50.0%となっています。



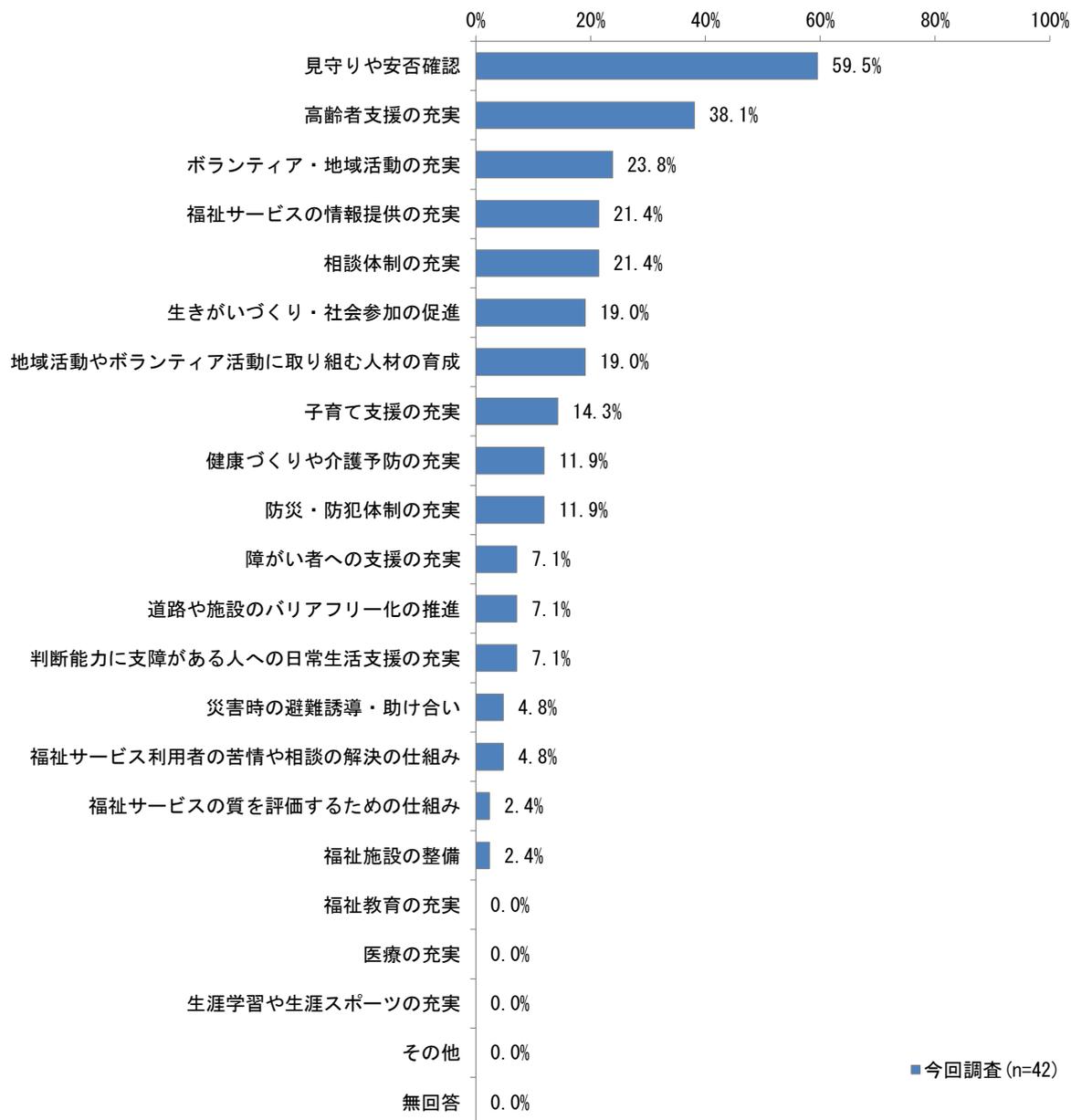
(3) 活動の中で、現在困っていること（複数回答）

「民生委員・児童委員のメンバーが高齢化してきている」が52.4%で最も高く、次いで、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」47.6%、「活動に必要な情報や専門知識が不足している」38.1%となっています。



(4) 誰もが安心して暮らしていくために、地域で重要なこと（複数回答）

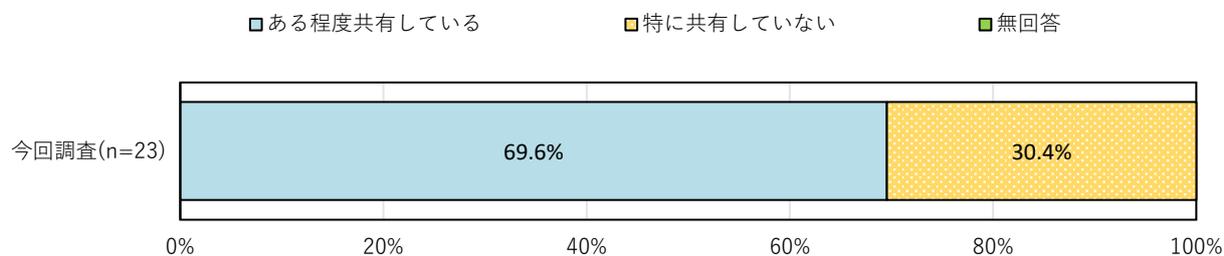
「見守りや安否確認」が59.5%で最も高く、次いで、「高齢者支援の充実」38.1%、「ボランティア・地域活動の充実」23.8%となっています。



10 公民館長アンケート調査結果からみる本町の状況

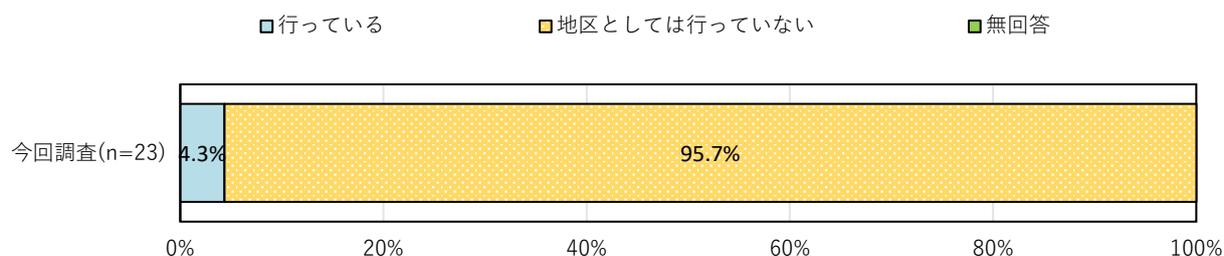
(1) 地区内での困りごとなどの情報を共有しているか

「ある程度共有している」が69.6%となっています。



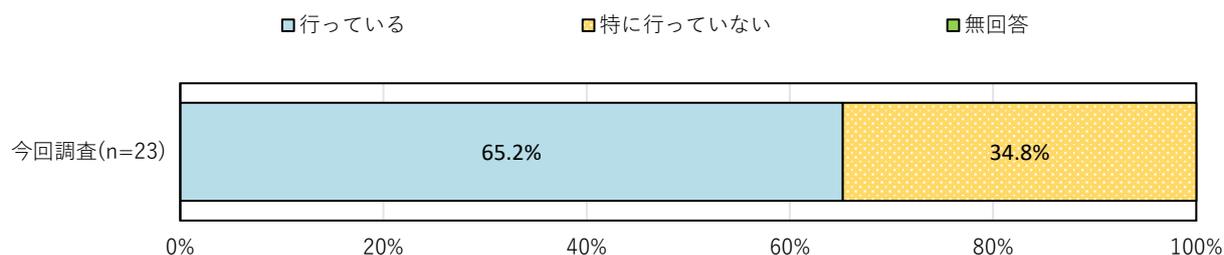
(2) 何らかの助け合い活動を行っているか

「地区としては行っていない」が95.7%となっています。



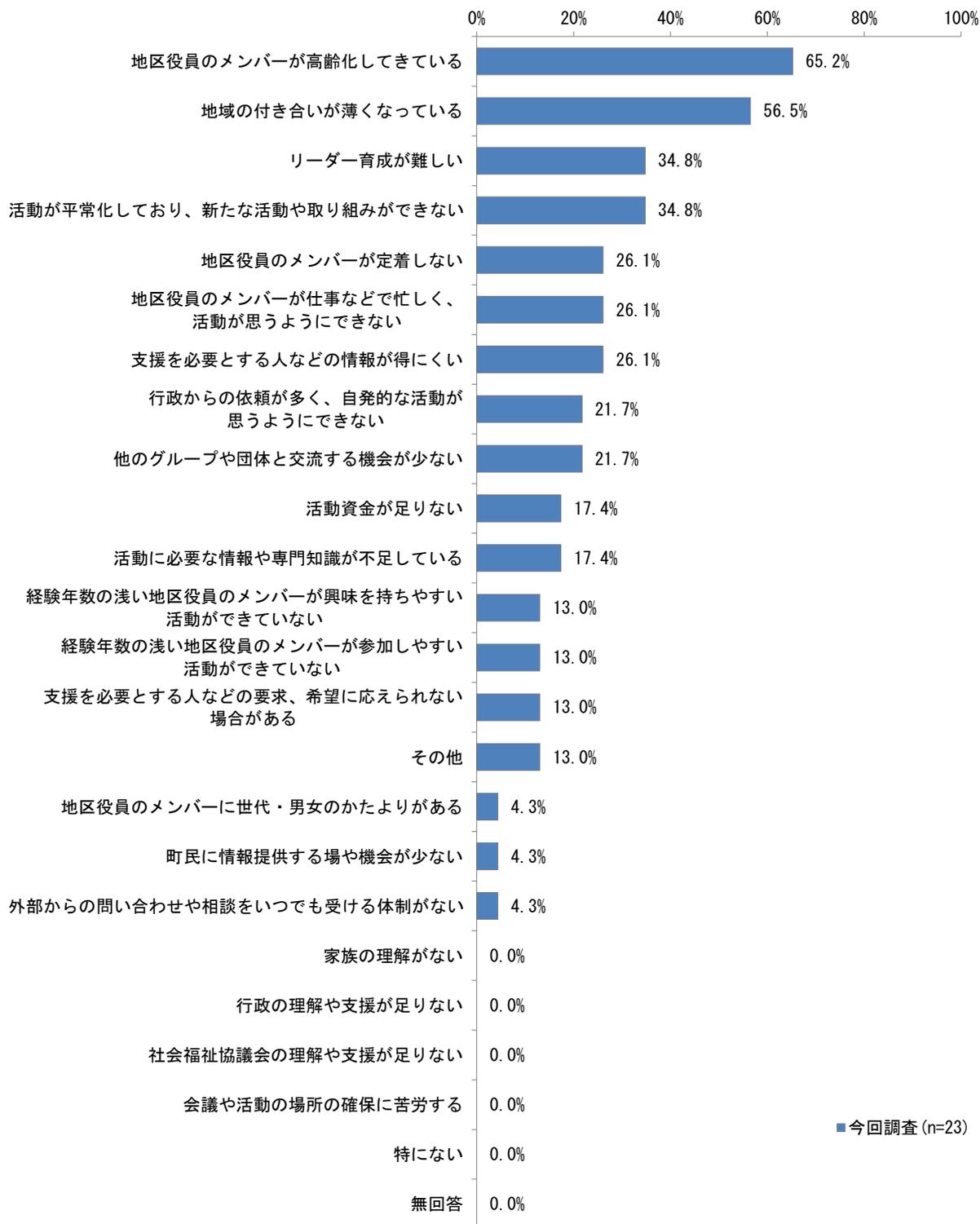
(3) 何らかの見守り活動を行っているか

「行っている」が65.2%となっています。



(4) 公民館長の活動をしている中で困っていること（複数回答）

「地区役員のメンバーが高齢化してきている」が65.2%で最も高く、次いで、「地域での付き合いが薄くなっている」56.5%などとなっています。



1.1 児童福祉等に関するヒアリング調査結果

<p>父母ともに健診に来ていたり、父親のみで健診に来ているケースが以前より多くなり、以前より父親の子育て参加が増えた。</p>
<p>転入してきた家庭について、孤立しないように声かけをするようにしている。</p>
<p>健診を受けられない理由としては、自営業のため仕事を休めないという方が多い。また、母子家庭も仕事を休めないため受診できないということもあった。</p>
<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響で、他の子と交流せず、親から離れない子どもが増えた気がする。</p>
<p>担当の町職員が異動で変わるので、相談がしづらいとの声があった。</p>
<p>健診の待機中に動画等を観る保護者は、以前と比べて少なくなった。</p>
<p>養育環境などについて気になる家庭がある場合、保健師につなぐようにしている。</p>
<p>療育へつなぐためには、保育所等での気づきも重要。</p>
<p>毎日同じ服を着ている子どもがいたが、その家庭の情報把握までは困難であった。</p>
<p>通学の見守り時、いつも遅刻ぎりぎりの時間にひとりで通学する子どもがいた。朝食も摂っていないようにみえたが、つなぎまでは至らなかった。</p>
<p>学習支援が必要と感じる。場所の確保や人材確保が課題となる。大学生などのボランティアを活用してみてもどうか。</p>
<p>子どもにとって、規則正しい生活習慣が非常に重要。ゲーム依存による昼夜逆転など心配な面もある。体力的にもよくない。</p>
<p>発達に不安のある子どもの保護者へのケアが重要と感じる。</p>

1.2 重層的支援体制整備事業に関するヒアリング調査

<p>事業を行うに当たって、どのように支援していくかを考慮することは大事なことであるが、いかに多くのひとが関心を持ち、より多くの参加者が集まるかという観点も重要視している。事業に関係している職員については意識を同じくしている。</p>
<p>医療との連携は重要。その一つとして、住民が医療関係者と顔が見える関係になることも重要。そのような観点から様々な仕掛けも行っている。</p>
<p>支援する側、支援される側という考えではなく、年代や職業を問わず、様々な方が出会う機会の創出を重視している。イベントに参加したことがきっかけとなって、不登校でなくなった子どももいる。</p>
<p>事業に関わる職員とは事業のプロセスの共有を重視している。</p>

第3章 第3期計画の実施状況

1 みんなでつながり、支え合う地域づくり

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、協働によるまちづくりの推進を図るとともに、地域福祉を支えるリーダーの育成に努めました。

【基本目標1 評価指標の進捗状況】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
地区座談会の実施	実施	実施	未実施	未達成
シルバー人材センター登録人数	163人 (H29年度)	増加	159人 (R4年度)	未達成
ボランティア登録人数	331人 (H29年度)	増加	257人 (R4年度)	未達成
日常の近所付き合いがほとんどないと回答した方の割合	13.0%	減少	15.0%	未達成
町内の行事や活動等に参加していないと回答した方の割合	50.4%	減少	50.8%	未達成
地域活動やボランティア活動等に取り組んでいないと回答した方の割合	58.3%	減少	62.6%	未達成

2 困りごとを「丸ごと」受け止める仕組みづくり

地域での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・関係機関による相談体制の整備を図りました。また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な相談支援体制の構築を図るため、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

【基本目標2 評価指標の進捗状況】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
地域福祉活動推進のための圏域設定	未設定	設定	未設定	未達成
総合的相談体制の構築	未構築	構築	構築	達成
広報紙やホームページを活用した地域で実践されている福祉活動の周知	未実施	実施	実施	達成
地域福祉リーダー研修の実施	未実施	実施	実施	達成

3 安心・安全に暮らせる地域づくり

地域の見守り活動をより一層推進し、多様なニーズに対応できる支援体制の構築を図りました。

また、住民の誰もが住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるように、今後も自主防災組織をはじめ、地域の支援体制づくりに向けて、啓発をしていく必要があります。

【基本目標3 評価指標の進捗状況】

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
災害時の避難場所を知らないと回答した方の割合	36.1%	減少	23.4%	達成
自主防災組織があるのか知らないと回答した方の割合	62.2%	減少	56.9%	達成
認知症サポーター※養成人数	163人 (H29年度)	増加	2,854人 (R4年度)	達成
高齢者サロン開催場所	28か所	増加	37か所	達成
障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0人 (H29年度)	2人以上	0人 (R4年度)	未達成
障がい者に対応する地域生活支援拠点※等の整備	未整備	圏域で 1か所	1か所	達成
ファミリー・サポート・センター事業※の年間利用件数	228件 (H29年度)	増加	482件 (R4年度)	達成
放課後児童クラブ登録人数	444人 (H29年度)	増加	561人 (R4年度)	達成
生活自立支援相談窓口※の設置	未設置	設置	設置	達成
子どもの貧困対策推進のための協議会の設置	未設置	設置	未設置	未達成
年間自殺者数	6人 (H29年度)	0人	8人 (R3年度)	未達成

第4章 基本理念等

1 基本理念

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになって、身近な人とつながり合いながら、社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、少子高齢化の進行や住民同士のつながりの希薄化により増えていく多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者、障がい者、子どもを含む全ての町民が、それぞれの役割を持って地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを推進していくことが必要です。

そのため、本計画の基本理念を前期計画から継承し、次のように定めます。

【基本理念】

みんなで支え合い 助け合うことで

やさしさとぬくもりを感じられる地域社会をつくります

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 地域住民が主役の福祉活動の推進
- 2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実
- 3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

3 施策の体系

【基本理念】

みんなで支え合い 助け合うことで
やさしさとぬくもりを感じられる地域社会をつくります

基本目標1 地域住民が主役の福祉活動の推進

- 1 多様な主体が参画する福祉活動の推進
- 2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進
- 3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

基本目標2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

- 1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進
- 2 多様な福祉サービスの充実と利用促進
- 3 孤立させない相談支援体制づくり

基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

- 1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止
- 2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

第5章 施策の展開

基本目標 1 地域住民が主役の福祉活動の推進

地域福祉を支える担い手の確保に努めるとともに、ボランティア活動や住民同士の幅広い交流の推進、福祉活動の情報提供の充実を図るなど、地域の関係団体が緊密に連携しながら、地域住民が主役の福祉活動を推進していきます。

1 多様な主体が参画する福祉活動の推進

【現状及び課題】

- 民生委員・児童委員、主任児童委員や自治公民館等の地域の関係団体においては、地域福祉を支える担い手の高齢化や固定化などの課題を抱えています。
- 人と人とのつながりが希薄化する中、隣近所同士の助け合いや地域での支え合いなど「共助^{*}」の重要性が高まっており、地域の福祉活動のさらなる充実を図っていく必要があります。
- 地域の福祉活動を効果的に展開していくためには、地域の関係団体が緊密に連携を図りながら、福祉活動を推進していく必要があります。
- 地域では、様々な福祉活動が行われていますが、地域住民に十分に認知されていない状況にあります。

【今後の方向性】

多様な主体が参画する福祉活動を推進していくため、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めるほか、福祉活動のさらなる充実や地域の関係団体の連携・交流の促進を図るとともに、福祉活動の積極的な情報発信に努めます。

(1) 協働によるまちづくりの推進

本町では、平成24年12月に「三股町まちづくり条例」を制定し、自治公民館組織や各種団体などが参画しやすい仕組みづくりに取り組んでいます。今後も、各団体や個人が主体的にまちづくりに参画し、達成感が得られるような環境づくりを推進します。

また、町民の意見をまちづくりに反映させるため、審議会等への町民の参加促進、意見交換など引き続き取り組んでいきます。

(2) 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域住民が主役の福祉活動を推進していくため、福祉活動の情報を積極的に発信し、幅広く気軽に参加できる取組を展開することで、地域福祉を支える担い手の発掘・育成に努めます。

また、地域福祉の向上に尽力した方や団体に対し、社会福祉功労者として表彰することにより、福祉活動の意欲の向上を図ります。

(3) 福祉活動の充実

支え合う地域づくりを推進するため、地域団体や関係機関等の活動を支援します。また、地域住民にとって最も身近なコミュニティ組織である支部への加入を推進します。

(4) 地域の関係団体の連携・交流

地域の福祉活動を効果的に展開していくため、地域の関係団体の活動に対して、助言や情報提供を行うなど、関係団体の連携・交流を促進します。

(5) 福祉活動の積極的な情報発信

地域の福祉活動に関する情報を、より多くの地域住民に届けるため、回覧や広報紙、ホームページやSNS*など、各種広報媒体を効果的に活用し、積極的な情報発信に努めます。

2 支え合いの心を育むボランティア活動の推進

【現状及び課題】

- 地域での支え合いの重要性が高まる中、より多くの人に地域福祉に関心をもってもらう必要があります。
- ボランティア活動への参加意向はあっても、実際の参加には結びついていない状況もあります。
- 地域において支援を必要とする方が増加する中、ボランティア活動を担う人材の発掘・育成に努める必要があります。

【今後の方向性】

地域住民にイベントや福祉活動などの情報を発信し、地域福祉に関する意識の高揚およびボランティア活動への参加促進を図ります。

(1) 地域福祉に関する意識の高揚

多くの人に地域福祉に関心をもってもらうため、様々な機会を通じて、地域活動に関する情報を発信し、住民の自発的な活動意識の高揚を図ります。

(2) 地域活動団体等への支援

自治公民館や民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア等の地域活動団体が、地域福祉推進体制の確立に向けて取り組むことができるよう、研修会等の情報提供を行います。

(3) 地域リーダーの育成と活動支援

母子保健推進員、健康づくり推進員^{*}、食生活向上員^{*}、高齢者サロンリーダー^{*}など地域福祉活動を主導的に進める人材の確保のため、養成講座・研修会等を継続して行います。

(4) ボランティア等の育成と活動支援

ボランティア活動を広く住民に周知するとともに、福祉に関する講座等の受講者に対し、ボランティアに関する情報を提供することにより、受講後の活動継続を図ります。

また、社会福祉協議会と連携し、ボランティアまつり、福祉バザー、エコロジーボランティア等の円滑な事業運営の実施を図ります。

3 みんなで支え合う安心安全な地域づくり

【現状及び課題】

- 大雨や台風、地震など、様々な危機事象が全国各地で発生している中、「自らの命は自ら守る」、「地域住民で助け合う」といった防災意識の高揚を図るほか、地域の防災対策の充実を図る必要があります。
- 交通事故などの不慮の事故が身近な地域で発生しているほか、声かけやつきまとい事案など、子どもが犯罪にあう危険が増加しています。
- 高齢者や障がい者が被害者となる特殊詐欺や消費者トラブル等の件数が増加していることから、ひとり暮らしの高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境づくりが必要です。

【今後の方向性】

みんなで支え合う安心安全な地域づくりに向けて、防災意識の高揚を図るほか、災害時の要支援者の情報把握に努めます。

また、地域住民を犯罪、消費者トラブルなどから守るため、町福祉・消費生活センターの相談支援体制の充実に努めます。

(1) 災害時における要支援者への支援対策の推進

災害時に自力で避難することができず、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない方に必要な支援を行うため、地域住民や自治公民館、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター[※]と協力し対象者の調査・状況把握を継続します。

(2) 地域防災意識の醸成

地域ぐるみで「自分たちの地域を守る」という意識を醸成するため、宮崎地方気象台の防災気象情報に関する出前講座等を活用するなど、団体や地域での防災教育や学習等の支援を行います。

(3) 全ての人にやさしい避難所機能の充実

高齢者や障がい者などをはじめとした全ての避難者がバリアフリー[※]、プライバシーなどの点で安心して利用できるよう、拠点となる福祉避難所[※]の機能の充実を図ります。

(4) 福祉・防犯対策等の充実

高齢者や障がい者、子どもなどを、交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから守り、安心安全で暮らしやすい地域づくりを進めるため、地域における見守り活動を行います。

また、消費生活トラブル被害に遭わないための対策や被害に遭った場合の対応について、情報提供や研修会など啓発に努めます。

町福祉・消費生活相談センターにおいては、他の相談機関と連携して、町民が利用しやすい、相談しやすい環境体制の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
自主防災組織	地域防災の啓発や避難訓練を行い、防災意識の向上に努める。	総務課
交通安全啓発事業(通学時の街頭指導)	主に、各時季に実施される交通安全運動期間において、地域、各種団体等と連携して通学時における街頭指導を実施し、交通事故のない地域を目指す。	総務課
みんなで創ろう、みまたん地域づくり推進事業	住民と行政が協働で町を支えていくための施策として、特色ある地域づくりを行おうとする団体に補助金を交付することにより、その活動を支援する。	企画商工課

事業・取組名	概要	担当課等
地域自治支援事業	自治公民館組織活動の支援を行い、地域見守り活動を通し、自助・共助の意識啓発を図る。	教育課
自治公民館施設整備補助事業	自治活動や住民の福祉を増進するための施設等の整備を行う自治公民館を支援し、コミュニティ施設の整備・充実を図る。	教育課
民主団体育成支援事業	壮年連絡協議会、女性団体連絡協議会等、各種民主団体の活動支援を行う。ボランティア活動、所属団体間の交流事業、地域活動への積極的な参画を図り、地域の一員として地域の課題解決に取り組む意識を高める。	教育課
子どもの明るい未来創造事業	豊かな教育資源や人材をもつ地域が、多方面から学校の児童生徒の教育活動を支える仕組みを構築することで、児童生徒に社会を実感させるとともに、地域づくりと活力あるコミュニティの形成に寄与する。本事業は学校サポート事業・土曜学習事業・放課後子ども教室推進事業の3事業で構成。	教育課
高齢者学級事業	高齢者の生涯学習について、自主的・主体的に取り組む意欲を持てるよう図り、コミュニケーションの場や仲間づくりの機会となるよう支援する。学習の成果を生かし、地域ボランティアなどの社会活動へ積極的な参加を促す。	教育課
老人クラブ (さんさんクラブ)	各地域のさんさんクラブ及びさんさんクラブ連合会が、高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防・友愛訪問（声かけ運動）等の活動、環境美化活動、ボランティア活動等に取り組む。	高齢者支援課 社会福祉協議会
高齢者等介護予防・生活支援事業	地域住民主体のふれあい活動（サロン活動）に対し、活動資金の助成やレクリエーションの支援を行う。	高齢者支援課 社会福祉協議会
社会福祉功労者表彰事業	社会福祉に寄与し、特にその功績が顕著であった方を表彰するとともに、町民の福祉意識の高揚を図る。	福祉課
重層的支援体制整備事業	「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」の実施により、地域共生社会の実現を目指す。新たな居場所を多数構築し、興味・関心の中に多種多様な人々の交流の場を創設し、地域課題の解決を図る。	福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員、主任児童委員を会員とする組織であり、定例会や各種研修会を実施し識見の向上に努めている。深刻化する地域課題の解決に向け、関係機関との連携を密にし、福祉課題の調査、地域の見守り、相談・支援活動に積極的に取り組む。	福祉課 社会福祉協議会
共同募金事業	地域住民、自治公民館、民生委員・児童委員、法人等の協力を得て、募金活動を行い、地域で支えながら生活していくこのできる地域コミュニティづくりのための資金として活用する。	社会福祉協議会

事業・取組名	概要	担当課等
日本赤十字社事業	自治公民館、法人等の協力により寄付活動を行い、災害救護、復興支援、開発協力などを行う日本赤十字社の活動を支援する。また、町内において発生した火災により被災した世帯に対して救援物資の配付、災害見舞金の支給を行い、被災者の生活を支援する。	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会	ボランティア団体の活動を支援し、人材育成を行う。また、イベントを開催し、地域住民のボランティアへの関心を深める。	社会福祉協議会

【基本目標 1 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
ボランティア登録人数 (町ボランティア連絡協議会への登録人数)	257人 (R4年度)	増加	社会福祉協議会
地域活動 [※] の実施	158か所	200か所	社会福祉協議会
地域活動者 [※]	1,950人	2,025人	社会福祉協議会
町内の人と「ほとんど付き合いはない」と回答した方の割合	15.5%	減少	町民調査
町内の行事や地域活動に「参加している」と回答した方の割合	49.2%	増加	町民調査
地域活動やボランティア活動に「取り組んでいる」と回答した方の割合	31.6%	増加	町民調査
地域活動やボランティア活動に「取り組んでいきたい」と回答した方の割合	60.6%	増加	町民調査
災害時の備えを「している」と回答した方の割合	50.7%	増加	町民調査
防災訓練などに「参加したことがある」と回答した方の割合	10.8%	増加	町民調査

基本目標2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実

地域の関係団体や関係機関と連携を図りながら、包括的な支援体制の推進を図るほか、多様な福祉サービスの利用促進や情報提供のさらなる充実を図るとともに、孤立させない取組を行うなど、相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実に努めます。

1 誰もが相談しやすい包括的な支援体制の推進

【現状及び課題】

- 悩みや不安を感じた時に、近所の人や地域の関係団体に相談する方は少なく、また、困った時に頼れる人が身近にいない方が少なくありません。
- 個人や家庭を取り巻く環境の変化により、地域住民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化してきているほか、制度の狭間の課題への対応も求められてきています。

【今後の方向性】

誰もが相談しやすい包括的な支援体制を推進していくため、悩みや不安を抱えている人を孤立させずに、適切な支援につなげることができるよう、相談支援体制の充実に努めるとともに、関係機関の連携を強化し、総合的な相談支援体制の充実に図ります。

(1) 地域住民の相談を包括的に受け止める体制づくり

役場窓口、地域包括支援センター※、子育て支援センター※、障害者基幹相談支援センター等が連携を図り、住民からの相談に適切に対応できる体制を構築します。また、各種研修の受講を促し、職員の資質の向上に努め、相談に関する機能及び対応の充実に図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携による地域生活課題の早期把握

地域生活課題を早期に把握するため、民生委員・児童委員、主任児童委員等による地域の見守り活動の支援及び情報の共有化を図ります。

また、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等と連携を図りながら、地域支援ニーズとサービス提供者のマッチングなど、人と情報、サービスがつながる関係を目指し、支援を求める人に必要な支援を円滑に行うことができる仕組みづくりを推進します。

(3) 分野横断的相談支援体制の充実

支援につながりにくい生活課題のある人や家族、社会的孤立に陥る可能性がある人に対して、制度や組織の枠組みを越え、問題解決に向けた支援を行うことができるよう、分野横断的相談体制の充実に図ります。

2 多様な福祉サービスの充実と利用促進

【現状及び課題】

- 高齢化の進行や核家族化の進展などにより、地域住民のニーズが多様化する中、各種福祉サービスの充実を図る必要があるほか、介護や世話をを行う家族等に対する支援も求められています。
- 運動不足などにより、生活習慣に課題のある人が増えているほか、ストレスなどにより、こころに悩みを抱えている人が増えています。
- 支援を必要としている人に、必要な福祉サービスの情報が行き届くよう、情報発信の充実を図る必要があります。
- 各種福祉サービスの更なる充実を図るため、福祉サービス提供者等の育成・確保に努める必要があります。
- 地域住民の多様化するニーズに適切に対応していくためには、福祉の領域だけではなく、様々な分野との連携が必要です。

【今後の方向性】

高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮などの多様な福祉サービスの充実と利用促進を図るほか、介護や世話をする家族等に対する支援に努めます。

また、地域住民の体とこころの健康づくりを支援するほか、福祉サービスの情報発信の充実や福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

さらに、地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、まちづくりや産業、環境、教育分野等と連携を図りながら、様々な取組を推進します。

(1) 高齢者福祉・介護サービスの利用促進

高齢者が生きがいをもって自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向けて、高齢者クラブや高齢者サロン活動の支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参画を促進します。

また、地域包括支援センター等における相談支援、認知症サポーターの養成など、安心・安全な暮らしの確保、介護予防・地域支援体制及び介護サービスの充実に取り組みます。

(2) 障害者福祉サービスの利用促進

障がい者が生きがいをもって自分らしく健やかに暮らせる地域づくりに向け、障害者基幹相談支援センターにおける相談支援のほか、居宅介護^{*}や外出支援、児童発達支援^{*}や放課後等デイサービス^{*}などの適正な支給決定を行い、障害福祉サービス・療育等の充実、障がい者を支える社会環境づくりに努めます。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、自立支援協議会^{*}において、課題の整理・分析、解決に向けた調査・検討を進めます。

(3) 成年後見制度*の利用促進

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった人が安心して暮らせる地域づくりに向けて、「第1期三股町成年後見制度利用促進計画」に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。

(4) 子ども・子育て支援サービスの利用促進

子育てに希望あふれる地域づくりに向けて、子育て支援センターや子育て世代包括支援センター*などが行う地域の子育て活動や相談支援を推進します。

また、仕事と子育ての両立に向けて、保育の受け皿確保や放課後児童クラブ*の整備など、安心して生み育てられる環境づくりに努めます。

(5) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者が地域で自立した生活ができるよう、生活や就労に関する相談や就労に向けた準備支援を推進します。

また、「みまたん宅食どうぞ便*」を通じて、定期的に食材を届け訪問する取組により、世帯との関係性を築き、個別支援活動を推進していきます。

(6) 介護や世話をを行う家族等に対する支援

在宅での介護を必要とする高齢者や障がいの家族等の負担軽減を図るため、地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実に努めます。

(7) 健康づくりの支援

誰もが健康に暮らせる地域づくりに向けて、各種検（健）診や健康教室の開催、食生活向上員や健康づくり推進員による講習の開催、メンタルヘルス対策など、体とこころの健康づくりを支援します。

(8) 福祉に関する情報発信の充実

広報紙やホームページ、SNSなどを効果的に活用して、福祉の各分野の制度や福祉サービス等の情報を分かりやすい内容に整理し、情報発信に努めます。

(9) 福祉サービス提供者等の育成・確保

地域住民の多様化するニーズに適切に対応できるよう、地域住民にとって最も身近な存在となる民生委員・児童委員が円滑な活動ができるよう、協議会への補助支援を推進します。

また、手話奉仕員*や手話通訳者*等の養成を支援するなど、福祉サービス提供者等の育成・確保に努めます。

(10) まちづくり、産業、環境、教育分野等との連携

住宅確保要配慮者^{*}への支援、商店街等の活性化支援や地域の美化活動への支援、地域とともにある学校づくりなど、まちづくり、産業、環境、教育分野等と連携した取組を推進します。

3 孤立させない相談支援体制づくり

【現状及び課題】

- 地域のつながりが希薄化する中、高齢者や障がい者、ひとり親家庭などは、地域で孤立しやすい状況に置かれています。
- 退職や人間関係などを理由にひきこもり状態となった方やその家族を、地域で孤立させずに、必要な支援を提供していく必要があります。

【今後の方向性】

孤立させない相談支援体制づくりを推進し、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など、地域で孤立しやすい方々の自立と社会参加の促進を図ります。

また、ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、関係機関等と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努めます。

(1) 高齢者や障がい者等に対する自立支援

民生委員・児童委員、主任児童委員等による見守り活動などを通じて、孤立しやすい高齢者や障がい者、ひとり親家庭などの把握に努めます。

また、孤立した状況から課題やニーズに応じた各種相談機関につなぎ、必要な福祉サービスの提供、就労支援等を行います。

(2) 自殺のないまちづくりの推進

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「三股町第3期自殺対策行動計画」に基づき、地域におけるネットワークの強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、児童生徒のSOSの出し方に関する教育^{*}を推進します。

(3) 犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がないことなどから、社会復帰に向けた支援を十分に受けられずに、地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。

再犯を防止し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「第1期三股町再犯防止推進計画」に基づき施策の推進を図ります。

(4) ひきこもりに対する支援

ひきこもり状態となった方やその家族に対して、必要な支援を提供できるよう、生活相談や就労に関する相談に対応するほか、県から派遣されるひきこもり支援アドバイザーからの助言や情報共有により、ひきこもりに対する支援の充実に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
消費生活相談事業	消費生活に関する相談に専門の相談員が対応し、問題解決を図る。	総務課
健康づくり推進事業	食生活向上員、健康づくり推進員が事前研修で学んだバランスのとれた栄養・食生活など健康に関する情報の伝達、健（検）診の受診勧奨を行う。	町民保健課
子育て世代包括支援センター	母子保健コーディネーター等が母子健康手帳交付時からの面談、妊娠・出産・子育てに関する相談、情報提供を行う。	町民保健課
新生児訪問・乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握、育児指導を行う。	町民保健課
母子保健推進員訪問	母子保健推進員が自宅を訪問し、出産祝い品の配布、子育てに関する相談、情報提供を行う。	町民保健課
発達相談事業	健診等で発育や発達に不安があると思われる幼児とその保護者に対し、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、保健師による相談、助言を行う。	町民保健課
放課後子ども教室推進事業	小学生を対象に、放課後における子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の参画を得て学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することによって、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	教育課
地域連携ネットワーク	三股町高齢者福祉・介護保険運営協議会を地域連携ネットワークと位置づけ、支援を必要とする人たちを支援、成年後見制度を利用しやすい仕組みをつくる。	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、新たな資源開発やしくみづくりを行う。高齢者が自分の住む地域で自分らしく生きていけるために、地域で支え合う地域づくり、たすけあい活動の推進を図る。	高齢者支援課 社会福祉協議会
認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターと社会福祉協議会に配置し、認知症の人やその家族にきめ細かく対応するとともに、認知症予防対策や地域の認知症への理解を深める活動を行う。	高齢者支援課 社会福祉協議会

事業・取組名	概要	担当課等
地域リハビリテーション活動支援事業	足もと元気教室、地域フィットネス教室「ぴしゃトレ」を中心に、新たに短期集中的に送迎型のサービスを創設し、自分の地域で自分らしく、自立した生活を送れるような介護予防体制を構築する。	高齢者支援課 社会福祉協議会
総合相談支援事業	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域におけるネットワークの構築、初期段階の相談対応、専門的・継続的な相談支援を行う。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)
地域ケア会議	高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療及び福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるように、地域における社会資源を総合的に調整し、困難事例や広域的な課題について検討する。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子ども(放課後児童)に対し、授業の終了後や土曜日、学校の長期休暇中に、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。	福祉課
自殺対策強化事業	悩みの相談を行い、関係機関と連携を取りながら、自殺予防にむけた普及啓発活動を実施する。また、傾聴講座を実施し、ゲートキーパー等の人材育成も行う。	福祉課 社会福祉協議会
支援対象見守り強化事業	「みまたん宅食どうぞ便」のスキームを活用し、要保護児童対策協議会で支援対象児童として登録されている子ども、町が見守りの必要があると判断した子どもに対して、居宅を訪問し状況の把握を行い、食材の提供、学習支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図る。	福祉課 社会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	地域全体で子育てを支援する基盤を形成するために子育て支援センターを開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	福祉課 社会福祉協議会
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人「おねがい会員」、育児の援助を行いたい人「まかせて会員」から構成される組織で、子どもの送迎や預かり等、相互に育児の援助活動を行う。	福祉課 社会福祉協議会
障害者基幹相談支援事業	障がい者等が障がい福祉サービス等を利用しつつ、能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援を実施する。	福祉課 社会福祉協議会
障がい児者連絡協議会	障がい者やその家族により構成されている団体であり、会員相互の協力により障がい者の福祉向上のため、学習会や交流イベントなどの様々な活動を行う。	福祉課 社会福祉協議会
障がい者自立支援協議会	障がい者および障がい児が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を営むことができるよう、関係機関や団体等が連携し、地域の障がい福祉に関するシステムづくり等の中核的な役割を果たす定期的な協議を行い、より良い障がい者施策の推進、支援体制の整備を図る。	福祉課 社会福祉協議会

事業・取組名	概要	担当課等
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がいなどの理由により判断能力の不十分な方が、地域で安心して自立した生活を送るために、生活支援員が金銭管理、相談、助言等のサービスを行う。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、県社会福祉協議会が必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員を通じ必要な援助、指導を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的として実施する。	社会福祉協議会
たすけあい金庫貸付事業	低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助活動を行うことにより経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるように支援することを目的とする。	社会福祉協議会

【基本目標 2 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
高齢者サロン開催場所	37 か所 (R4 年度)	増加	高齢者支援課
障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0 人 (R4 年度)	1 人以上	福祉課
年間自殺者数	8 人 (R3 年度)	0 人	福祉課
本町は「子育てを楽しいと感じられる町だ」と回答した方の割合	76.3%	増加	町民調査
本町の福祉施策について「充実している」と回答した方の割合	41.3%	増加	町民調査
成年後見制度を「知っている」と回答した方の割合	75.6%	増加	町民調査
成年後見制度に係る中核機関を「知っている」と回答した方の割合	9.2%	増加	町民調査
罪を犯した人の立ち直りに「協力したい」と回答した方の割合	39.3%	増加	町民調査

基本目標3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり

一人一人の人権や多様性を尊重し、差別や虐待、暴力の防止に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい生活環境を整備するなど、お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していきます。

1 人権の尊重と差別・虐待・暴力の防止

【現状及び課題】

- 社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化しています。
- 障がい者への差別や虐待、子どもや高齢者への虐待、配偶者等からの暴力(DV)を防止する必要があります。

【今後の方向性】

地域で暮らす全ての人々が、性別、年齢、国籍等に関わりなく、一人一人の人権や多様性を尊重し合う地域づくりを推進します。

また、障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止のほか、子どもや高齢者への虐待防止、配偶者等からの暴力の防止に努めます。

(1) 一人一人の人権の尊重

様々な人権問題に対して正しい理解や認識を深めるため、家庭や地域社会、学校など、あらゆる場や機会を捉え、人権教育や人権啓発を推進し、性別や年齢、国籍等に関わりなく、一人一人の人権や多様性を尊重し合う地域づくりに努めます。

(2) 差別・虐待・暴力の防止

障がいを理由とする差別の解消と虐待の防止に向けて、障がいに関する正しい理解の促進を図るとともに相談支援事業所等の関係機関と連携し、相談支援の充実などに努めます。

要保護児童等対策地域協議会においては、児童虐待等の発生予防から早期発見、早期支援等のため、関係機関と連携し切れ目のない総合的な支援を実施します。

町福祉・消費生活相談センターにおけるDV被害者からの相談については、関係機関との連携支援を図り、配偶者等からの暴力の予防と根絶に努めます。

2 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

【現状及び課題】

○高齢者や障がい者などの自立と社会参加の促進を図るためには、建築物や交通機関、生活環境のバリアフリー化のほか、移動手段の確保が必要です。

【今後の方向性】

誰もが暮らしやすい生活環境づくりに向けて、住宅や公共施設等のほか、道路、交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、高齢者や障がい者等に対する移動手段の確保に努めます。

(1) 住宅や公共施設等のバリアフリー化

高齢者や障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、町営住宅や公共施設等のバリアフリー化を促進します。

(2) 道路や歩道等のバリアフリー化

子どもや障がい者、高齢者を含め全ての人が安全かつ快適に移動ができるよう、道路や歩道等のバリアフリー化を進めます。

(3) 高齢者や障がい者等に対する移動手段の確保

地域住民の買物や通院、通学など日常生活における交通手段を確保するため、コミュニティバス（くいまー）を運行します。

また、福祉有償運送^{*}の利用促進など、高齢者や障がい者の移動手段の確保に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課等
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解してもらうために認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人やその家族を支援する関係者の連携やネットワークの形成、相談支援体制の構築を図る。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者世帯など、見守りが必要な世帯に対し、緊急通報システムを貸し出し、コールセンターで緊急時の対応や相談に応じてもらう。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)
ひとり暮らし高齢者実態把握事業	ひとり暮らし高齢者の状況を把握することで、孤立化の防止や災害時の迅速な避難を支援する。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)

事業・取組名	概要	担当課等
権利擁護支援	高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。	高齢者支援課 (地域包括支援センター) 社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	高齢者の権利・財産の保護のため、高齢者やその親族等に成年後見制度の説明や申立ての支援を行うとともに、高齢者等の状況に応じて、町長申立てにつなげる。また、認知症や障がい等により判断能力が不十分で、親族による後見等開始の審判の申立てができない方について、町長申立てを行うとともに、必要に応じて申立費用や後見人等への報酬の助成を行う。	高齢者支援課 (地域包括支援センター) 福祉課
法人後見センター事業	判断力が不十分な高齢者、障害者等の権利擁護を図るため、社会福祉協議会が法人後見人となることで、事業の継続性、専門性、透明性を確保し、利用者への安定的なサポートを実現する。	高齢者支援課 社会福祉協議会
配食サービス事業	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし、または、高齢者のみ世帯等に対し、夕食の配食を行うことにより、栄養改善と配達時の安否確認、対話等による孤独感の解消を図る。	高齢者支援課 社会福祉協議会
歳末たすけあい配分金事業	歳末たすけあい募金配分金を利用して、児童福祉施設への慰問活動や生活困窮者への食糧支援のための食料の備蓄等を行い地域福祉の推進を図る。	社会福祉協議会

【基本目標 3 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
障がい者に対する差別や偏見が「ある」と回答した方の割合	84.5%	減少	町民調査
外出の時、「道路に段差が多くて困っている」と回答した方の割合	18.3%	減少	手帳所持者調査

第3部 障害者基本計画



第1章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

国においては、平成26年に批准した「障害者の権利に関する条約[※]（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、令和5年3月に、令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。

令和3年5月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律[※]（障害者差別解消法）」が改正され、令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮[※]の提供が義務化されました。

また、同年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律[※]」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

さらに、令和4年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律[※]（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法[※]」が改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センター[※]の役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

本町においては、このような変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本町の障がい者の実態やニーズに即した障がい者施策を、更に総合的・計画的に推進していくため、令和6年度から10年度までを計画期間とする「三股町第4次障害者基本計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

【根拠法令（抜粋）】

障害者基本法（第11条3項）

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 近年の国の動向

(1) 近年の主な法整備等

平成30年4月以降の国の主な動向は以下のとおりです。

平成30年6月	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 [*] の制定
令和元年6月	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 [*] の制定
令和2年4月	障害者の雇用の促進等に関する法律 [*] の改正
6月	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 [*] の改正
12月	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律 [*] の制定
令和3年5月	障害者差別解消法の改正
9月	医療的ケア児及びその家族に関する法律の施行
令和4年5月	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 [*] の制定
6月	児童福祉法の改正
6月	障害者総合支援法の改正
令和5年3月	障害者基本計画（第5次）の策定

(2) 障害者基本計画（第5次）の概要

国の障害者基本計画（第5次）の概要は下図のとおりです。

<p>【基本理念】</p> <p>共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。</p> <p>【基本原則】</p> <p>地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調</p> <p>【各分野に共通する横断的視点】</p> <p>「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「共生社会の実現に資する取組の推進」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進」、「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」</p> <p>【各論の主な内容（11の分野）】</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</td> <td>6. 保健・医療の推進</td> </tr> <tr> <td>2. 安全・安心な生活環境の整備</td> <td>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</td> </tr> <tr> <td>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</td> <td>8. 教育の振興</td> </tr> <tr> <td>4. 防災、防犯等の推進</td> <td>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</td> </tr> <tr> <td>5. 行政等における配慮の充実</td> <td>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11. 国際社会での協力・連携の推進</td> </tr> </table>	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6. 保健・医療の推進	2. 安全・安心な生活環境の整備	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	8. 教育の振興	4. 防災、防犯等の推進	9. 雇用・就業、経済的自立の支援	5. 行政等における配慮の充実	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興		11. 国際社会での協力・連携の推進
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6. 保健・医療の推進											
2. 安全・安心な生活環境の整備	7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進											
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	8. 教育の振興											
4. 防災、防犯等の推進	9. 雇用・就業、経済的自立の支援											
5. 行政等における配慮の充実	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興											
	11. 国際社会での協力・連携の推進											

4 第4次宮崎県障がい者計画及び宮崎県発達障がい者支援計画

平成31年3月に策定された「第4次宮崎県障がい者計画」及び「宮崎県発達障がい者支援計画」の概要は以下のとおりです。

【第4次宮崎県障がい者計画】

【基本目標】

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会づくり」

【施策の基本方向】

- (1) 自己決定に基づく社会参加を可能とする支援の充実
- (2) 障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じた福祉・保健・介護・医療サービスの充実

【施策推進の視点】

- (1) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (2) 地域資源の有効活用・分野横断的な連携による支援
- (3) 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援
- (4) 安全・安心で充実した生活環境の確保

【各論の主な内容（9つの分野）】

- | | | |
|----------|-------------------|------------------|
| 1. 啓発・広報 | 4. 保健・医療 | 7. 生活・環境 |
| 2. 生活支援 | 5. 雇用・就業、経済的自立の支援 | 8. 福祉を支える人づくり |
| 3. 教育・育成 | 6. 情報・コミュニケーション | 9. 行政サービス等における配慮 |

【宮崎県発達障がい者支援計画】

【基本理念】

発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す

【基本方針】

- (1) 年齢や生活環境の移り変わりに対応した切れ目のない支援体制の構築
 - ・早期発見・早期支援
 - ・医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携
 - ・発達障害者支援センターの機能強化
- (2) 発達障がいへの理解促進
 - ・関係機関と連携した広報・啓発活動のより一層の推進

【主な取組】

- (1) 全てのライフステージを通じた取組
 - 「早期発見・早期支援」、「発達障害者支援センターの機能強化」、「医療・福祉等の連携による早期診断や早期支援」
- (2) 各ライフステージごとの取組
 - 「乳幼児期」、「学齢期」、「成人期」
- (3) 発達障がいへの理解促進

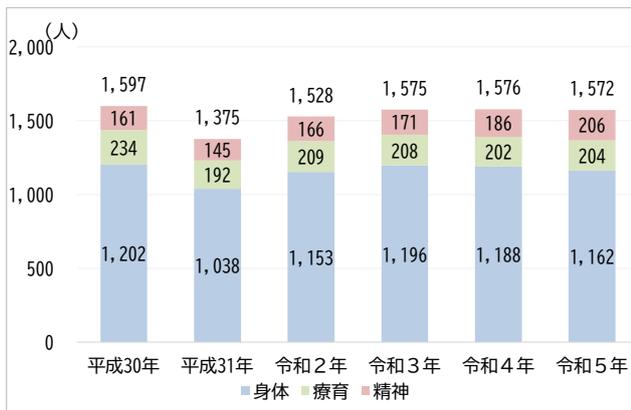
第2章 障がい者を取り巻く状況

1 障害者手帳所持者数及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

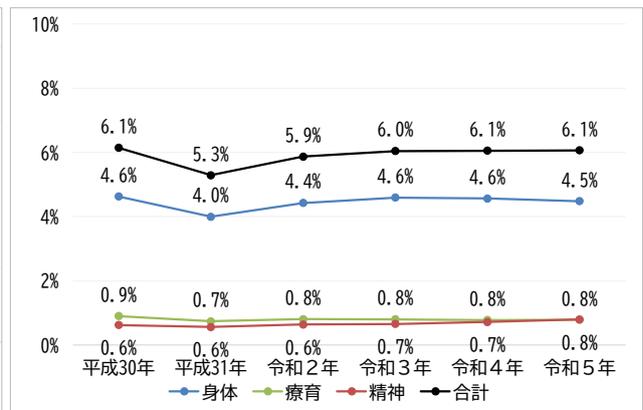
令和5年の障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者 1,162 人、療育手帳所持者 204 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 206 人となっています。

令和5年の総人口に占める手帳所持者の割合は6.1%(うち身体4.5%、療育0.8%、精神0.8%)となっています。

【障害者手帳所持者人数の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

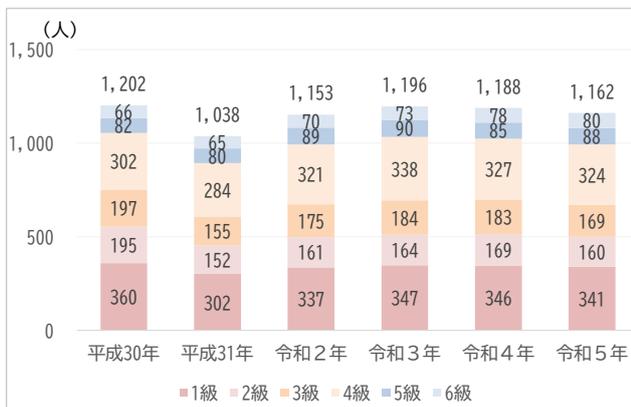
2 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 等級別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者は1,162人となっており、平成30年と比較して40人減少しています。

令和5年の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く29.3%となっています。また、重度者（1級と2級）の割合が43.1%となっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

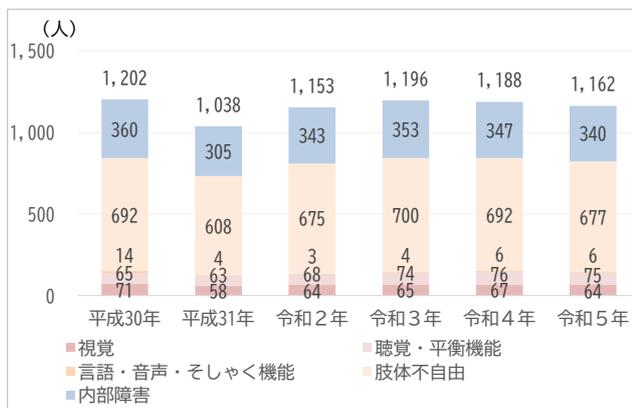


出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

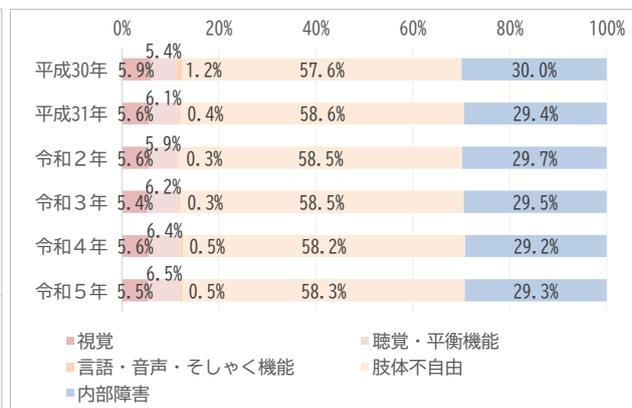
(2) 部位別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「肢体不自由」が58.3%と最も高く、次いで「内部障害」が29.3%となっています。

【部位別人数の推移】



【部位別割合の推移】

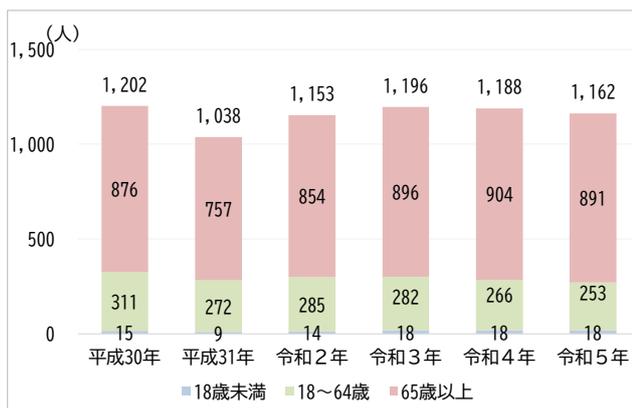


出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

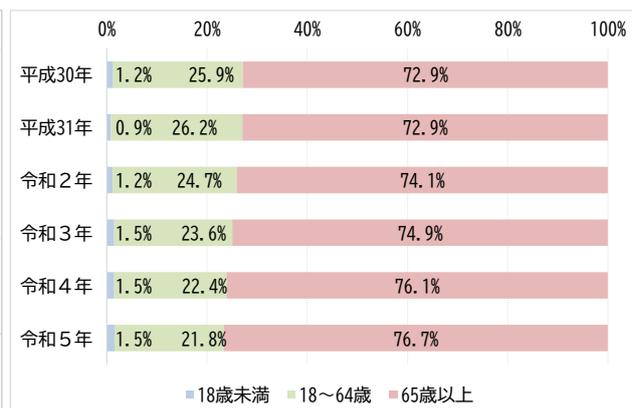
(3) 年齢階層別の推移

令和5年の身体障害者手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18歳未満が1.5%、18歳から64歳までが21.8%、65歳以上が76.7%で、65歳以上の割合が上昇傾向で推移しています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層別割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

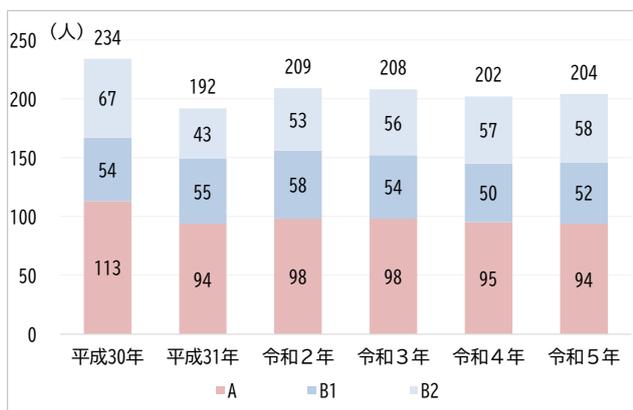
3 療育手帳所持者の状況

(1) 等級別の推移

令和5年の療育手帳所持者は204人となっており、平成30年と比較して30人減少しています。

令和5年の等級別割合をみると、重度者であるAの割合が最も高く46.1%となっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】

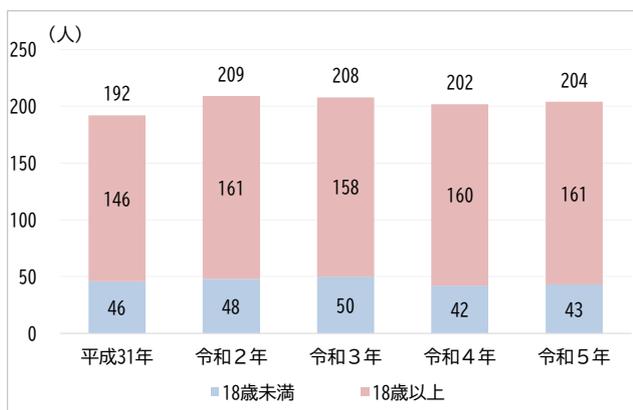


出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

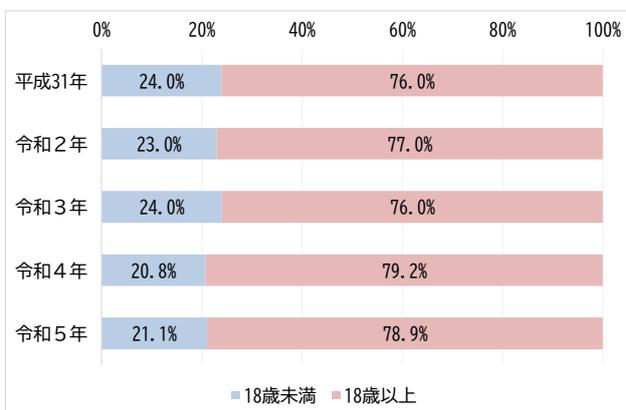
(2) 年齢階層別の推移

令和5年の療育手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18歳未満が21.1%、18歳以上が78.9%となっています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層別割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

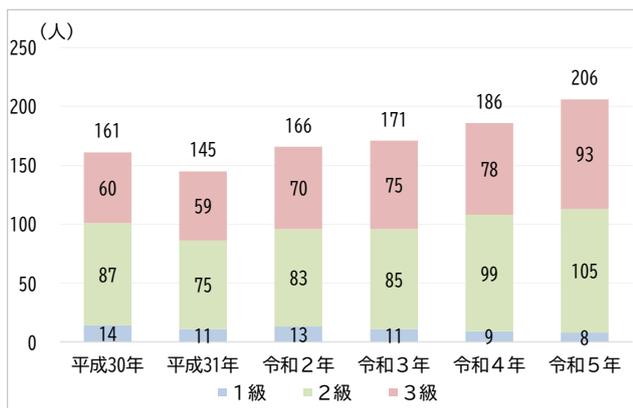
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(1) 等級別の推移

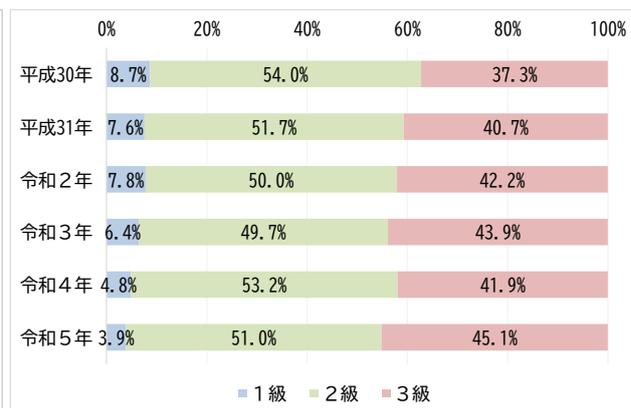
令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者は206人となっており、平成30年と比較して45人増加しており、近年増加傾向にあります。

令和5年の等級別割合をみると、2級が51.0%で最も高くなっています。

【等級別人数の推移】



【等級別割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

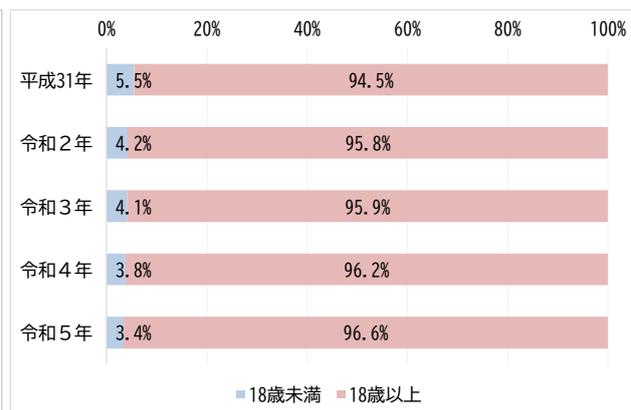
(2) 年齢階層別の推移

令和5年の精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別割合をみると、18歳未満が3.4%、18歳以上が96.6%となっています。

【年齢階層別人数の推移】



【年齢階層割合の推移】



出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

5 自立支援医療※受給者数の推移

令和5年の精神通院医療※受給者数は358人、更生医療※受給者数は74人、育成医療※受給者数は9人、療養介護医療※受給者数は7人となっています。

【単位：人】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神通院医療	314	326	340	254	325	358
更生医療	60	65	62	66	63	74
育成医療	7	10	6	9	8	9
療養介護医療	7	6	6	6	6	7
合計	388	407	414	335	402	448

出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

6 障害児通所支援受給者証※所持者数の推移

令和5年の障害児通所支援受給者証所持者数は213人で、近年増加傾向にあります。

【単位：人】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障害児通所支援受給者証所持者数	106	135	164	177	187	213

出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

7 保育所等の障がい児受入れ人数の推移

令和5年の保育所等の障がい児受入れ人数は39人となっています。

【単位：人】

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受入れ人数	22	33	39	37	32	39

出典：福祉課資料（各年4月1日現在）

8 特別支援学級数及び児童・生徒数の推移

令和5年の小学校特別支援学級数は19学級、児童数は106人となっています。中学校特別支援学級数は5学級、生徒数は26人となっています。

【単位：人、学級】

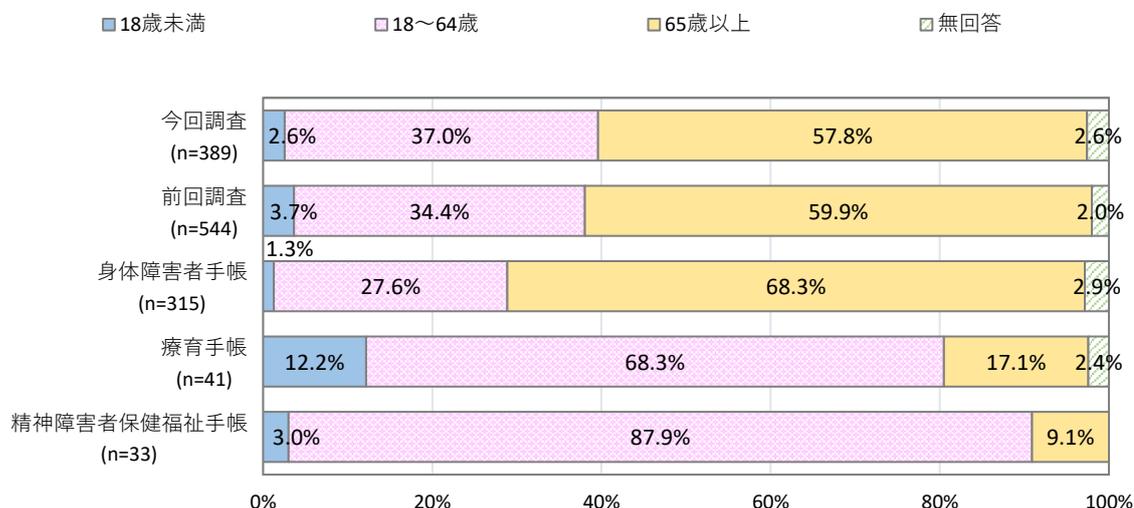
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校特別支援学級数	12	14	14	15	18	19
小学校特別支援学級児童数	63	78	87	88	103	106
中学校特別支援学級数	4	3	4	5	5	5
中学校特別支援学級生徒数	21	17	21	26	25	26

出典：教育課資料（各年4月1日現在）

9 障害者手帳所持者アンケート調査結果からみる本町の状況

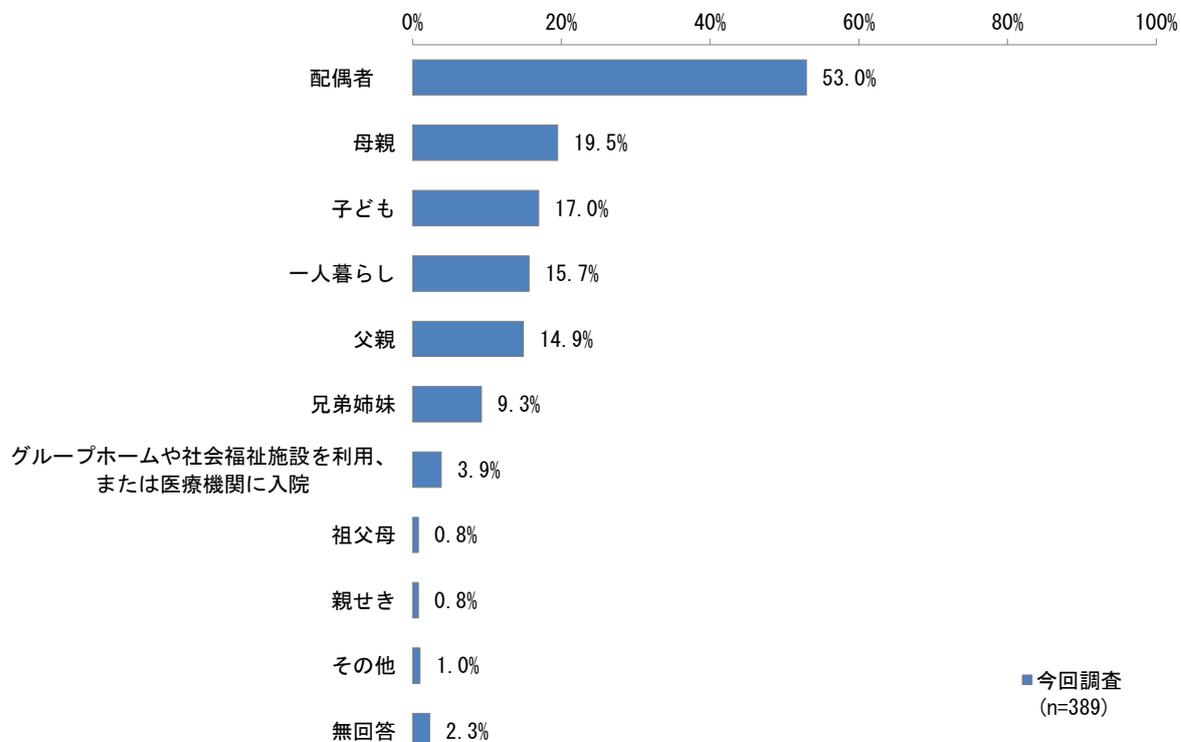
(1) あなた自身のことについて

① 年齢

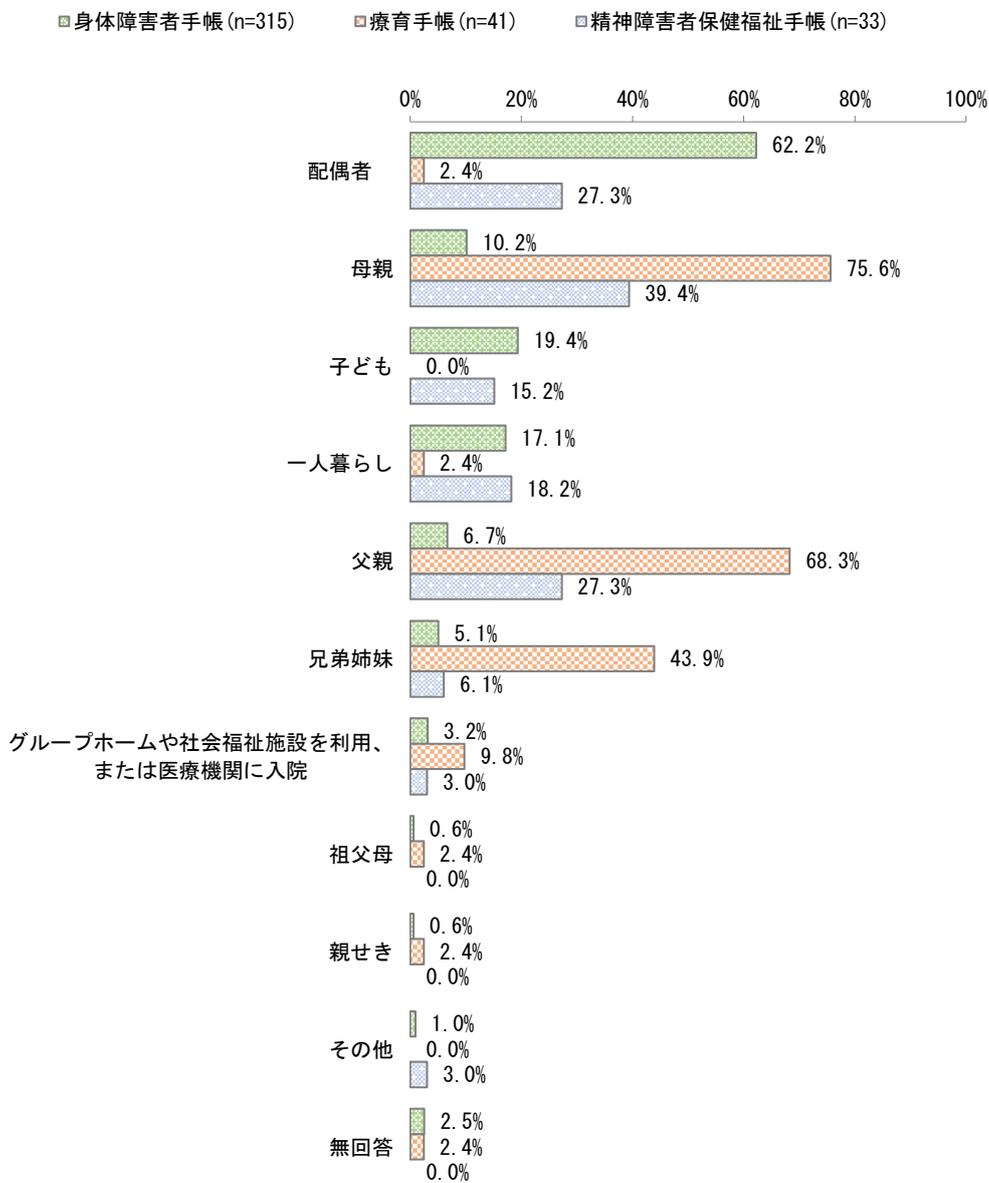


② 一緒に暮らしている人（複数回答）

【全体】

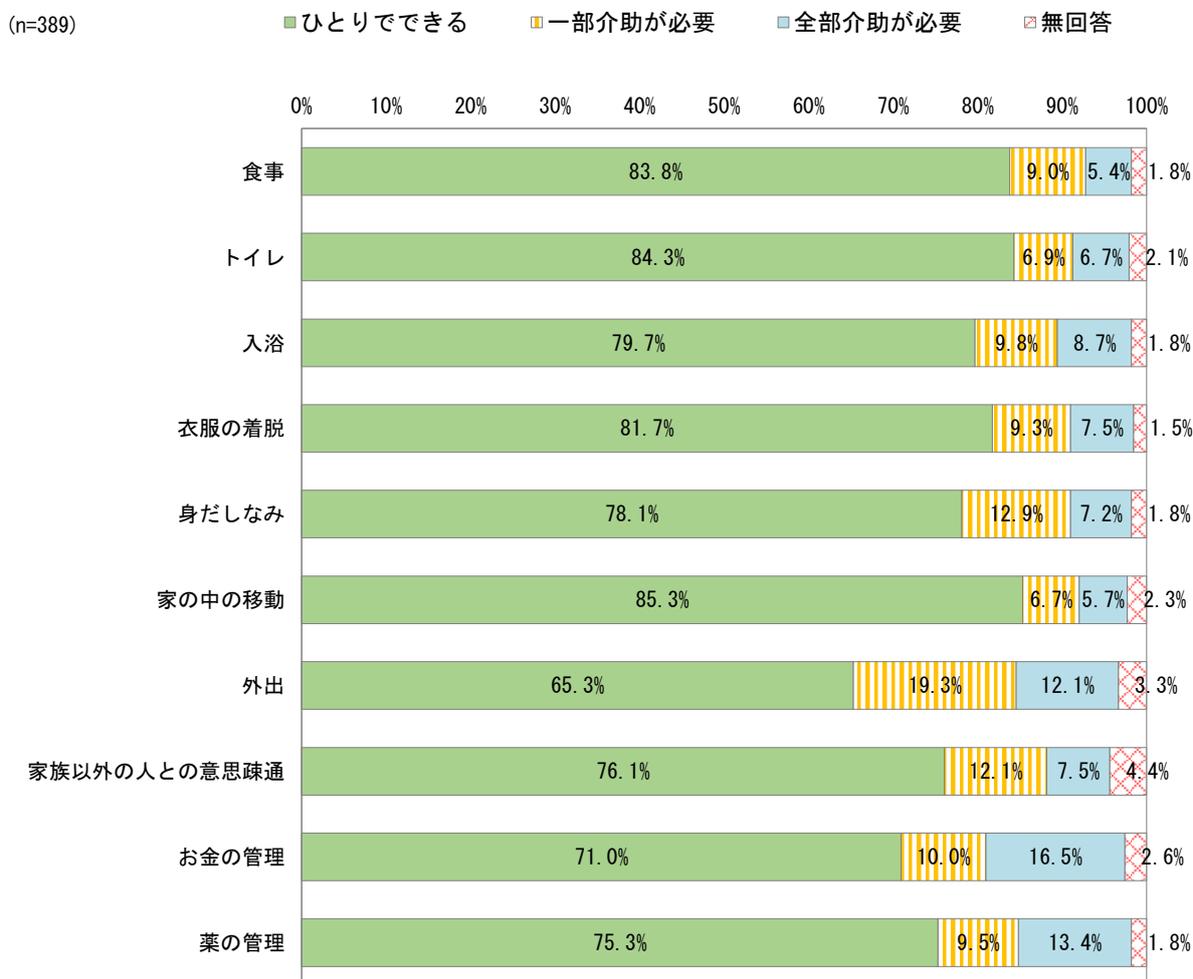


【障がい種別】

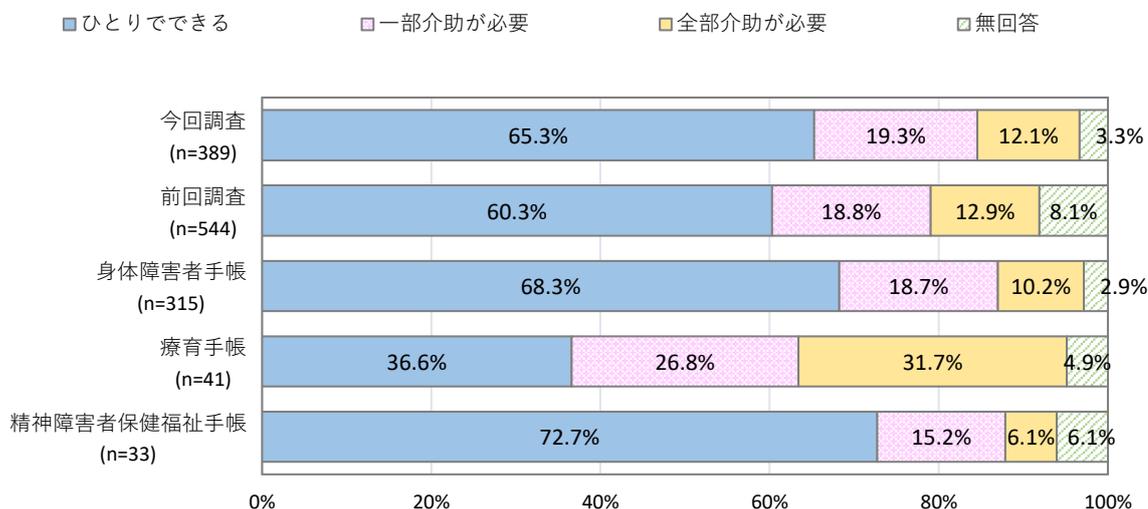


③ 日常生活の状況

「一部介助が必要」と「全部介助が必要」の合計が最も高くなっているのは「外出」となっています。障がい種別でみると、療育手帳所持者が58.5%で最も高くなっています。



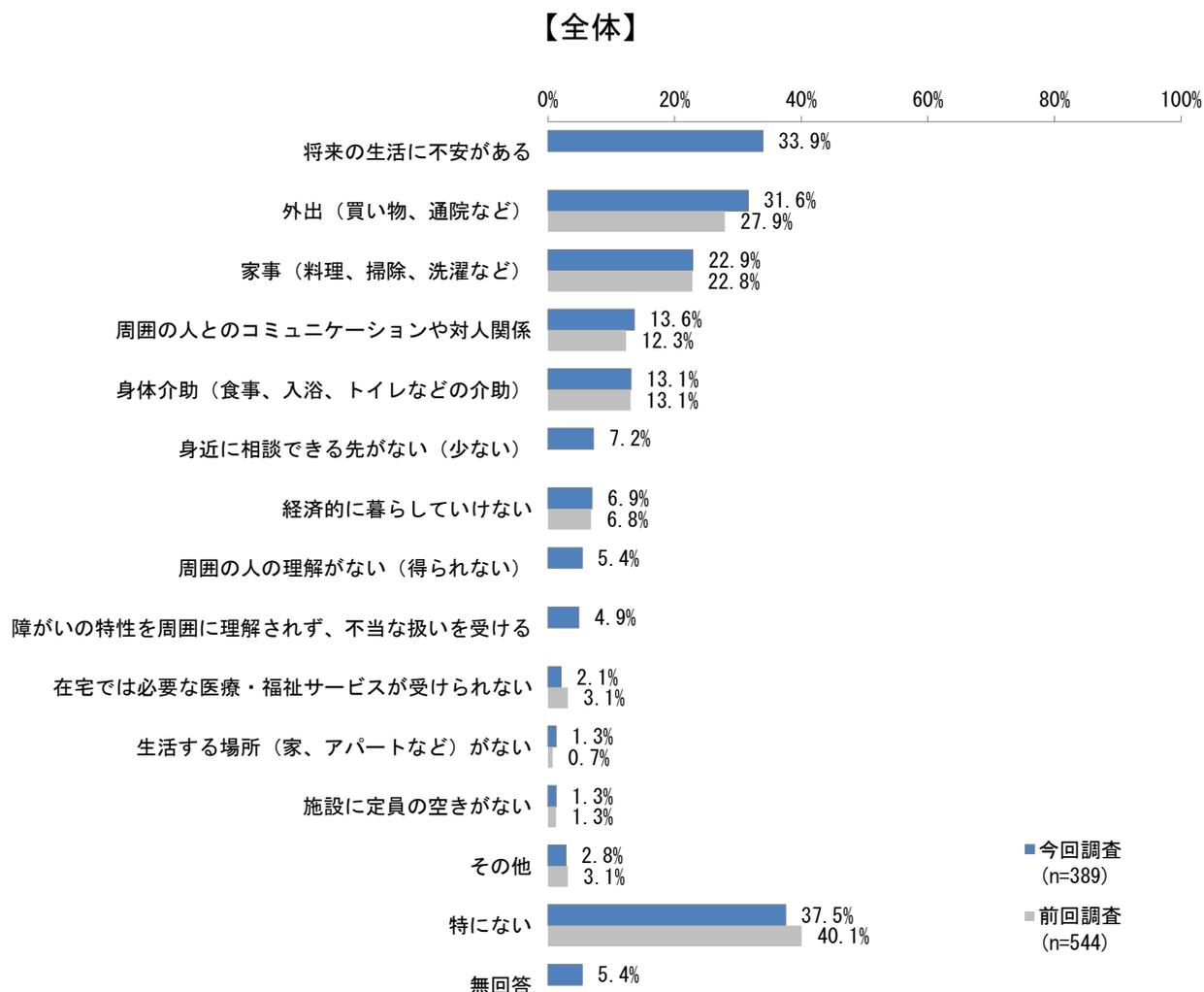
【「外出」の障がい種別回答状況】



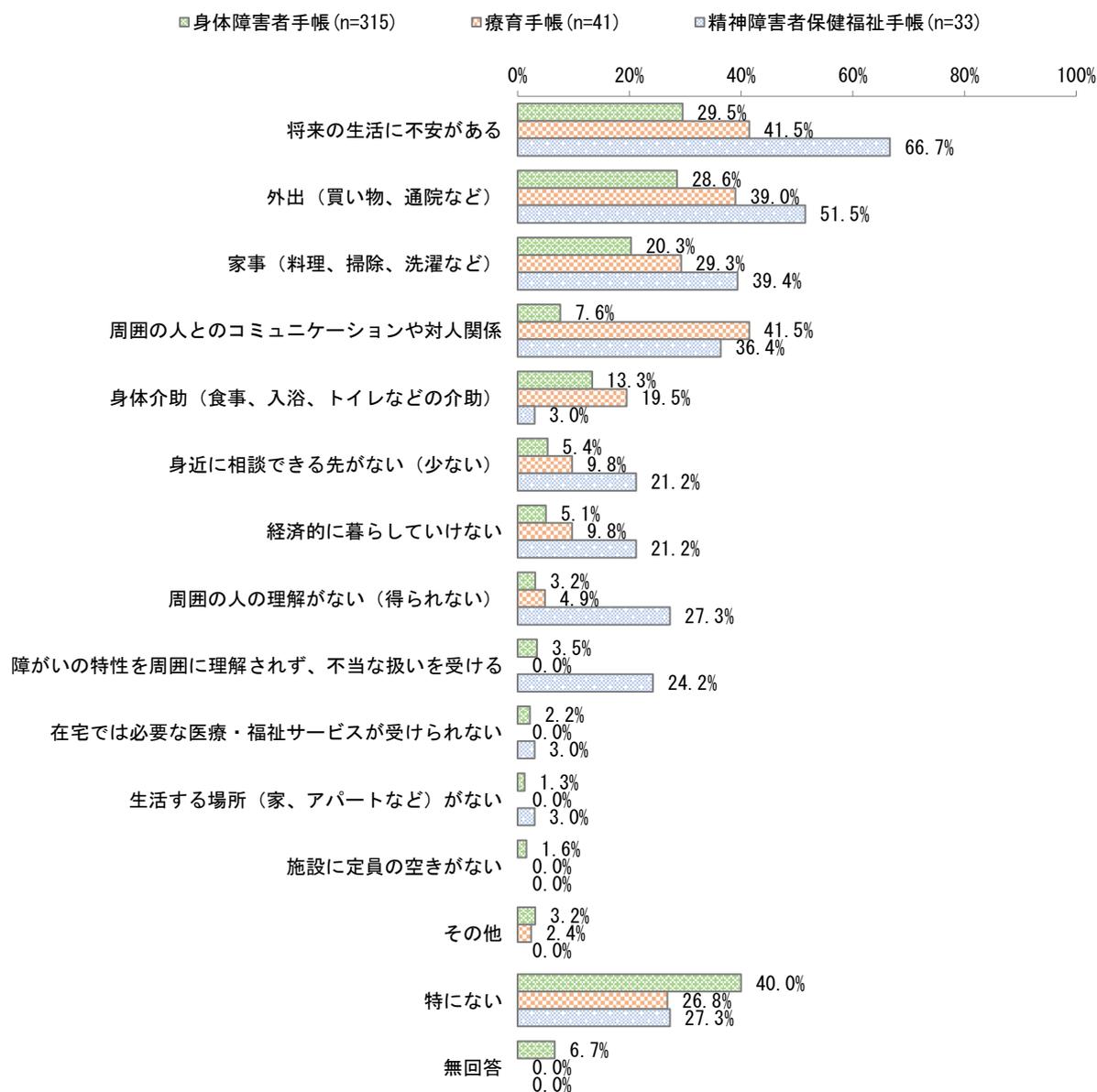
④ 生活における困りごと（複数回答）

「特にない」以外では、「将来の生活に不安がある」が33.9%で最も高く、次いで「外出」31.6%、「家事」22.9%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「将来の生活に不安がある」、療育手帳所持者は「将来の生活に不安がある」、「周囲の人とのコミュニケーションや対人関係」が最も高くなっています。



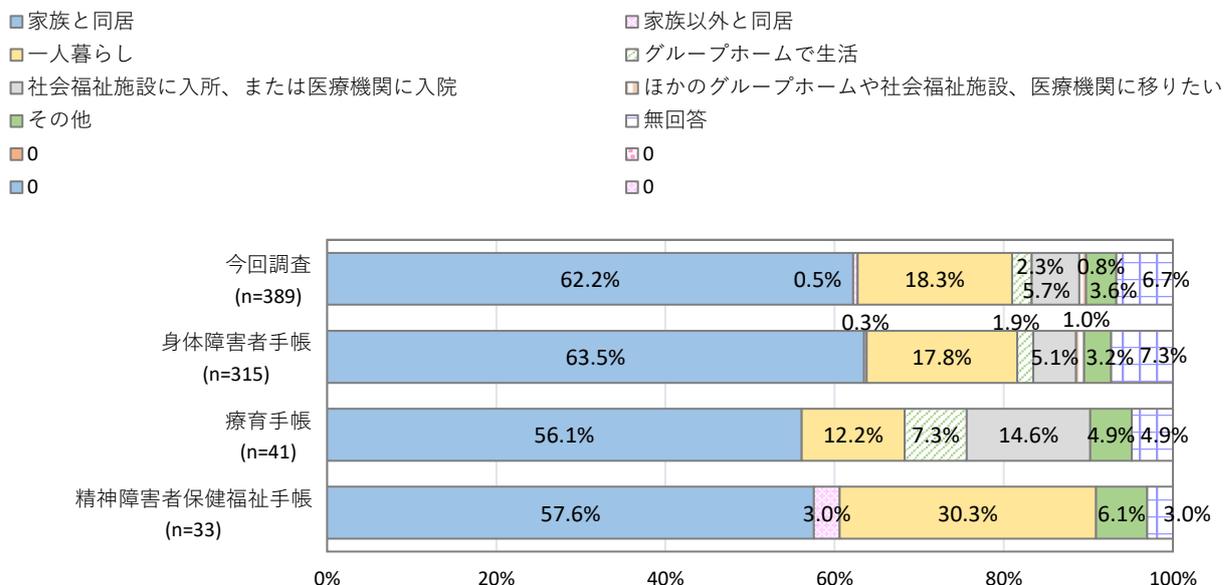
【障がい種別】



⑤ これからの暮らし方についての希望

「家族と同居」が62.2%で最も高く、次いで、「一人暮らし」18.3%、「社会福祉施設に入所、または医療機関に移りたい」5.7%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「家族と同居」が最も高くなっています。

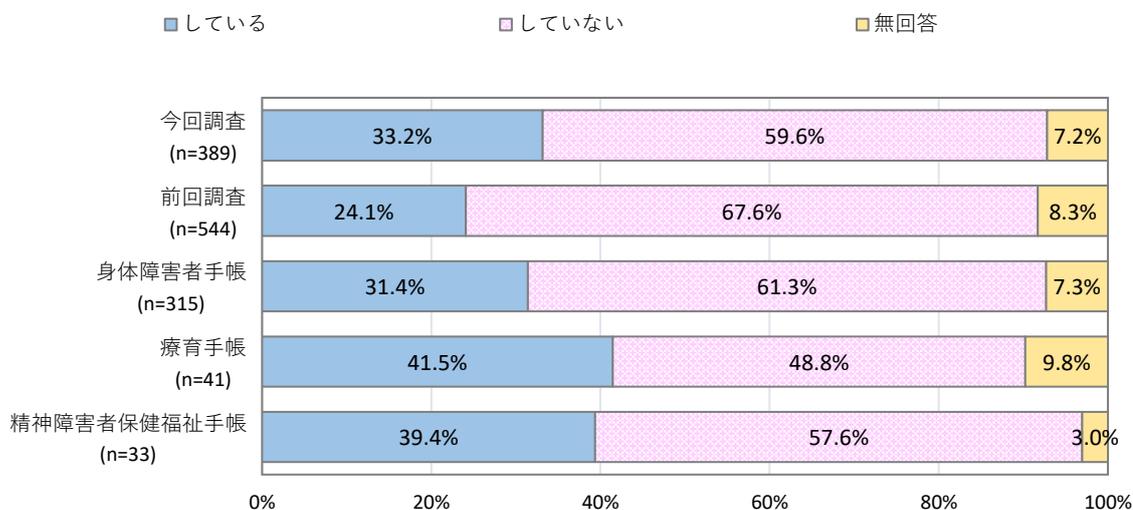


(2) 雇用・就労について

① 仕事をしているか

「している」が33.2%となっています。

障がい種別でみると、「している」の割合は身体障害者手帳所持者31.4%、療育手帳所持者41.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者39.4%となっています。

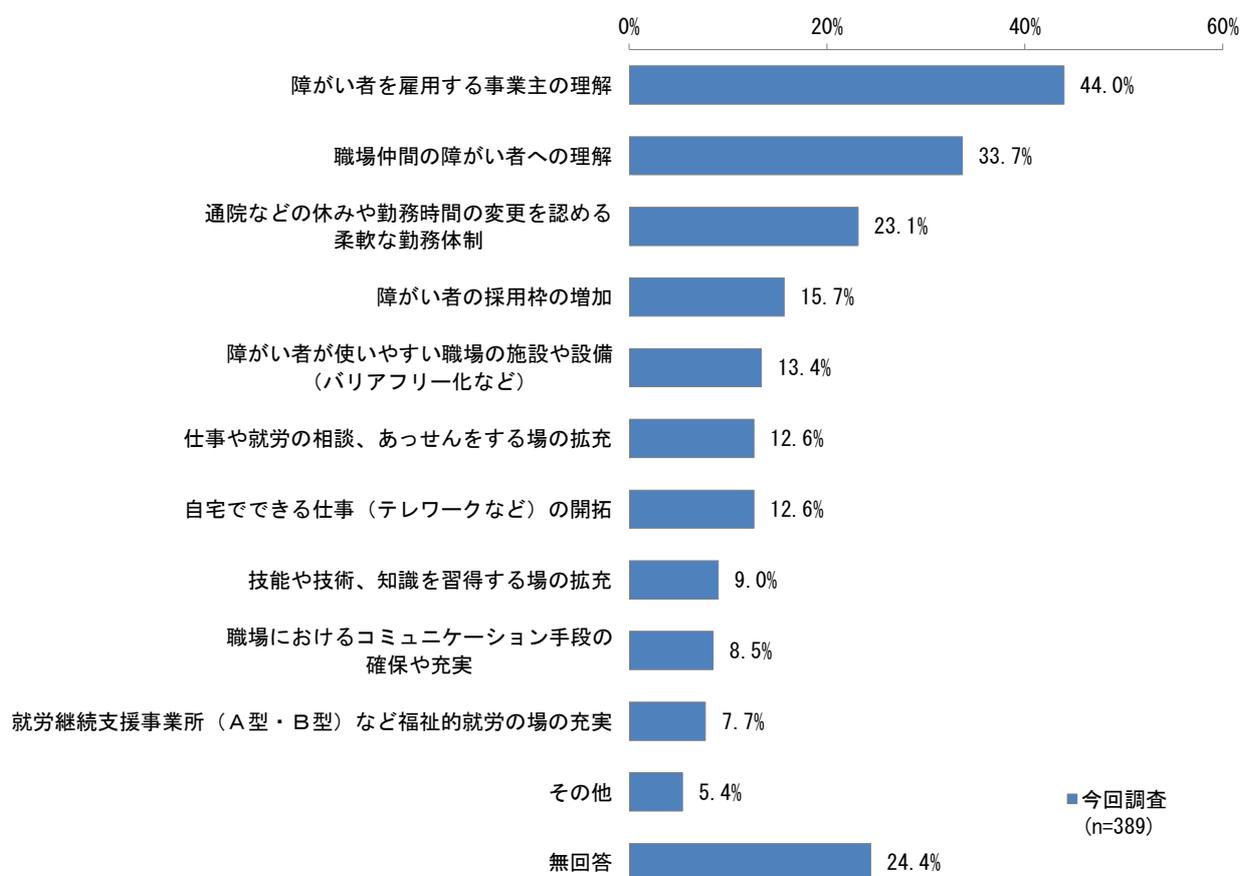


② 障がい者が仕事をするために必要なこと（複数回答）

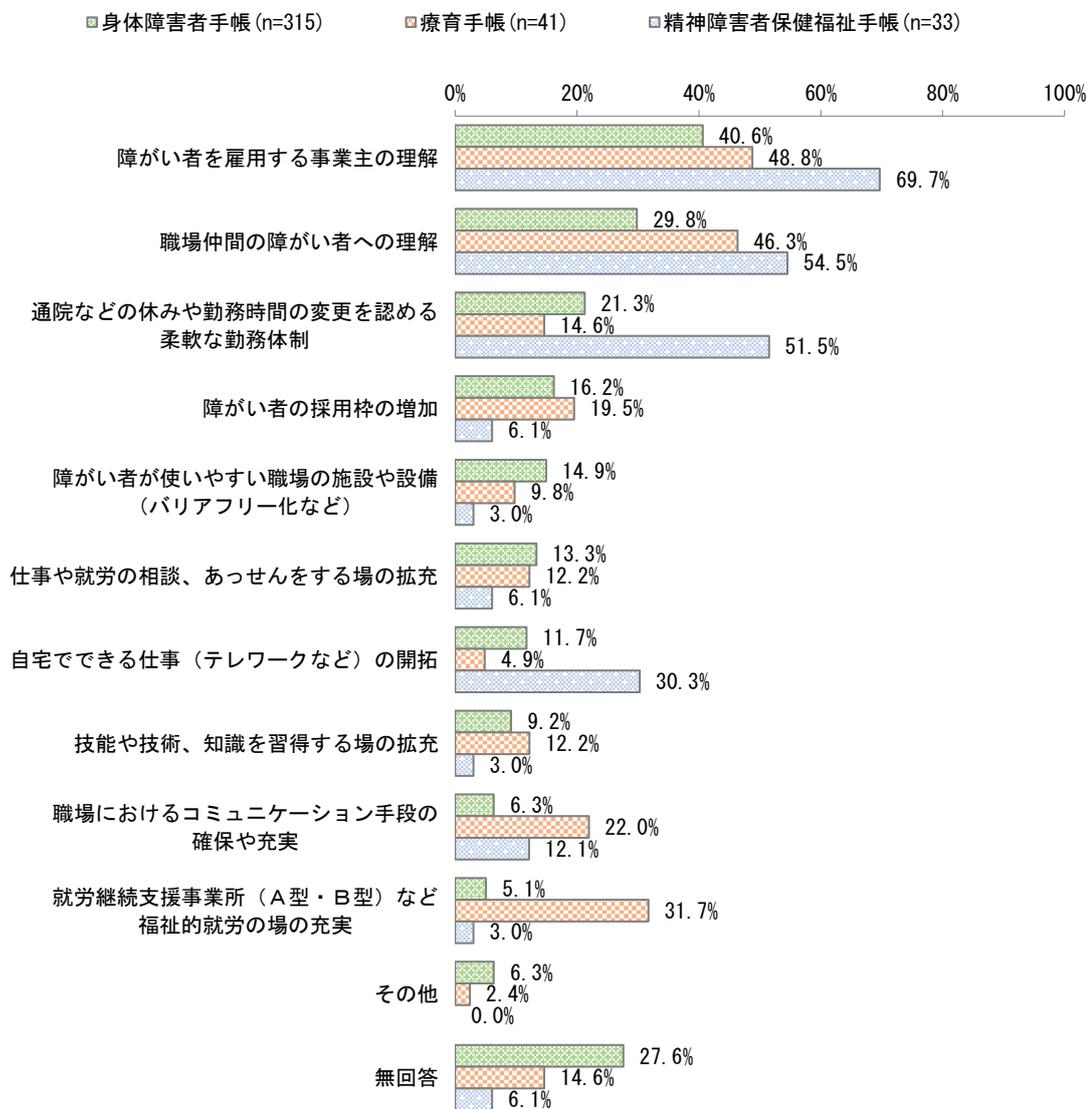
「障がい者を雇用する事業主の理解」が44.0%で最も高く、次いで、「職場仲間の障がい者への理解」33.7%、「通院などの休みや勤務時間の変更を認める柔軟な勤務体制」23.1%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「障がい者を雇用する事業主の理解」が最も高くなっています。

【全体】



【障がい種別】



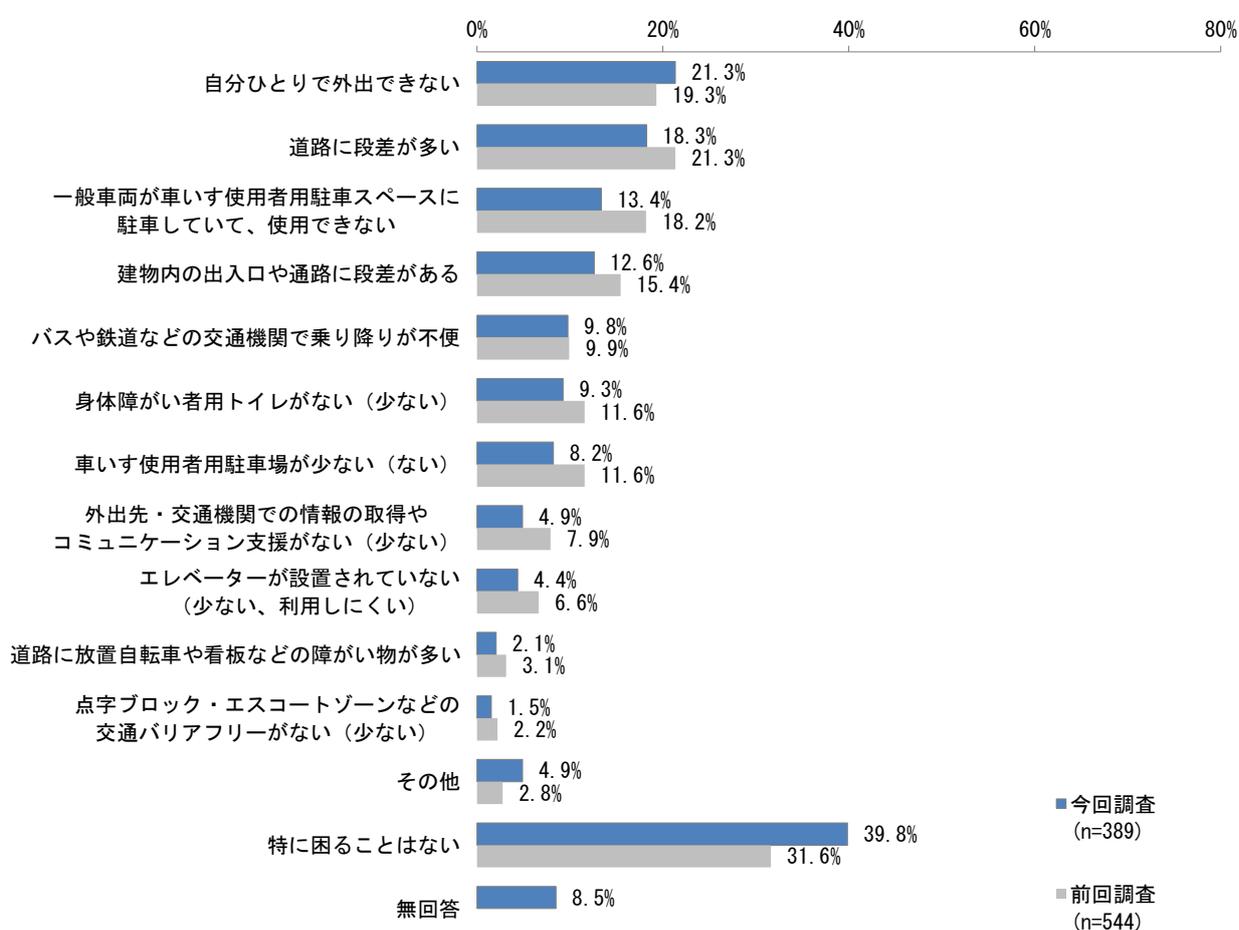
(3) 社会参加等について

① 外出する際の困りごと

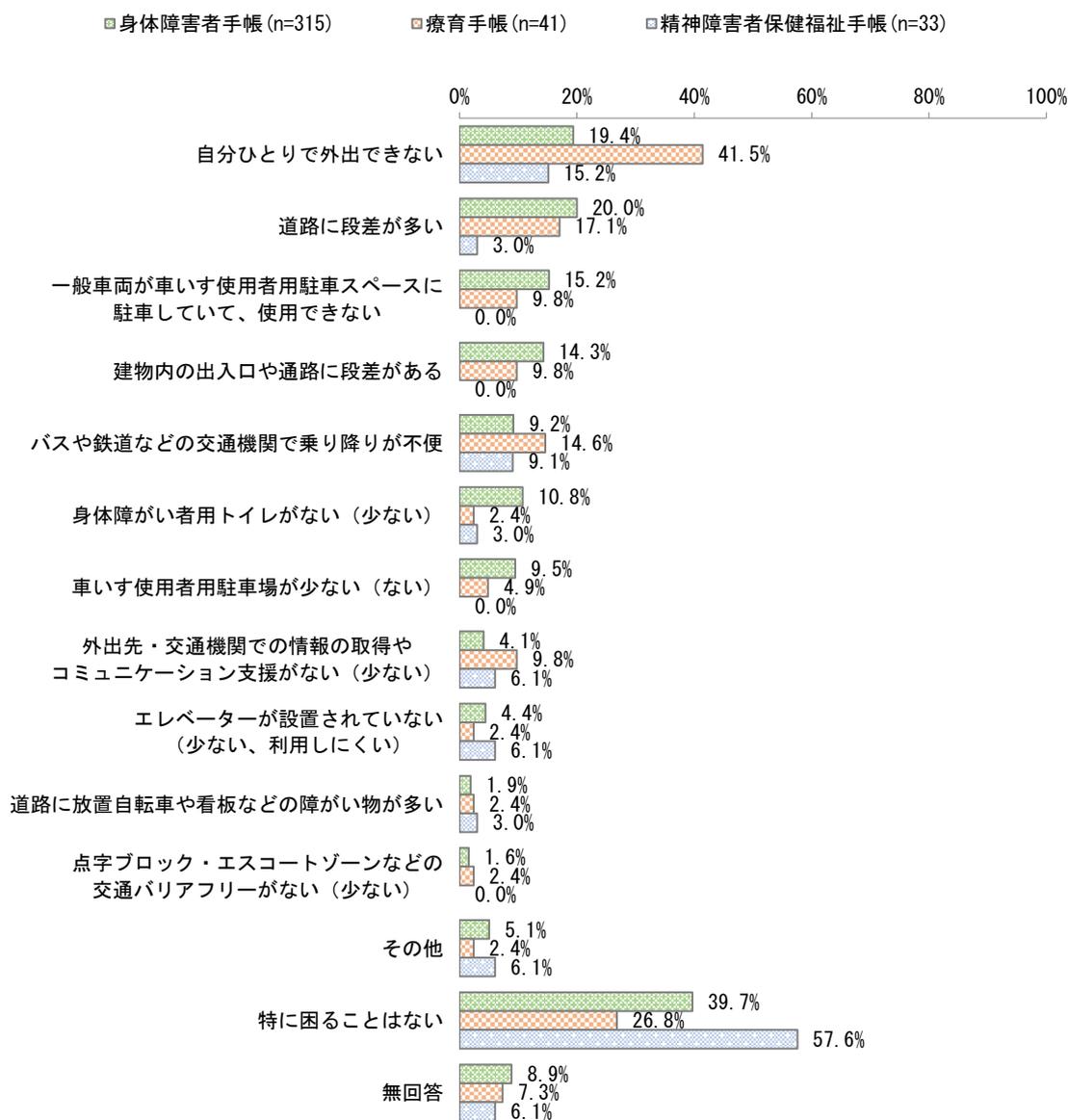
「特に困ることはない」以外では、「自分ひとりで外出できない」が21.3%で最も高く、次いで、「道路に段差が多い」18.3%、「一般車両が車いす使用者用駐車スペースに駐車していて、使用できない」13.4%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者は「道路に段差が多い」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「自分ひとりで外出できない」が最も高くなっています。

【全体】



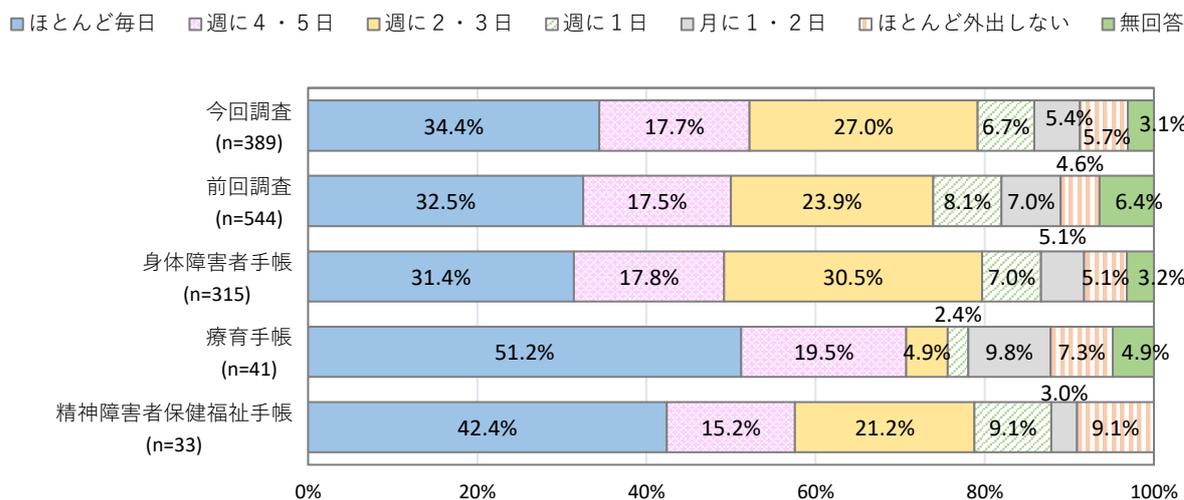
【障がい種別】



② 外出の頻度

「ほとんど毎日」が34.4%で最も高く、次いで、「週に2・3日」27.0%、「週に4・5日」17.7%となっています。

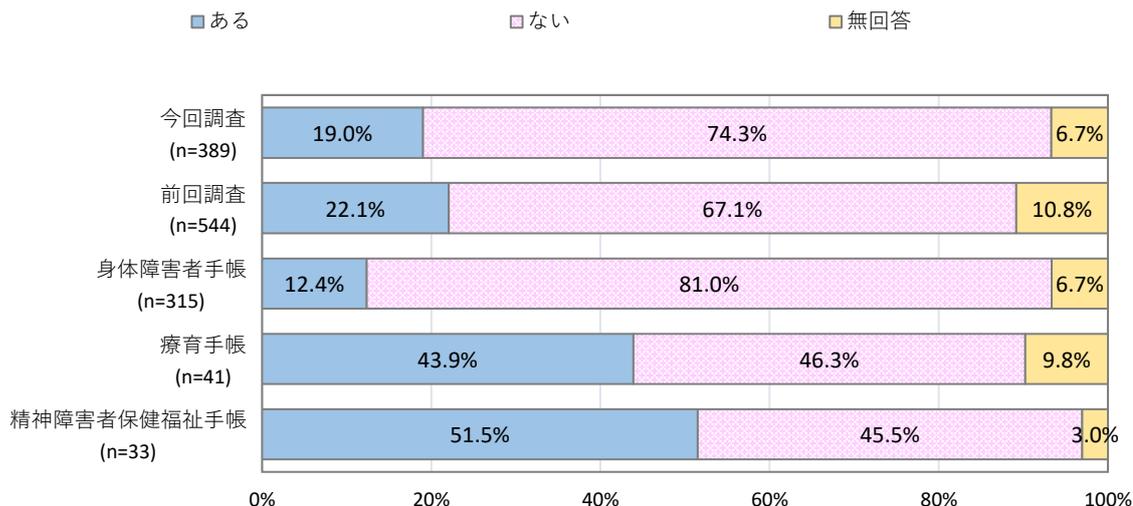
障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「ほとんど毎日」が最も高くなっています。



③ コミュニケーションでの困りごとがあるか

「ある」が19.0%となっています。

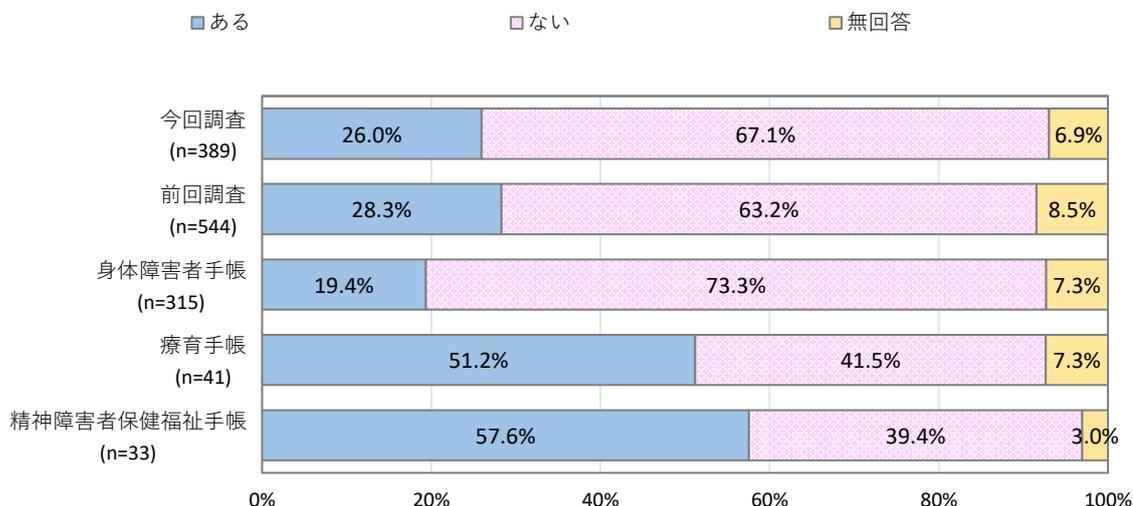
障がい種別でみると、「ある」の割合は身体障害者手帳所持者12.4%、療育手帳所持者43.9%、精神障害者手帳保健福祉所持者51.5%となっています。



④ 障がいがあることで不当な扱い等を受けた経験の有無

「ある」が26.0%となっています。

障がい種別でみると、「ある」の割合は身体障害者手帳所持者 19.4%、療育手帳所持者 51.2%、精神障害者保健福祉手帳所持者 57.6%となっています。

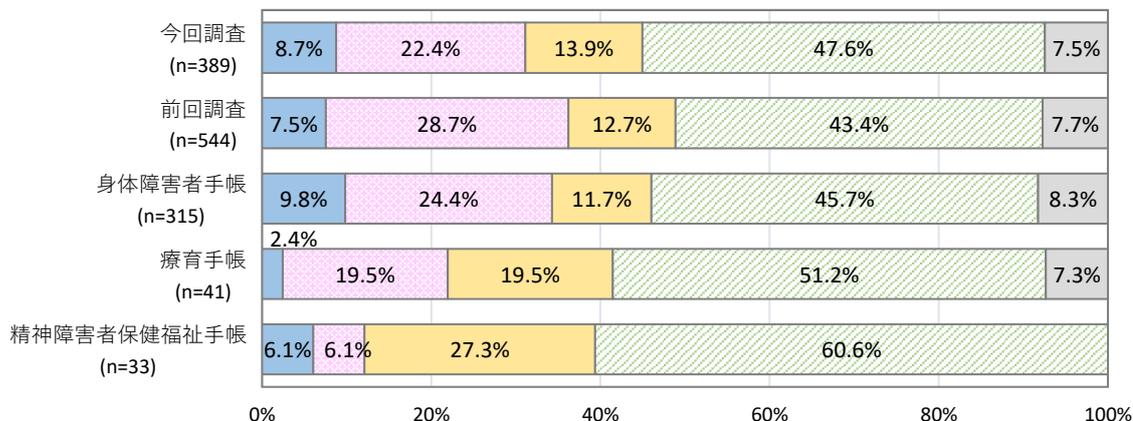


⑤ 町民の障がい者への理解は深まっているか

「わからない」が47.6%で最も高く、次いで、「以前より深まったがまだ不十分」22.4%、「深まっていない」13.9%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「わからない」が最も高くなっています。

■深まっている □以前よりは深まったがまだ不十分 ■深まっていない □わからない □無回答

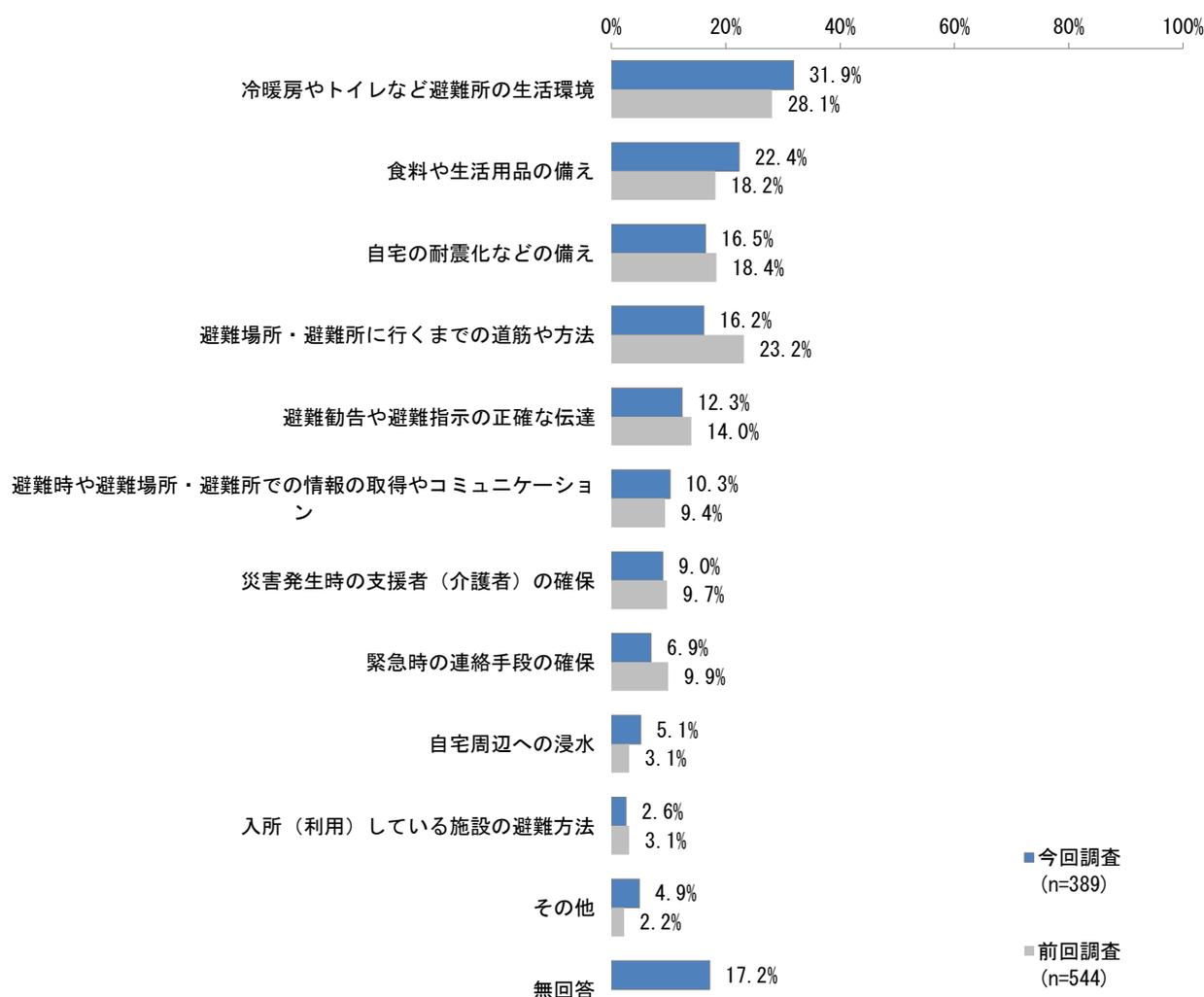


⑥ 防災対策に関して不安に感じていること（複数回答）

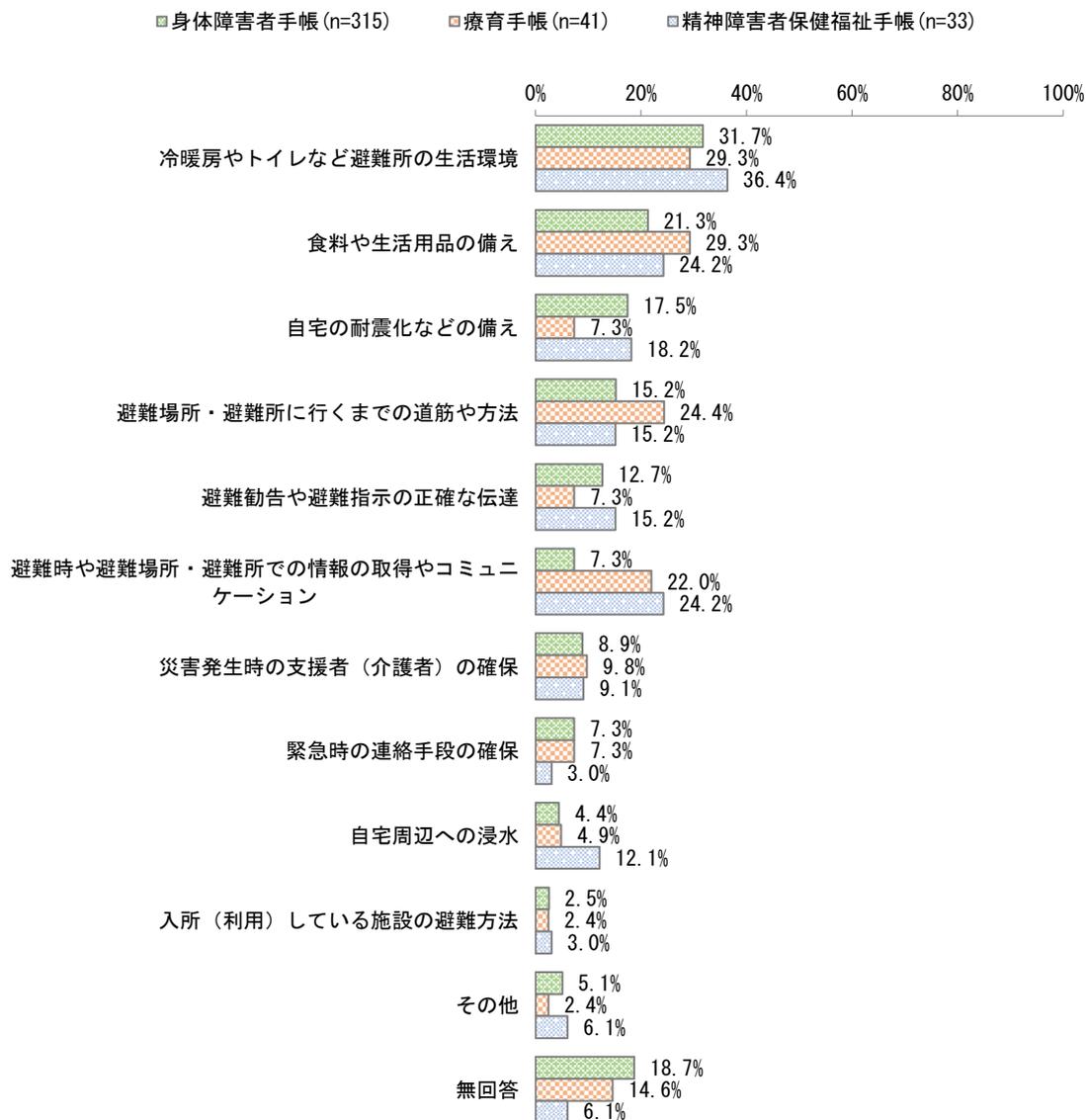
「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」が31.9%で最も高く、次いで、「食料や生活用品の備え」22.4%、「自宅の耐震化などの備え」16.5%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」、療育手帳所持者は「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」、「食料や生活用品の備え」が最も高くなっています。

【全体】



【障がい種別】



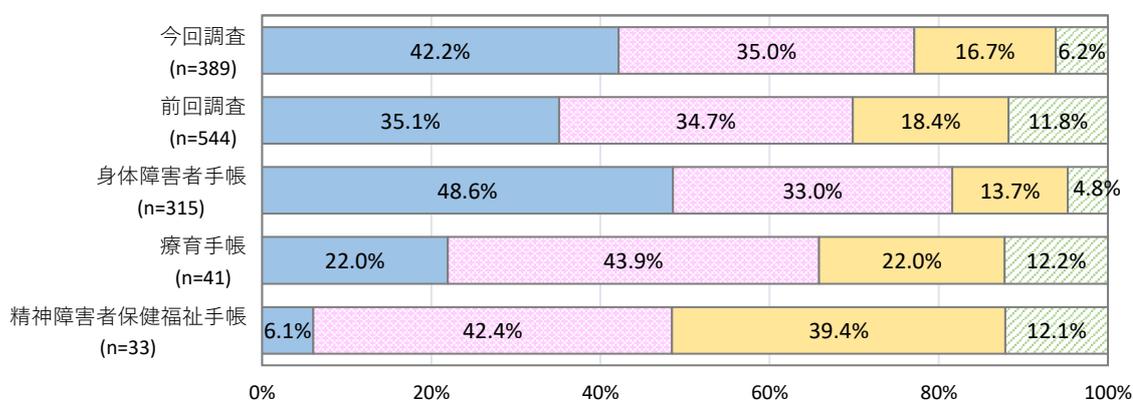
(4) 必要な取組等について

① おもいやり駐車場制度の認知度

「制度を知っていて、利用証を持っている」が42.2%で最も高く、次いで、「制度を知っていて、利用証を持っていない」35.0%、「制度を知らない」16.7%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者は「制度を知っていて、利用証を持っている」、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は「制度を知っていて、利用証を持っていない」が最も高くなっています。

■ 制度を知っていて、利用証を持っている □ 制度を知っていて、利用証を持っていない ■ 制度を知らない □ 無回答

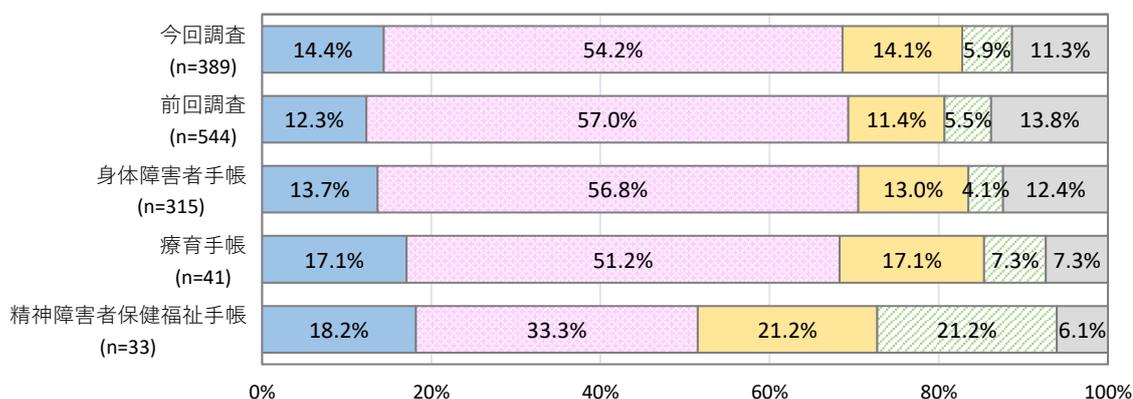


② 三股町は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うか

「どちらかという暮らしやすい」が54.2%で最も高く、次いで、「とても暮らしやすい」14.4%、「どちらかという暮らしにくい」14.1%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「どちらかという暮らしやすい」が最も高くなっています。

■ とても暮らしやすい □ どちらかという暮らしやすい ■ どちらかという暮らしにくい □ 暮らしにくい □ 無回答

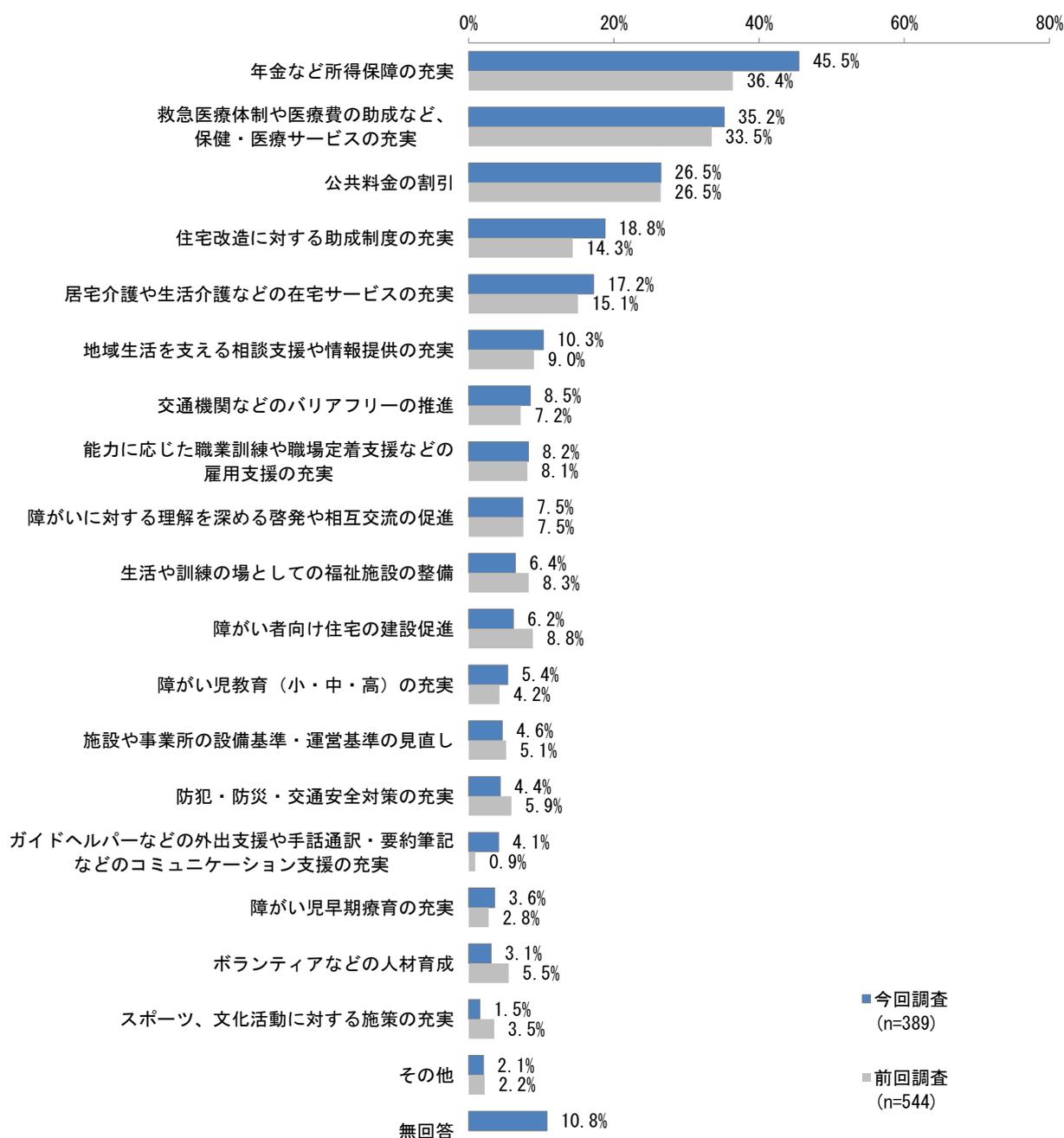


③ 行政に希望する取組（複数回答）

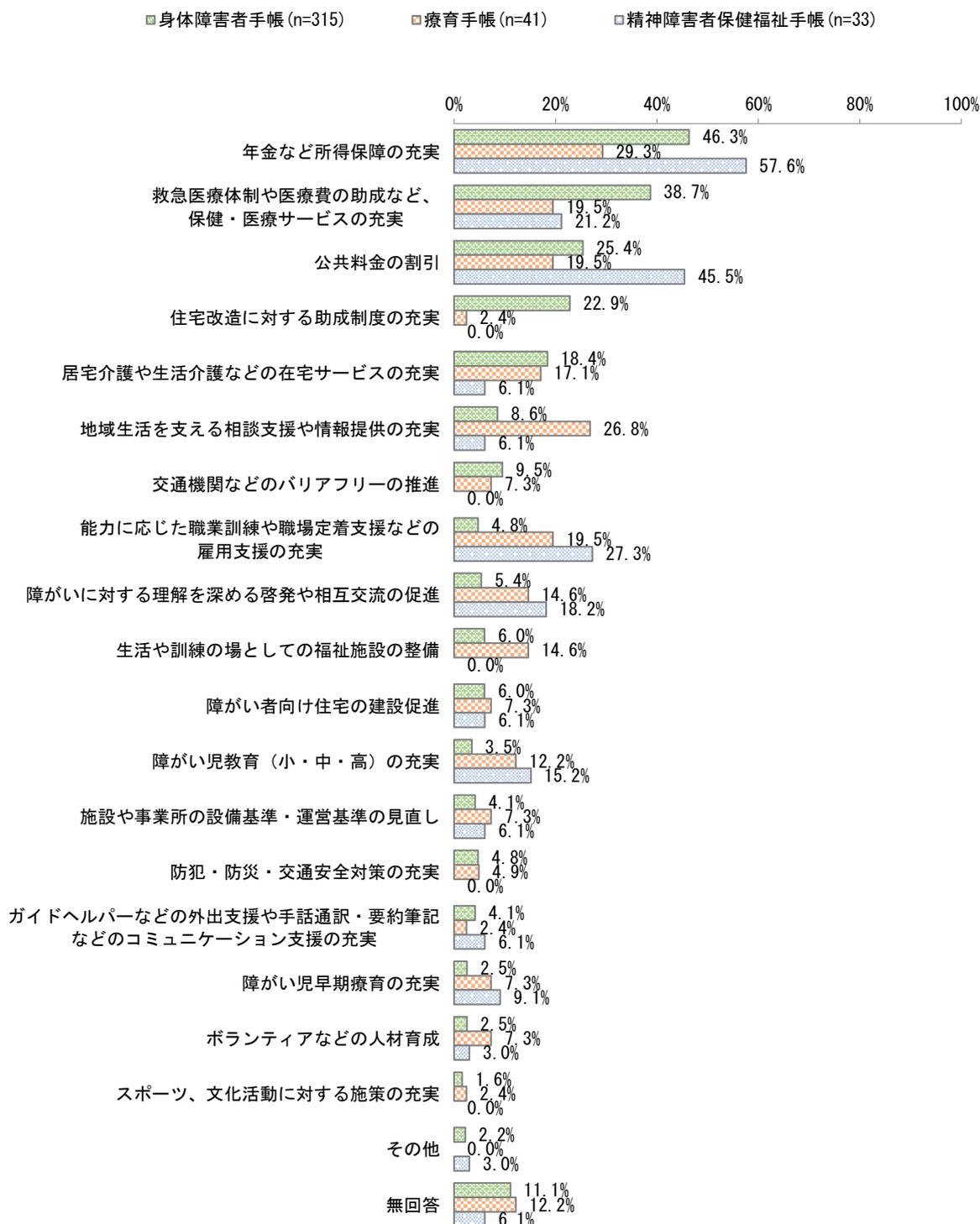
「年金などの所得保障の充実」が45.5%で最も高く、次いで、「救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実」35.2%、「公共料金の割引」26.5%となっています。

障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「年金などの所得保障の充実」が最も高くなっています。

【全体】



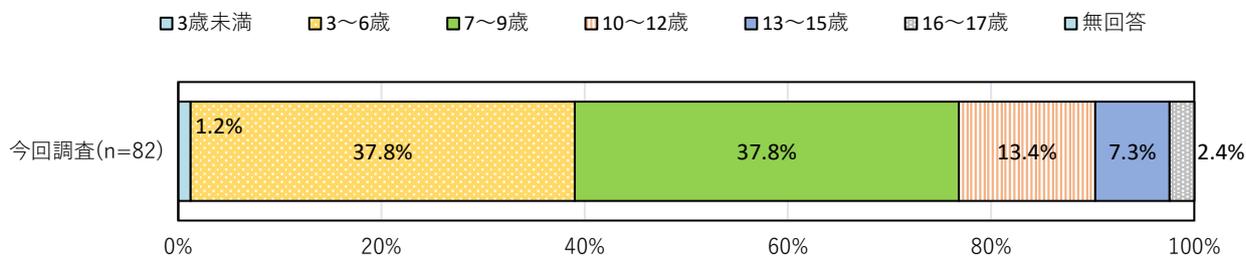
【障がい種別】



10 障がい児保護者アンケート調査結果からみる本町の状況

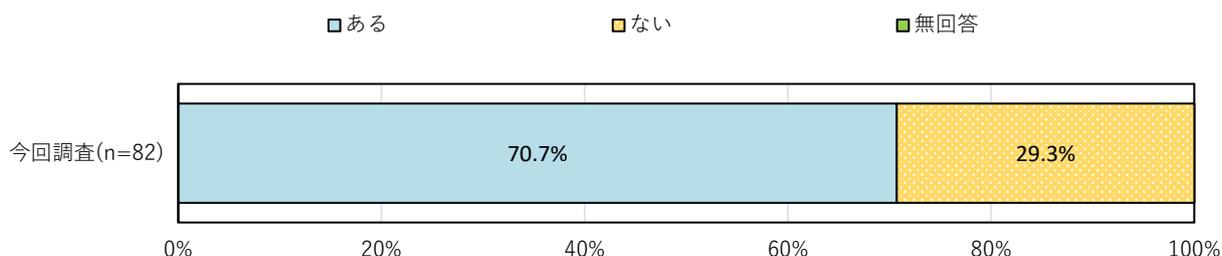
(1) お子様のことについて

① 年齢



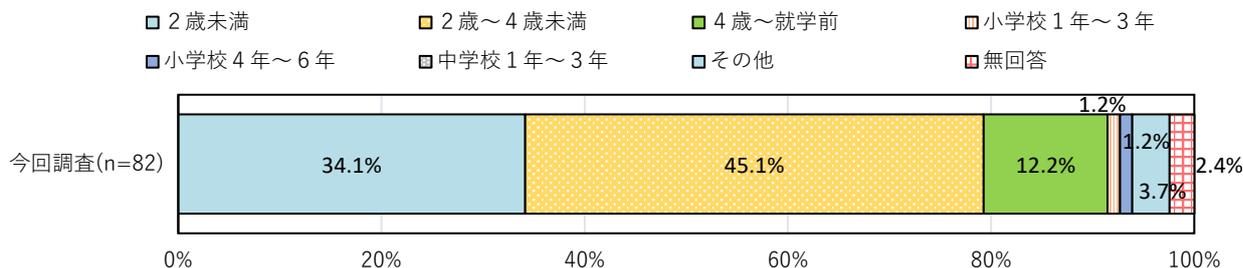
② 発達障がいと診断されたことがあるか

「ある」が70.7%となっています。



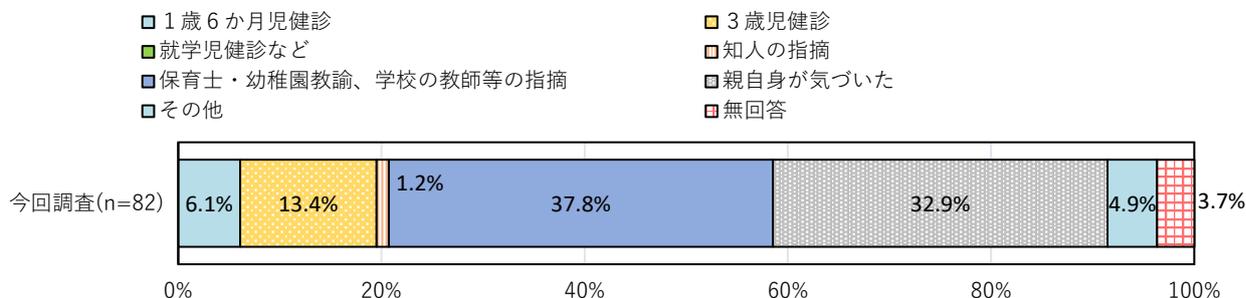
③ 発達障がいまたはその疑いに関して、最初に不安や疑問を感じた時期

「2歳～4歳」が45.1%で最も高く、次いで、「2歳未満」34.1%、「4歳～就学前」12.2%となっています。



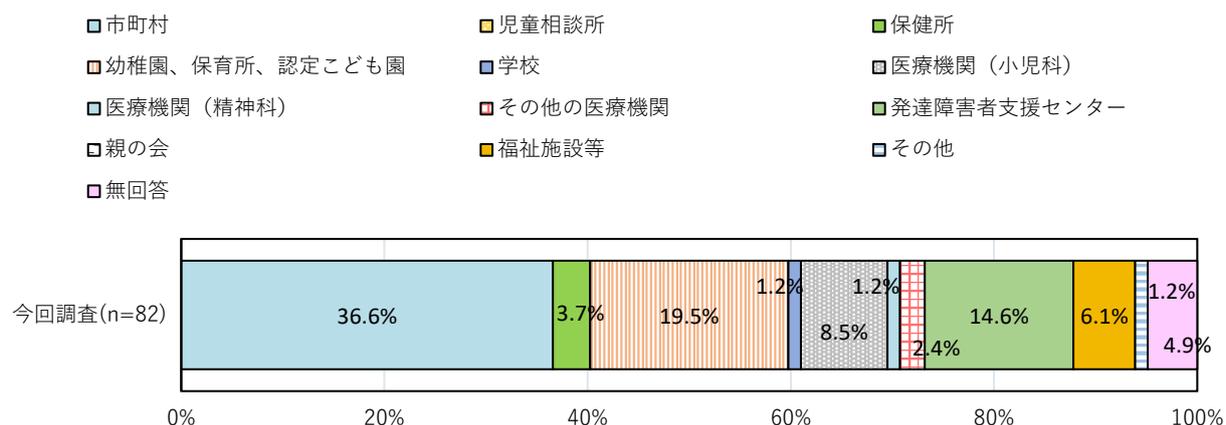
④ 発達障がいまたはその疑いに気づいたきっかけ

「保育士、幼稚園教諭、学校の教師等の指摘」が37.8%で最も高く、次いで、「親自身が気づいた」32.9%、「3歳児健診」13.4%となっています。



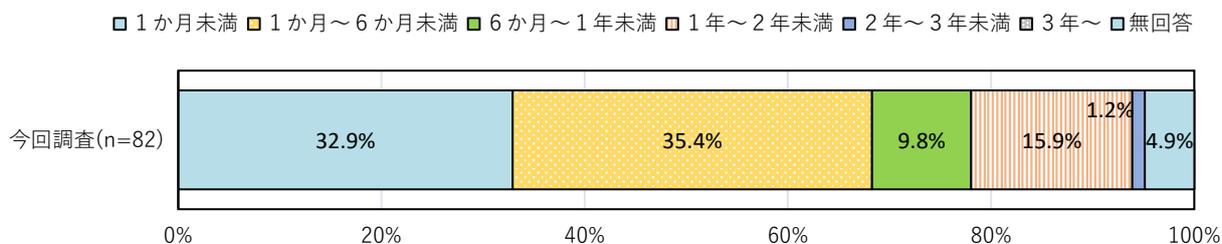
⑤ 発達障がいまたはその疑いに気づいてから最初に相談した機関

「市町村」が36.6%で最も高く、次いで、「幼稚園、保育所、認定こども園」19.5%、「発達障害者支援センター」14.6%となっています。



⑥ 発達障がいまたはその疑いに気づいてから相談するまでの期間

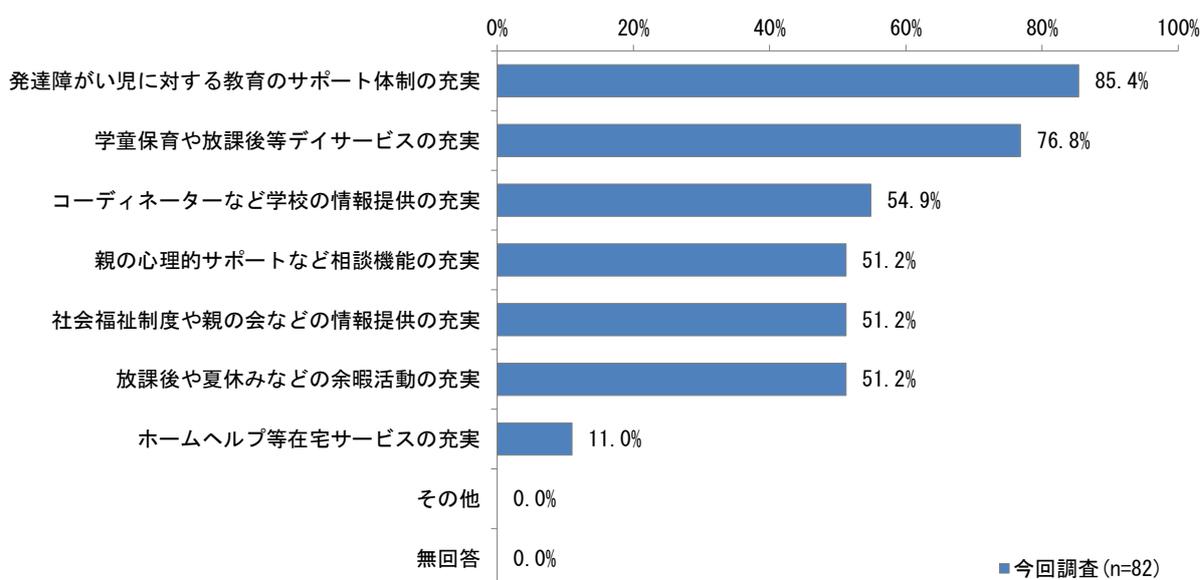
「1か月～6か月未満」が35.4%で最も高く、次いで、「1か月未満」32.9%、「1～2年未満」15.9%となっています。



(2) 必要と思う福祉サービスについて

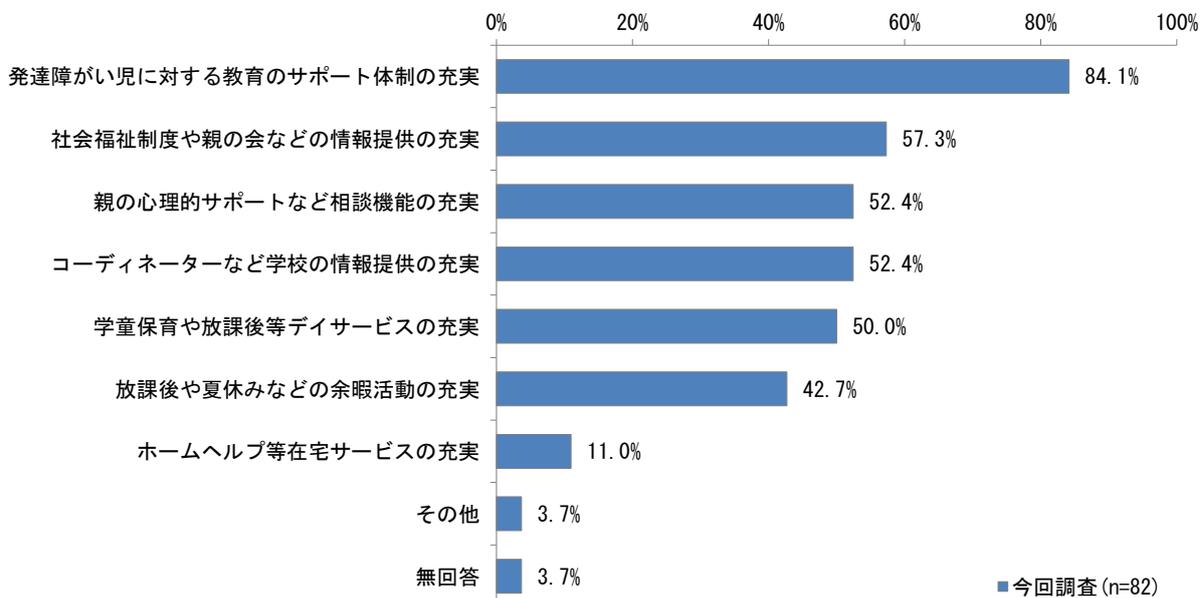
① 小学校等で必要と思う福祉サービス（複数回答）

「発達障がいに対する教育のサポート体制の充実」が85.4%で最も高く、次いで、「学童保育や放課後等デイサービスの充実」76.8%、「コーディネーターなどの学校の情報提供の充実」54.9%となっています。



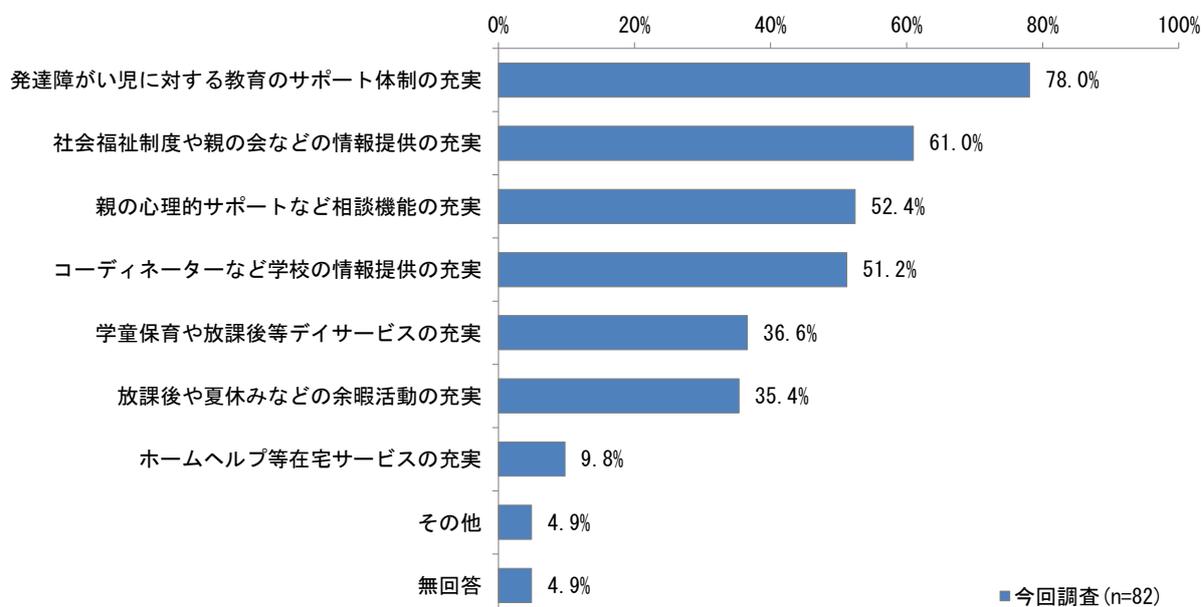
② 中学校等で必要と思う福祉サービス（複数回答）

「発達障がいに対する教育のサポート体制の充実」が84.1%で最も高く、次いで、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」57.3%などとなっています。



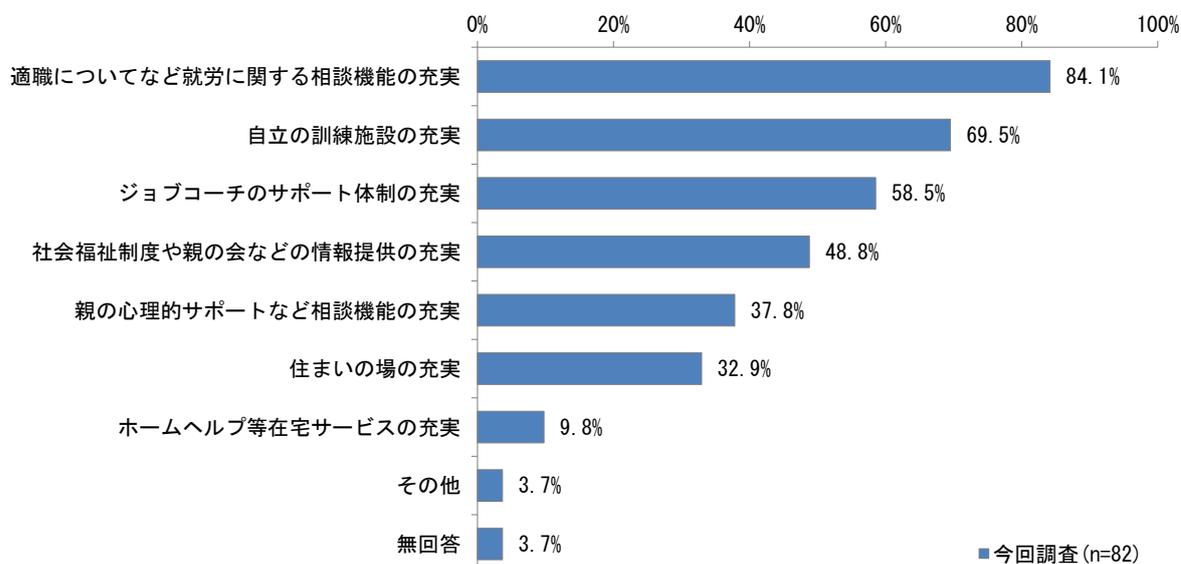
③ 高校等で必要と思う福祉サービス（複数回答）

「発達障がいに対する教育のサポート体制の充実」が78.0%で最も高く、次いで、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」61.0%、「親の心理的なサポートなど相談機能の充実」52.4%となっています。



④ 就労時において必要と思う福祉サービス（複数回答）

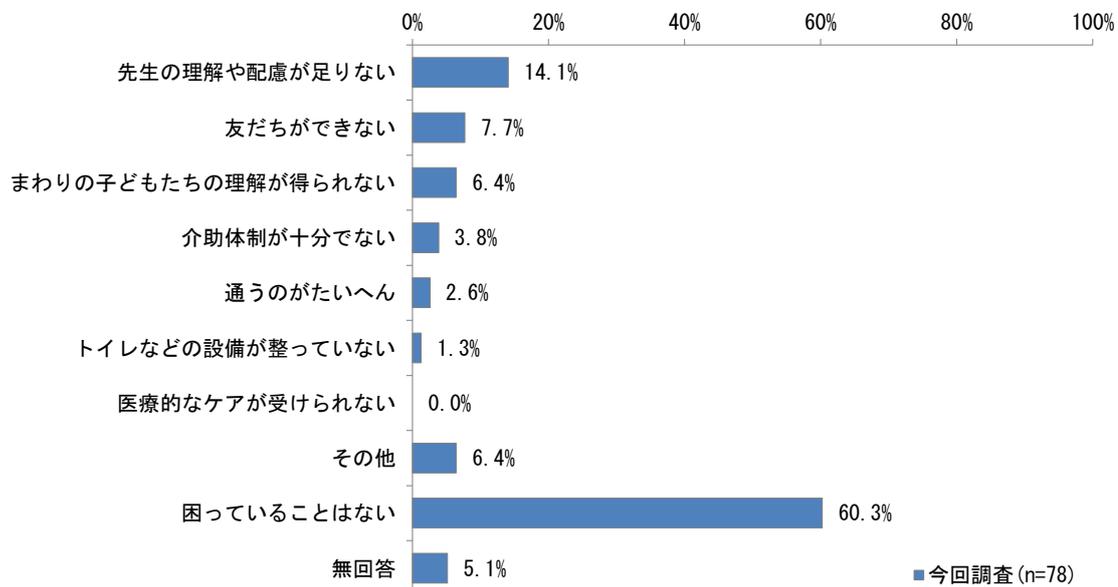
「適職についてなど就労に関する相談機能の充実」が84.1%で最も高く、次いで、「自立の訓練施設の充実」69.5%、「ジョブコーチのサポート体制の充実」58.5%となっています。



(3) 保育・教育について

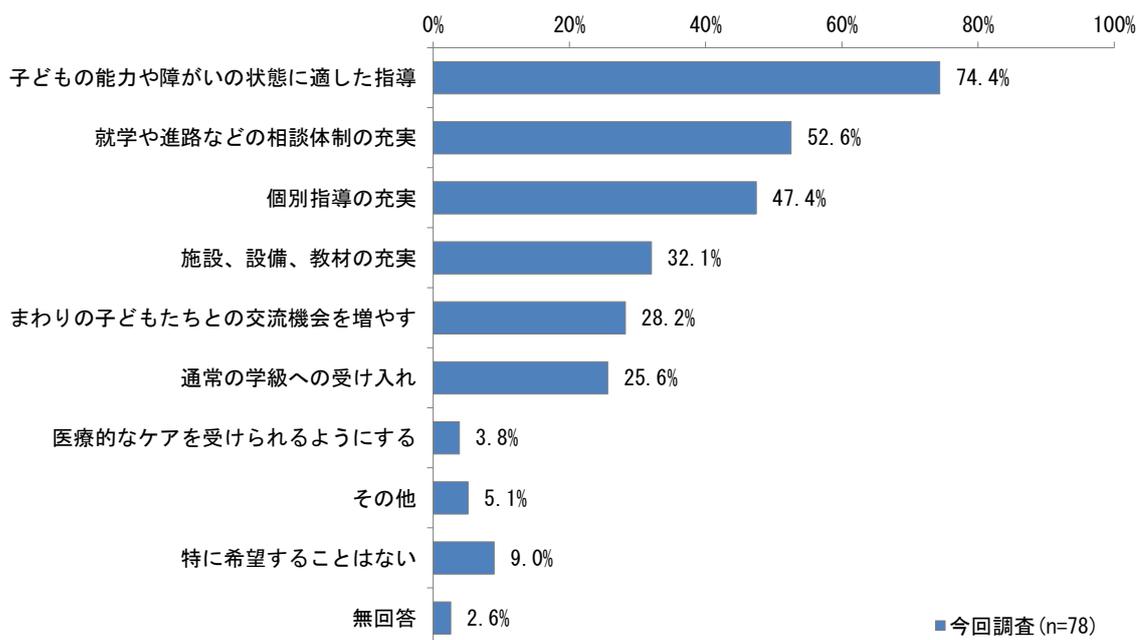
① 保育所等、小学校、中学校に通っていて困っていること（複数回答）

「困っていることはない」が60.3%で最も高くなっています。



② 保育所等、小学校、中学校に望むこと（複数回答）

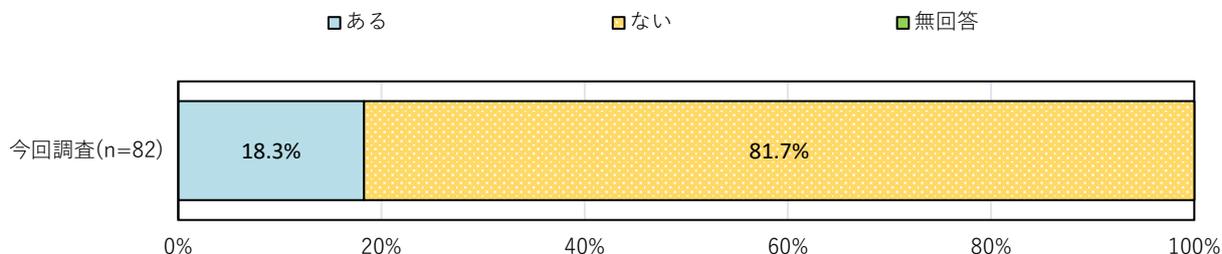
「子どもの能力や障がいの状態に適した指導」が74.2%で最も高く、次いで、「就学や進路などの相談体制の充実」52.6%、「個別指導の充実」47.4%となっています。



(4) 障がい者を理由とした差別やまちづくりについて

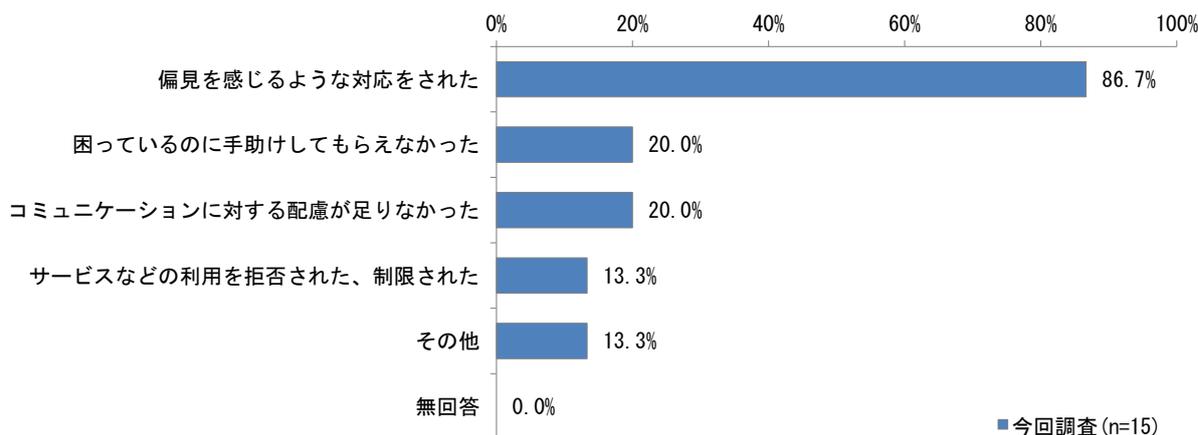
① 差別された経験の有無

「ある」が18.3%となっています。



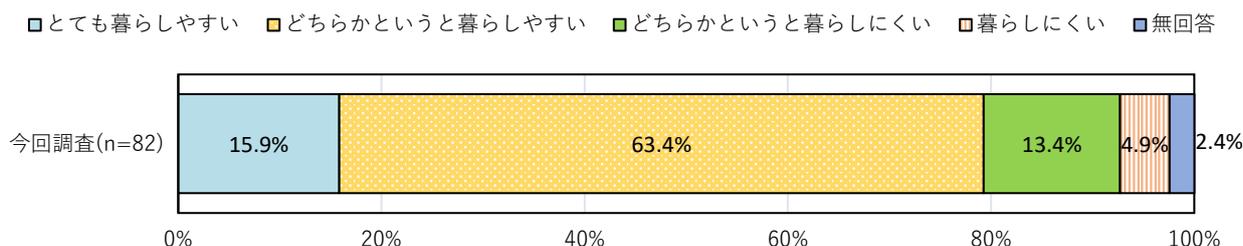
② 差別された内容（複数回答）

「偏見を感じるような対応をされた」が86.7%で最も高く、次いで、「困っているのに手助けしてもらえなかった」、「コミュニケーションに対する配慮が足りなかった」20%となっています。



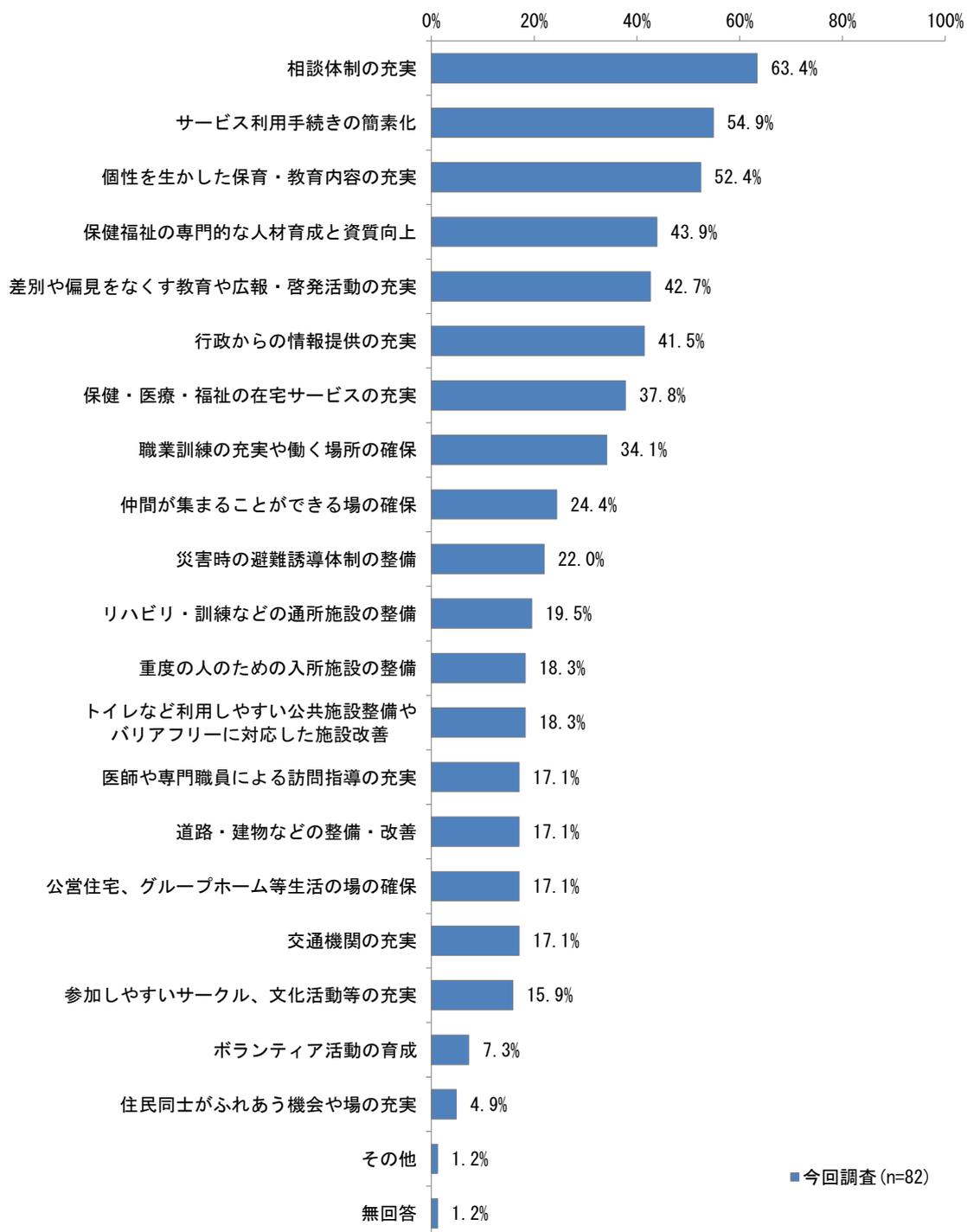
③ 三股町は障がい者にとって、暮らしやすいまちだと思うか

「どちらかという暮らしやすい」が63.4%で最も高く、次いで、「とても暮らしやすい」15.9%、「どちらかという暮らしにくい」13.4%となっています。



④ 障がい者にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと（複数回答）

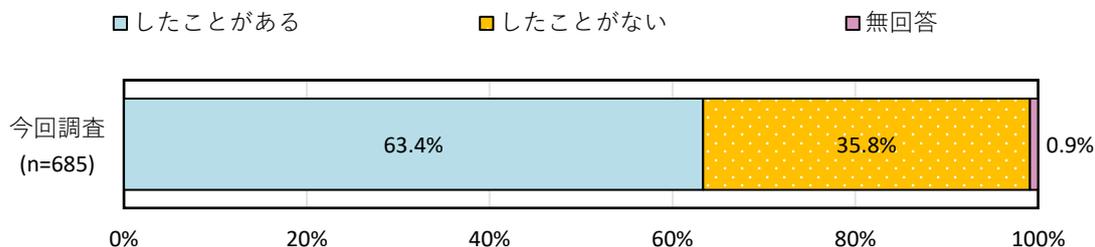
「相談体制の充実」が63.4%で最も高く、次いで、「サービス利用手続きの簡素化」54.9%、「個性を生かした保育・教育内容の充実」52.4%となっています。



1 1 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

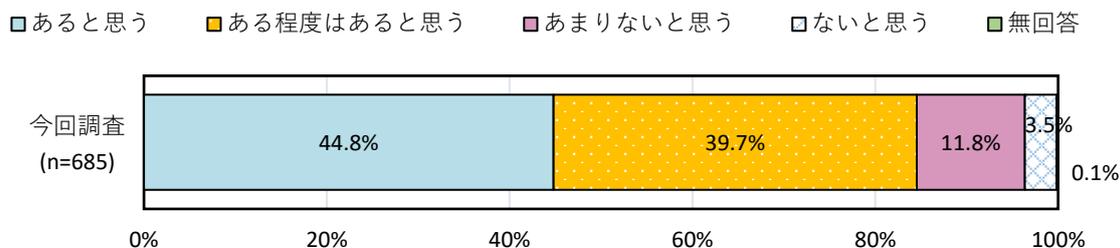
(1) 障がい者を手助けしたことがあるか

「したことがある」が63.4%となっています。



(2) 障がい者に対する差別や偏見があると思うか

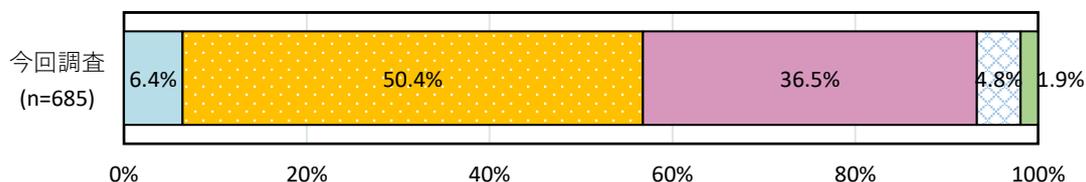
「あると思う」が44.8%で最も高く、次いで、「ある程度はあると思う」39.7%、「あまりないと思う」11.8%となっています。



(3) 今から5年前と比べて障がい者に対する差別や偏見は改善されたと思うか

「ある程度は改善されたと思う」が50.4%で最も高く、次いで、「あまり改善されてないと思う」36.5%、「かなり改善されたと思う」6.4%となっています。

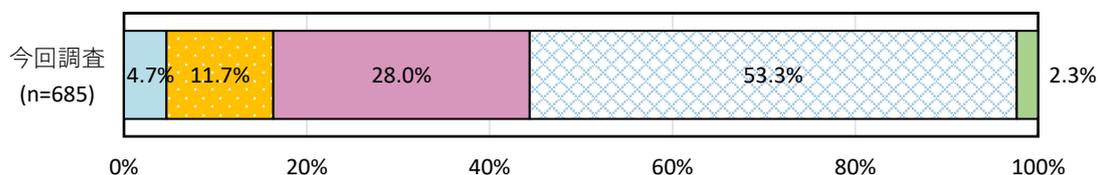
□かなり改善されたと思う ■ある程度は改善されたと思う ■あまり改善されていないと思う
□ほとんど改善されていないと思う ■無回答



(4) 障害者差別解消法を知っているか

「知らない」が53.3%で最も高くなっています。

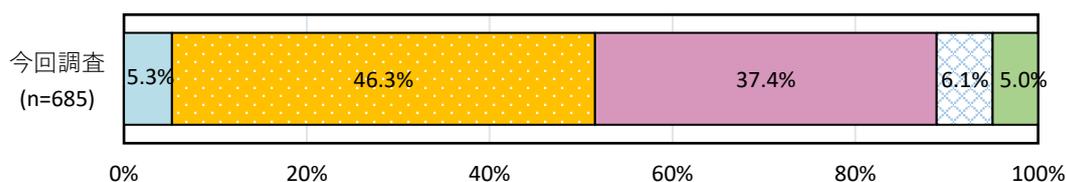
- 法律の内容を、改正法の内容も含めて知っている
- 内容は知っているが、改正されたことは知らない
- 内容は知らないが、法律があることは知っている
- 知らない
- 無回答



(5) 今から5年前と比べて障がい者施策は進んだと思うか

「ある程度進んだと思う」が46.3%で最も高く、次いで、「あまり進んでいないと思う」37.4%、「ほとんど進んでいないと思う」6.1%となっています。

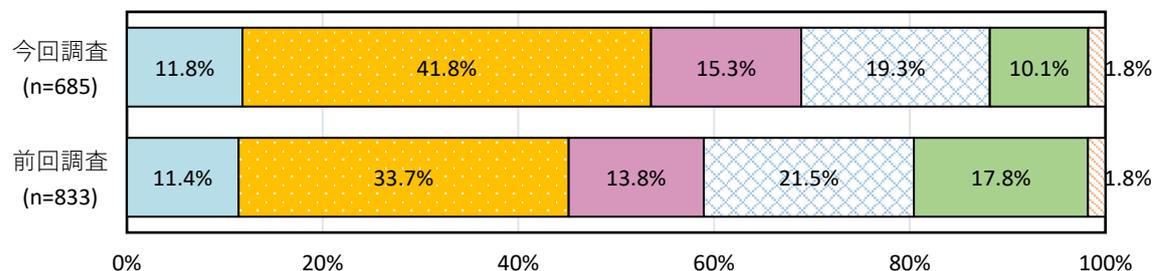
- かなり進んだと思う
- ある程度進んだと思う
- あまり進んでいないと思う
- ほとんど進んでいないと思う
- 無回答



(6) 今から5年前と比べて障がい者用駐車場におけるマナーは良くなったと思うか

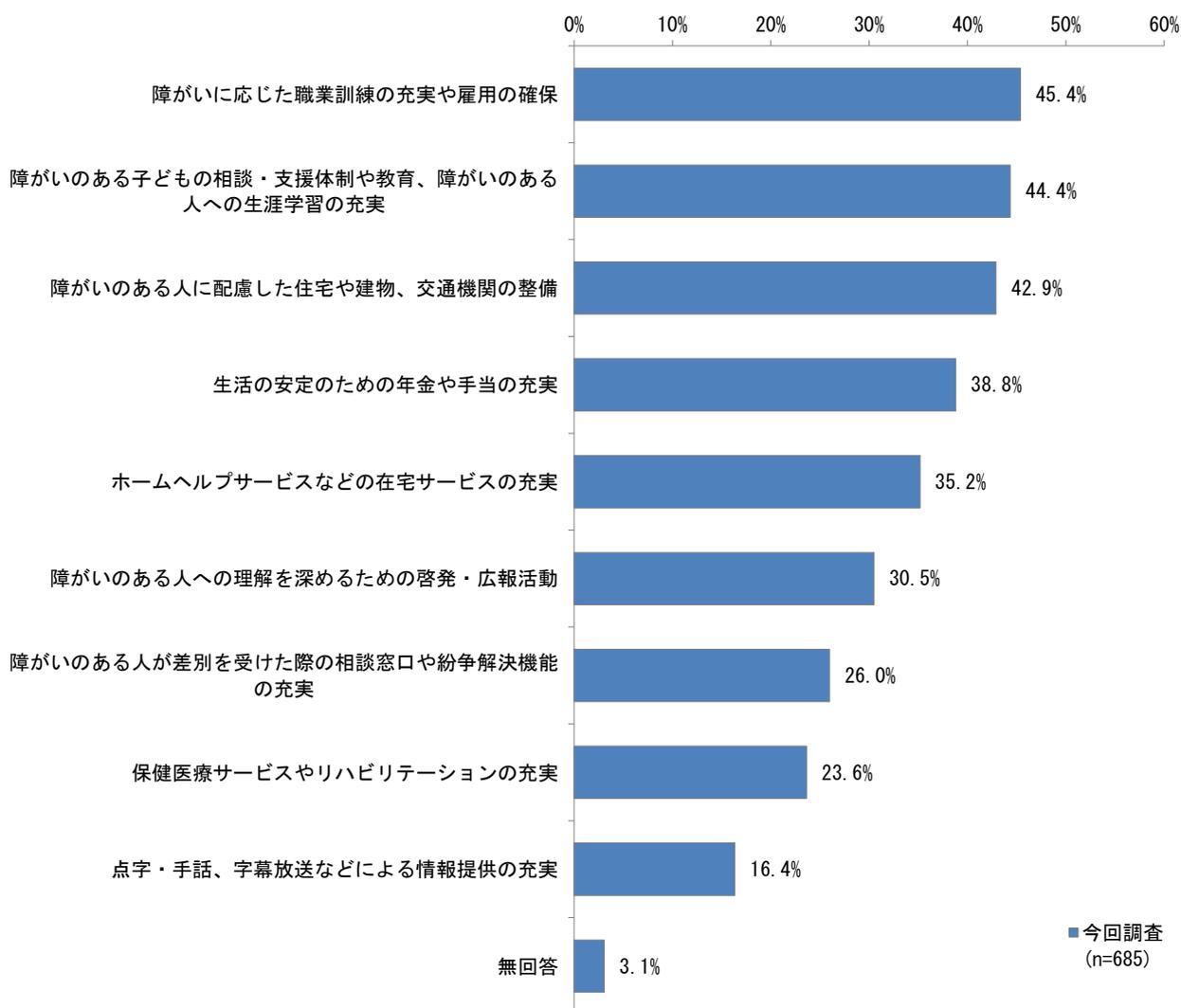
「どちらかといえば、そう思う」が41.8%で最も高く、次いで、「そう思わない」19.3%、「どちらかといえば、そう思わない」15.3%となっています。

- そう思う
- どちらかといえば、そう思う
- どちらかといえば、そう思わない
- そう思わない
- わからない
- 無回答



(7) 障がい者に対して必要と思う施策

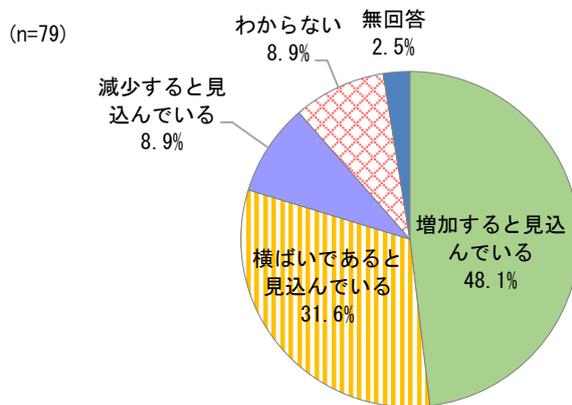
「障がいに応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が45.4%で最も高く、次いで、「障がいのある子どもの相談・支援体制や教育、障がいのある人への生涯学習の充実」44.4%、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」42.9%となっています。



1 2 障害福祉サービス事業所アンケート調査結果からみる本町の状況

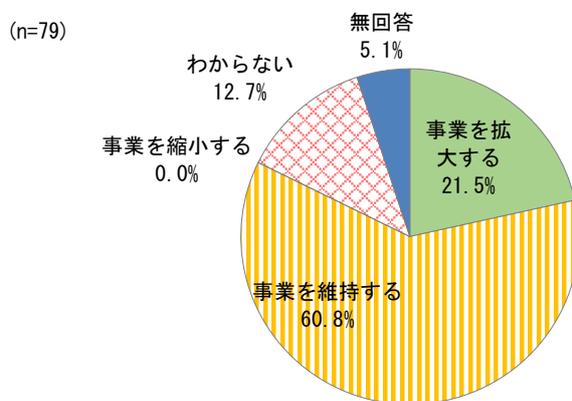
(1) 障害福祉サービス利用者の見込みについて

「増加すると見込んでいる」が48.1%で最も高く、次いで、「横ばいであると見込んでいる」31.6%などとなっています。



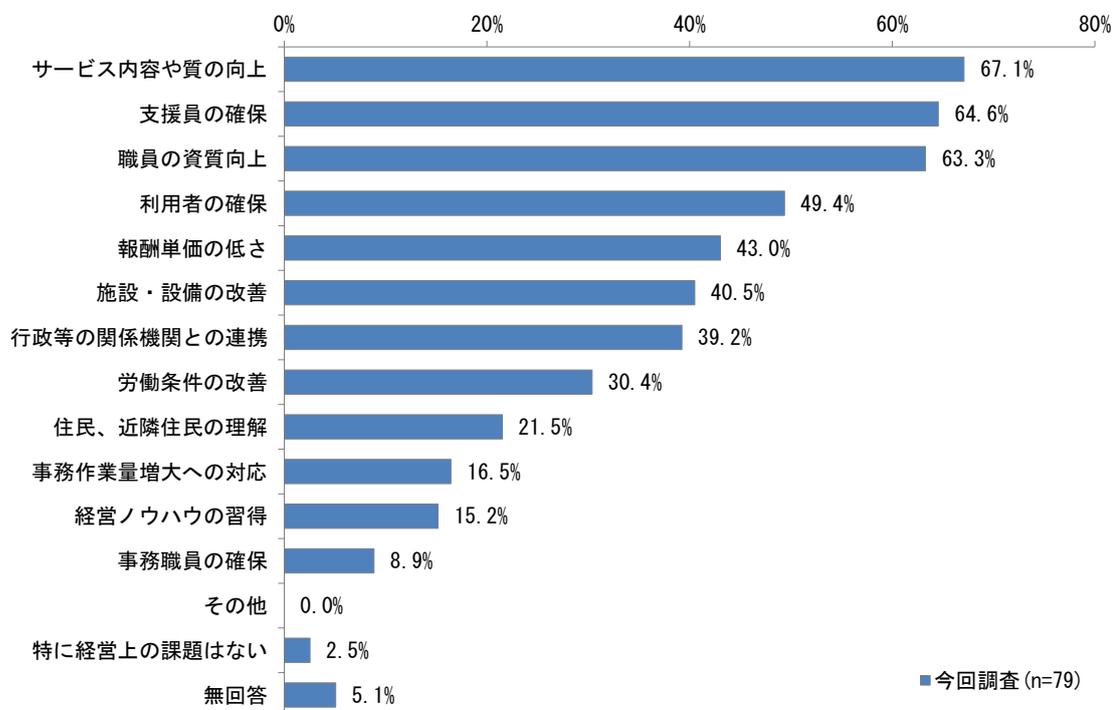
(2) 今後の事業方針について

「事業を維持する」が60.8%で最も高く、次いで、「事業を拡大する」21.5%、「わからない」12.7%となっています。



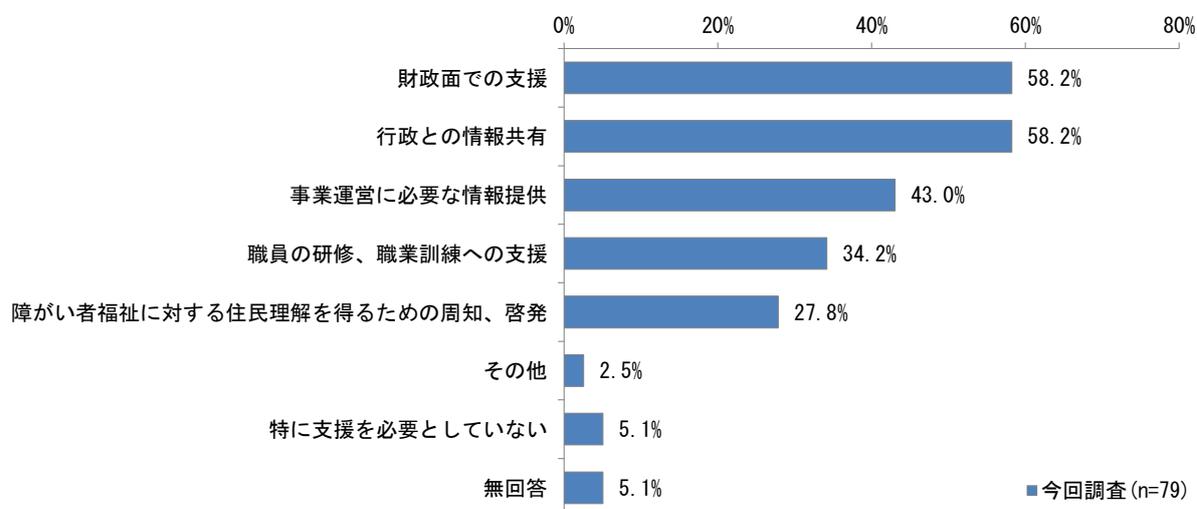
(3) 円滑な事業運営のために、改善したい課題（複数回答）

「サービス内容や質の向上」が67.1%で最も高く、次いで、「支援員の確保」64.6%、「職員の資質向上」63.3%となっています。

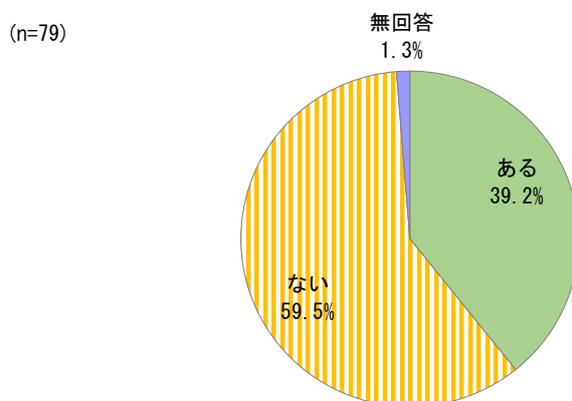


(4) 行政等に求める支援（複数回答）

「財政面での支援」、「行政との情報共有」が58.2%で最も高く、次いで、「事業運営に必要な情報提供」43.0%となっています。



(5) 過去1年間で事業提供できなかったことがあったか
 「ある」が39.2%、「ない」が59.5%となっています。



(6) 事業提供できなかった事業種別、件数、理由

事業種別	件数	理由
放課後等デイサービス	10件	・定員超過のため(9件) ・送迎時間でニーズと合致せず(1件)
児童発達支援	6件	・定員超過のため(5件) ・職員不足のため(1件)
生活介護・施設入所支援	6件	・定員超過のため(3件) ・医療的ケアで対応が困難だったため(2件) ・送迎の問題(1件)
短期入所事業所	5件	・定員超過のため(3件) ・感染症対策のため(2件)
訪問系サービス	2件	・希望日時が折り合わなかったため(1件) ・医療的ケアで対応が困難だったため(1件)
保育所等訪問支援	2件	・利用している施設の受入れの問題(2件)

(7) 都城北諸県圏域で不足している又は必要と思う事業やサービス（自由意見）

不足又は必要と思う事業やサービス	内容
就労継続支援（A、B型）事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所と求職者とのマッチング ・経済的な自立が可能となる就労形態 ・一般就労の際の通勤手段
グループホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行しやすくなる ・24時間ケア、スタッフ常駐 ・特性のある方に配慮した住居、支援環境
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜、日曜、祝日の受け入れ ・児童への対応についてスキルアップ研修
生活介護事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・重度な方や1対1の対応が必要な方の受け入れ ・提供時間内の入浴支援 ・自力ではゴミ出しが困難な独居者のゴミ収集サービス
移動支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜、日曜、祝日の対応 ・一般就労者が通勤時に利用できるサービス
医療的ケア児・者	<ul style="list-style-type: none"> ・日中利用できるサービス ・入所施設、短期入所施設
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活面、精神面をサポートする相談先
居在介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・通院や買い物等支援 ・土曜、日曜、祝日の稼働（家事援助や外出支援）
児童発達支援、支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・数を増やす ・不登校の児童・生徒の支援
日中一時支援	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～年長までの利用 ・土曜、日曜、祝日の対応
短期入所施設	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児・者の受け入れ ・土曜、日曜、祝日の受け入れ
相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・特に土曜、日曜、祝日の対応
自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の充実 ・実施内容の周知 ・不足するサービス事業の検討
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての福祉サービスの質の向上 ・週末の余暇活動、交流の場 ・重度・重複障がい者への対応 ・自立訓練、自立生活援助、療養介護、重度障害者包括支援、重度訪問介護、同行援護 ・障がい者基幹相談支援センターや行政・地域住民の理解を得ながら、自立した生活が送れる支援体制 	

(8) 障がい者の居場所づくりとして必要な事業やサービス（自由意見）

必要な事業やサービス	内容
日中すごせる環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由児（者）の方々が利用しやすい環境 ・ 発達障がい等のひきこもりがちな人が日々通える環境 ・ 土曜、日曜、祝日の利用
ふれあい交流 ふれあいサロン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜、日曜の余暇活動の提供 ・ 活動内容についての情報提供、広報周知 ・ 在宅障がい者のふれあい広場
就労環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労体験できる事業 ・ 安心して働ける職場の確保 ・ ひきこもり状態や経済的困窮状態から次のステップとなる中間的な場
交流できる環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との交流 ・ スポーツ、芸術、趣味など余暇活動につながる出会いの場 ・ 青年期以降の方が興味、関心に沿った学びを得られる場 ・ 障がい者のご家族の交流や意見交換の場 ・ 家族会やネットワーク形成
ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動時の動向支援 ・ 障がいのある人が参加可能な活動
地域活動支援センター I 型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町が実施する
日中一時支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの利用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所 ・ グループホーム 	

(9) 障がい者や家族が地域生活を送っていくための問題点等

項目	内容
障がい児・者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の理解不足 ・ 地域社会への参加機会の不足 ・ 障がい者雇用の理解不足 ・ 情報やコミュニケーションの障壁 ・ 就労先の従業員等の障がい者および障がい特性への理解不足 ・ アクセス可能性の不足や社会的な偏見による差別 ・ 支援学校へ通う子どもが、幼い頃から地域の子も達と関われる機会の創出
障がい者家族について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の理解と支援不足 ・ 家族の負担に対するケア・支援 ・ ひとり親家庭など親（介護者）の緊急時における障がい児の受け入れ体制整備 ・ 障がい者の高齢化に伴う障がい者老人ホーム（グループホーム）について、早目の検討及び家族への説明 ・ 家族の高齢化により通院や買い物等の交通手段が無くなる ・ 親が先に亡くなってしまった後の備えや制度理解
支援・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な医療の不足 ・ 生活全般における支援が不十分 ・ 送迎サービス、移動支援の充実 ・ 気軽に利用できるサービス等の不足 ・ 医療的ケア児が支援を受けやすいサービスや体制づくり、スタッフの確保 ・ 保育園や認定こども園、学校への看護師配置 ・ 重度知的障がい者の短期入所の受け入れ先の確保 ・ 重度障がい者の居住の受け皿確保
インクルージョン社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園、図書館、スポーツ施設の整備
バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者が歩行や車椅子でも移動しやすい歩道の環境整備

(10) 障がい者の就労を促進するために必要なこと

項目	内容
就労現場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労現場での体験を増やし、就労の幅を広げる ・ 本人に合った就労内容の提供、工賃の見直し・賃上げ ・ 面接会、説明会等を定期的に開催する ・ 通勤移動手段の確保 ・ 就労時に個別対応が出来る支援員の確保 ・ 一般就労の受け入れ先が増えること、障がい者雇用状況の周知 ・ 雇用開始後、随時、本人及び事業所をサポートする体制 ・ 事業所内の人権意識向上のためスタッフへの研修実施 ・ 従事する障がい者ができる業務、できない業務について、他の従業員の理解及び配慮
就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者に対する地域の理解 ・ 地域事業所に対する障がい者雇用への支援 ・ 障がい者をサポートする枠組みを整備する ・ 障がい者への理解、サポートする人員の確保や資質の向上 ・ 支援者の質の向上につながる講演会の開催、支援者の確保 ・ 障がい者事業所から地域事業所への説明会の開催 ・ 情報を共有できる仕掛けとマッチングできる為の就労支援機関の充実 ・ 障がい者自身の働く意欲を向上させるため、ステップアップをしながら一般就労へつなげる仕組みとフォロー体制の構築

第3章 第3次計画の実施状況

第3次計画の進捗を図るため、項目ごとに設定した評価指標の進捗状況は以下のとおりです。

1 生活環境の整備

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
理解促進研修・啓発事業※の実施	未実施	実施	未実施	未達成
精神障がいにも対応した保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	未設置	設置	未設置	未達成
共同生活援助※の1か月当たり利用人数	22人	増加	29人	達成
自立生活援助※の1か月当たり利用人数	0人	増加	0人	未達成
外出の時、道路に段差が多くて困っていると回答した方の割合	21.3%	減少	18.3%	達成

2 情報・コミュニケーション

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
手話通訳者・要約筆記者派遣事業年間延べ利用人数	5人	増加	6人	達成
手話通訳者設置事業の実施箇所	0か所	1か所以上	0か所	未達成
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	達成

3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
障がいがあることで不当な扱い等を受けたことがあると回答した方の割合	28.3%	減少	26.0%	達成
三股町は障がい者にとって暮らしにくいと回答した方の割合	16.9%	減少	20.0%	未達成
成年後見制度利用支援事業年間実利用人数	1人	増加	1人	未達成
成年後見制度法人後見支援事業※の実施	未実施	実施	実施	達成

4 生活支援

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
地域生活支援拠点等の整備	未設置	圏域で 1か所	1か所	達成
福祉施設入所者の地域移行人数	0人	1人以上	0人	未達成
地域移行支援※の1か月当たり利用人数	0人	3人以上	0人	未達成
地域定着支援※の1か月当たり利用人数	0人	3人以上	1人	未達成
自発的活動支援事業※のボランティア活動延べ参加人数	151人 (H29年度)	増加	44人 (R4年度)	未達成
日中一時支援事業※年間延べ利用人数	88人 (H29年度)	200人以上	52人 (R4年度)	未達成

5 保健・医療

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
医療的ニーズに対応するための協議の場の設置	未設置	圏域で 1か所	1か所	達成
医療的ケア児支援の調整を行うコーディネーターの配置人数	0人	1人	0人	未達成

6 教育・育成

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
保育所等訪問支援※の1か月当たり利用人数	7人	増加	32人	達成
居宅訪問型児童発達支援※の1か月当たり利用人数	0人	増加	0人	未達成
保育士等や教員を対象とした研修の実施	未実施	実施	実施	達成

7 雇用・就業、経済的自立の支援

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
福祉施設から一般就労への移行者数	0人 (H29年度)	2人以上	0人 (R4年度)	未達成
就労移行支援※の1か月当たり利用人数	4人	6人以上	18人	達成
就労定着支援※の1か月当たり利用人数	2人	増加	4人	達成

8 行政サービス等における配慮

項目	現状 (2018)	目標 (2023)	実績 (2023)	状況
職員を対象とした研修の実施	未実施	実施	未実施	未達成

第4章 基本理念等

1 基本理念

障がいのある人もない人も互いに人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けて、障がい者が、必要な支援を受けながら、自らの選択により意思決定ができ、社会参加が促進されるよう、施策の充実を図っていくことが必要です。また、障がい者を取り巻く物理的な障壁や、障がい者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、誰もが地域で安心して生活できる環境の整備が求められます。

本町に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するため、以下の基本理念を設定します。

【基本理念】

障がいのある人もない人も共に支え合い、
安心して地域で自立した生活ができ社会に参加できるまちづくり

2 基本的視点

基本理念の実現に向けて、引き続き以下に示す7つの基本的視点の下に施策の展開を図ります。

【基本的視点】

- (1) 障がいを理由とする差別の禁止
- (2) 地域社会における共生等
- (3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- (4) 当事者本位の総合的な支援
- (5) 障がい特性等に配慮した支援
- (6) アクセシビリティ^{*}の向上
- (7) 総合的かつ計画的な取組の推進

(1) 障がい理由とする差別の禁止

障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、障がい者団体等との連携を図りながら、町民や事業者・事業主の理解の下、障がい理由とする差別の解消を推進します。

(2) 地域社会における共生等

全ての障がい者は、障がいのない人と平等に、基本的人権を享受する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有しています。このことを前提に、町民一人一人が障がいについて理解を深めるとともに、障がい者施策の実施を図ります。

(3) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

社会に参加するために、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援するとともに、意思疎通のための手段を選択する機会を提供します。

(4) 当事者本位の総合的かつ計画的な支援

障がい者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、福祉、教育、医療、雇用等の各機関が連携を図ります。

また、各機関においては、切れ目のない支援を行うために、施策を総合的に展開します。

(5) 障がい特性等に配慮した支援

年齢や障がいの状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、施策を実施します。

(6) アクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるよう、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、物事、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を進め、アクセシビリティの向上を図ります。

(7) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関との適切な連携及び役割分担の下、障がい者施策を実施します。

3 施策の体系

障がいのある人もない人も共に支え合い、
安心して地域で自立した生活ができ社会に参加できるまちづくり

基本目標1 生活環境の整備

- (1) 人にやさしい福祉のまちづくり
- (2) 防災・防犯対策等の充実

基本目標2 情報・コミュニケーション

- (1) 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実
- (2) 意思疎通支援の充実

基本目標3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

基本目標4 生活支援

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実
- (4) 社会参加の促進
- (5) スポーツ・文化活動への参加促進
- (6) 人材の育成、ボランティア活動の推進

基本目標5 保健・医療

- (1) 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療
- (2) 医療体制の充実
- (3) 福祉・保健・介護・医療の連携

基本目標6 教育・育成

- (1) 小学校就学前児童への支援
- (2) 学校教育の充実
- (3) 切れ目のない支援体制の整備

基本目標7 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 一般就労支援施策の充実
- (2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- (3) 経済的自立の支援

基本目標8 行政サービス等における配慮

- (1) 障がい及び障がい者への理解の促進
- (2) 選挙等における配慮

第5章 施策の展開

基本目標 1 生活環境の整備

障がい者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい者等の意見を踏まえ、住環境のバリアフリー化の推進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、アクセシビリティの向上を図ります。

また、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等の取組を推進します。さらに、障がい者を犯罪被害や消費者トラブルから守るため、防犯対策や情報発信等の取組を推進します。

1 人にやさしい福祉のまちづくり

広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、町民の理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた障がいや障がい者に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、公共施設や公共交通機関を安全かつ快適に利用でき、外出しやすい環境の整備を推進するとともに、地域生活移行や保護者の高齢化等を見据え自立した生活ができるよう努めます。

(1) 広報・啓発活動の充実

町民の理解を深めるため、広報紙、町ホームページ等の活用や民生委員・児童委員、障がい者団体等と連携した広報活動等に努めます。

啓発活動については、障害者週間*（毎年12月3日から12月9日まで）、精神保健福祉普及運動*期間（毎年10月下旬の1週間）、世界自閉症啓発デー*（毎年4月2日）、発達障害啓発週間*（毎年4月2日から4月8日まで）、障害者雇用支援月間*（毎年9月）などの機会を捉え実施します。

また、人権に関する学習機会の提供や人権擁護委員*との連携による人権週間*期間（毎年12月4日から12月10日まで）中の街頭啓発活動など、多様な人権問題が存在する中で、障がいへの理解も深めるための啓発活動を実施します。

(2) 発達障がいへの理解の促進

発達障がいの特性を理解し、特性に応じた適切な支援・早期療育につながるよう、広報紙やパンフレット等を通じて情報提供を行い、発達障がいに対する理解促進を図ります。

(3) 福祉教育の推進

社会福祉協議会と連携し、子どもたちの福祉体験の充実を図ります。

また、学校における総合的な学習の時間等の中で、子どもたちの発達段階に応じた福祉教育を提供できるよう働きかけます。

(4) 精神保健福祉に関する知識の普及・啓発

精神保健福祉についての知識・理解を深めるために、関係機関と連携して研修会や交流会等を開催するとともに広報紙等による啓発活動に努めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、当事者・家族・医療・保健・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

(6) 公園、道路等のバリアフリー化の推進

通学路交通安全プログラムに基づき、平成30年度から工事着手した歩道改修の道路延長は、1,470メートルにおよび、拡幅・段差解消されたことで、車椅子通行も可能となりました。

公園、道路等の改修や整備においては、障がい者に配慮したものとなるよう、バリアフリー化に努め、利便性・安全性の向上を図ります。

(7) 公共交通機関の環境整備の推進

三股駅は、跨線橋を渡らなくてもホームへ行けるようバリアフリー化を行い、令和5年3月に運用を開始したことにより、障がいのある方等にとって利用しやすくなりました。

障がい者等が利用しやすい生活交通を確保するために、路線バスの停留所等の環境整備について、路線バス事業者等とともに検討し、利便性・安全性の向上の推進に努めます。

(8) 公共施設のバリアフリー化の推進

公共施設の改築や改修時は、宮崎県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化に努めます。

(9) 居住の確保

障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、三股町障害者住宅改造助成事業に基づき住宅改修に要する費用の助成を継続するとともに、グループホームの開設に対して支援します。

また、住宅セーフティネット制度^{*}の活用を推進し、民間賃貸住宅の空き室や空き家を、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録すること等により、障がい者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

(10) 地域移行への支援

施設等から地域生活への移行を希望する障がい者に対して、共同生活援助等の福祉サービスの利用、一人暮らしの体験の機会・場の提供を行います。

(11) 障害福祉施設等の安全体制の強化

障害福祉サービス等を利用しながら、障がい者が安心して生活できるよう、障害福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携を促進します。

2 防災・防犯対策等の充実

障がい者が地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者トラブルからの保護等を推進します。

(1) 防災情報の提供体制の整備

防災に関する情報を障がい者に的確に伝えるため、自主防災組織との連携を図り、情報を正しく伝達できる体制を整備します。

(2) 避難行動要支援体制の充実

災害等の緊急時に安否確認や避難支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者^{*}の更新と情報共有を図り、体制の充実に努めます。

(3) 災害時における医療機関との連携

医師会や消防署、警察等の関係機関と連携を図り、地域における災害時の医療体制を確認・確保します。

(4) 障がい特性に配慮した避難所の整備

福祉避難所の周知を図るとともに、避難所において、間仕切り等によるプライバシーの保護に努めます。

また、特別な配慮を必要とする人が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の協定など関係機関との連携に努めます。

(5) 災害に対応したネットワークの構築

災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、圏域の社会福祉施設等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

(6) 要配慮者利用施設における訓練実施の促進

水害・土砂災害時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域^{*}や土砂災害（特別）警戒区域^{*}内の要配慮者利用施設における訓練等の実施を促進します。

(7) 障害福祉施設等の安全確保

障害福祉サービス等を利用しながら、障がい者が安心して生活できるよう、障害福祉施設等について非常災害時における消防団や近隣住民との連携を促進します。

(8) 防犯対策の啓発、防犯活動

警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との情報共有・連携強化を図るとともに、地域における犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(9) 防災対策の啓発

町内の各自治公民館等において防災についての啓発を行い、地域住民が平時からお互いに協力し自助・共助を目的とする自主防災組織の充実に努めます。

(10) 消費者トラブルの防止と支援

消費者トラブルの情報や防止策等の情報周知に努め、消費者としての利益を守れるよう消費生活に関する相談体制等の充実に努めます。

また、町福祉・消費生活相談センターにおいては、他の相談機関と連携して、相談しやすい環境体制の充実に努めます。

【生活環境の整備 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
理解促進研修・啓発事業の実施	未実施	実施	福祉課
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための医療、保健、福祉関係者等による協議の場の設置	未設置	設置	福祉課
共同生活援助の1か月当たり利用人数	29人	増加	福祉課
「外出の時、道路に段差が多くて困っている」と回答した方の割合	18.3%	減少	手帳所持者調査
障がい者用駐車場におけるマナーは良くなったと「思う」と回答した方の割合	53.6%	増加	町民調査

基本目標2 情報・コミュニケーション

令和4年5月に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させます。

また、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

1 行政情報のバリアフリー化、情報提供の充実

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示を行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等を図ります。

(1) 情報提供体制の充実

広報紙、町ホームページ等の活用により、障がい者等に対して、福祉サービスの制度・内容等について、わかりやすい情報提供ができる体制の充実に努めます。

(2) 行政情報のバリアフリー化

本町では、視覚障がい者等に対して「点字・声の広報等発行事業^{*}」を実施し、行政情報のバリアフリー化を図っています。今後も継続実施するとともに、様々な障がい特性に対応したバリアフリー化の充実に努めます。

(3) 情報伝達の体制や環境の整備

災害発生時、若しくは災害が発生するおそれがある場合、または事故発生時に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者等の協力を得つつ、障がい特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備を促進します。

(4) 電子出版や電子書籍の周知及び利用促進

視覚障がいや学習障害（LD）^{*}等により紙の出版物の読書に困難を抱える障がい者の出版物の利用を拡大することが期待される電子出版や電子書籍について、周知を図り、利用を促進します。

2 意思疎通支援の充実

聴覚障がい者のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。また、障がい者が必要な支援や配慮を受けられるよう、障がい者に関するマークの周知を図ります。

(1) 手話通訳者・要約筆記者等の確保

手話通訳者派遣事業について、制度の周知等を図るとともに、講座等を開催し、手話通訳者・要約筆記者の確保に努めます。

(2) 日常生活用具の給付

情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対する日常生活用具の給付を行います。

(3) 障がい者に関するマーク等の周知

意思疎通に困難がある等、外見では分かりにくい障がい者が、必要な支援や配慮を受けられるよう、絵記号や障がい者に関するマーク等の普及及び理解の促進を図ります。

【情報・コミュニケーション 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
手話通訳者派遣事業の実施箇所	0 箇所	1 箇所以上	福祉課
コミュニケーションでの困りごとが「ある」と回答した方の割合	19.0%	減少	手帳所持者調査

基本目標 3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において、様々な取組との連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法や県が制定した障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例等の実効性ある施行を図ります。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律^{*}（障害者虐待防止法）等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

1 権利擁護の推進、虐待の防止

障がい者の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度を推進します。また、障がい者への虐待の未然防止や早期発見等の取組を一層推進します。

（1）権利擁護の推進

障がい等の理由で判断能力やコミュニケーションが不十分な人が、住み慣れた地域で安心した生活を続けるために、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援、相談等を行う成年後見制度の推進に努めます。

（2）虐待防止に向けた取組の充実

相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がい者に対する虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。

2 障がいを理由とする差別の解消の推進

日常生活及び社会生活全般に係る分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、「障害者差別解消法」の内容について周知・啓発を行います。また、障がい者及びその家族からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じることができるよう、必要な体制の整備を図ります。

(1) 障害者差別解消法の周知

広く町民に対して「障害者差別解消法」の趣旨・目的等の周知及び啓発を行い、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。

(2) 差別に関する連携体制の充実

障がい者に対する差別やその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等のために、関係機関との連携体制の充実を図ります。

(3) 相談体制の充実

障がい者及びその家族からの相談に的確に応じることができるよう、障害者基幹相談支援センターの相談体制の充実等に取り組みます。

【差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
障がいがあることで不当な扱い等を受けたことが「ある」と回答した方の割合	26.0%	減少	手帳所持者調査
町民の障がい者への理解が「深まっている」と回答した方の割合	8.7%	増加	手帳所持者調査
障がいを理由として差別された経験が「ある」と回答した方の割合	18.3%	減少	保護者調査
障がい者に対する差別や偏見が「あると思う」と回答した方の割合	84.1%	減少	町民調査
5年前と比べて障がい者に対する差別や偏見は「改善された」と回答した方の割合	56.8%	増加	町民調査

基本目標4 生活支援

障がい者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を目指します。

障がい者の地域移行を推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実や支援の充実、障害福祉サービスの質の向上を目指します。

障がい者の文化芸術活動等への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。

共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及を図ります。また、レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

1 意思決定支援の推進

平成29年3月に国から示された「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、障がい者の意思決定支援のより一層の充実を図ります。

(1) 意思決定のための支援

障がい者の意思確認ができるよう、あらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示ができるように支援します。

また、意思決定支援推進のため、家族や事業者等との連携強化を図ります。

(2) 意思決定支援体制の促進

自己決定や意思決定が困難な障がい者を支援するため、関係者間で、本人の日常生活や福祉サービスでの表情、感情、行動に関する記録等の情報に加え、これまでの生活史、人間関係等の様々な情報を共有し、本人の意思及び選考を推定する体制の促進を図ります。

2 相談支援体制の充実

障がい者の様々な相談に対応できるよう、専門機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員等の協力により、身近な地域での相談支援体制の充実に努めます。

(1) 障害者基幹相談支援センターによる相談体制の充実

障がいに関する総合的窓口である障害者基幹相談支援センターの相談体制の充実に努めます。また、円滑な相談支援を実施するため、保健所や障がい者に関する相談機関との連携強化を図ります。

(2) 身近な相談員による相談体制の充実

地域における身近な相談者である民生委員・児童委員等の相談体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化を図ります。

(3) 高次脳機能障がい者への相談体制の充実

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により認知機能が低下する高次脳機能障がいについての相談支援や宮崎県身体障害者相談センター等の関係機関との連携・調整等を行います。

(4) 難病患者及びその家族への相談体制の充実

難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図るために、要支援難病患者等に対して相談等の支援を行います。

(5) 適切な支給決定の実施

障がい者個々の心身の状況、サービスの利用の意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定を行います。

3 福祉サービスの充実

障がい者の地域生活・在宅生活を支えるため、訪問系サービスや日中活動系サービス等の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に向けた取組を推進します。

(1) 訪問系サービスの充実

障がい者が、その適性に応じて、在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護、重度訪問介護^{*}等のサービスにより介護や家事援助等の支援を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

障がい者の状況に応じて、主に日中において、通所等による生活介護[※]や自立訓練[※]等のサービスを提供します。

(3) 居住系サービスの充実

障がい者が、主に夜間において施設や共同生活を行う住居で必要な援助を提供します。

(4) 地域生活支援事業の推進

障がい者が、その有する能力と適性に応じて、自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業[※]、日常生活用具給付等事業[※]、移動支援事業[※]等を実施し、障がい者や介助者の地域生活を支援します。

(5) 家族介護者への支援

短期入所サービスや日中一時支援事業等の周知を図り、障がい者を介護している家族の負担軽減に努めます。

(6) 放課後等の居場所づくり

障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に行うことにより、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして放課後等デイサービス等の充実に努めます。

(7) ヤングケアラー[※]等への支援の充実

ヤングケアラーをはじめとする障がい者の家族支援について、関係各課が連携しながら、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がい者の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

(8) 福祉サービスの質の向上

利用者本位のサービスが提供され、障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、事業者間での情報の共有や行政と事業者との連携を図り、質の高いサービスの提供が行えるよう支援します。

4 社会参加の促進

障がい者が「生きがい」や「やりがい」を感じて暮らすことができるよう、関係機関と連携し、地域交流や地域行事への参加の促進を図ります。

(1) 地域交流の促進

障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、関係機関と連携し地域交流を促進します。

(2) 地域行事への参加促進

障がい者がより参加しやすいイベント内容を計画し、出展のスペースの確保等に努め、参加の促進を図ります。

5 スポーツ・文化活動への参加促進

潤い豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動や文化・芸術活動等への参加を促進し、障がい者の地域の中での生きがいづくりを支援します。

(1) スポーツ活動の参加機会の充実

宮崎県障がい者スポーツ大会への参加を支援するとともに、障がい者のスポーツニーズに対応するため、関係機関と連携し、障がい者スポーツ大会の開催等を支援します。

(2) レクリエーション活動の促進

レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇活動等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための取組みを進めます。

(3) 障がい者にやさしいスポーツ環境の整備

障がい者が地域においてスポーツに親しむために、障がい者スポーツに知見のあるスポーツ指導者の確保や、地域で活動するスポーツ団体等による受入体制の確保のほか、障がい者に配慮した施設・設備のバリアフリー化を図るなど、障がい者にやさしいスポーツ環境の整備を推進します。

(4) 文化活動の参加機会の充実

障がい者が、文化・芸術活動に参加しやすくなるように関係団体等と連携し、要約筆記者等による支援を行いながら教室や講座の開催に努めます。

また、図書館においては、読書バリアフリー法等を踏まえ、大活字本を揃えるなど、障がい特性に応じた対応に努めます。

(5) 町文化施設の利便性の向上

町文化施設の利便性向上や公演・展示等における配慮の提供などに取り組み、ユニバーサルデザイン^{*}化・バリアフリー化を推進します。

6 人材の育成、ボランティア活動の推進

サービス等の担い手である福祉に関わるマンパワーの確保と活用、障がい者団体・ボランティア団体の活動支援を行い、障がい者の多様化するニーズに対応します。

(1) ホームヘルパー等の確保

ホームヘルパー等の障がい者福祉に携わる人材の確保と資質向上のために、研修への参加を促進するなどの支援に努めます。

(2) ボランティア活動への参加の促進

関係機関と連携し、ボランティアの養成及びボランティア団体の機能強化を図り、ボランティア活動への参加の促進に努めます。

(3) ボランティアに関する情報提供の充実

ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、福祉教育の支援等を行い、講座等の情報提供の充実に努めます。

【生活支援 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
福祉施設入所者の地域移行人数	0人	1人以上	福祉課
地域移行支援の1か月当たり利用人数	0人	1人以上	福祉課
生活における困りごととして「将来の生活に不安がある」と回答した方の割合	33.9%	減少	手帳所持者調査

基本目標5 保健・医療

障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、相談・助言の充実を図ります。また、予防・治療が可能である疾病等について早期発見を図るとともに、適切な医療サービスの提供を促進します。

さらに、精神障がい者が地域で暮らせる環境づくりに取り組むことにより、入院中の精神障がい者の退院、地域移行を促進します。

1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、早期治療

障がいの早期発見・予防・支援のため、乳幼児期から高齢期まで、全てのライフステージに応じた健康に関する取組を進めます。

(1) 小学校就学前における支援体制の充実

乳幼児健診等を通して、療育の必要な児童を早期に療育につなげられるよう、定期健診の受診率の向上に努めます。

また、児童発達支援事業所及び保育所等の関係機関と連携を図り、保育所等訪問支援事業などにより切れ目のない支援を行います。

(2) 各種検（健）診等の実施

障がいの原因となる疾病等の予防や病気の早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児から高齢者まで、ライフステージに応じた各種検（健）診等を実施します。また、健診後の適切なフォローアップ体制を充実し、疾病の早期発見と予防に努めます。

(3) 精神保健対策の充実

障がいの状況に応じて、心の健康づくり等の幅広い相談に対応できるよう、庁内及び関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。

また、医療が必要な場合は、医療機関等と連携を図ります。

2 医療体制の充実

障がい者が、身近な地域で適切な医療が受けられるよう、医療機関と連携を図り、医療体制の充実を図ります。

(1) 医療費の助成

障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な、障がいを軽減、回復、治療等に要した医療費の助成を行います。

(2) 歯科治療に関する情報提供

障がい者が安心して歯の治療を受けられるよう、関係機関等と連携し、専門の歯科医等の情報提供を図ります。

(3) 救急医療体制の充実

障がいの原因となる外傷、脳血管疾患等に対する迅速かつ適切な治療のため、医師会や関係機関等と連携し、救急医療体制の充実を図ります。

3 福祉・保健・介護・医療の連携

地域社会において障がい者が安心して生活を送るため、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。また、福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するよう、計画相談の質の向上を図ります。

(1) 関係機関等との連携強化

地域社会において障がい者が、安心して生活を送れるよう、行政機関や施設、病院、関係機関等との連携の強化を図ります。

(2) 計画相談の質の向上

福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障がい者を対象とする計画相談（ケアマネジメント）の質の向上を図ります。

(3) 医療的ニーズへの対応

医療的ニーズの高い障がい者や障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図ります。

【保健・医療 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
医療的ニーズに対応するための協議の場の設置	設置	継続	福祉課
医療的ケア児支援の調整を行うコーディネーターの配置人数	0人	1人	福祉課

基本目標6 教育・育成

障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みを構築するとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、障がいのある幼児児童生徒に対する適切な支援を行うため、環境の整備を図るとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、学校卒業後も自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

1 小学校就学前児童への支援

障がいのある子どもが、身近な地域で保育等を受けることができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を図り、保育・教育の充実を図ります。

(1) 保育士等への研修の実施

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限引き出せるよう、研修等を行い、保育士等の専門的な知識の習得と資質向上を図ります。

(2) 発達障がい児への支援

保育所等と県や町の関係機関との連携を図り、発達障がいの早期発見、早期支援に努めます。

(3) 多様な教育・保育サービスの充実

個々の状況にあった支援ができるよう、受け入れ施設のバリアフリー化や保育士等の特別支援保育に係る質の向上を図り、柔軟な受け入れ体制の整備に努めます。

(4) 相談支援体制の充実

保育士、保健師等が身近な支援者として相談支援を行い、療育施設や医療機関等と連携を図ります。

また、小学校就学前の子どもの保護者を対象とした就学相談においては、小学校入学への不安の解消を図るとともに、関係機関との連携で入学後の学習又は学校生活において支援を行います。

(5) 保護者への子育て支援

障がいのある子どもの保護者に対し、学習の場の提供や、保護者同士の交流・活動を促進し、育児への不安や悩みを解消するとともに、精神的負担の軽減が図られるよう、保護者への子育て支援に努めます。

(6) 医療的ケア児及びその家族への支援

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等については、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進を図ります。

(7) 子どもの意思形成支援

子どもの意見を聴く機会の確保等が重要とされていることから、障がい児においても、子どもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮し、必要な支援等が行われることを推進します。

2 学校教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上に努めます。

(1) 個別の支援体制の推進

障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じように教育が受けられるよう、児童生徒の障がいの特性に応じた個別の支援を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

関係機関、特別支援学校等と連携を図り、支援の必要な子どもに対する適切な教育を進めます。

(3) 教育上の相互理解

障がいについての理解を深めるため、小、中学校において、特別支援学校との交流を積極的に進めます。

(4) 障がいのある児童生徒に対する合理的配慮

障がいのある児童生徒に対する合理的配慮については、全ての学びの場において、情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて学校等と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定・提供されることが望ましいことを周知します。

(5) 学校施設、設備の改善

新たな学校施設の整備は、児童生徒の利用・移動ニーズを考慮し、計画的に実施するとともに、既存施設についても、宮崎県が制定している「人にやさしい福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化の整備を検討していきます。

(6) いじめ等の防止

「いじめ防止基本方針」等に則り、発達障がいを含む、障がいのある児童生徒の特性を踏まえ、いじめ等の防止や早期発見等のための適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児児童生徒に対する指導を行います。

3 切れ目のない支援体制の整備

「改正発達障害者支援法」に基づき、小学校就学前から卒業後に至るまで、切れ目のない支援体制を促進するため、福祉関係機関及び教育関係機関等が連携し、一貫した支援体制の整備に努めます。

(1) 小学校就学前から卒業後までの一貫した支援システムの構築

「改正発達障害者支援法」に基づき、小学校就学前から卒業後に至るまで、切れ目のない支援体制を促進するため、福祉関係機関及び教育関係機関等が連携し、一貫した支援体制の整備に努めます。

(2) 児童発達支援事業の充実

障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業の充実を図ります。

(3) 保育所等訪問支援事業

保育所等を利用している障がいのある子どもが、保育所等で集団活動を行うにあたり、専門的な援助を必要とする場合に、訪問指導を行うなどの支援に努めます。

【教育・育成 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
保育士等を対象とした研修の実施	未実施	実施	福祉課
保育所等、小学校、中学校に通っていて困っていることは「ない」と回答した方の割合	60.3%	増加	保護者調査

基本目標7 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な障がい者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進します。あわせて、年金及び諸手当の給付並びに各種の優遇措置に関する情報提供等により、経済的自立を支援します。

1 一般就労支援施策の充実

ハローワーク等と連携を図り、障がい者の雇用に対する理解を深め、働く機会の充実に努めます。また、障がい者就労支援事業等により、障がい者の就労に必要な知識・能力の向上を図るための支援を行います。

(1) 企業等における理解の促進

広報紙やパンフレット等により障害者雇用促進法の周知を図り、法定雇用率※等の障がい者雇用についての理解促進を図ります。

(2) 均等な雇用機会、待遇の確保

関係機関と連携し、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務についての周知・啓発に努め、障がいの有無にかかわらず均等な雇用機会及び待遇の確保を図ります。

(3) 障がい者就労支援事業の活用

ハローワーク等の関係機関と連携し、障がい者の雇用促進に向け、情報の共有化や合同説明会等、各種事業の周知に努めます。

(4) 一般就労への移行

ハローワークや関係機関との連携を図り、雇用・就労機会の拡大や職場定着の支援を行い、福祉施設から一般就労への移行の促進に努めます。

2 一般就労が困難な障がい者への就労支援

働く意欲があっても、一般就労の難しい障がい者に対して、個々の特性に合った仕事が見つけられる支援体制の整備を支援します。

また、「三股町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

(1) 福祉的就労の支援

一般就労が困難な障がい者が、障がいの特性に配慮して提供される就労移行支援事業や就労継続支援事業を活用した福祉的就労を支援します。

(2) 物品・役務の調達の推進

「三股町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」に基づき、庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進します。

3 経済的自立の支援

障がい者が、地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、各種手当、医療費助成制度、貸付制度等の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。

(1) 医療費の助成

障がい者が、必要な医療を適切に受けることができるよう、医療費の助成制度の周知に努め、利用促進を図ります。

(2) 障がいのある子どもへの就学奨励費事業

障がいのある児童生徒の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じて扶助します。

(3) 各種手当等の支給

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当についての周知を図ります。

【雇用・就業、経済的自立の支援 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
福祉施設から一般就労への移行者数	0人	1人以上	福祉課
就労移行支援の1か月当たり利用人数	18人	18人以上	福祉課
就労定着支援の1か月当たり利用人数	4人	増加	福祉課

基本目標 8 行政サービス等における配慮

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を図ります。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を促進するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等を活用しながら、利便性の向上に努めます。

1 障がい及び障がい者への理解の促進

障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。

(1) 必要かつ合理的な配慮の実施

事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。

(2) 職員への啓発

職員に対して障がい者への理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

2 選挙等における配慮

障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

(1) 投票機会の確保

投票所での投票が困難な障がい者の投票の確保を図るため、選挙の公正を確保しつつ、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進に努めます。

【行政サービス等における配慮 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
職員を対象とした研修の実施	未実施	実施	福祉課

第4部 自殺対策行動計画



第1章 計画策定に関する事項

1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺リスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスク低下を推進していく必要があります。

我が国の自殺対策は平成18年に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺で亡くなる人数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になりました。このように非常事態はまだまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

近年の自殺に関する情勢や令和4年10月に閣議決定された「第4次自殺総合対策大綱」を踏まえ、「三股町第3期自殺対策行動計画」を策定します。

2 計画の根拠

この計画は、自殺対策基本法第13条2項に定める「市町村自殺対策計画」として、本町の実情を踏まえた自殺対策を推進するために策定します。

【根拠法令（抜粋）】

自殺対策基本法（第13条2項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

3 第4次自殺総合対策大綱の概要

令和4年10月に閣議決定された「第4次自殺総合対策大綱」の概要は以下のとおりです。

【「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）】

【基本理念】

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

【自殺の現状と自殺総合対策における基本認識】

- (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- (4) 地域レベルの実践的な取組をP D C Aサイクルを通じて推進する

【自殺総合対策の基本方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

4 宮崎県自殺対策行動計画（第4期計画）

令和3年3月に策定された「宮崎県自殺対策行動計画（第4期計画）」の概要は以下のとおりです。

【宮崎県自殺対策行動計画（第4期計画）（概要）】

【目指す姿】

「誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現を目指す」

【施策の推進】

- (1) 自殺対策を進めるための基盤の強化
 - ア 自殺対策に係るネットワークの構築・運営
 - イ 自殺の実態把握
 - ウ 市町村支援や民間団体の活動支援
- (2) 一次予防（事前予防）
 - ア うつ病や自殺予防等に関する普及啓発
 - イ 様々な職種や分野の方々を対象にした人材養成
 - ウ 地域の見守りや居場所づくり
- (3) 二次予防（自殺発生への危機対応）
 - ア ハイリスク者の早期発見・早期対応
 - イ 相談対応等による支援
- (4) 三次予防（事後対応）
 - ア 自殺未遂者の支援
 - イ 自死遺族の支援等

5 孤独・孤立対策の重点計画

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、孤独・孤立の問題が一層深刻化しています。女性や若者の自殺の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられます。

国では、令和3年12月に相談支援体制の整備、居場所の確保、NPO等の活動へのきめ細やかな支援などを盛り込んだ孤独・孤立対策の重点計画を策定し、令和4年12月に見直しが行われています。計画の概要は以下のとおりです。

孤独・孤立対策の重点計画 改定のポイント	
孤独・孤立対策の基本理念等を追加	令和4年12月26日 孤独・孤立対策推進会議決定
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。新型コロナウイルス感染拡大が収束したとしても、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施 ✓ 人と人との「つながり」を実感できることは、孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、社会関係資本の充実に資するという考え方の下で、施策を推進 <ul style="list-style-type: none"> ※ 国連の「世界幸福度報告」によると、近年、我が国は「社会的支援（困った時にいつでも頼れる友人や親戚はいるか）」など社会関係資本に関連する指標がG7の中で下位グループに位置している ✓ 日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す 	
孤独・孤立対策の更なる推進・強化	
<p>(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 孤独・孤立の実態把握を推進【孤独・孤立の実態把握、こども・若者の行動・意識に関する実態把握、在外邦人の実態把握等】 ✓ 令和3年実態調査結果を踏まえ、「予防」の観点からの施策を推進 ✓ 孤独・孤立への理解や機運醸成のため、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備等を推進 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果に沿って具体的な取組を進める【声を上げやすい・声をかけやすい環境整備等】 <p>(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一元的な相談支援体制、相談と支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組む【統一的な相談支援体制の推進】 <p>(3)見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常の様々な分野における緩やかな「つながり」を築けるような多様な「居場所」づくりや「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進【地域における孤独・孤立対策のモデル構築、こどもの居場所づくりに対する効果的な支援方法等の検討、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備充実等】 <p>(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方における連携プラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」を目指す）【地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備の推進】 ✓ 官・民の連携基盤の形成に当たって、官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る 民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策に資する取組を行う形で連携に参画を推進【孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの運営】 	

6 計画の数値目標

「みんなが 気づき・つなぎ・見守りができるまち みまた」の基本理念の下、本町の自殺対策を通じて最終的に目指すのは、国の自殺総合対策大綱にあるとおり「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。

本町では毎年5人前後が自殺で亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和10年度までに年間自殺者数を0人とすることを本計画の数値目標とします。

第2章 本町の自殺に関する状況

1 統計データからみる本町の状況

(1) 自殺者数・自殺死亡率*の推移

平成29年から令和3年までの平均自殺者数は4.8人、自殺死亡率は18.4となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	平均
自殺者数	6人	3人	1人	6人	8人	24人	4.8人
自殺死亡率	23.0	11.5	3.8	23.0	30.7	-	18.4

出典：三股町地域自殺実態プロファイル2022
 ※自殺死亡率は人口10万人当たりの自殺者数

(2) 男女別自殺者数の推移

平成29年から令和3年までの男性の自殺者数は19人、女性の自殺者数は5人となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	割合
男性	4人	3人	1人	5人	6人	19人	79.2%
女性	2人	0人	0人	1人	2人	5人	20.8%

出典：三股町地域自殺実態プロファイル2022

(3) 性別・年代別自殺者数の推移

① 男性の推移

平成29年から令和3年までの男性の年代別自殺者数をみると、50歳代が5人で最も多く、次いで、40歳代、60歳代が4人となっています。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	割合
20歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
20歳代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
30歳代	0人	1人	0人	1人	0人	2人	10.5%
40歳代	1人	0人	0人	0人	3人	4人	21.1%
50歳代	2人	0人	0人	2人	1人	5人	26.3%
60歳代	0人	1人	0人	2人	1人	4人	10.5%
70歳代	0人	1人	0人	0人	0人	1人	5.3%
80歳以上	1人	0人	1人	0人	1人	3人	15.8%

出典：三股町地域自殺実態プロファイル2022

② 女性の推移

平成29年から令和3年までの女性の年代別自殺者数をみると、70歳代、80歳以上が2人で最も多くなっています。

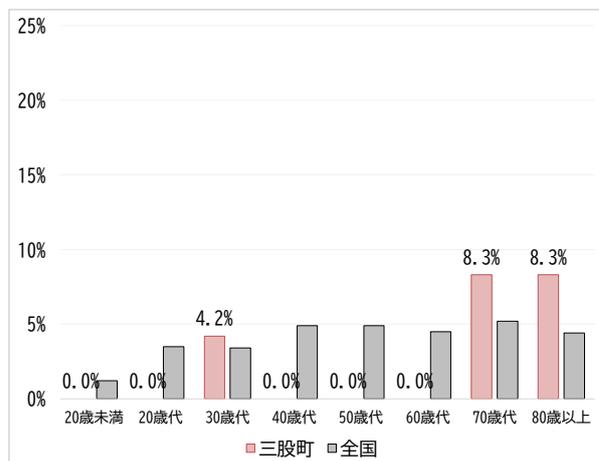
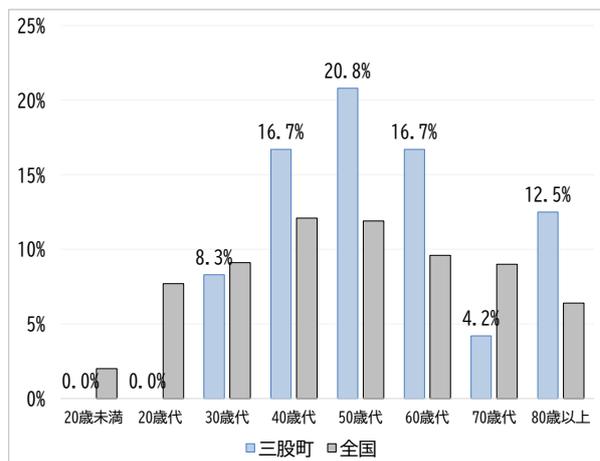
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	割合
20歳未満	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
20歳代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
30歳代	0人	0人	0人	1人	0人	1人	20.0%
40歳代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
50歳代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
60歳代	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0.0%
70歳代	0人	0人	0人	0人	2人	2人	40.0%
80歳以上	2人	0人	0人	0人	0人	2人	40.0%

出典：三股町地域自殺実態プロフィール2022

(4) 性・年代別の自殺者割合

平成29年から令和3年までの自殺者割合をみると、男性は40歳代、50歳代、60歳代、80歳以上が全国平均を上回っています。

女性は30歳代、70歳代、80歳以上が全国平均を上回っています。

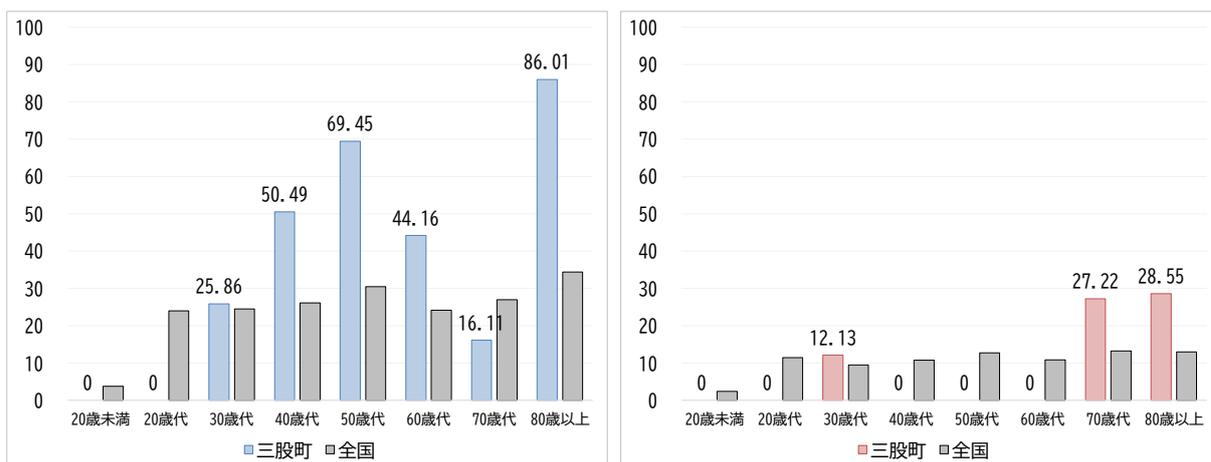


出典：三股町地域自殺実態プロフィール2022

(5) 性・年代別の平均自殺死亡率（10万対）

平成29年から令和3年までの平均自殺死亡率（10万対）をみると、男性は30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、80歳以上が全国平均を上回っています。

女性は30歳代、70歳代、80歳以上が全国平均を上回っています。



出典：三股町地域自殺実態プロフィール2022

(6) 職業別の状況

平成29年から令和3年までの自殺者の職業別の状況をみると、「非雇用・勤め人」が10人で最も多く、次いで、「無職（年金・雇用保険等生活者）」が7人などとなっています。

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	合計	割合
自営業・家族従業者	0人	0人	-	0人	2人	2人	8.7%
被雇用・勤め人	2人	1人	-	4人	3人	10人	43.5%
学生・生徒等	0人	0人	-	0人	0人	0人	0.0%
無職（主婦）	0人	0人	-	0人	0人	0人	0.0%
無職（失業者）	0人	0人	-	0人	0人	0人	0.0%
無職（年金・雇用保険等生活者）	3人	2人	-	0人	2人	7人	30.4%
無職（その他）	1人	0人	-	2人	1人	4人	17.4%

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(7) 同居人の有無

平成29年から令和3年までの自殺者の同居人の有無をみると、「あり」が18人、「なし」が6人となっています。

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	合計	割合
あり	4人	2人	1人	3人	8人	18人	75.0%
なし	2人	1人	0人	3人	0人	6人	25.0%

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(8) 原因・動機別の状況

平成29年から令和3年までの原因・動機別の状況をみると、「健康問題」、「不詳」が9人で最も多くなっています。

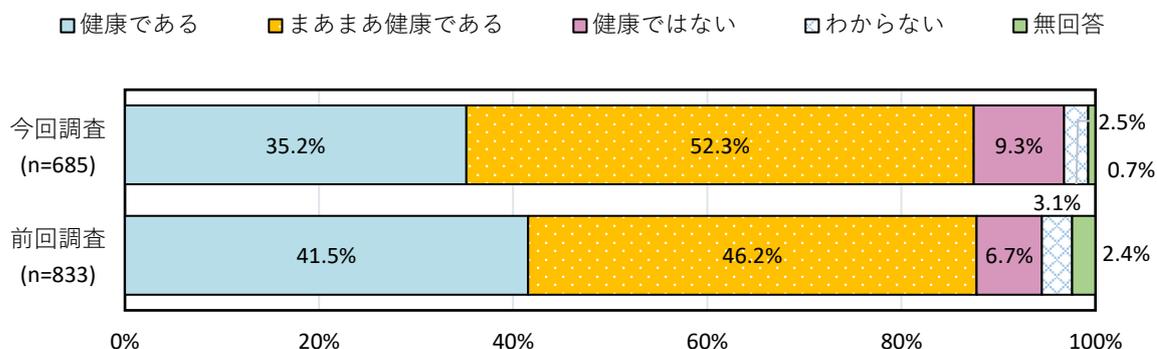
	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	合計	割合
家庭問題	1人	0人	-	0人	0人	1人	3.7%
健康問題	4人	2人	-	2人	1人	9人	33.3%
経済・生活問題	1人	0人	-	1人	1人	3人	11.1%
勤務問題	2人	1人	-	0人	0人	3人	11.1%
男女問題	0人	0人	-	1人	0人	1人	3.7%
学校問題	0人	0人	-	0人	0人	0人	0.0%
その他	0人	0人	-	1人	0人	1人	3.7%
不詳	0人	0人	-	3人	6人	9人	33.3%

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 町民アンケート調査結果からみる本町の状況

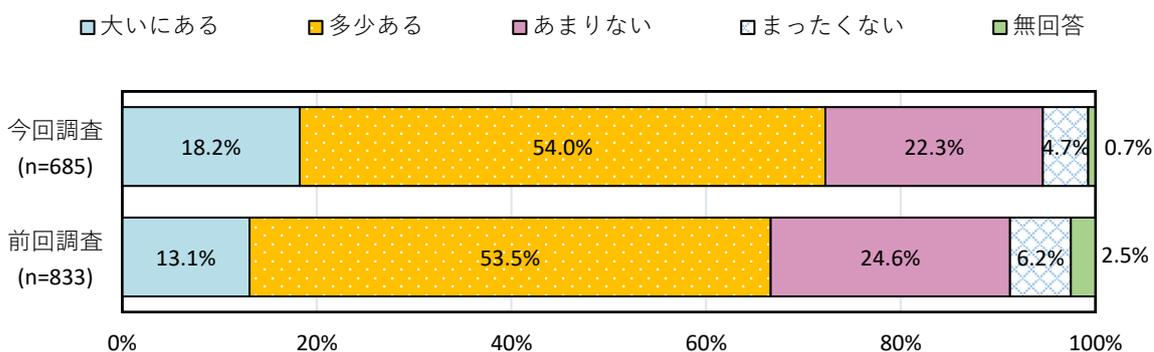
(1) 現在の自分の「こころ」の健康状態をどう思うか

「まあまあ健康である」が52.3%で最も高く、次いで、「健康である」35.2%、「健康ではない」9.3%となっています。



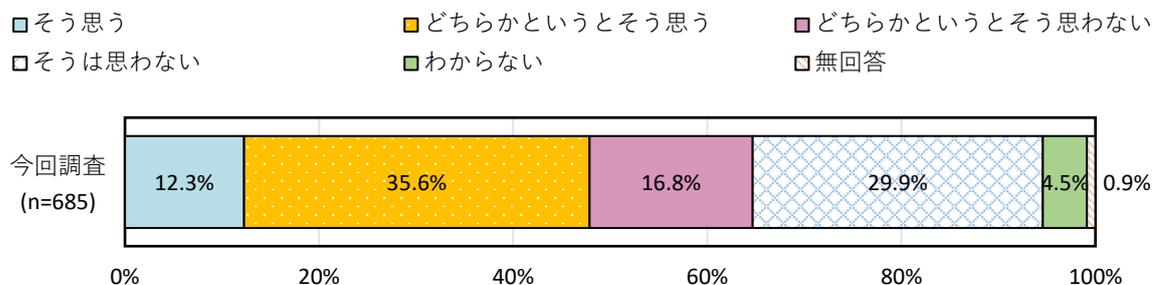
(2) この1か月間に不満、悩み、ストレスなどがあったか

「多少ある」が54.0%で最も高く、次いで、「あまりない」22.3%、「大いにある」18.2%となっています。



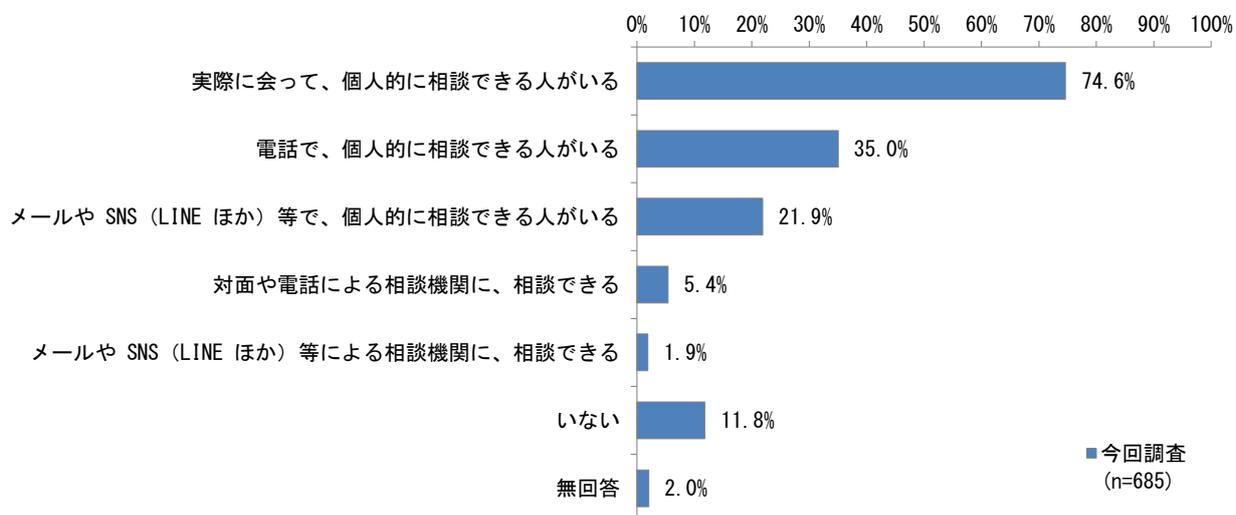
(3) 悩みを相談することについて、ためらいを感じるか

「どちらかというと思う」が35.6%で最も高く、次いで、「そうは思わない」29.9%、「どちらかというと思わない」16.8%となっています。



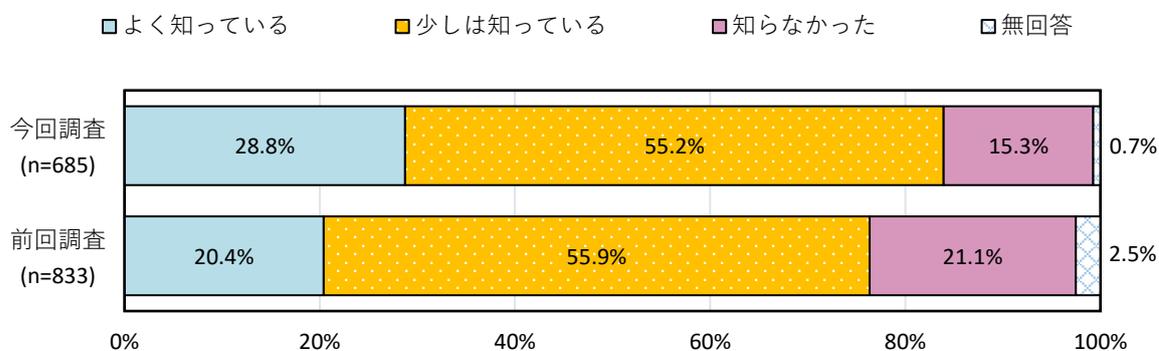
(4) 悩みに耳を傾けてくれる人がいるか (複数回答)

「いない」が11.8%となっています。



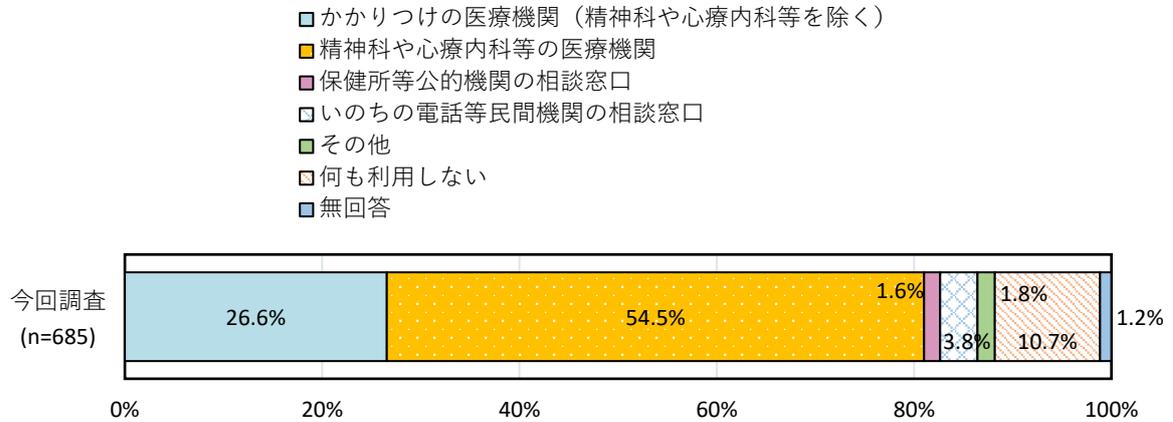
(5) 「うつ病のサイン※」を知っているか

「よく知っている」が28.8%、「少しは知っている」が55.2%、「知らなかった」が15.3%となっています。



(6) 「うつ病のサイン」に気づいたら、どこに相談するか

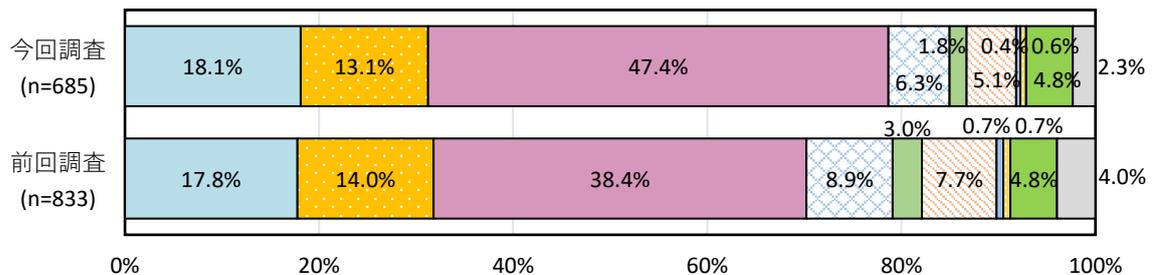
「精神科や心療内科等の医療機関」が54.5%で最も高く、次いで、「かかりつけの医療機関」26.6%、「何も利用しない」10.7%となっています。



(7) 「死にたい」と打ち明けられたら、どう対応するのがよいと思うか

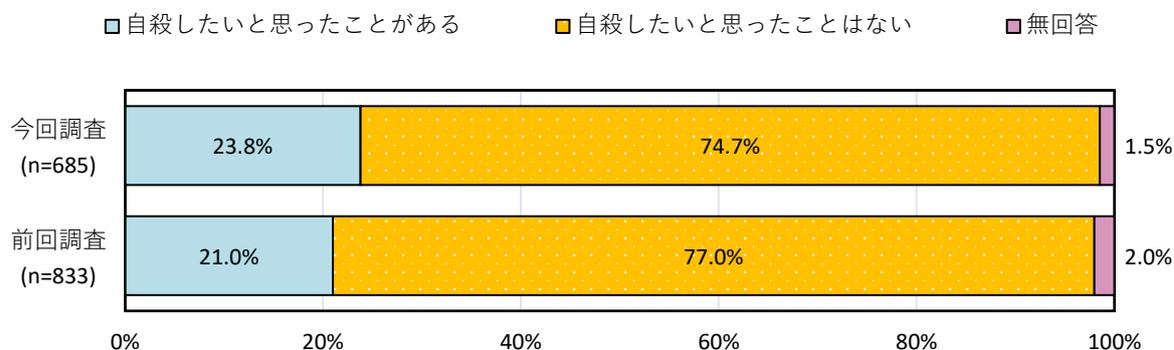
「ひたすら耳を傾けて聞く」が47.4%で最も高く、次いで、『「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す」18.1%、『「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する」13.1%となっています。

- 「死にたいくらい辛いんだね」と共感を示す
- ひたすら耳を傾けて聞く
- 「つまらないことを考えるな」と忠告する
- 相談に乗らない、もしくは、話題を変える
- わからない
- 「医師など専門家に相談した方が良い」と提案する
- 「死んではいけない」と説得する
- 「がんばって生きよう」と励ます
- その他
- 無回答



(8) 本気で自殺したいと思ったことがあるか

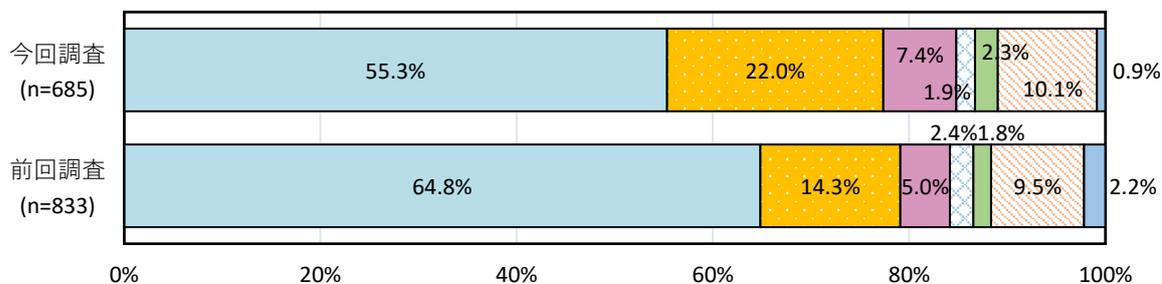
「自殺したいと思ったことがある」が23.8%となっています。



(9) 自殺についてどのように思うか

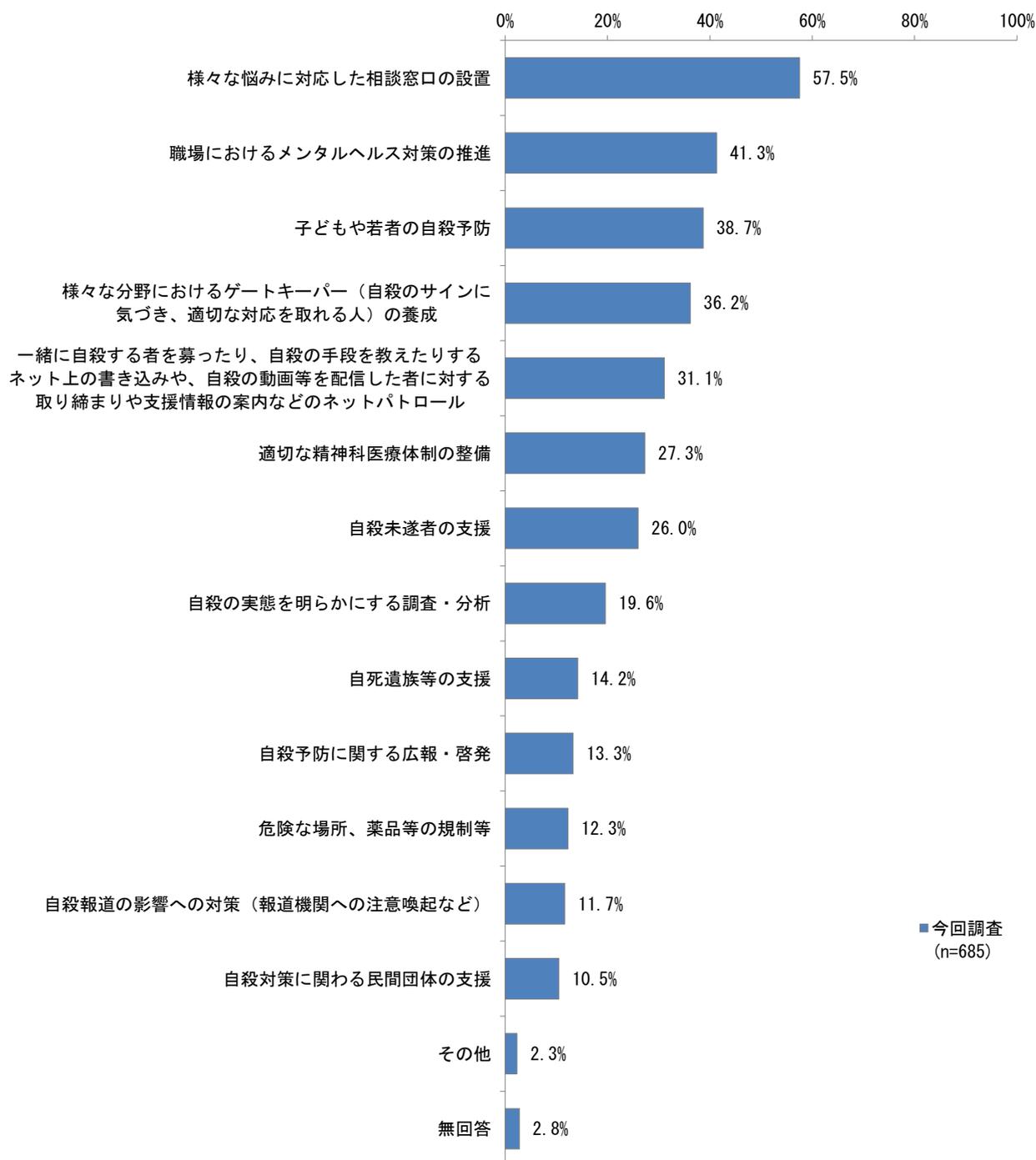
「自殺は絶対にすべきではない」が55.3%で最も高く、次いで、「自殺はすべきではないが、事情によってはやむをえないこともある」22.0%、「よくわからない」10.1%となっています。

- 自殺は絶対にすべきではない
- 自殺はすべきではないが、事情によってはやむをえないこともある
- 自殺は最終的に本人の判断に任せるべきである
- 自殺は自分にはあまり関係のないことだと思う
- その他
- よくわからない
- 無回答



(10) 今後必要と思う自殺対策（複数回答）

「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」が57.5%で最も高く、次いで、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」41.3%、「子どもや若者の自殺予防」38.7%となっています。



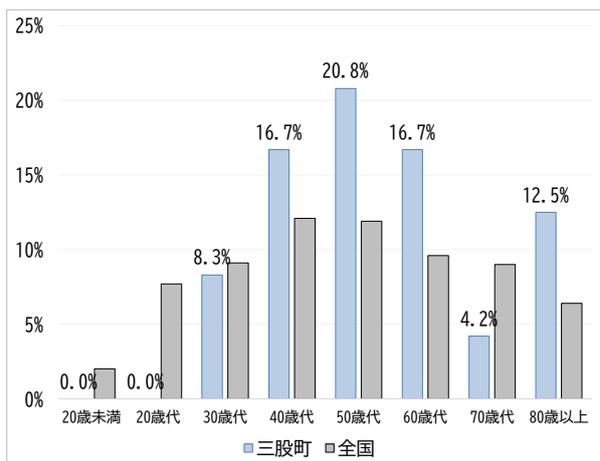
3 本町の自殺の特徴・傾向

(1) 現状データからみる本町の特徴（121 ページを再掲）

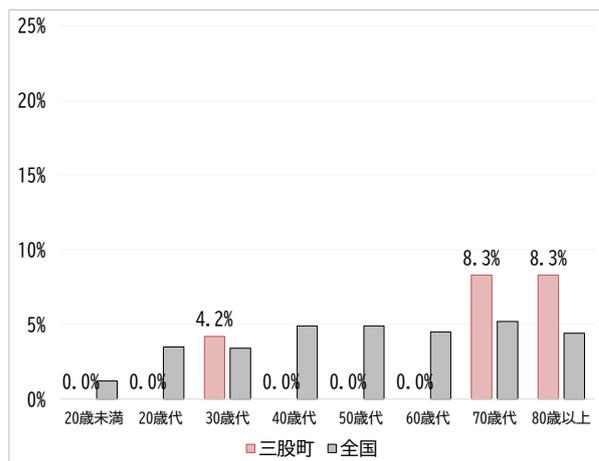
平成 29 年から令和 3 年までの自殺者割合をみると、男性は 40 歳代、50 歳代、60 歳代、80 歳以上が全国平均を上回っています。

女性は 30 歳代、70 歳代、80 歳以上が全国平均を上回っています。

【性別・年代別自殺者割合（男性）】



【性別・年代別自殺者割合（女性）】



出典：三股町地域自殺実態プロフィール 2022

また、平成 29 年から令和 3 年までの自殺者の職業別の状況をみると、「非雇用・勤め人」、「無職（年金・雇用保険等生活者）」が多くなっています。（122 ページを再掲）

	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	合計	割合
自営業・家族従業者	0 人	0 人	-	0 人	2 人	2 人	8.7%
被雇用・勤め人	2 人	1 人	-	4 人	3 人	10 人	43.5%
学生・生徒等	0 人	0 人	-	0 人	0 人	0 人	0.0%
無職（主婦）	0 人	0 人	-	0 人	0 人	0 人	0.0%
無職（失業者）	0 人	0 人	-	0 人	0 人	0 人	0.0%
無職（年金・雇用保険等生活者）	3 人	2 人	-	0 人	2 人	7 人	30.4%
無職（その他）	1 人	0 人	-	2 人	1 人	4 人	17.4%

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 地域自殺実態プロファイルからみる本町の特徴

国から提供された「本町の主な自殺の特徴」は以下のとおりとなっています。

【地域の主な自殺者の特徴（2017～2021年合計）】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路(注)
1位：男性 40～59歳有職同居	6	25.0%	49.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：男性 60歳以上有職同居	4	16.7%	57.8	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アル コール依存→うつ状態→自殺/②【自営 業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ 状態→自殺
3位：男性 60歳以上無職同居	3	12.5%	34.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲 れ)+身体疾患→自殺
4位：女性 60歳以上無職同居	3	12.5%	23.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位：男性 40～59歳無職独居	2	8.3%	787.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

出典：三股町地域自殺実態プロファイル 2022

(注)「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではありません。

(3) 重点的に支援を展開する対象者

本町の年代別の自殺者割合については、全国平均と比べて高齢者の割合が高くなっています。また、本町の自殺者の職業別の状況を見ると、「非雇用・勤め人」、「無職（年金・雇用保険等生活者）」が多くなっています。

上記状況に加え、国から提供された「本町の主な自殺の特徴」を踏まえ、本町で重点的に支援を展開する対象者を「高齢者」、「生活困窮者」、「就業環境」とし、本計画「第5章 第2節 重点施策」に基づき取組を推進します。

第3章 第2期計画の実施状況

第2期計画期間では、本町の年間自殺者数0人の実現のために、5つの基本施策と2つの重点施策を設定し、総合的に計画を推進してきました。それぞれの基本施策及び重点施策に応じた実施状況は以下のとおりです。

1 地域におけるネットワークの強化

(1) 関係機関・相談機関等とのネットワークの強化

① 三股町自殺対策連絡協議会における連絡強化

三股町自殺対策連絡協議会を年1回以上開催し、各年度の取組状況を把握し、庁内で共有しました。

② 庁内自殺対策ワーキングチームにおける連絡強化

第2期計画で作成した「生きる支援関連施策」について、毎年度関係各課に評価検証を依頼し、進捗状況を把握しました。連携を強く意識する中で相談対応に当たっていることで、自殺対策窓口との連携がスムーズにいく効果がありました。

③ 自殺未遂者支援連絡会への出席

自殺未遂者支援連絡会に出席しました。関係機関での情報共有をすることで、今後の自殺対策の支援につながっています。

④ 三股町福祉・消費生活相談センターでの相談業務

心身の相談だけでなく日常生活における家庭や仕事など様々な悩みが寄せられました。必要に応じて関係機関に連携を図り継続的な支援を行うことができました。また、相談から支援につながる事が増え、相談窓口として定着してきています。

⑤ 相談機関との連携強化

個別に対応が必要なケースに関して、関係機関（地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなど）と協議を行いました。

2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 住民を対象とする研修

① 傾聴講座の開催

基礎講座を年2回、ステップアップ講座を年1回実施しました。講座実施後の理解度の可視化（アンケート）を行い、今後の傾聴に対して前向きな意見を聴くことができました。

② 傾聴スキル講演会の実施

三股町障がい児者連絡協議会や民生委員・児童委員協議会、森の子学習塾ボランティア、がんばっと山王原の団体、身体障がい者連絡協議会、障がい児者連絡協議会のリーダーを対象に講演会を実施しました。

(2) 様々な職種を対象とする研修

① 様々な分野の団体等を対象とした研修の実施

実施には至りませんでした。受講者が偏らないようにするために、案内や周知方法などにおいて工夫しながら実施していきます。

② 役場職員を対象とした研修の実施（ゲートキーパー*研修）

役場職員全員を対象に講演会を実施しました。

(3) 学校教育に関わる人への研修

① 学校関係者を対象とする研修

町単独で実施するのは困難であるため、都城保健所主催の圏域での研修を実施しました。

3 住民への啓発と周知

(1) リーフレット・啓発グッズの作成と活用

① 啓発ブースの設置

9月の自殺予防週間*と3月の自殺対策強化月間*にあわせて、庁舎内、図書館、総合福祉センターの各所でのぼり旗や、資料の掲示を行いました。市民の目が触れやすい場所に掲示等を見て相談につながったケースもありました。

② 自殺予防コーナーの設置

毎年、庁内ワーキングチームの委員に依頼し、各課に自殺対策コーナーの設置を行いました。設置をすることにより、様々な年代の来庁者の目に触れた効果もありました。

③ 公園内の看板の設置

自殺予防啓発物を継続して設置しました。

(2) 住民向け講演会・イベント等の開催**① 街頭キャンペーンの実施**

新型コロナウイルス感染症予防のため、実施に至りませんでした。感染状況を確認しながら実施していきます。

② 各種イベントでの啓発活動

新型コロナウイルス感染症予防のため、実施に至りませんでした。感染状況を確認しながら実施していきます。

③ 地区座談会でのリーフレット等の配布

新型コロナウイルス感染症予防のため、実施に至りませんでした。

④ 成人式でのリーフレットの配布

成人式開催に合わせて、啓発グッズ等の配布を行いました。

(3) ホームページ・広報紙等を活用した啓発**① 広報紙や回覧を活用した啓発**

自殺対策強化月間に合わせ、回覧板にこころの健康についての記事を掲載し、本町の自殺の現状や相談窓口の周知を行いました。

② 町ホームページやフェイスブックを活用した啓発

実施には至りませんでした。若者向けの啓発のツールとして町ホームページやフェイスブックなどのSNSを活用していきます。

4 生きることの促進要因への支援**(1) 居場所づくり****① 図書館の管理事業での実施**

利用者が利用しやすい雰囲気づくりや窓口での声掛けを行いました。また、町の情報がわかるパンフレットなども設置し情報提供を行いました。幅広い世代の方々に、図書の利用や情報発信をすることができました。また、開かれた図書館づくりを進めることで、住民の居場所となる場を創出することができました。

② いきがいデイサービス事業での実施

「いきがいデイサービス事業」は介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスとして実施しています。ひきこもりがちな高齢者が人と交流することで、気分転換や自殺対策につながりました。また、体操やレクリエーションなどを行うことで介護予防の目的も果たすことができました。

③ 健康づくり教室の運営での実施

参加者同士で話している場面が多く、交流・集いの場にもなっていました。身体活動や運動はメンタルヘルス^{*}や生活の質の改善に効果をもたらすことが認められているため、広く参加できるように事業周知を図っていきます。

④ 相談窓口の周知等

三股町福祉・消費生活相談センターの案内に記載されたティッシュやマスク、ボールペンを特定健診時や各手続き窓口などで配布を行いました。相談件数が増え、窓口周知の効果もありました。

(2) 自殺未遂者等への支援

① 自殺未遂者支援連絡会への出席（再掲）

自殺未遂者支援連絡会に出席しました。関係機関での情報共有をすることで、今後の自殺対策の支援につながっています。

② 自殺未遂者等に対する対応

新型コロナウイルス感染症予防のため、実施に至りませんでした。感染状況を確認しながら実施していきます。

(3) 遺された人への支援

① 「自死遺族のつどい」の周知

県主催の「自死遺族のつどい」の案内カードを福祉課窓口に設置し、周知を図りました。

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) SOSの出し方教育に関する教育の実施

児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について実施しました。引き続き実施していきます。

6 高齢者

(1) 高齢者向けの支援に関する啓発の推進

① 集いの場でのリーフレットの配布

集いの場の開催が不定期で、リーフレット配布実施には至りませんでした。地域包括支援センターと連携し、実施していきます。

② 民生委員・児童委員等によるリーフレットの配布

リーフレット配布実施には至りませんでした。民生委員・児童委員等と協力しながら啓発活動を行うことは重要であり、今後実施していきます。

(2) 傾聴講座の実施及び受講推奨

① 高齢者との接点のある方への受講推奨

地区リーダーを対象に傾聴講演会を実施しました。

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

① 高齢者サロン活動等への支援

「高齢者等サロン活動支援事業」を社会福祉協議会に業務委託し、自主運営の高齢者サロンを支援しました。

② 就労への支援

高齢者等の就労について相談等の実績はありませんでした。

7 生活困窮者

(1) 生活困窮者への支援の強化

① 生活困窮者自立支援制度に基づく取組との連携

社会福祉協議会に業務委託している生活困窮者自立相談支援事業を推進し、南部福祉こどもセンターと連携・協力調整しながら継続して取り組んでいくことができました。

② 生活保護制度等に基づく取組との連携

内容に応じて関係各課と連携し、支援対象者の状況把握を行い、南部福祉こどもセンターへ情報提供を行いました。

(2) 支援につなぐ取組の強化

① 税金等の滞納者に対するつなぎの強化

町職員に対し、生活困窮自立支援制度について周知を図り、支援への取組強化を図りました。関係職員との連携は取れましたが、対象者との関係構築が困難な状況となっています。

② リスクが深刻化する前に相談につなげる仕組みづくり

ひとり親世帯について、児童扶養手当等の現況届受付の機会に、支援機関に関する情報を提供し、社会福祉協議会と連携し継続実施を図ることができました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、どうぞ便のニーズが増え支援供給が限界に達しつつあり、支援体制の調整が必要になってきています。

第4章 基本理念等

1 基本理念

自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、町全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開します。

そのため、前期計画の基本理念を継承し設定します。

【基本理念】

「みんなが 気づき・つなぎ・見守りができるまち みまた」

2 基本施策・重点施策

基本理念の実現に向けて、「5つの基本施策」、「3つの重点施策」を定めます。

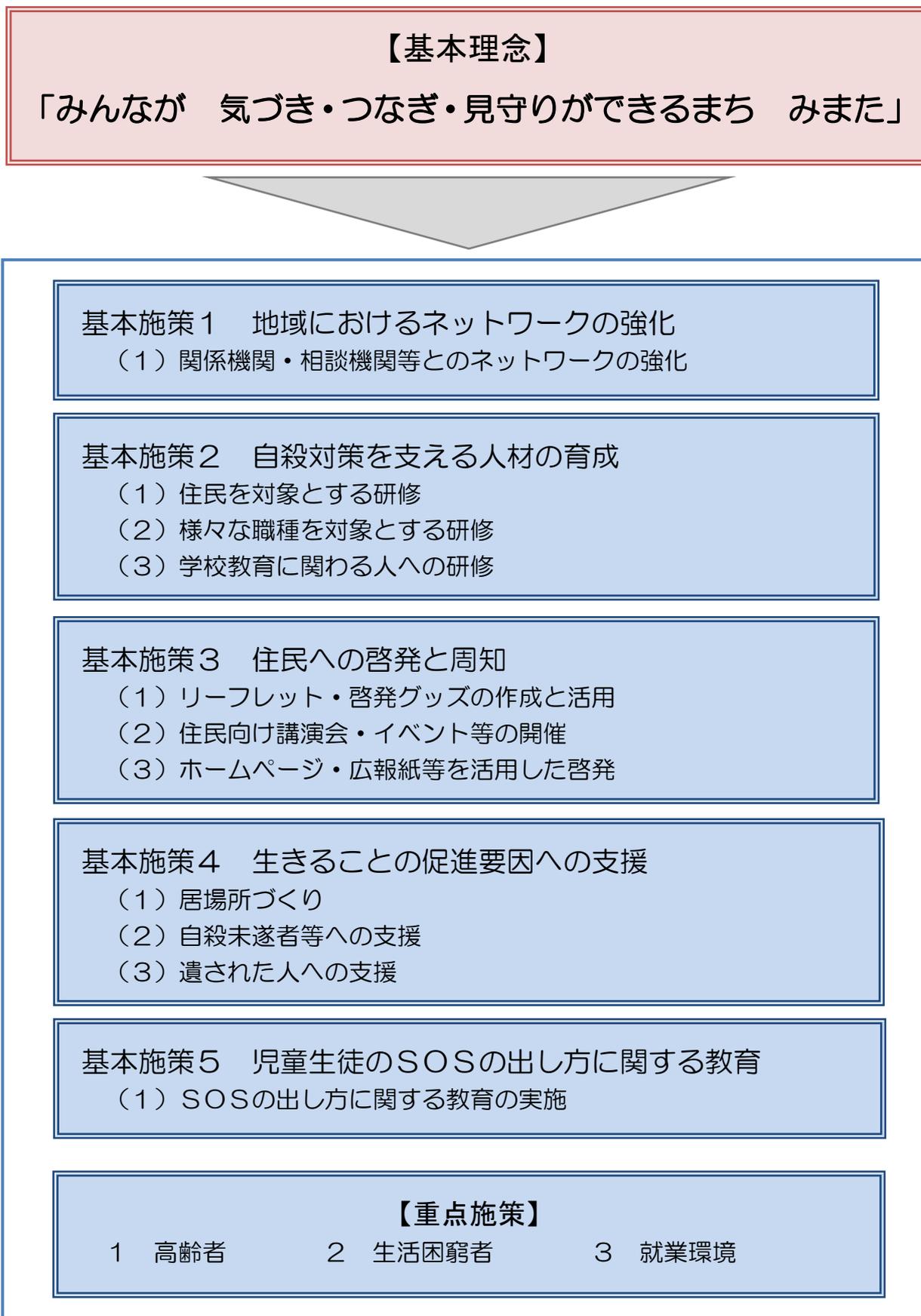
【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 住民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】

- 1 高齢者
- 2 生活困窮者
- 3 就業環境

3 施策の体系



第5章 いのちを支える自殺対策における取組

第1節 基本施策

1 地域におけるネットワークの強化

本町の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組が、ネットワークの強化です。

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

(1) 関係機関・相談機関等とのネットワークの強化

① 三股町自殺対策連絡協議会における連携強化

本町では自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実のために、都城保健所、都城警察署、宮崎県南部福祉こどもセンター、医療機関、関係団体、関係企業、民生委員児童委員協議会、庁内関係課職員を構成員とする三股町自殺対策連絡協議会を設置しています。今後も、本町の自殺実態の情報共有化を図り、連携を強化していきます。

② 庁内自殺対策ワーキングチームにおける連携強化

庁内関係部署で組織されており、緊密な連携と協力により、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

③ 自殺未遂者支援連絡会への出席

都城保健所が実施する自殺未遂者支援連絡会では、三股町役場担当職員、都城市内の救急医療機関、都城市役所担当職員が構成員となり、情報共有化を図っています。今後も継続的に会議への出席をしていきます。

④ 三股町福祉・消費生活相談センターでの相談業務

本町では、こころと消費の相談窓口として三股町福祉・消費生活相談センターを設置しています。今後も継続して実施するとともに情報の共有化を図り、必要に応じて専門機関につなぎます。

⑤ 相談機関との連携強化

庁内の相談窓口や地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者基幹相談支援センター等との連携を強化し、個別に対応が必要な場合はケース会議を開催するなど自殺の未然防止を図ります。

【基本施策1 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
三股町自殺対策連絡協議会の開催	1回/年	1回以上/年	福祉課
ワーキングチームでの「生きる支援関連施策」の評価・検証	1回/年	1回以上/年	福祉課

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、本町の自殺対策を推進する上で基礎となる取組です。様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の施策を充実させる必要があります。町民や様々な分野の関係者等に対し研修会を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

(1) 住民を対象とする研修

① 傾聴講座の開催

本町では、ゲートキーパーを養成する目的で、町民向けの傾聴講座を実施しています。今後も傾聴講座を幅広く町民に周知し、より多くの受講者の参加促進を図ります。

② 傾聴スキル講演会の実施

地域のリーダーとして町民と接する機会が多い民生委員・児童委員や高齢者サロンリーダー、健康づくり推進員など地域の様々なリーダーを対象にした傾聴スキル講演会の開催に向けて取り組みます。

(2) 様々な職種を対象とする研修

① 様々な分野の団体等を対象とした研修の実施

保健、医療、福祉、経済、労働など、様々な分野における団体に、傾聴講座を幅広く周知し、受講者の参加促進を図ります。また、団体向けの出前講座の実施を検討します。

② 役場職員を対象とした研修の実施

庁内における窓口や相談、徴収業務等の際、早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を今後も実施していきます。

(3) 学校教育に関わる人への研修**① 学校関係者を対象とする研修**

学校関係者が児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育内容を把握できるように、必要時は圏域で連携を行いながら研修を開催します。

【基本施策2 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
傾聴講座開催回数	2クール/年	2クール以上/年	福祉課
役場職員を対象とした研修の実施	1回/年	1回以上/年	福祉課

3 住民への啓発と周知

行政としての住民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで住民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

(1) リーフレット・啓発グッズの作成と活用**① 啓発ブースの設置**

命の大切さの理解を深めるとともに、住民一人一人の気づきと見守りを促すため、自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）は、役場庁舎内、図書館、福祉・消費生活相談センター、総合福祉センターの各所でのぼり旗や、資料の掲示など啓発ブースを設置しており、今後も継続していきます。

② 自殺予防コーナーの設置

役場庁舎内において、自殺予防コーナーを設置し、自殺対策に関するパンフレット等を設置しています。今後も継続するとともに、コーナー内の充実を図ります。

③ 公園内の看板の設置

町内の公園施設が自殺発生の場所となる場合もあるため、公園内に自殺予防に関する啓発物の設置をしています。今後も継続して啓発を行います。

(2) 住民向け講演会・イベント等の開催

① 商業施設や街頭でのリーフレット等の配布

自殺対策強化月間に、町内2か所の商業施設や街頭で自殺対策のリーフレット等の配布を行います。

② 各種イベントでの啓発活動

町民の多く集う「春まつり」、「ふるさとまつり」及び「モノづくりフェア」といった各種イベントの際に自殺対策ブースの設置を行ったり、自殺予防に関するリーフレット等の配布を行うなど、広く住民に心の健康や自殺問題に対する理解の促進と啓発に努めます。

③ 成人式でのリーフレットの配布

新成人にリーフレットを配布し、実行委員や主催者側から新成人に対して、いのちや暮らしの危機に陥った際に相談できる場所として様々な相談機関があることを伝えます。

(3) ホームページ・広報紙等を活用した啓発**① 広報紙や回覧を活用した啓発**

広報紙や回覧を通じて自殺予防に関する啓発を行っています。今後も継続するとともに、誰もが理解しやすい情報提供に努めます。

② 町ホームページやSNSを活用した啓発

町ホームページやSNSなど若年層がアクセスしやすいインターネットサイトでの啓発を行っていきます。

【基本施策3 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
啓発ブースの設置	5 か所	5 か所以上	福祉課
自殺予防コーナーの設置	全課	全課	全課
町ホームページや SNS を活用した啓発	2 回/年掲載	2 回以上/年掲載	福祉課
うつ病のサインを知らなかったと回答した方の割合	15.3%	15%以下	福祉課
うつ病のサインに気づいたとき、自ら医療機関に相談しに行く回答した方の割合	54.5%	55%以上	福祉課

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。そのため、本町においても自殺対策と関連の深い様々な分野での取組を幅広く推進していきます。

(1) 居場所づくり

① 図書館の管理事業

町民の生涯学習の場として読書環境の充実や、映画鑑賞会・お話会の開催など教育・文化サービスの提供を行っています。住民の生涯学習や憩いの場、居場所として開かれた図書館づくりを行い、自殺対策担当課と協力しながら住民の支援を行っています。

② いきがいデイサービス

三股町社会福祉協議会に委託し、閉じこもりがちな高齢者（チェックリスト該当者や要支援 1、2の方）が交流を図ったり入浴等を日帰りで受けています。家に閉じこもりがちな高齢者が、外に出て他者と交流の機会を持つことは、重要な自殺対策になると考えられるため、今後も事業の継続を行い、高齢者の交流の場の確保を行います。

③ 介護予防事業

高齢者が要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減や重度化の防止を目的として「足もと元気教室」や「こけないからだ体操」、「元気アップ教室」、「脳ハツラツ倶楽部」、「みまたフィットネス教室ぴしゃトレ」の事業を実施しています。教室に参加することで、地域住民同士の交流が図れたり、参加者の生きがいとなっていることから、今後も継続して事業を続けていきます。

④ 健康づくり教室の運営

町民の健康増進のために、リズムウォーキングやエクササイズクラブといった運動ができる場の提供や健康づくり教室の開催を行っています。参加者同士の交流の場になっていることから、今後も事業を継続していきます。

⑤ 相談窓口の周知等

相談窓口の周知のため、町福祉・消費生活相談センターの案内が記載されたティッシュやマスク等を、自殺対策予防週間や自殺対策強化月間、特定健診時やふるさとまつりの際などに配布を行っており、今後も継続します。また、気軽に相談できるような相談窓口の運営に努めます。

(2) 自殺未遂者等への支援

① 自殺未遂者支援連絡会への出席（再掲）

都城保健所が実施する自殺未遂者支援連絡会では、三股町役場担当職員、都城市内の救急医療機関、都城市役所担当職員が構成員となり、情報共有化を図っています。今後も継続的に会議への出席をしていきます。

② 自殺未遂者等に対する対応

自殺未遂者が、協力の得られている救急医療機関に搬送された際には、医療機関スタッフによる自殺の経緯等について聞き取りを行っています。その中で、同意が得られた方へは保健所保健師に同行して訪問を行っています。また、自殺未遂で搬送されてきた方全員に、相談先のリーフレット等を配付しています。今後も継続し、心のケアを行っています。

(3) 遺された人への支援

① 「自死遺族のつどい」の周知

宮崎県では、大切な方を自殺で亡くされた方同士がお互いの悩みや体験などを分かち合う場としての交流会「自死遺族のつどい」が開催されています。窓口等の案内カードの設置を継続し、周知に努めていきます。

【基本施策4 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
相談窓口の周知活動	実施	継続	福祉課

5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育の展開にあたっては、自殺予防の知識を授ける特別なプログラム(専門家の指導のもとに保護者等の同意を前提とする特別な授業)として位置づけるのではなく、「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、学校の教育活動として位置付け、保健師などの外部講師が授業を行うという形で実施していくことが考えられます。

今後、国の動向や他自治体の先進的な事例を参考にして、本町に合った取組の実施に向けた環境づくりを進めます。

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

児童生徒向けのSOSの出し方に関する教育について、文部科学省による教職員の研修に資する教材の作成・配布、教職員の資質向上のための研修など国の動向や他自治体の先進的な事例を参考にして引き続き実施します。

【基本施策5 評価指標】

項目	現状 (2023)	目標 (2028)	担当部署 (関係機関)
町内の全ての小中学校においてSOSの出し方に関する授業を実施	実施	継続	福祉課 教育課

第2節 重点施策

1 高齢者

高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み、結果的に自殺リスクが急速に高まることがあります。そのため、自殺リスクの高い高齢者の早期発見・早期支援が大きな課題となっています。

また今後、団塊世代の高齢化がさらに進むことで、介護に関わる悩みや問題も一層増えていくことが考えられます。さらには、ひきこもり状態が長期化する中で、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまうなど、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に絡んだ複合的な問題も増えつつあるのが現状です。

そこで、本町は、高齢者支援に関する情報を本人や支援者に対して積極的に発信し、家族や介護者等への支援（支援者への支援）を推進します。加えて、高齢者一人一人が生きがいと役割を実感することのできる地域づくりを通じて、「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

（1）高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者や支援者に対して、高齢者が抱え込みがちな、様々な悩みや問題に対応する相談・支援機関の存在を伝える取組を進めます。

① 集いの場でのリーフレットの配布

足もと元気教室やこけないからだ体操、元気アップ教室、脳ハツラツ倶楽部などの参加者に高齢者向けの相談窓口が掲載された啓発リーフレットを配布し、相談先の周知を図ります。

② 民生委員・児童委員等によるリーフレットの配布

民生委員・児童委員等が地域の見守り活動を行う際、必要に応じて相談窓口が掲載された啓発リーフレットを配布することにより、相談先の周知を図ります。

（2）傾聴講座の実施及び受講推奨

高齢者の周囲にいる一人一人が「ゲートキーパー」としての役割を担い、高齢者との接触の機会を活かして必要に応じて早期に支援へとつなげ、相談等の対応・支援を行う取組を進めます。

① 高齢者との接点のある方への受講推奨

高齢者サロンリーダーや健康づくり推進員、介護保険サービス事業所の管理者や職員等に対して、傾聴講座の受講を推奨します。

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

地域における交流会や講座等を通じて、高齢者と地域がつながる機会を増やすなど、高齢者が生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。

① 高齢者サロン活動等への支援

高齢者サロンをはじめとする高齢者自身による自主的なグループ活動や生涯学習活動は、地域交流の場として、あるいは仲間づくりの場として大切な役割を果たしていることから、継続して活動を支援します。

② 就労への支援

高齢者の豊富な経験や技術を活かした就業機会を確保するとともに、シルバー人材センターの活動を継続して支援します。

(4) 高齢者を支援する家族等への支援の提供

家族の介護疲れによる心中などを予防するためにも、高齢者本人への支援だけでなく、高齢者を支える人（家族等）への支援も推進します。

2 生活困窮者

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。

本町では、多分野の相談機関同士の連携等、生活困窮に陥った人への支援の強化を行います。あわせて、生活困窮に陥っているにも関わらず必要な支援を得られていないなど、自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化と、多分野の関係機関による支援のための基盤整備にも取り組みます。

(1) 生活困窮者への支援の強化

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく取組と自殺対策との連携を強化して、自殺のハイリスク者（潜在的なハイリスク者も含めて）に対する支援を充実させます。

① 生活困窮者自立支援制度に基づく取組との連携

生活困窮に陥っている対象者に寄り添いながら、より詳細な状況把握に努め、就労支援や学習支援などの生活困窮者自立支援制度による支援だけでなく、関係機関との連携による横断的な支援に努めます。

② 生活保護制度等に基づく取組との連携

生活保護制度による支援とともに、精神疾患等への対応など、支援対象者が持つ様々なリスクに応じて保健所等の関係機関と連携しながら「包括的な支援」を行います。

(2) 支援につなぐ取組の強化

生活困窮者の中には、制度や支援の対象から漏れていることで、誰にも相談できないまま自殺のリスクを抱え込んでしまう人が少なくありません。そこで、自殺のリスクにつながりかねない問題を抱えている人を早い段階で必要な支援へと積極的につなぐための取組を推進します。

① 税金等の滞納者に対するつなぎの強化

税金・保険料・保育料・貸付金等の未納・滞納がある人は、様々な生活上の問題がある可能性があり、徴収の過程で、そのような問題に早期に気づき、支援につなげるために、徴収業務の担当課や担当職員との連携を密にします。

② リスクが深刻化する前に相談につなげる仕組みづくり

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について、児童扶養手当の現況届の通知等の機会を捉え、支援につながるきっかけづくり（相談先の紹介、引き継ぎ）を行います。また、地域で生活困窮に陥ってリスクのある人の把握を速やかに行い、相談につなげるための仕組みづくりを検討します。

3 就業環境

職場の人間関係や長時間労働、転勤や異動等の環境変化等、勤務上の問題をきっかけに退職や失業に至った結果、生活困窮や多重債務等の問題が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。

勤務・経営上の悩みを抱えた人が適切な相談先、支援先につながるができるよう相談体制の強化や窓口情報の周知を図ることが重要です。職場におけるメンタルヘルス対策の推進については、関係機関と連携し普及啓発を進めます。

(1) 勤務問題による自殺リスクを低減するための相談窓口の周知

宮崎県が行っている労働相談窓口である「宮崎県中小企業労働相談所」について、広報やホームページなどでの周知を行います。

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

こころと消費の相談窓口である町福祉・消費生活相談センターの周知を図るとともに、働く人の相談窓口である「こころの耳相談」や「宮崎県中小企業労働相談所」の周知を図ります。

第6章 生きる支援関連施策

【生きる支援関連施策の表の見方】

- (1) **担当課**: 事業等を行う担当課
 (2) **事業名 (事務内容)**: 事業名、事務内容
 (3) **自殺対策の視点からの事業の捉え方**: 事業の概要及び事業における自殺対策の取組
 (4) **施策**: 本計画の5つの基本施策と3つの重点施策。具体的には以下のとおり。
 各事業で該当する施策に「●」をつけています。

施策名		表での表記
基本施策 1	地域におけるネットワークの強化	ネットワーク強化
基本施策 2	自殺対策を支える人材の育成	人材育成
基本施策 3	住民への啓発と周知	啓発と周知
基本施策 4	生きることの促進要因への支援	生きる支援
基本施策 5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	児童生徒等対策
重点施策 1	高齢者	高齢者
重点施策 2	生活困窮者	生活困窮者
重点施策 3	就業環境	就業環境

(1) (2) (3) (4)

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
福祉課	障害者福祉事業	障がい者の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談、サービスの提供や案内等を行っています。自殺のリスクを抱えた相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるように、障害者福祉事業に携わる職員に対してゲートキーパー研修の実施を検討します。	●	●						
	障害者基幹相談支援センター事業	基幹相談支援センターは、各種障がいを抱えて地域で生活している方が多く利用されており、様々な方面からの継続した支援が必要な対象者に関して、関係機関で情報共有を行いながら支援を行っています。今後も相談員として、対象者への気づきや、関係機関との連携に努めていきます。	●							

第4部 自殺対策行動計画

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
福祉課	障害者福祉事業	障がい者の福祉や利便性向上のため、総合的な保健・福祉相談、サービスの提供や案内等を行っています。自殺のリスクを抱えた相談者がいた場合に、その職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるように、障害者福祉事業に携わる職員に対してゲートキーパー研修の実施を検討します。	●	●						
	障害者基幹相談支援センター事業	基幹相談支援センターは、各種障がいを抱えて地域で生活している方が多く利用されており、様々な方面からの継続した支援が必要な対象者に関して、関係機関で情報共有を行いながら支援を行っています。今後も相談員として、対象者への気づきや、関係機関との連携に努めていきます。	●							
	ひとり親家庭等の生活支援 ・児童扶養手当 ・母子及び父子家庭医療費助成 ・母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の経済負担を軽くするため、手当等の支給を行っています。ひとり親家庭への生きる支援に関する情報提供を継続して進めます。また、相談があった場合は、必要に応じて関係機関につなぐ支援を行います。	●		●		●		●	●
	商業施設や街頭でのリーフレット等の配布	自殺対策強化月間に、町内2か所の商業施設や街頭で自殺対策のリーフレット等の配布を行います。			●					
高齢者支援課	各種介護サービス事業	各種介護サービス事業を展開しています。自殺に至る要因に、健康に関する不安や介護疲れ等があるため、相談を受けた場合は関係機関につなぐなどして連携した支援を行います。	●					●		●
	いきがいデイサービス	三股町社会福祉協議会に委託し、閉じこもりがちな高齢者(チェックリスト該当者や要支援1、2の方)が、交流を図ったり入浴等を日帰りで受けています。 利用者負担：300円/回(昼食は個人負担) 家に閉じこもりがちな高齢者が、外に出て他者と交流の機会を持つことは、重要な自殺対策になることから、今後も事業の継続を行い、高齢者の交流の場の確保を行います。				●		●		
	在宅高齢者福祉サービス (食の自立支援)	在宅で調理が困難な高齢者に対して、定期的に自宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を行っています。(平日の昼食のみ) 配食サービスによる安否確認を行うことで、顔の見える関係性を築いています。対象者からの相談があり、継続した支援が必要な場合には、関係機関と連携を図りながら支援を行います。	●			●		●		

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策								
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境	
高齢者支援課	介護予防事業	<p>高齢者が要介護状態となることの予防又は、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として「足もと元気教室」や「こけないからだ体操」、「元気アップ教室」、「脳ハツラツ倶楽部」の事業を実施しています。</p> <p>教室等に参加することで、地域住民同士の交流が図れたり、参加者の生きがいとなっています。今後も継続して事業を続けていきます。</p>				●		●			
町民保健課	食生活向上員、健康づくり推進員及び地区活動に関する業務	<p>適度な運動や、バランスの取れた栄養・食生活などは、身体だけでなく、こころの健康においても重要な要素となるので、今後も事前研修にて様々な健康知識の伝達を行います。各推進員が、事前研修会で学んだ知識を各地区に伝達し、住民の健康への意識を高めることは、こころの健康づくりに効果的であると考えられます。</p>		●	●	●					
	健康づくり教室に関する業務	<p>町民の健康増進のために、運動ができる場の提供や、健康づくり教室の開催を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リズムウォーキング：町にお住まいの全ての方を対象に、月に1回、外部講師による、運動教室を行っています。 ・エクササイズクラブ：町にお住まいの19歳以上の方に対し、運動器具の無料開放を行い、自主的な運動への取組を推進しています。 <p>教室参加者に、健康づくりのきっかけを与え、自主的に健康管理を行えるようにします。また、参加者同士の交流の場にもなっているので、今後も事業を継続していただけるようにします。</p>				●					
	健康相談に関する業務	<p>健康に関する不安や悩みの相談に随時応じ、健康に関する不安の軽減に努めます。また、健康管理センターに来た方の目に付く場所に、自殺防止に関する掲示物を貼る、パンフレットを置く等の啓発を行い、相談しやすい環境を整えます。</p>			●	●				●	
	検（健）診事業 (各種がん検診、結核検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、人間ドック事業)	<p>疾病の早期発見・早期治療を目的に、各種検（健）診事業を実施していきます。検（健）診結果をもとに、健康に関する不安の軽減や重症化予防に努めます。また、検（健）診が受けやすくなるように、適宜体制の見直しを行っていきます。</p>				●					
	特定健診、特定保健指導に関する業務	<p>特定健診を受けた人に、健康相談や保健指導、家庭訪問等を実施していく中で、健康面や生活面での不安の早期把握を行い、相談に応じます。また、健康面での不安の軽減のため、町民自ら健康管理を行っていくことができるよう、健康に関する知識の普及を行います。</p>				●					

第4部 自殺対策行動計画

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
町民保健課	母子健康手帳交付業務	手帳交付の際、心の健康に関する聞き取りや心療内科通院歴の確認を行い、随時相談に応じます。また、妊娠中、出産後の相談窓口の紹介を行います。				●				
	新生児訪問・乳児全戸訪問事業	育児に対する不安の聞き取り、また、エジンバラ産後うつ(EPDS)質問票を活用しながら、産後うつの早期発見に努めます。必要に応じて、訪問の実施や乳児健診時の確認など、継続支援を行います。				●				
	パパママ教室	出産を控えた家庭を対象とし、擬似体験や育児の情報提供を行います。 教室を通して、母親同士の交流を図れるよう、内容の充実に努めます。妊娠中・産後のホルモン変化による心の健康への影響、及び、妊娠中・産後の相談窓口に関する情報提供を行い、育児不安の軽減に努めます。			●	●				
	乳幼児健診、育児教室に関する業務	健診や教室を通して、育児不安の早期発見に努め、随時相談に応じます。また、必要に応じて関係機関につながります。未受診者勧奨に努めます。	●		●	●				
	未熟児養育医療に関する業務	育児不安を早期に把握し相談に対応し、不安の軽減に努めます。	●							
	戸籍届の審査・受理に関すること	戸籍に関する届(離婚等)の中で、その後の手続きや今後の生活に不安をかかえている場合、相談対応を行い担当係への連携、必要時には他の関係機関への案内を行います。	●							
	住民の住所異動に関すること	業務の中でも、住民との関わりが強いことから、対応時に相談等があった場合には、状況の聞き取りを行い、支援担当課へ案内しつなげます。	●							
	住民基本台帳事務におけるDV支援措置に関すること	DV支援者に関する様々な手続き及び相談について、関係機関及び関係課と情報を共有し、対応します。	●							●
	国民健康保険・後期高齢者医療の資格に関すること	手続き時に支払いに関する相談や問題を抱えているような場合には、担当課につなげ支援します。	●					●	●	●
	40歳以上の国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者の特定健診	特定健診の機会に、健康に関する不安やその他相談等があった場合は、必要に応じて様々な支援機関につなげます。	●					●		●
重複多受診者の訪問指導	心身の健康面で不安や問題を抱えている場合が多く、自殺リスクも高い方もいると思われることから、訪問の際には個々の状況を聞き取り、専門機関や担当課への支援へつなげます。	●							●	

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
税務財政課	納税相談事業	窓口業務のスキルを高める研修に参加するとともに、必要に応じ「三股町福祉・消費生活相談センター」などの相談窓口との情報共有に務めます。	●	●					●	●
環境水道課	公害・環境関係の苦情相談	近隣から来る雑草・悪臭・騒音等の住環境に関する苦情について、トラブルの背景には当事者の精神疾患等が絡んでいる場合も想定されるため、実際に現場確認と当事者からの聴き取りを行い、必要と思われる場合は、各関係機関に情報提供を行います。	●							●
	水道会計	督促状、催告書、給水停止予告状等を滞納者へ送付後、来庁された際に、分納等の支払い方法や生活状況の聴き取りを行い、必要と思われる場合は、各関係機関に情報提供を行います。	●						●	●
総務課	男女がともに活躍できる環境づくり	自殺に至る背景には、健康問題や家庭問題のトラブルのほか、仕事の悩み等が関係している場合もあるため、ワークライフバランスの実現に向けた啓発活動を実施します。			●					●
	人権を尊重しあらゆる暴力を許さないまちづくり	「三股町女性相談所」において、DV被害者の相談や支援を行っています。 自殺対策と直結する取組であり、継続的に実施します。また、相談のケースに応じて、適切な相談支援先につながるができるよう関係機関との連携を強化します。	●			●				●
	差別のない明るい社会の推進	基本的人権を守るため相談に応じ、住民の人権意識を高めるための啓発などを行う人権擁護委員の活動に対する支援を行っています。(人権相談、SOSミニレター、「子どもの人権110番」電話相談所の啓発) 自殺対策と直結する取組であり、継続的に実施します。また、相談のケースに応じて、適切な相談支援先につながるができるよう関係機関との連携を強化します。	●		●		●			
	行政相談委員活動の支援	国や独立行政法人等の行政に対する苦情や相談に応じ、その問題解決を図る行政相談委員の活動に対する支援を行っています。 今後も継続的に実施します。				●				
	消費者行政推進	三股町福祉・消費生活相談センターに相談員を配置しています。 自殺対策と直結する取組であり、継続的に実施します。相談のケースに応じて、適切な相談支援先につながるができるよう関係機関との連携を強化します。また、相談員は、研修会に参加し資質向上を図ります。	●	●	●	●			●	●

第4部 自殺対策行動計画

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
総務課	防犯活動の推進	地域安全活動として、商業施設において防犯のチラシを配布する際に、自殺対策のチラシを配布します。			●					
	職員の健康管理事務	職員の心身面の健康の維持増進を図るために、職員のストレスチェックを行います。また、職員向けのメンタルヘルスに関する講習会の開催を検討します。				●				●
都市整備課	公園等の管理及び設置に関すること	町内の公園施設が自殺発生の場所となる場合もあるため、公園内に自殺予防に関する啓発物の設置をしています。今後も継続して啓発していきます。			●					
	町営住宅の管理及び整備に関すること	ゲートキーパー研修を職員が受講することを推奨し、支援のつながりを強化します。	●	●						
農業振興課	農業・林業に関する悩み等の総合相談窓口の開設	農業・林業に関する悩みを受け付ける担当を置き、悩みに関する情報を一元化し管理します。また、その情報については、月1回開催する課内会議の場で、情報を共有し今後の対応について協議し、必要に応じて、関係機関につなぎます。	●			●				
	新規就農者に対する支援	就農支援をする中で、農業に関する様々な悩み等を聞きながら、必要に応じて課内会議で情報を共有し、今後の対応を協議します。	●			●				
	農地所有者に対する支援	農業委員会が実施する「農地あっせん売買事業」を活用する中で、農業を廃止した者の経済的な背景等を聞き取りしながら、必要に応じて課内会議で情報を共有し、今後の対応を協議します。	●						●	
企画商工課	各種イベントの開催	町民が多く集う「春まつり」、「ふるさとまつり」及び「モノづくりフェア」といった各種イベントの際に自殺対策ブースの設置を行ったり、自殺予防に関する啓発物の配布を行うなど、広く住民に心の健康や自殺問題に対する理解の促進と啓発に努めます。			●					
	中小企業等特別融資制度の補助	町商工会が行う、融資制度の説明等といった会員企業に対する研修会時には、生きる支援に関する相談先一覧情報を資料の中を含めたり、自殺対策に関する講義も合わせて導入するよう働きかけます。		●	●					
	ネットなお仕事誘致・創出事業	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間では、「いのち支える自殺対策」に関する啓発の機会として、情報交流センター「あつまい」の情報コーナーに、関連チラシを置いたり、パネル展示をするなど検討していきます。				●				

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
企画商工課	ちっちゃなハートが織り成すみまたん雇用創造プロジェクト(実践型地域雇用創造事業)	<p>本事業を実施している「三股町地域雇用創造協議会」は、本町の雇用創出を目的として設立された団体で、雇用を拡大したい町内企業や、地元で就職や創業を希望している方にセミナーを開催し、地域の雇用機会を増やすことで地域の活性化を目指しています。また、町内の特産物を活かした商品開発も行っており、地域での普及と雇用の拡大につなげています。</p> <p>9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間のセミナー開催時には、生きる支援に関する相談先一覧情報を資料の中に含めることを検討します。また、各種相談窓口において、当事者と接する機会がある場合は、必要に応じて生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットの手渡しに努めます。</p>			●					
教育課	自殺予防に関する展示コーナーの設置	図書館を啓発活動の拠点として、今後も自殺対策担当課と協力をしながら、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて啓発を行っていきます。			●					
	居場所や図書を提供	住民の生涯学習や憩いの場、居場所として開かれた図書館づくりを行い、自殺対策担当課と協力しながら住民の支援を行っていきます。	●			●				
	芸術の提供	芸術に触れる機会をつくることで、住民の生きがい支援を自殺対策担当課と協力しながら行っていきます。				●				
	教育の情報化と教育の質の向上	ネットにおける誹謗中傷などをしない教育を取り入れ、自殺対策に取り組みます。				●	●			
	不登校児童生徒対策(適応指導教室:サンライトルーム)	当該児童生徒及びその保護者の心身の状態に応じて、適切な相談支援先につなぎ、連携を図っていきます。				●	●			●
	学校における人権教育	学校における人権教育は、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、全教育活動をとおして人権についての正しい知識を身に付け、人権を尊重する意識や態度を育成し、実践力を養う必要があり、ゲートキーパー研修等を推奨します。		●			●			
	特別支援教育	当該児童生徒及びその保護者の心身の状態に応じて、適切な相談支援先につなぎ、連携を図っていきます。	●				●			

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
教育課	就学援助	<p>経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者を対象に、学用品や給食費などの一部を援助します。就学援助対象者の経済状況の把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。</p>	●				●		●	●
	青少年育成町民会議	<p>町民会議は、家庭・学校・地域社会や関係機関、諸団体と連携のもと、明日のふるさと三股を担う青少年が、社会の一員として自らの責任を自覚し、広い視野と見識を養い、心身ともにたくましく成長するため、青少年を取り巻く環境の改善、啓発の取組を実施しています。青少年育成町民会議において、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。</p>			●		●			
	人権に関する教育	<p>人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を学ぶための機会を提供しています。また、様々な手法や媒体を活用した人権啓発に取り組むとともに、民主団体、教育関係機関、町内連絡体制等を通じて人権施策を推進し、人権尊重への町民の自主的・主体的な活動を支援しています。</p> <p>各種団体の人権学習会で「いのち支える自殺対策」をテーマとした研修を実施します。</p>	●	●			●			
	三股町子どもの明るい未来創造事業	<p>地域住民や関係団体等の協力を得ながら、学校・家庭・地域が一体となった社会全体で教育の向上に取り組む教育環境づくりを進め、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、「三股町子どもの明るい未来創造事業」を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校サポート事業(学校支援地域本部事業) ・放課後子ども教室推進事業 ・土曜学習事業(土曜日の教育支援体制等構築事業) <p>「いじめ」が原因等により「生きる支援」が必要と認められる場合は、適切な相談支援先につなぐことができるよう留意していきます。</p>	●				●		●	

担当課	事業名 (事務内容)	自殺対策の視点からの事業の捉え方	施策							
			ネットワーク強化	人材育成	啓発と周知	生きている支援	児童生徒等対策	高齢者	生活困窮者	就業環境
教育課	生涯健康スポーツ活動の推進	<p>町民誰もがスポーツを楽しむことができるよう、ニーズに即して多様な分野でスポーツ活動プログラムを提供し、広く町民にスポーツ活動の普及を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のスポーツ活動の推進 ・成人のスポーツ活動の推進 ・障がいのある人のスポーツ活動の推進 ・高齢者のスポーツ活動の推進 <p>講演会や研修会等の会場に「いのち支える自殺対策」のパネルの展示やチラシ配布など啓発を行います。</p>			●	●	●	●		
	スポーツ施設の整備・充実	<p>スポーツ活動の場の拡充を進めるため、スポーツ施設設備の整備充実や効果的な管理運用を図るとともに、学校体育施設等の一層の活用を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備充実 ・身近なスポーツ活動の場の多様な確保・提供 <p>施設貸出窓口やスポーツ施設の場に、「いのち支える自殺対策」のチラシを設置するなど啓発を行います。</p>			●	●				
	スポーツ推進体制の整備と競技力向上支援	<p>関係団体における自発的活動としての研修会で「いのち支える自殺対策」をテーマとした研修を実施するように働きかけます。</p>		●						
	スポーツによるまちの活力づくりの推進	<p>スポーツ大会等のイベントの場に、「いのち支える自殺対策」に関するブースを設置し、パネルの展示やチラシを配布するなど啓発を行います。</p>			●	●				

第5部 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定の背景

本町の総人口はこれまで増加傾向で推移していましたが、令和4年から減少に転じています。令和2年の総人口25,591人、高齢化率28.3%（国勢調査）が、令和22年には総人口23,881人、高齢化率32.9%（国立社会保障・人口問題研究所）になると推測されています。

このような状況から、「認知症高齢者の増加」や知的及び精神障がい者を支える親の高齢化による「親なき後問題^{*}」が課題となってくることが予測されます。

そのため、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度に関する取組を継続的・体系的に実施していくため「第1期三股町成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

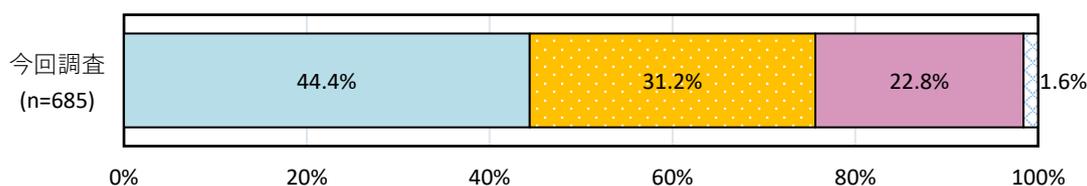
基本計画は、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

3 町民アンケート調査結果にみる本町の状況

（1）成年後見制度の認知度

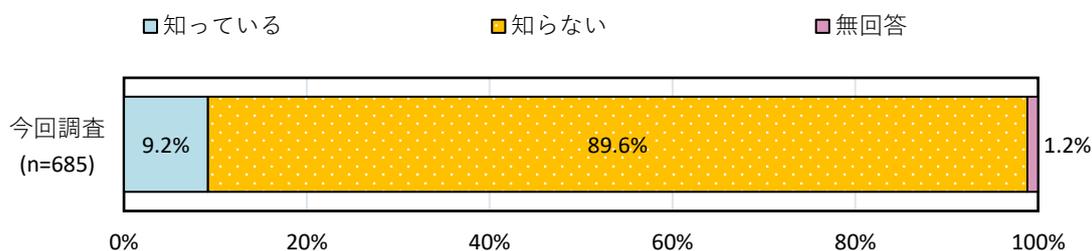
「聞いたことがあり、その意味も知っている」が44.4%、「聞いたことはあるが、その意味はわからない」が31.2%、「聞いたことがない」が22.8%となっています。

- 聞いたことがあり、その意味も知っている
- 聞いたことはあるが、その意味はわからない
- 聞いたことがない
- 無回答



(2) 中核機関*の認知度

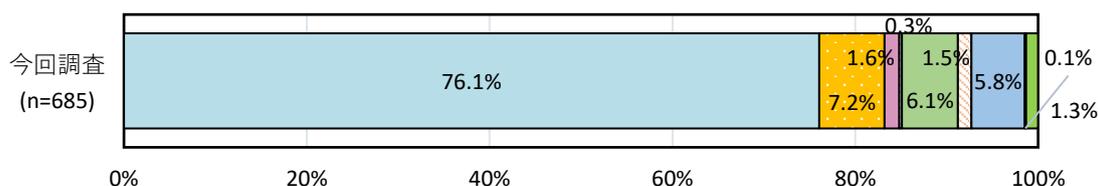
「知らない」が89.6%となっています。



(3) ひとり暮らしの高齢者と仮定して、契約行為や金銭管理を誰にお願いしたいか

「自分の子どもや孫」が76.1%で最も高く、次いで、「自分の兄弟・姉妹」7.2%、「弁護士、司法書士などの専門職」6.1%となっています。

- 自分の子どもや孫(76.1%)
- 自分の兄弟・姉妹(7.2%)
- 子ども、孫、兄弟・姉妹以外の親族(1.6%)
- 友人(0.3%)
- 弁護士、司法書士などの専門職(6.1%)
- 社会福祉協議会(1.5%)
- わからない(5.8%)
- その他の人(0.1%)
- 無回答(1.3%)



4 本町の課題

- 成年後見制度や中核機関の認知度を高め、利用を促すとともに、後見活動や日常生活支援を担う市民後見人*や支援員の担い手を増やしていく必要があります。
- 地域に暮らす一人一人の尊厳を守るために、虐待防止体制の強化を図り、関係機関とも密接に連携して早期発見対応に取り組む必要があります。
- 今後の高齢化の進展によって増加が予測される認知症高齢者については、当人の権利擁護の推進だけでなく、町民に対して認知症に関する正しい知識を周知するとともに、保健医療機関と連携し、早期診断・早期対応や予防に努める必要があります。

5 目標

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制を強化します。

6 基本的な考え方及び実施方針

国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、本町の地域連携ネットワーク及び中核機関の基本的な考え方及び実施方針は以下のとおりとします。

(1) 地域連携ネットワークの三つの役割

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

② 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

③ 成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた支援を可能とする地域の支援体制を構築します。

(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の2つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

① 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。

② 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

(3) 中核機関の機能強化

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になります。本町では、令和5年3月から中核機関を設置しています。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。今後も中核機関の機能強化を図ります。

(4) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

地域連携ネットワーク及び中核機関については、「広報機能」、「相談機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「後見人支援機能」の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、「不正防止効果」にも配慮します。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担・調整します。既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、柔軟に実施、整備を進めていきます。

7 成年後見町長申立てと利用助成の実施

成年後見制度利用支援事業により、成年後見制度を利用したくても、自ら申し立てることが困難であったり、身近に申し立てる親族がいなかったり、申し立ての経費や成年後見人等の報酬を負担できない等の理由により制度を利用できない方に対し、申立ての支援や助成等を実施し、利用の支援を行います。

第 6 部 再犯防止推進計画



1 計画策定に向けた基本的な考え方

我が国の刑法犯の認知件数^{*}は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年（285万3,739件）をピークに減少を続け、令和3年（56万8,104件）には戦後最少となりました。

この数字は、諸外国と比較しても、我が国の治安の良さを示しており、令和4年3月に公表された内閣府の世論調査では、8割を超える国民が現在の日本は治安が良く、安全で安心して暮らせる国だと回答しています。

一方で、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の人員の比率）は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

このような状況の中、国においては平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方自治体に対して国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有すること等が明示されました。平成29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である第一次推進計画を閣議決定し、令和5年3月には第二次再犯防止推進計画を閣議決定しています。

また、宮崎県においては、令和2年度から5年度までを計画期間とする「宮崎県再犯防止推進計画」を令和2年3月に策定しました。

このような状況を踏まえ、本町では、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することについて、理解促進などの対策を実施していくことにより、再犯防止の推進を目的とする「第1期三股町再犯防止推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める再犯防止推進計画として策定します。また、第4期三股町地域福祉計画の基本理念「みんなで支え合い助け合うことで やさしさとぬくもりを感じられる地域社会をつくります」を目指すものとします。

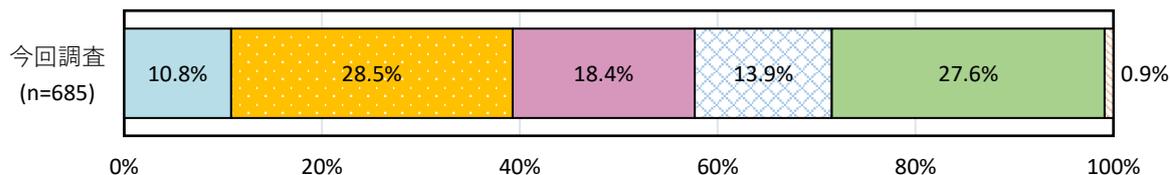
3 調査結果にみる本町の状況

(1) 町民アンケート調査結果（回答数 685 人）

① 罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思うか

「思う」（「思う」10.8%と「どちらかといえば思う」28.5%の合計）が39.3%となっています。

□思う □どちらかといえば思う □どちらかといえば思わない □思わない □わからない □無回答



② 「社会を明るくする運動*」又は「再犯防止啓発月間*」の認知度

「両方とも聞いたことがない」が37.2%で最も高く、次いで、「両方とも聞いたことがある」23.4%、「わからない」15.9%となっています。

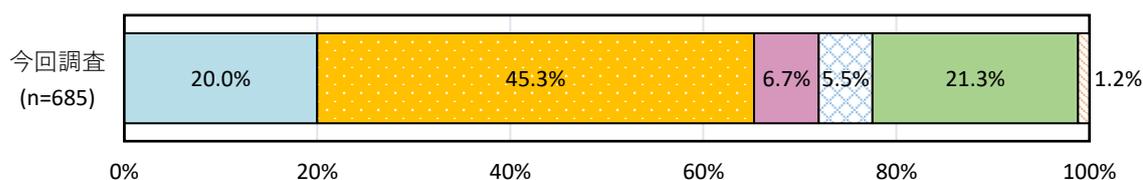
□両方とも聞いたことがある
 □「社会を明るくする運動」のみ聞いたことがある
 □「再犯防止啓発月間」のみ聞いたことがある
 □両方とも聞いたことがない
 □わからない
 □無回答



③ 「誰一人取り残さない」社会の実現が大切だと思うか

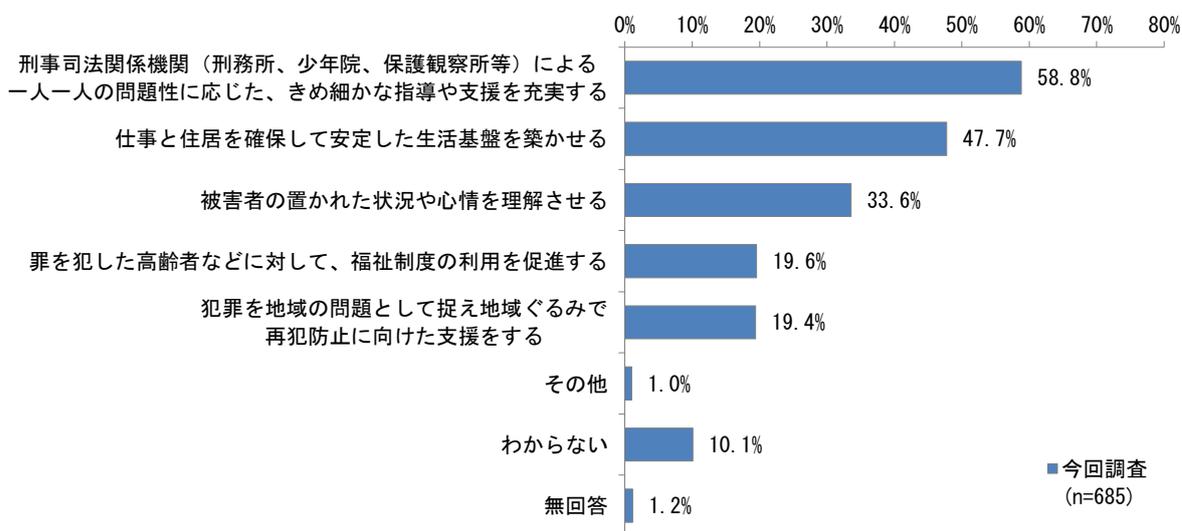
「そう思う」（「そう思う」20.0%と「どちらかといえば思う」45.3%の合計）が65.3%となっています。

□そう思う □どちらかといえばそう思う □どちらかといえばそう思わない
 □そう思わない □わからない □無回答



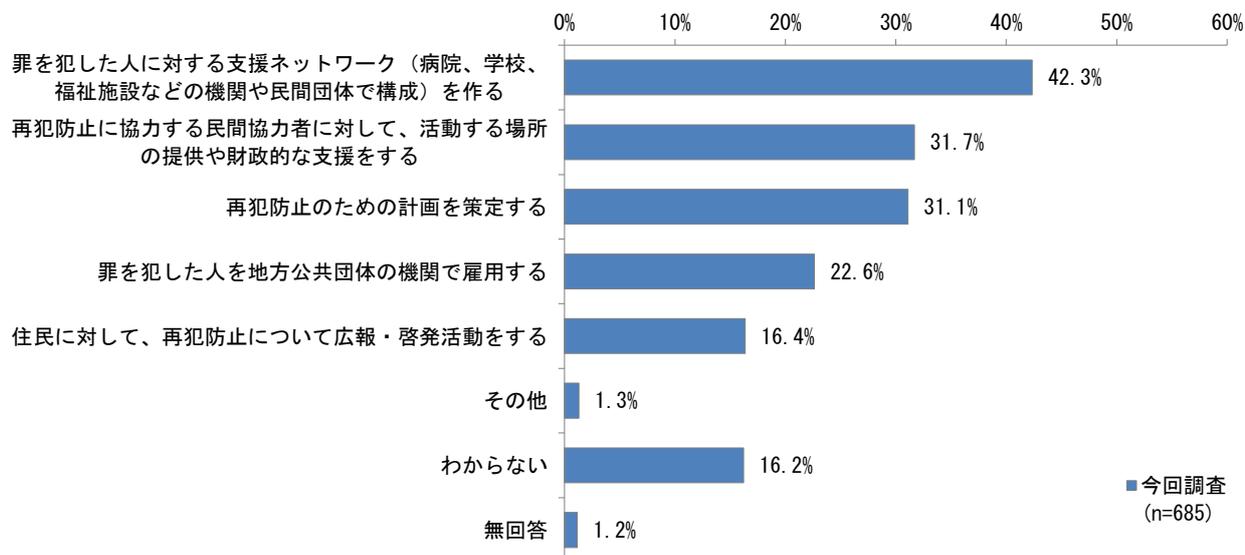
④ 再犯防止のために、どのようなことが必要だと思うか（複数回答）

「刑事司法関係機関による一人一人の問題性に応じた、きめ細かな指導や支援を充実する」が58.8%で最も高く、次いで、「仕事と住居を確保して安定した生活基盤を築かせる」47.7%、「被害者の置かれた状況や心情を理解させる」33.6%となっています。



⑤ 再犯防止のために、地方公共団体は何をすべきか（複数回答）

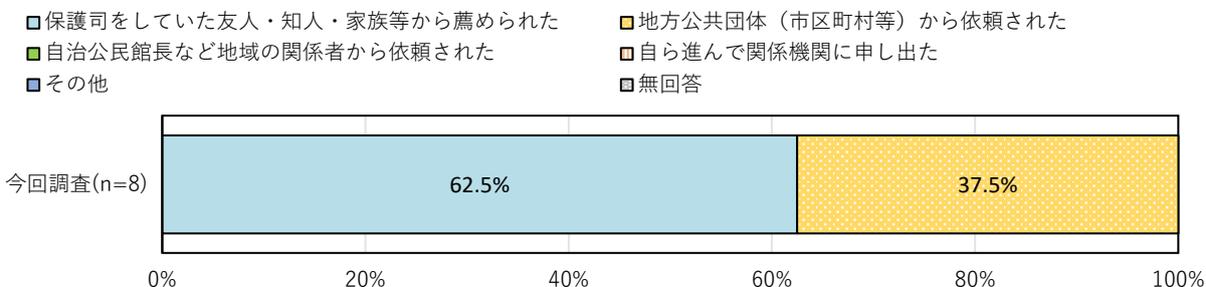
「罪を犯した人に対する支援ネットワークを作る」が42.3%で最も高く、次いで、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」31.7%、「再犯防止のための計画を策定する」31.1%となっています。



(2) 保護司の活動に関するアンケート調査（回答者数8人）

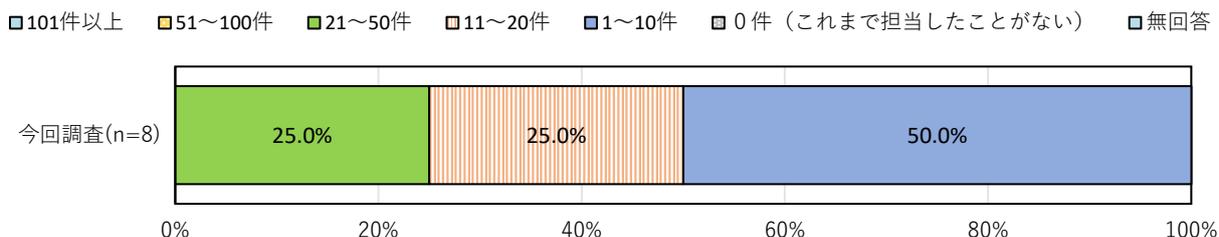
① 保護司になったきっかけ

「保護司をしていた友人・知人・家族等から薦められた」が62.5%、「自ら進んで関係機関に申し出た」が37.5%となっています。



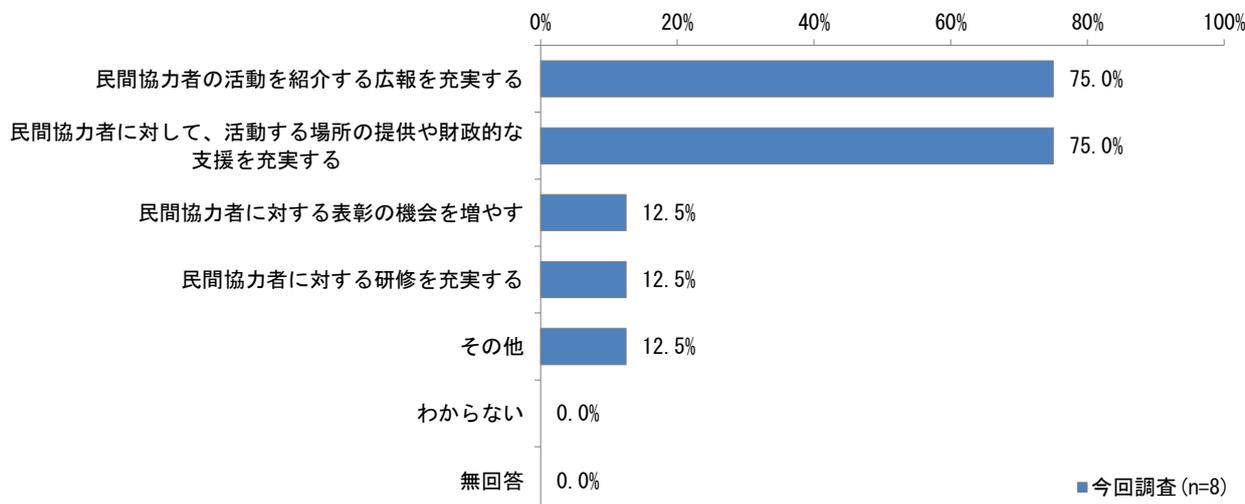
② これまで担当した保護観察事件

「1～10件」が50.0%、「11～20件」、「21～50件」が25.0%となっています。



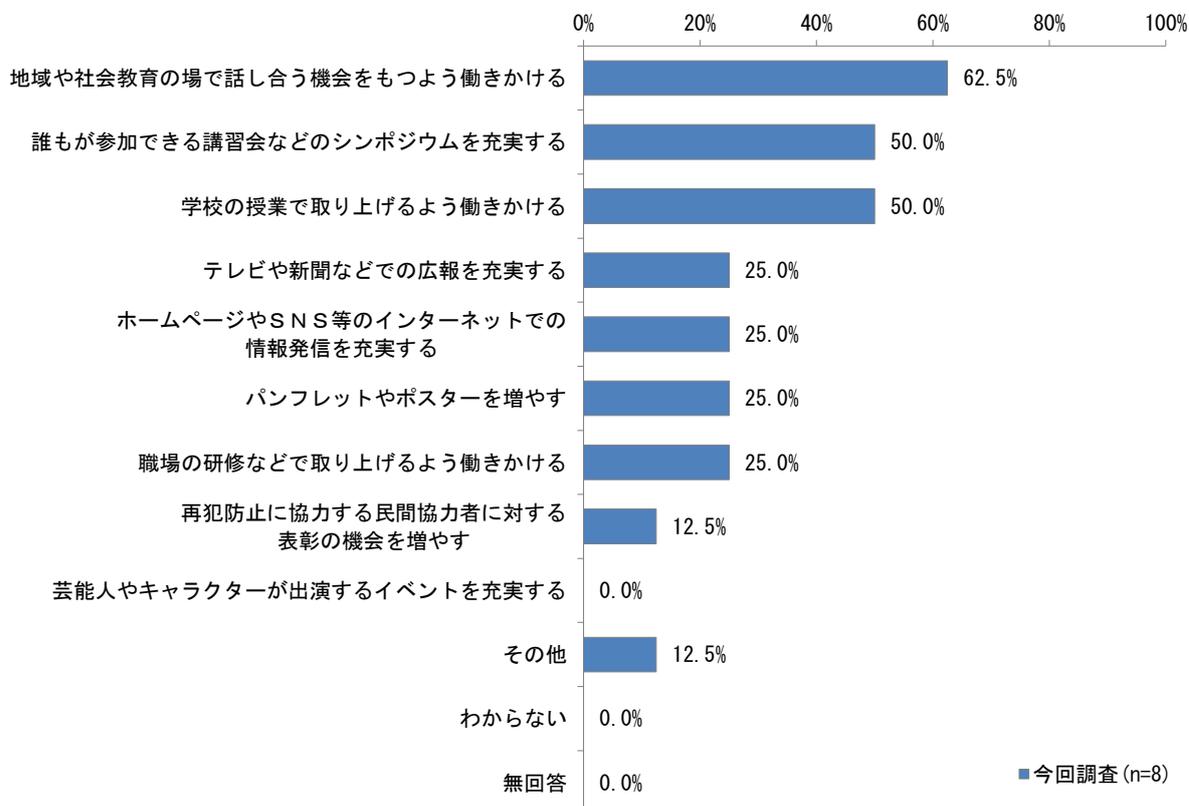
③ 民間協力者を増やすために何をすべきか（複数回答）

「民間協力者の活動を紹介する広報を充実する」、「民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援を充実する」が75.0%となっています。



④ 再犯防止に関して、町民の理解や関心を深めるためにすべきこと（複数回答）

「地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける」が62.5%で最も高く、次いで、「誰もが参加できる講習会などのシンポジウムを充実する」、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」50.0%となっています。



4 基本方針

この計画の基本方針は、国の第二次再犯防止推進計画及び宮崎県再犯防止推進計画を踏まえ、罪を犯した人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることにより、町民の犯罪被害を防止するため、次の施策に取り組みます。

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) 就労・住居の確保
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用支援
- (4) 青少年の非行防止と健全育成の推進
- (5) 国や県、関係団体等との連携強化

5 施策方針

(1) 広報・啓発活動の推進

地域住民にとって馴染みが薄かった再犯防止、または罪を犯した人等の社会復帰支援の重要性についての理解を促進するため、特に、社会を明るくする運動の強化月間である7月は内閣総理大臣メッセージ伝達式や街頭活動を行い、また、町主催のイベントにおいても、地域住民に広報・啓発活動を実施します。

また、再犯防止に関する様々な取組を実施することにより、町職員や社会福祉協議会、地域支援団体等に対し、罪を犯した人等の社会復帰に向けた支援についての理解を促進します。

(2) 就労・住居の確保

矯正施設出所者等が安定した職や住居を得て自立するためには、本人の意向や適正などを踏まえたきめ細かな支援が重要となります。そこで、状況に応じて、南部福祉事務所や社会福祉協議会、ハローワークや商工会等の関係機関や民間団体との連携による支援を実施し、保護司と本人や家族の生活環境の調整の充実に取り組みます。

(3) 保健医療・福祉サービスの利用支援

地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の関係機関との連携により、罪を犯した高齢者や障がい者に対して、その状況に応じた適切な相談や福祉サービスが提供できるよう支援します。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会等との連携により、相談者への助言や情報提供を行い生活福祉資金の貸付や権利擁護事業等、日常生活における福祉的支援を進めます。

また、違法薬物による弊害を町民に正しく認識させ、未然防止のための普及啓発に取り組みます。薬物依存に関する先入観や偏見により、薬物事犯者本人やその家族が地域から孤立することなく安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい理解を地域住民等に啓発します。

(4) 青少年の非行防止と健全育成の推進

都城地区保護司会三股支部、更生保護女性会、都城警察署、三股町教育委員会等が連携し、社会を明るくする運動に対する理解を深め、青少年の健全育成を図るため、三股中学校の生徒及び教職員との啓発交流会に取り組みます。

これは、三股中学校の協力のもと目指す生徒像をテーマにした講演会、生徒会役員との意見交換会を行うことにより、非行等問題行動の未然防止を含め意識の醸成を図るものです。

(5) 国や県、関係団体等との連携強化

刑法犯の検挙人員の約5割は再犯者が占めています。罪を犯した人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じることで再犯につながる一因と考えられます。

再犯防止の推進に当たっては、罪を犯した人等に対する社会復帰指導・支援活動を行っている保護司、地域において更生保護のため幅広い活動に取り組んでいる更生保護女性会の活動運営を支援します。

また、宮崎保護観察所や都城地区更生保護サポートセンターなどと情報共有の機会を捉え、相互に連携を図り再犯防止等に関する施策を推進していきます。

さらに、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員に対して、再犯防止や更生保護に関する研修等を通じて連携を図ります。

第 7 部 重層的支援体制整備事業実施計画

第1章 重層的支援体制整備事業の実施について

1 重層的支援体制整備事業の概要

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族^{*}化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。一方で、福祉分野で活躍する従事者のなり手不足や、地域福祉分野において活躍が期待され、担い手となるような地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。このように「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人一人が支え合うことが大切です。

これまでの福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、その内容を充実させてきました。

一方で、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが存在しています。

これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・障がい者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、地域住民がもつ様々なニーズへの対応が困難になっています。

そのような中、地域共生社会の実現に向けて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月から実施されることとなった新たな事業が重層的支援体制整備事業となります。

2 重層的支援体制整備事業の目的

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下、「法」という。）において創設された重層的支援体制整備事業は、既存の「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

そのため、従来、「高齢」「障がい」「子ども・子育て」「生活困窮」に基づき行われていた相談支援や地域づくりに係る補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、同第106条の9）として交付され、一体的な執行が可能となります。

3 重層的支援体制整備事業の全体像

重層的支援体制整備事業では、市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、①「相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の三つの支援を柱としています。

この三つの支援の内容は、個別支援の観点から、①「相談支援」によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援機関全体で支援を進めるとともに、②「参加支援」を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた「地域づくりに向けた支援」によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、「人と人」のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものであり、これらを一体的に行うことによって、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能となり、それらの関係性が一人一人の自律的な生を支えるセーフティネットとなっていくます。

また、これら三つの支援を効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」、⑤「アウトリーチ^{*}等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施します。

第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

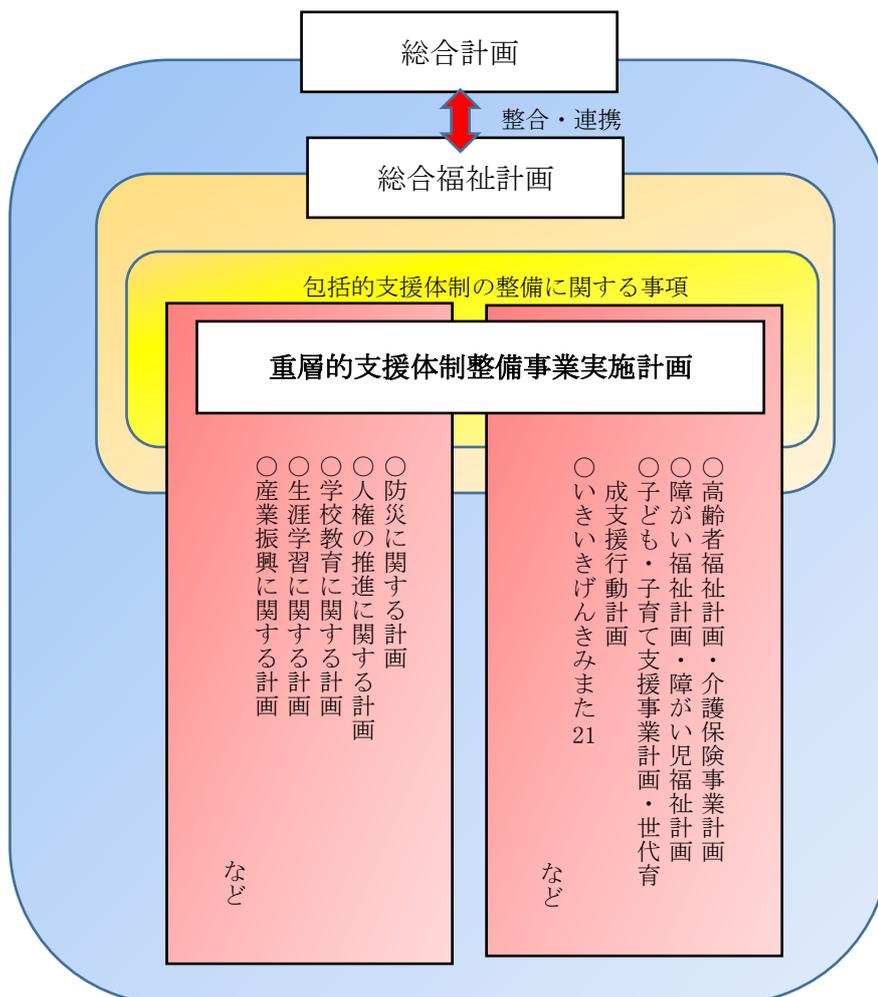
1 計画の位置付け

三股町重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、本計画の上位計画である「三股町総合福祉計画」において、基本目標として、「1 地域住民が主役の福祉活動の推進」、「2 相談しやすい体制づくりと福祉サービスの充実」、「3 お互いを尊重し合う誰もが暮らしやすい地域づくり」を掲げています。

併せて、重層的支援体制整備事業が属性を問わず、分野横断的な支援を行うものであるとともに、高齢、障がい、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、各分野の計画及び町総合計画などとも整合性を図った計画とします。

【イメージ図】



第3章 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

1 重層的支援体制整備事業の実施体制

三股町では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において、包括的に相談を受け止めます。受け止めた相談を各支援機関につなぎますが、複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるように調整を行います。

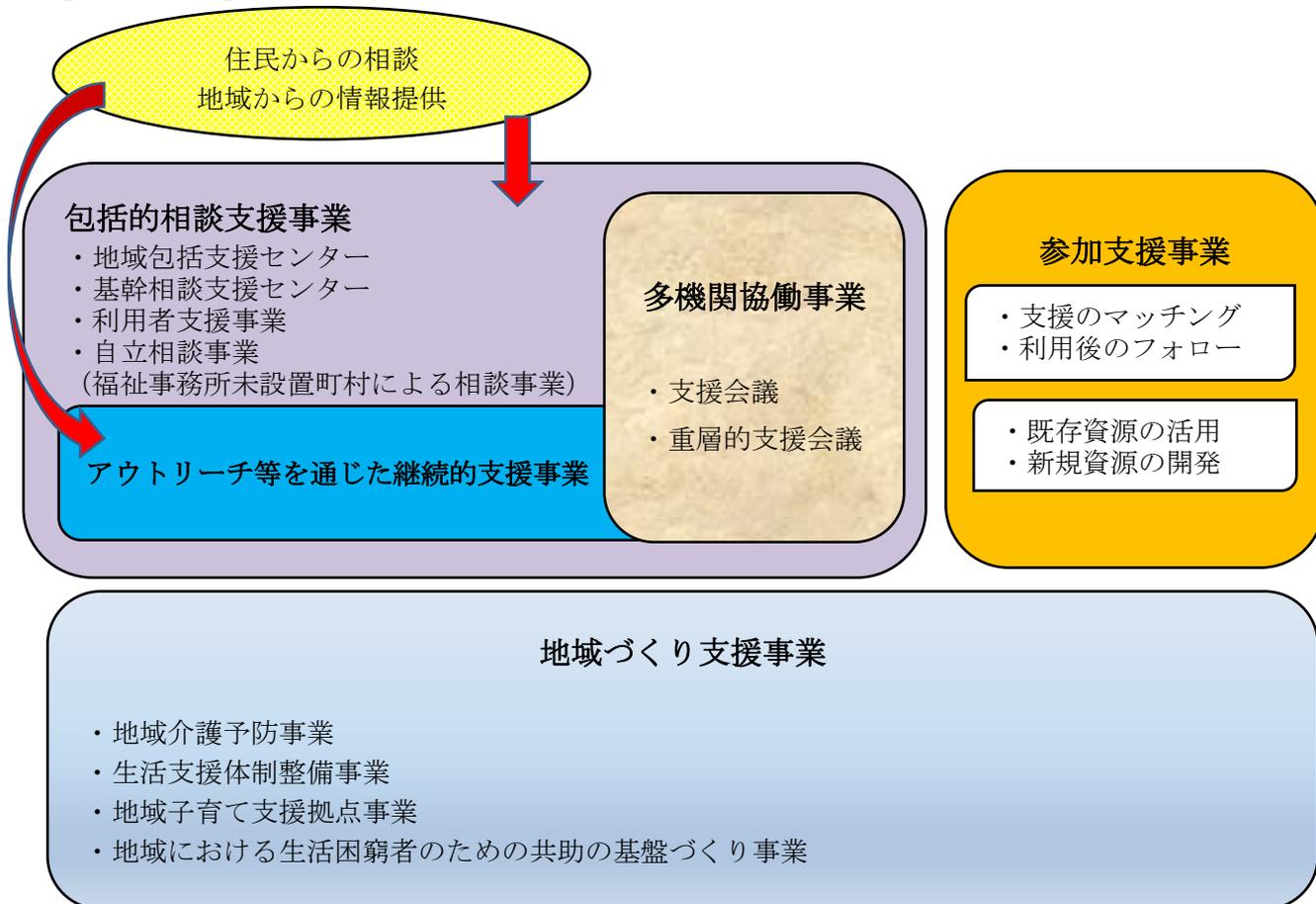
なお、長期にわたり、ひきこもり状態にあるなど、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援を行います。

また、相談者の中で、社会との関係が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な方には参加支援事業を活用し、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

さらに、地域づくり事業を通じて、住民同士のケア及び支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生や深刻化防止を目指します。

以上の各事業が相互に重なり合いながら、三股町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築します。

【イメージ図】



(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

三股町における相談支援は、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の各分野にも窓口を設け、それぞれが連携・協働しながら支援を行います。

① 地域包括支援センター

設置箇所数：1 箇所

支援対象者：高齢者及びその家族等

設置形態：直営

② 基幹相談支援センター

設置箇所数：1 箇所

支援対象者：障がいのある人及びその家族等

設置形態：委託

③ 三股町子育て世代包括支援センター（利用者支援事業・母子保健型）

設置箇所数：1 箇所

支援対象者：子ども及びその保護者等

設置形態：直営

④ 三股町社会福祉協議会（自立相談事業【福祉事務所未設置町村による相談事業】）

設置箇所数：1 箇所

支援対象者：現に困窮している人及びその家族等

設置形態：委託

(2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズなどに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

また、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の創出を図り、本人や世帯のニーズに合った支援メニューを増やします。

支援対象者：何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の資源では対応できない狭間のニーズを有し、社会参加が必要と思われる人や世帯等

設置形態：委託（三股町社会福祉協議会）

(3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

介護、障がい、子育て、生活困窮などの各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取り組みのマッチングなどにより、地域における多様な主体による取り組みのコーディネートなどを行います。

① 地域介護予防活動支援事業

（介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修）

設置箇所数：1か所

実施形態：委託（三股町社会福祉協議会）

実施内容：介護予防に関するボランティア人材の育成を目的として、足もと元気教室、こけないカラダ体操教室及び高齢者サロンの各リーダーに対して、研修会及び実地指導を行い、技術や知識を高め、更なる介護予防の効果を図ります。

② 生活支援体制整備事業

設置箇所数：1か所

実施形態：委託（三股町社会福祉協議会）

実施内容：本事業は、平成27年度改正介護保険法で地域支援事業に新たに加えられた生活支援体制を構築するため、高齢者等の生活支援に繋がる業務を企画立案、サービスの開発、支援及びコーディネートし、地域全体で支援を必要とする人を支える地域づくりをするものです。本町では、地域支援事業、介護予防・日常生活支援事業に併せ、地域福祉事業を一体的なものと捉え、これを進めます。

③ 地域活動支援センター機能強化事業

本町では、地域活動支援センター機能強化事業の事業所を設置していません。そのため、本町は隣接する都城市と協定を結び、同市内にある「地域活動支援センターⅠ型事業所（星空の都地域活動支援センター）」を本町在住の障がいのある人が利用できるようにしています。同センターでは、創作活動や作業の場、社会との交流の機会を増やすための活動の場を提供し、障がいのある人の地域生活の支援を行っています。

④ 地域子育て支援拠点事業

設置箇所数：1 箇所

実施形態：委託（三股町社会福祉協議会）

実施内容：地域子育て支援拠点として、三股町子育て支援センターを活用し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てなどに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などの事業を行います。

⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

設置箇所数：1 箇所

実施形態：委託（三股町社会福祉協議会）

実施内容：本町では、社会福祉協議会内に法人後見センターを置き、後見人の受任、権利擁護に関する業務のほか、生活困窮者に対し収入や住まいの確保、生活上で必要な制度のアドバイスなど、自立相談・支援業務を行っています。

（4）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

設置箇所数：1 箇所

実施形態：委託（三股町社会福祉協議会）

実施内容：アウトリーチ等の手法を用いて、支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して、必要な支援へ結びつけます。併せて、町の相談支援機関においても、各支援関係機関等と連携し、必要に応じてアウトリーチ等により相談支援を行います。

（5）多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号及び第6号）

設置箇所数：2 箇所

①福祉課 社会福祉係

②三股町社会福祉協議会

実施形態：①は直営、②は委託（直営・委託一体的配置）

実施内容：複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは、対応が困難なケースについては、法第106条の6に規定される「支援会議」や「重層的支援会議」を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

2 「支援会議」と「重層的支援会議」

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要で、「支援会議」及び「重層的支援会議」を通して支援に向けた円滑なネットワークづくりを行います。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な問題を抱える人や、その世帯に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々のケースの情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

また、重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、支援関係機関等との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランの共有や、プランの適切性を協議するものです。

【本町における「支援会議」と「重層的支援会議」の実施方法】

	支援会議	重層的支援会議
主催者	福祉課	福祉課、三股町社会福祉協議会（多機関協働事業者）
根拠法令	法第 106 条の 6	なし
対象者	狭間の問題・複合的な課題を抱える人	重層的支援体制整備事業の利用者
本人同意	不要	必要
守秘義務の有無 （法的根拠）	有（法第 106 条の 6 第 5 項）	なし
罰則（根拠）	1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金（法第 130 条の 6）	—
関係機関等に対する資料等の協力依頼・関係機関の協力義務 （根拠）	できる・努力義務 （法第 106 条の 6 第 3 項及び 4 項）	—
会議の役割	・気になる事案の情報提供・情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応	・プランの適切性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
構成員	（庁内）福祉課、高齢者支援課、町民保健課、その他関係課等 （庁外）三股町社会福祉協議会、その他関係機関等	（庁内）福祉課、その他関係課等 （庁外）三股町社会福祉協議会、その他関係機関等
開催頻度	随時	随時

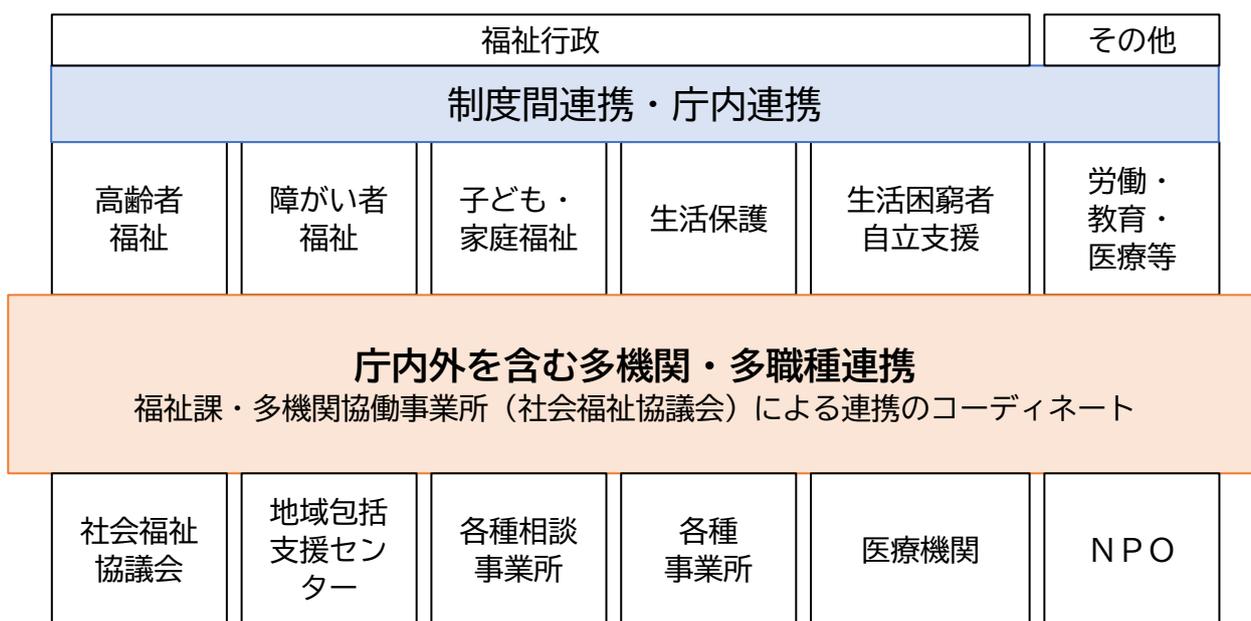
※「支援会議」については、別途定める「三股町重層的支援体制整備事業における支援会議設置要綱」を基に運用します。

3 関係機関との連携強化や多分野協働

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを活かしつつ、地域の幅の広い支援関係機関の連携のもと、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくり支援を一体的に実施することで、相談者とその家族の複合化・複雑化した支援ニーズに包括的に対応する体制を構築するものです。本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、社会福祉協議会や民生委員児童委員、さまざまな関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動を拡大します。

また、社会とのつながりの希薄化や社会参加の機会に十分恵まれない、災害時の支援ニーズ対応などの課題については、地方創生、まちづくり、環境、農林商工、観光、防犯などと福祉の領域を超えた多分野協働により、社会資源を把握・開発し、多様な社会参加と地域社会の持続を図ります。

【連携体制イメージ図】



第8部 計画の推進体制



1 計画の推進体制

(1) 地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の推進

行政は住民の福祉向上を目指して社会福祉施策を総合的に推進する責務があります。しかしながら、地域における多様な生活課題を解決するためには行政の取組だけでは担いきれない現状があります。

本計画を円滑に推進するためには、地域住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うことが必要です。それぞれが果たす責務と期待される役割は以下のとおりです。

① 地域住民

一人一人が地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への参加や福祉施策への意見を聴取する機会を持つことなどの役割が求められています。

② 民生委員・児童委員、ボランティアなど

福祉サービスが必要な住民に対して主体的な支援を行う者として、地域の福祉ニーズを把握し、行政や事業者等と協力・連携するとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行うなどの役割が求められています。

③ 医療機関、福祉サービス事業者など

福祉サービス提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業やサービスの内容の情報提供及び公開、他サービスとの連携に取り組むとともに、地域の福祉ニーズに基づく新たなサービスやプログラムの開発、住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画などの役割が求められています。

④ 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結び活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

⑤ 行政

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進及び健全な発達のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

(2) 障害者基本計画の推進

① 計画の周知

障がいのある人もない人も共に暮らす地域の実現に向けて、障がい、障がい者及び障がい者施策に関する正しい理解と関心をさらに高めていく必要があります。

本計画について、ホームページ等を通じて広く一般に周知し、障がい者及び家族や地域住民、障がい者支援に関わる人々の共通の理解を得ながら計画を推進します。

② 計画の推進体制の整備

障がい者施策の推進のためには、福祉のみならず、保健、医療、教育、労働、まちづくり等、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、障がい者施策の効果的・効率的な推進を図ります。

(3) 自殺対策行動計画の推進

① 住民等への啓発と周知

行政としての町民との様々な接点を活かして相談機関等に関する情報を提供し、講演会等を開催することで町民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。あわせて、広く地域全体に向けた啓発も強化します。

② 自殺対策を支える人材の育成

住民や様々な分野の関係者等に対し研修を開催し、地域で支え手となる人材の育成を強化していきます。

③ 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に係る連絡調整など地域における見守りや相談体制の充実を主な目的として設置している「三股町自殺対策連絡協議会」において、本町の自殺実態の情報共有化を図り、連携を強化していきます。

また、庁内関係部署で組織されている「庁内自殺対策ワーキングチーム」における緊密な連携と協力により、庁内横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

(4) 重層的支援体制整備事業実施計画の推進

重層的支援体制について評価・検証し、必要と思われる事業について検討していきます。

2 計画の点検評価

計画の推進のためには、計画策定（Plan）後、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

計画の進行管理と点検・評価に当たっては、各計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

（1）地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の点検評価

住民、関係団体・関係機関、社会福祉協議会と連携しながら、計画の進捗状況や達成状況について把握し、評価・検証を行うなど、協働による計画の実効性・実現性を目指します。

（2）障害者基本計画の点検・評価

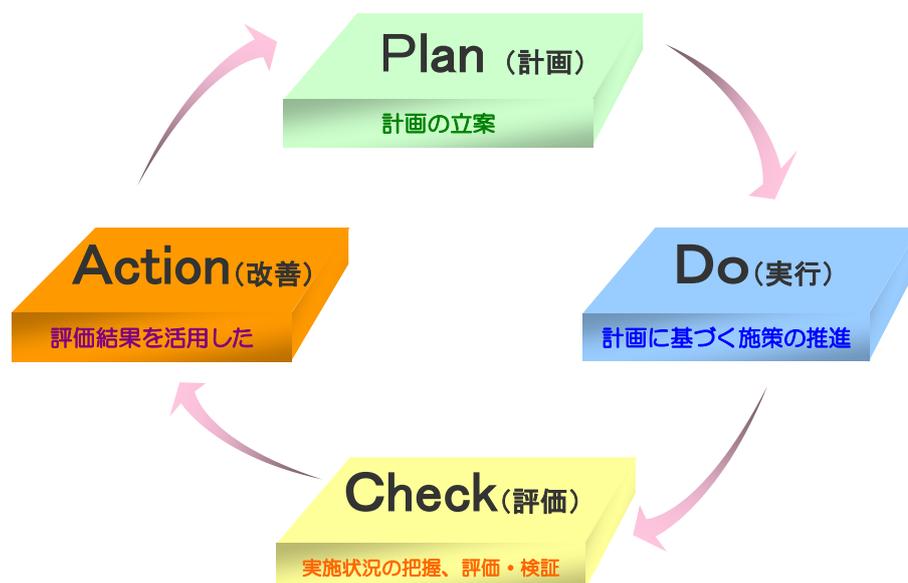
三股町自立支援協議会において、障がい者、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、町民等の参加のもとに、計画の進行管理と点検・評価を行います。

（3）自殺対策行動計画の点検・評価

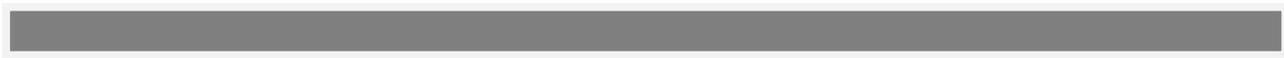
庁内自殺対策ワーキングチームにおいて、各課から出された「生きる支援関連施策」の進行管理を行うとともに、計画全体の点検・評価を行います。

（4）重層的支援体制整備事業実施計画

実施した事業について、毎年度評価検証を行います。



資料編



1 用語解説

第1部 総論

頁	用語	解説
1	社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。
1	障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
1	自殺対策基本法	自殺対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、総合的に推進し、国民が健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の実現を目指すことを目的とする法律。
1	成年後見制度利用促進法	成年後見制度の利用に関する基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
1	再犯の防止等の推進に関する法律	再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とする法律。
1	重層的支援体制整備事業	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。
2	パブリックコメント	行政機関が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を公表し、広く住民等から意見や情報を募集するもの。
4	保護司	法務大臣が委嘱するボランティアで、犯罪や非行をした人が、再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動する人。
4	母子保健推進員	妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、地域の相談相手となるボランティア。様々な母子保健事業を通して町民と行政とのパイプ役を担う人。
5	8050問題	80代の親が、50代の子どもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題。

第2部 地域福祉計画

頁	用語	解説
5	ダブルケア	「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なったため、両方を並行して担わなければならない状態のこと。
5	社会的孤立	家族や地域社会との交流、つながりが客観的にみて著しく乏しい状態。
7	ニッポン一億総活躍プラン	2016年に閣議決定されたプラン。年齢や性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が家庭や職場、地域で、活躍できる全員参加型社会を目指すもの。 「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたもの。
10	団塊の世代	日本の1947年から1949年にかけて生まれた世代をさす。第二次世界大戦終戦後の第一次ベビーブームに生まれた世代で、出生数は約800万人以上。
10	団塊ジュニア世代	1971年から1974年までに生まれた世代を指した言葉。「団塊の世代」の子ども世代にあたる。
13	第1号被保険者	介護保険制度においては、65歳以上の方のこと。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに、介護サービスを受けることができる。
24	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、自主的に結成する防災組織。
39	認知症サポーター	認知症のことを正しく理解し、地域に暮らす認知症の人やその家族を見守り支える応援者のこと。
39	地域生活支援拠点等	障がい児・者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支援するサービス提供体制を構築すること。主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う。
39	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人「おねがい会員」、育児の援助を行いたい人「まかせて会員」から構成される組織で、子ども送迎や預かり等、相互に育児の援助活動を行う事業。
39	生活自立支援相談窓口	生活困窮者の様々な課題に一元的に対応する相談窓口。
42	共助	近隣に暮らす人たちが、協力して一緒に取り組むこと。
43	SNS	ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、インターネット上で個人がつながれるサービス。
44	健康づくり推進員	健康に関する知識を学び、自らが健康に、さらに学んだことを地域住民にも伝えることで、地域全体の健康づくりの輪を広げる活動を行うボランティアのこと。
44	食生活向上員	町民の健康づくりを総合的に推進することを目的としている。食育に関心をもち、食生活を通して地域住民の健康づくりの輪を広げる活動を行うボランティアのこと。

頁	用語	解説
44	高齢者サロンリーダー	高齢者や地域住民の交流や通いの場となるサロンの活動内容を企画し、定期的に関催・運営していく担い手。
45	障害者基幹相談支援センター	障害者総合支援法に基づき設置している障がい者の相談支援の総合的な相談窓口のこと。障がい者やその家族からの相談に対応し、必要に応じて関係機関と連携して支援する。地域全体の相談支援をまとめている。
45	バリアフリー	障がい者が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。道路や建物の段差の解消などのハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられている。
45	福祉避難所	主として高齢者、障がいのある人、乳幼児その他特に配慮を要する人たちのための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な人が、状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設のこと。
47	地域活動	本町において行う「課題を抱えた人を支える活動」、「食を通して暮らしを豊かにする活動」、「遊びの中で生きがいや交流を見つける活動」、「居場所をつくり人や生きがいに会う活動」、「まちやそこに住む人の暮らしについて伝える活動」、ボランティア活動、自治会活動などのこと。
47	地域活動者	「地域活動」を主体的に実施する人。また、その活動を支援する人。
48	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。
48	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤を形成するために、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う施設。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。
49	居宅介護	入浴、排泄、食事の介護等、自宅での生活全般にわたる援助を提供する障害福祉サービス。
49	児童発達支援	児童福祉法に基づき、障がいのある小学校就学前の児童を対象とした障害福祉サービス。日常における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
49	放課後等デイサービス	児童福祉法に基づく福祉サービスの一つで、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児に授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を図り、児童の健全な育成を図るもの。

頁	用語	解説
49	自立支援協議会	関係機関や団体等が連携し、地域の障がい福祉に関するシステムづくり等の中核的な役割を果たす定期的な協議を行い、より良い障がい者施策の推進、支援体制の整備を図る協議体。
50	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない人を保護するための制度。
50	子育て世代包括支援センター	妊娠、出産、子育てに関する相談に対応する市町村の窓口のこと。保健師や助産師などの専門職員が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供することを目的としている。
50	放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子ども(放課後児童)に対し、授業の終了後や学校の休業日に、適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る。
50	みまたん宅食どうぞ便	本町在住の18歳以下の子どもがいる家庭に対し、申し込みにより、定期的に無料で食材を届ける宅食事業。配達ボランティアや社会福祉協議会が支援の必要な家庭や児童とつながり、関係性を維持することで見守りを強化する。
50	手話奉仕員	市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了し登録される。聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として必要な日常会話程度の手話表現技術を習得し、ボランティアの範囲内で手話通訳を担う。
50	手話通訳者	都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された人。
51	住宅確保要配慮者	2017年10月施行の住宅セーフティネット制度に基づくもので、住宅確保要配慮者とは、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な人。
51	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」のこと。 SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとするSOSの受け止め方についても指導することが望ましいとされている。
56	福祉有償運送	2006年の道路運送法改正によって創設された「自家用有償旅客運送」の一つで、市町村や非営利団体が実施している自家用自動車を使った個別運送サービスのこと。 利用対象者は、障がい者や要介護認定者等、「他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者」という条件が付されている。

第3部 障害者基本計画

頁	用語	解説
59	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約。
59	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律。
59	合理的配慮の提供	障がいのある人にとっての社会的な障壁について、個々の場面で障がいのある人から「社会的な障壁を取り除いてほしい」と意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、障壁を取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。
59	医療的ケア児及びその家族に関する法律	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策、その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。
59	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害児・者が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことによって、障がい児・者の福祉の増進を図り、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。
59	児童福祉法	18歳未満の児童の福祉・権利を保障し、国民の責任を定めた法律であり福祉六法の一つ。児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神に基づき、子どもの権利を守るための義務を保護者だけではなく、国民全体、国と地方自治体にも課している。また、児童福祉法は、児童相談所や保育全般、障がい児支援、養子縁組（里親）についても定めており、学校教育以外の場面における児童の暮らしを支える基盤となる法律ともいえる。

頁	用語	解説
59	児童発達支援センター	障がいのある児童が定期的に通い、自立に必要な技能や知識などの習得、日常生活に必要な基本動作、集団生活に順応していくためのコミュニケーショントレーニングなどを行うほか、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。
60	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）	文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がい者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする法律。
60	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	障がいの有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律。障がいのある人が、利用しやすい形式で本の内容にふれることができるようにすることを目指している。
60	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。障がい者に職業リハビリテーションを推進し、自立を実現するための支援を行うことや、事業主に障がい者を一定割合以上雇用する義務を課すこと等を定めている。
60	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	高齢者や障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、建築物の構造や設備等を改善するための法律。
60	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律	国等が聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るための基本方針を策定することや電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供業務を行う者を指定し、その者に対して交付金を交付すること等を定めている。この法律は、聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進を目指すことを目的としている。
60	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）	障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に関しての基本理念を定めるとともに、国や地方公共団体等の責務を明らかにしている。また、施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的に推進し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的とした法律。
66	自立支援医療（制度）	心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

頁	用語	解説
66	精神通院医療	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。
66	更生医療	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
66	育成医療	児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。
66	療養介護医療	医療を必要とする障がい者であって常時介護を要するもので、主として昼間において病院、その他法令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話のサービスのこと。
66	障害児通所支援受給者証	児童福祉法に基づく障がい児を対象とした児童福祉サービスを利用する際に必要となる証明書。
101	理解促進研修・啓発事業	障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業。
101	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を営む住居に入居している障がい者に、主として夜間に相談その他必要な日常生活上の援助のほか、ニーズに応じて入浴、排せつ、食事などの介護を行う障害福祉サービス。
101	自立生活援助	共同生活援助（グループホーム）や障害者支援施設、病院等から退所・退院した障がい者等を対象に、定期及び随時訪問や随時対応、その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行うもの。
101	成年後見制度法人後見 支援事業	成年後見制度において、後見、補佐、補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業のこと。
102	地域移行支援	障害者支援施設や病院等に入所または入院している障がい者を対象に、住居の確保その他地域生活へ移行するための支援を行うもの。
102	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行うもの。

頁	用語	解説
102	自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、共生社会の実現を図る障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つ。
102	日中一時支援事業	障がい児や障がい者を日中に一時的に預かり、活動の場を確保することで、介護している家族の休息や就労を支援する事業のこと。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つ。
102	保育所等訪問支援事業	児童福祉法に基づいて、保育所・幼稚園、小学校、中学校・特別支援学校等に通っている児童が集団生活に上手く適応できない場合に、療育専門の訪問支援員が保育所や学校等に出向いて、児童の特性に応じて集団生活への適応のための支援を行うもの。
102	居宅訪問型児童発達支援	障がい児が外出することが著しく困難な場合に、児童発達支援等のサービスを受けるために必要な訓練を、障がい児の居宅を訪問して行う支援のこと。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う。居宅訪問型児童発達支援は、対象者の障がいや疾病の程度が重いことから、健康状態や安全面により一層配慮した支援を行う必要がある。
102	就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある18歳～65歳未満の者を対象として、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労を支援するもの。
102	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人の就労継続を図るために、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う障害福祉サービス。
103	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
106	障害者週間	毎年12月3日から9日までの1週間を指し、障害者基本法により設定されている。この週間は、障害及び障がい者に対する国民の関心、理解を一層深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進することを目的としている。
106	精神保健福祉普及運動	地域社会における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する理解を深め、早期治療及び社会復帰、自立と社会参加を促進する。また、精神障害の発生を予防し、精神的健康の保持及び増進を図り、精神障がい者の福祉の増進やすべての人の精神保健の向上を図ることを目的としている。毎年10月に設定されている。

頁	用語	解説
106	世界自閉症啓発デー	国連総会（平成 19 年 12 月 18 日開催）において、カタール王国王妃の提案により、毎年 4 月 2 日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が行われている。
106	発達障害啓発週間	発達障がいについて、広く国民に周知し、発達障がい者とその家族への理解と支援の輪が広がるよう、啓発活動を行う週間。
106	障害者雇用支援月間	毎年 9 月を「障害者雇用支援月間」として定め、事業主のみならず、広く国民に対して障がい者雇用の機運を醸成するとともに、障がい者の職業的自立を支援するため、様々な啓発活動を展開している。
106	人権擁護委員	人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の人。
106	人権週間	12 月 4 日から 12 月 10 日までを「人権週間」と定め、1949 年から毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っている。
108	住宅セーフティネット制度	民間の空き家・空き室の増加が進み、それらを活用した本制度が 2017 年 10 月から開始された。この制度では、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録や登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うものとされている。
108	避難行動要支援者	災害時に自力で避難することが著しく困難な人のこと。具体的には、高齢者や障がい者、難病などの理由で避難が困難な人や災害情報の入手が困難な人のこと。
109	浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
109	土砂災害（特別）警戒区域	土砂災害とは、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）・土石流・地すべりを発生原因として生じる被害のこと。 土砂災害防止法に基づいて指定された「土砂災害のおそれのある区域」で土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危険が生ずる恐れがあると認められ、警戒避難体制を特に整備すべきとして指定される区域のこと。
111	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者等のために、点訳、音声訳その他障がい者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障がいに関する事業の紹介、生活情報、その他障がい者等が地域生活を営む上で必要な情報を定期的又は必要に応じて適宜、障がい者等に提供する事業。
111	学習障害（LD）	全般的な知的発達に遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力に困難が生じる発達障がいのこと。

頁	用語	解説
112	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (障害者虐待防止法)	障がい者に対する虐待の禁止、国、地方公共団体等の責務、障害者虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律。
115	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって、常時介護を要する障がい者を対象に、自宅での入浴、排泄、食事の介護や外出時の移動支援など総合的なサービスを提供する障害福祉サービス。
116	生活介護	障害者支援施設等において、常時介護を必要とする障がい者を対象に、主として昼間に入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活等に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行うサービス。
116	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練、食事や家事など日常生活能力向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス。
116	相談支援事業	障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供をはじめ、助言、障害福祉サービスの利用支援、当事者相談等の必要な支援を行う事業。 障害者総合支援法に規定されている相談支援は、「基本相談支援」「地域相談支援」「計画相談支援」のこと。
116	日常生活用具給付等事業	障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進を図ることを目的とした事業。
116	移動支援事業	外出時に移動の支援が必要と認められる障がい者等に対して、移動支援サービスの提供により自立促進及び生活の質の向上等を図り、円滑に外出することができるよう支援する事業。
116	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、精神面のサポート等を行っている18歳未満の子どものこと。
118	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計のことであり、またそれを実現するためのプロセスのこと。

第4部 自殺対策行動計画

頁	用語	解説
130	自殺死亡率	自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したもの。なお、各地方公共団体の人口は、総務省が公表している「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」による。
135	うつ病のサイン	○自分で感じる症状 気分が沈む、悲しい、イライラする、集中力がない、好きなこともやりたくない、大事なことを先送りする、物事を悪いほうへ考える、決断ができない、自分を責める、死にたくなる など ○周りから見てわかる症状 表情が暗い、涙もろい、反応が遅い、落ち着かない、飲酒量が増える など ○身体に出る症状 眠れない、食欲がない、便秘がち、身体がだるい、疲れやすい、性欲がない、頭痛、動悸、胃の不快感、めまい など
142	ゲートキーパー	悩んでいる人に気付き、声をかけてあげられる人のこと。「命の門番」とも位置付けられているゲートキーパーは、「変化に気付く」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されている。
142	自殺予防週間	自殺対策基本法において、9月10日の「世界自殺予防デー」にちなんで、9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と定めている。自殺について、誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発することや、命の大切さ、自殺の危険を示すサイン、また危機に気付いた時の対応方法等についても理解を深めてもらうことを目的としている。
142	自殺対策強化月間	自殺対策基本法では、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、国及び地方公共団体、関係機関等が連携し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、自殺予防のための取組（相談事業や啓発活動などの強化）を実施している。
144	メンタルヘルス (心の健康)	世界保健機関（WHO）では、メンタルヘルスとは、「自身の可能性を認識し、生活における通常のストレスに対処することが可能で、生産的かつ実りある仕事ができ、さらに自分のコミュニティに貢献できる健康な状態」と定義されている。

第5部 成年後見制度利用促進基本計画

頁	用語	解説
171	親なき後問題	障がいのある子どもを親が介護している場合に、親が先に亡くなった後において、あるいは、親が子の面倒をみられなくなった場合に、その子の支援が失われることによって生じる問題のこと。
172	中核機関	成年後見制度の利用促進に関する政策に基づいて設立された機関で、「司令塔機能」「事務局機能」「進行管理機能」の3つの役割を担う。中核機関は、地域連携ネットワークの主導的役割を果たし、成年後見制度の利用についての相談に対応する場合もある。
172	市民後見人	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担う人。

第6部 再犯防止推進計画

頁	用語	解説
175	認知件数	警察等捜査機関によって犯罪の発生が認知された件数。
176	社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動のこと。
176	再犯防止啓発月間	法務省では、広く再犯防止についての関心と理解を深めもらうため、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、毎年7月を、「再犯防止啓発月間」として定めている。

第7部 重層的支援体制整備事業実施計画

頁	用語	解説
183	核家族	家族形態の一つで、「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子ども」「ひとり親と未婚の子ども」からなる小家族の世帯を指す。
184	アウトリーチ	「手を差しのべること」の意。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人に対して、公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

2 三股町総合福祉計画審議会設置要綱

(平成26年1月24日告示第1号)

(設置)

第1条 三股町における地域福祉に関する基本計画を策定するため、三股町総合福祉計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 児童福祉関係者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 高齢者福祉関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 三股町総合福祉計画審議会委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名
子どもの保護者	三股町PTA連絡協議会	会 長	馬渡 隆博
子育て支援に関する事業者	三股町保育会	会 長	平川 達郎
	学校法人三樺学園 認定こども園 みまた幼稚園	園 長	福澤 晃二
識見を有する者	医療法人社団 樺の葉 ホームクリニックみまた	院 長	郡山 晴喜
関係行政機関の職員	三股町小・中学校校長会	会 長	木下 文秋
	三股町社会福祉協議会	事務局長	有川 順一
	三股町	副町長	◎石崎 敬三（会長）
	三股町 福祉課	課 長	福永 朋宏
	三股町 町民保健課	課 長	斎藤 美和
	三股町 教育課	課 長	渡具知 実
	三股町地域包括支援センター	主 幹	水久保 美良子
その他 町長が必要と認める者	三股町民生委員・児童委員協議会	会 長	○下村 勉（副会長）
	三股町自治公民館連絡協議会	会 長	西山 繁敏
	都城地区保護司会三股支部	支部長	山極 春美
	三股町老人クラブ連合会	会 長	荒武 公治
	三股町障がい児者連絡協議会	会 長	政野 信市
	三股町ボランティア連絡協議会	会 長	竹元 仁伍
	三股町母子寡婦福祉会	会 長	福山 陽子
	三股町壮年連絡協議会	副会長	石坂 正樹
	三股町基幹相談支援センター	社会福祉士	山元 博之
事務局	三股町 福祉課（社会福祉係）	課長補佐	山田 直美
	三股町 福祉課（児童福祉係） 教育課（学校教育係）	副主幹	戸高 志織
	三股町 福祉課（社会福祉係）	係 長	楠 淳
	三股町 福祉課（社会福祉係）	主 査	上村 とも子

4 自殺対策行動計画ワーキングチーム名簿

No.	課名	係名	氏名
1	環境水道課	環境保全係	山之内 祐二
2	企画商工課	商工観光係	中村 諒
3	教育課	学校教育係	川原 雪菜
4	町民保健課	健康推進係	野口 陽子
5	高齢者支援課	地域包括支援係	水久保 美良子
6	税務財政課	特別収納対策係	佐澤 孝志
7	総務課	行政係	宇都 雅大
8	町民保健課	戸籍住民係	宮浦 詩音
9	都市整備課	都市計画係	飛松 誠一
10	農業振興課	農業委員会	津曲 浩二
11	教育課	図書館係	繁昌 美智代
事務局	福祉課	社会福祉係	山田 直美
		社会福祉係	上村 とも子
		児童福祉係	戸高 志織

三股町総合福祉計画

令和6年3月

発行・編集

三股町 福祉課

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

T E L 0986-52-9061 F A X 0986-52-0001



やさしさとぬくもりにあふれ
みんなが支え合う
生涯健康・福祉のまちづくり

宮崎県三股町